

平成17年3月飯島町議会定例会議事日程（第1号）

平成17年3月4日 午前9時10分開会・開議

議事日程

開会（開議）宣告

議事日程の報告

町長議会招集あいさつ

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
 日程第 2 会期の決定について
 日程第 3 諸般の報告
 日程第 4 第 1号議案 飯島町各種審議会等の委員定数の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例
 日程第 5 第 2号議案 飯島町商工業振興基金条例を廃止する条例
 日程第 6 第 3号議案 飯島町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例
 日程第 7 第 4号議案 飯島町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例
 日程第 8 第 5号議案 飯島町一般職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例
 日程第 9 第 6号議案 飯島町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
 日程第10 第 7号議案 飯島町税条例の一部を改正する条例
 日程第11 第 8号議案 飯島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
 日程第12 第 9号議案 飯島町老人福祉センター条例の一部を改正する条例
 日程第13 第10号議案 飯島町勤労者福祉センター条例の一部を改正する条例
 日程第14 第11号議案 飯島町福祉金給付条例の一部を改正する条例
 日程第15 第12号議案 飯島町農村環境改善センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例
 日程第16 第13号議案 飯島町文化館条例の一部を改正する条例
 日程第17 第14号議案 長野県町村総合事務組合を組織する町村数の減少及び組合規約の変更について
 日程第18 第15号議案 平成16年度飯島町一般会計補正予算（第7号）
 日程第19 第16号議案 平成16年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第3号）
 日程第20 第17号議案 平成16年度飯島町水道事業会計補正予算（第4号）
 日程第21 第25号議案 飯島町道路線の認定について
 日程第22 第26号議案 飯島町道路線の変更について
 日程第23 第27号議案 飯島町道路線の廃止について

出席議員（16名）

- | | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 内山 淳 司 | 2番 | 松村 澄 人 |
| 3番 | 熊谷 初 男 | 5番 | 三浦 寿美子 |
| 6番 | 松下 寿 雄 | 7番 | 森岡 一 雄 |
| 8番 | 宮下 覚 一 | 9番 | 大沢 喜 一 |
| 10番 | 平沢 晃 | 11番 | 星野 光 希 |
| 12番 | 野村 利 夫 | 13番 | 桃沢 あや子 |
| 14番 | 織田 信 行 | 15番 | 高坂 俊 雄 |
| 16番 | 堀越 幸 夫 | | |

説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
飯島町長 高坂宗昭	助 役 山田敏明
	総務課長 箕浦税夫
	企画財政課長 高坂浩
	住民税務課長 滝本英司
	保健福祉課長 米沢長実
飯島町農業委員会 会長 森岡一雄	産業振興課長 斉藤久夫
	建設水道課長 松下一人
飯島町教育委員会 教育委員長 河野道昭	飯島町農業委員会事務局長 (産業振興課長兼)
	教育長 大沢利光 教育次長 北沢正文
飯島町監査委員 代表監査委員 林良雄	飯島町監査委員事務局長 (議会事務局長兼)

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小林 廣 美
 書記 小林 美 恵

本会議開会

開 議 長 平成17年3月4日 午前9時10分
 おはようございます。
 ただいまから平成17年3月飯島町議会定例会を開会します。
 この定例会においては、平成17年度各会計予算をはじめ重要な案件の審議が予定されております。
 議員各位、理事者並びに説明員には、会期中を通じて慎重なご審議と円滑な議事運営にご協力いただきますようお願いいたします。
 これより本日の会議を開きます。
 本日の議事日程については、お手元に配布のとおりです。
 開会に当り、町長からご挨拶をいただきます。

町 長 おはようございます。昨夜来時ならぬ春の大雪に見舞われておりますが、3月議会定例会招集にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。平成17年2月18日付飯島町告示第6号をもちまして平成17年3月飯島町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には時節柄ご多忙中にもかかわらずご出席を賜りまして厚くお礼を申し上げる次第でございます。さて、飯島町と駒ヶ根市、中川村の3市町村の枠組みでの合併につきましては、去る2月27日に行った投票方式による住民意向調査の結果、有効投票の51.7%の住民の皆さんが反対、44.3%の住民が賛成そして3.91%の住民が町長議会に委ねると任せるとの結果となり、反対が過半数を上回り3市町村の枠組みについて合併につきましては反対であるとの住民意思が示されました。また、同一歩調で協議を重ねてまいりました中川村では合併賛成が反対を上回りましたが、駒ヶ根市では反対が賛成を上回りました。私はこの結果を重く受け止め3市町村長で協議をし、また議会の了承もいただきましたので住民説明会でも申し上げてまいりましたとおり判断基準によりこの結果を尊重し、明日5日に開催されます合併協議会に3市町村合併協議会の廃止を提案申し上げ、3月末をもって解散する手続きをとることいたしました。このため関連する議案を本定例会に追加提案申し上げますのでよろしくお願いをいたします。飯島町の今後進むべき道がはっきりした今、既にお示しをしてある町のふるさとづくり計画を基本といたしまして三位一体の改革をはじめ、厳しい財政事情のもとではありますが、町民の信頼と期待に答えるべく決意を新たにして飯島町発展のため全力を傾注し、更なる行財政改革とともに住民との協働の中に住民負担や福祉サービスにも真正面から取り組み新たなスタートをしてまいり所存でございます。今まで以上に町民の皆様並びに議員各位には、格別のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。さて、本3月議会定例会は議員各位には任期最後の定例会であり、また新年度予算をご審議いただく重要な議会でございます。平成16年度は国の進める三位一体の改革の影響を受け厳しい財源の中、まず内なる努力を行い行財政改革、経費節減を図り住民サービスと負担は極力現状を維持するように努め、必要な事業に取り組む踏ん張り型の予算執行をしてまいりました。平成17年度予算は全職員が引続く非常に厳しい財政事情を共通の課題として認識を持ち、前年度に引続き改革

の第二幕と位置付けまして基本的に聖域を設けずに飯島町ふるさとづくり計画に基づく現状でできる最大限の改革を行い、合わせて合併協議会での調整事項も念頭に入れつつ住民サービスに混乱を来たさないよう編成を行ってまいりました。詳細につきましては、新年度予算提案時の施政方針で述べさせていただきたいと考えております。さて、本議会定例会にご提案申し上げます案件につきましては、条例案件が13件、補正予算案件3件、平成17年度予算案件7件、人事案件1件、その他案件4件の計28件でございます。また先程申し上げました合併関係議案を追加提案させていただきます。いずれも重要な案件でございますので、何卒慎重なご審議をいただき適切な決定を賜りますようお願いを申し上げます。ご報告を申し上げます。日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

議 長 本定例会の会議録署名議員は、会議規則第115条の規定により、10番 平沢晃議員、11番 星野光希議員を指名します。

議 長 日程第2 会期の決定を議題とします。本定例会の会期につきましては、議会運営委員会において協議しておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員 長 ご報告を申し上げます。去る2月22日開会いたしました運営委員会におきまして下記のようなかたちの中で決定いたしましたのでご報告申し上げます。会期につきましては、平成17年3月4日から16日までの13日間と決定いたしましたのでご報告申し上げます。

議 長 お諮りします。
 ただいまの委員長報告のとおり、本定例会の会期は、本日から3月16日までの13日間としたいと思います。

議 長 ご異議ありませんか。
 (異議なしの声多数)

議 長 異議なしと認めます。したがって会期は本日から3月16日までの13日間とすることに決定しました。

事務局長 (会期日程説明)

議 長 日程第3 諸般の報告を行います。
 初めに町当局の報告を求めます。

町 長 それでは私からは3件についてご報告を申し上げます。

まず、飯島町土地開発公社の平成17年度事業計画及び予算についてでございますが、飯島町土地開発公社の平成17年度事業計画及び予算につきましては、去る2月の14日の飯島町土地開発公社理事会において審議をお願いしご議決をいただきましたので地方自治法の規定に基づきその概要をご報告申し上げます。初めに事業計画について申し上げます。国道153号伊南バイパス建設用地の先行取得事業がいよいよ開始をされることになりまして、その関係予算が主な内容となっております。平成17年度用地国債による伊南バイパス用地は国土交通省中部地方整備局との委託契約により先行取得事業として実施いたします。本年度は本郷地区の地権者16名、取得面積26,000㎡あまりを予定

しております。先行取得に要する経費は一括借入金で行いまして平成18年度から借入利息も含めて4年間に分割されて国から土地開発公社へ支払われることになってまいります。計画では平成18年度以降もこの方式で進められる予定でございますので、公社における伊南バイパス予算は平成21年度がピークになる見込みでございます。また七久保新田地区の工業用地8,400㎡ほどを取得をいたしまして現在久根平工業団地で賃貸借契約で操業中の企業の移転を計画しております。次に用地処分計画の主なものでは、久根平工業団地西の区画12,000㎡あまりを売却をする他、昨年度代行取得した東部保育園建設用地9,300㎡を町へ売却する計画となっております。これで久根平工業団地がほぼ売完となりまして企業からの引き合いに対応できない現状となっておりますために、今後新規工業団地の開発が課題となっております。大きな投資は避け企業のニーズに合った新たな工業団地計画の検討を進めたいと考えております。また七久保新田地籍の旧教員住宅は建物が老朽化をし、居住者がいないまま現在に至っております。隣接する町営住宅を含めた新たな分譲用地と住宅地としての研究も進めてまいります。次に予算概要につきましては、主な収入見込みとして久根平工業団地西区の区画の売却1億5,900万円、東部保育園売却1億5,100万円を計上いたしております。また主な支出見込みでは伊南バイパス先行取得費に4億8千万円、工業用地取得費に6千円ほどを計上いたしております。事業収益を4億1,600万円ほど見込みまして事業支出4億100万円ほど見込んでおり、この結果単年度収支では1,500万円ほどの収益となる見込みでございます。詳しくはお手元の事業計画書並びに予算のとおりでございますのでご覧をいただきたいと思っております。

続きまして平成17年度財団法人飯島町振興公社予算についてご報告を申し上げます。振興公社事業予算につきましては、去る2月4日の振興公社理事会において議決をされたので地方自治法の規定に基づきましてご報告を申し上げます。まず振興公社の事業につきましては、千人塚のマレットゴルフ場駐車場を利用したオートキャンプ場、上が池での釣り事業の管理運営、それにマレットゴルフ世界大会の開催また共催事業として中央アルプス南駒ヶ岳シオジ平の自然園開山祭等の事業を実施してまいります。予算につきましては、当期収入合計が総額で202万5千円、支出合計が総額202万5千円で当期の収入支出を同額と見込んでございます。収入の主なものは千人塚公園管理事業収入でマレットゴルフ、キャンプ、釣りの3事業を合わせて208万9千円、支出では理事会運営費、法人税等の管理費支出11万2千円、施設管理事業費支出として千人塚マレットゴルフ場の管理委託先への手数料それから維持費、世界マレットゴルフ大会の開催費、釣りの魚、釣り魚の購入費が主なものとなっております合わせて204万6千円でございます。振興公社が設立されて22年が経過をいたしました。振興公社のあり方につきましては、町のふるさとづくり計画の推進と合わせて今後更なる検討をしてみたい所存でございます。これも詳しくはお手元の事業計画並びに予算をお目通しをいただきたいと思っております。

最後に株式会社エコーシティ駒ヶ岳の平成17年度事業計画及び予算概要についてご報告を申し上げます。株式会社エコーシティ駒ヶ岳の平成17年度事業計画及び予算計画につきましては、去る2月の23日開催の同社取締役会において承認をされておりますので、地方自治法の規定に基づきその概要をご報告させていただきます。最初に平成16年

度の決算見込であります。インターネット加入者が当初見込みを上回る等順調な経営状況にありまして最終経常利益が8千万円を越える見込みとなりましたので、行政負担としてのチャンネルリース料は各行政での基金積立を基本とすることといたしました。次に平成17年度の事業計画であります。中川村の情報施設整備及び接続工事が16年度中に終了したことから出資者として新たに中川村が加わりまして総資本金2億6,550万円で伊南4市町村に営業エリアを広げる地域情報機関となりました。平成17年度においては中川村区域の事業立ち上げと加入促進、デジタル放送への対応、県内ケーブルテレビ事業者との連携及びインターネット電話事業の開始と主な事業として取り組んでまいります。経営面におきましては、営業エリアも順次拡大してまいりますので故障時における早期復旧体制の整備や加入者に親しまれる放送番組の作成ときめ細かな生活情報の提供に努めて経営基盤の安定を図ってまいります。予算計画といたしましては、収入としては利用料及び通信料の収入が中心であり売上高から売上原価を差引いた売上利益は4億6千万円ほどを見込んでおりまして、更に管理経費等を差引いた営業利益は8千万円強を見込んでおります。詳しくはお手元の資料をご覧をいただきたいと思っております。以上3件について私の方からご報告を申し上げます。よろしくお願いたします。

議長 質疑がありますれば最終日全員協議会をお願いいたします。

次に議長から申し上げます。まず請願・陳情等の受理について報告します。本日までに受理した請願・陳情等はお手元の請願・陳情等文書表のとおりであり、会議規則第92条の既定により所管の委員会に審査を付託します。

本日までにお手元のとおりの例月出納検査報告がされております。

次に曾我弘議員から病氣入院のため欠席の旨、桃沢あや子議員から都合により午後欠席の旨通告がありました。

次に本会議に説明員として出席を求めた方は別紙のとおりであります。なお、大沢教育長が上伊那広域連合理事者会出席のため午後欠席となります。以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 第1号議案 飯島町各種審議会等の委員定数の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町長 それでは第1号議案 飯島町各種審議会等の委員定数の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきまして提案理由の説明を申し上げます。先の中川村協議会においても説明をさせていただいておるところでございますが、飯島町新行財政改革大綱ではその職務機能を精査しつつ人件費等の削減の一環として各種審議会の委員数を5年間で25%削減をすることとしておりまして、またこの4月からは議会議員の定数が12人に削減されることから議会代表委員数の見直しが必要となっております。このため今回各種審議会等の委員定数及び構成の見直しを行いまして関係条例を整備するための条例を制定するものでございます。この条例では合わせて10の条例改正で10の審議会等の見直しを行っております。なお、今回はこの条例の他規則や要綱で定められた委員会等につきましても見直しを行っておりまして、その結果委員会の数は6減って39に、委員の数は134人21%減って548人となります。年間の削減効果は約80万円となります。詳しく

企画財政課長
議 長
1 3 番

は担当課長から説明申し上げますのでよろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。

(補足説明)

これから質疑を行います。

それでは何点かお尋ねいたしたいと思います。この改革については、大変求められるものですので反対するわけではありませんが、1つはですね、先程開会の町長のご挨拶にもございましたように今後は住民の皆さんとの協働の精神に飯島町の自立に取り組んでいかなければならないという段階ではやはりこれからは各種審議会や委員のそういう工夫、今まで以上の工夫が私は大事だと思うんです。内容を見ますと大変公募の委員が増えているのもあれば新しく公募が設けられた審議会、委員会もあるわけですが、せっかく公募しましてもなかなか住民の皆さん要望がなかったり、また会議が日中開かれるという期間が多いことから公募したくても仕事の都合上諦めざるを得ないという方もいらっしゃるでしょうし、また会議の進め方の内容ですけれども例えば膨大な資料を開会日の当日いきなり配られて事務局の方から長時間にわたって説明を受けるなどということがあると、なかなかご自分の意見や思っていることを発言するということが大変難しいという会議も私も出席してみて多々あったわけでありまして。そういうやはり内容や会議の開催の方法についての改革が今後必要ですし、そういう中から住民の皆さんとの協働の精神も一層充実してくると思うんですが、その辺の改革ですね、をどんなふうに進めていくのか私はこの機会にそういうものも捉えて改革していくべきというふうに思いますので、その辺の検討を協議がありましたらぜひご説明をいただきたいと思います。それからもう1点はこれは些細なことかもしれませんが、女性の立場から言わせていただきますが、せっかくこういう改革をするわけですから今まで使われておりました婦人という名称はですね、ぜひ女性というふうに改めていただく取り組みもぜひお願いしたいと思います。婦人という言葉は学問上では差別用語と言われておりますし、今飯島町の町内でも今まで婦人団体と言われていたものは名称を変えたり組織を変えておりますし、耕地は女性部長という言い方をしておりますのでぜひそれに合わせた時代に合った名称ということでぜひ改革をお願いしたいと思います。それは要望ですが今後の検討課題に入れていただきたいと思いますのでご答弁を求めたいと思います。以上です。

町 長

行政を進めていく上にできるだけ広く住民の皆様方の意見を反映してということで審議会、協議会等の委員でお願いして進めておるわけでございます。先程も申し上げましたように今後自立の中では一層協働の町づくり広く住民の皆様方の参加をいただいて行政を進めていかなないとなかなかこの進展に図れないということは今ご意見にあったとおりでございます。そうした方向でぜひ検討してまいりますけれども、その中で今回もこの改正に見合わせて8名ほどの公募の委員を各所に取り入れていただいてお願いしてまいります。ただ時間とあるいは急なこの資料を目のあたりにしてその審議の内容が深まらないというような部分も今までも色んなふるさとづくり審議会等でも出ておった経過もございます。したがってできるだけ皆さんに応募していただきやすいような環境づくり、それからその会議等も夜に開催できるものは極力そうした1日のお勤め等を終えた後の時

間帯というようなことでこれまでも配慮してまいりましたけれども、そうしたことに更に意を配ってそれから資料の事前送付等につきましてもできるだけ配慮をして予め目を通していただいた中で参画いただけるような環境づくりを一層努めてまいりたいというふうに考えております。また具体的にはスタートをした時点で十分配慮してまいりたいと思っております。それから女性の呼称につきましてもご意見いただきました。今後その呼称について十分配慮しながら進めていきたいというふうに考えております。よろしくお願います。

議 長
2 番

他にございませんか。

それではこの委員定数の見直しの若干関連としてお尋ねをしたいと思います。この機会に、それはですね、先程女性の呼称の問題が出ましたが、私は女性の参加率ということでお聞きをしたいと思うんです。まず確認からですが、いわゆる男女共同参画社会の実現に向けてですね、その飯島町も計画を持っておるわけですが、そこでのですね、女性参加率この目標は確か30%だったと私は承知をしておるんですが、そのことの確認、それからもう1つはこの審議会等ですね、の現状のですね、女性の参加率はどのぐらいかということと、それからこの定数を減らすということについてこの内容については理解できるわけがありますが、その女性の参加ってというのはかなり前にですね、その計画をして飯島町としても計画の中に盛り込んでおるんですが、なかなか実態としては向上していないというふうに私は認識をしておるんです。これは制度的にですね、きちんと位置付けをしていかなないとだめだと、ある人は女性自身の問題であると、女性のその意識の問題だということと言われる人もおります。これは間違いではないと思いますが、やはり制度的にですね、審議会の条例その他で改革をしていかないと実現はできないというふうに思います。したがってそこら辺の考慮をですね、どのようにその男女共同参画社会実現のためのプランですね、との兼ね合いそういったものが背景にあるわけですから、それを実現するためにどのように工夫あるいはもっといえば私は条例の中にですね、その仕組みを例えばクウォーター制ですとか幾つかのやり方が各国で行われておるんですがそういったものを入れていくべきじゃないかと思うんですが、そこら辺についての考え方をお尋ねをしたいと思えます。

町 長

各種委員会、審議会等へのこの女性共同参画、男女共同参画の方向の中でぜひひとつ率先して自らの意思で参画いただきたいと付託されることを期待しておるわけでございます。ふるさとづくり計画では今おっしゃいましたように目標を30%を女性の参画を期待しての数値目標というかたちになっております。具体的に今までのこれまでも務めてきた女性の各審議会の出席率数字的に正確には掴んでおりませんが、私も会議に色々参画出席をいたしまして様子を見てまいりましたけれども、特別憂慮すべきような欠席というようなふうには目に留まっておりません。ただこの会議の時間帯等によってはそうした事情によって欠席されるというのもないわけではないということでございますので、と同時にまた委員の委嘱をお願いするときになかなか口では男女共同参画の中での委員委嘱ということの視点で捉えておりますけれども、なかなかこの委嘱を申し上げる段階では実際問題として苦勞をしておるのも現実としてあるわけでございますので、今後は一層こ

うした協働の町づくりの推進を図っていく上で積極的なひとつ女性の皆さん方の自ら捉えていただく判断もご期待を申し上げたいというふうに考えております。男女共同参画社会の構築の計画ができましたので、その内容的なことについてはもう一度担当の方からご説明申し上げますけれども、今ここで条例的にそれを捉えて規定してどうのこうのということではなくてですね、この計画に沿って住民の皆さんが自らそのことを受け止めていただいで積極的なご参加をいただくようにまず啓蒙していくことの方が先決ではないかというふうに私は考えておりますのでよろしく申し上げます。

議長 他にございませんか。

教育次長 それでは男女共同参画の計画の方からお願いをしたいと思いますけれども、男女共同参画社会の実現のための目標としては30%の目標を掲げております。男女共同参画社会の立場から申し上げますと男性女性という区分をしていくことではなくて、平等に取り扱うということでございますので、それぞれが意識をもって参画していただくということが必要かと思えます。したがって男女共同参画社会の立場では来年度は予算の中でご審議をいただきますけれども、ジェンダーカルタ等作りましてそういった意識を高めていただくように啓蒙していきたいというふうに考えております。

2番 その現在のですね、女性の参加率についてお尋ねをしておるわけですが、町長のご答弁では欠席云々のことをご回答いただいておりますが、その数字的にことによたら把握をされてないのではないかと思います。ただそのやはり目標を数字として挙げている限りはですね、当然現在この瞬間のというのは無理としてもですね、どっかの時点で定期的に観測をしていかないと目標達成というのは当然ありえないと言いますか、目標達成に向けての努力というのはですね、やりようがないじゃないかと思うんですね、ですからこの点再度お尋ねをいたしますが、だいたいのところでも結構ですからどのくらいか、あるいはどういう認識をされているのかってことを再度お尋ねをしたいと思います。それからその条例改正ではその男女共同参画社会のですね、女性参加率について規定をすることはお考えになってないということでもあります。これについては確かにいわゆる逆差別ってというような今はその心配はないんですけども、そういうような問題も背景と言いますか、その潜在的にはあるわけでありまして。したがってその工夫ということになるんですが、結局その色んな工夫をして改善がみられてないということなんですね、したがってそのあえて制度的なものをどうかということでお尋ねをしております。したがって条例以外でも規則とか色んなもう少し緩やかな弾力的なですね、かたちでのものは考えられるわけでありまして。委嘱するときをお願いするとかそういったことは確かに私も経験ありますけれども、やってきておるんですが実現できていないということでのもう少しですね、弾力的な制度的なものをですね、考えるべきではないかというのが私の考えですが、その点について再度町長のお考えをお聞きしたいと思います。

教育次長 男女の比率の関係でございます。概数で申し上げますと数%ということだと思えますが、詳しい資料につきましては現在持ち合わせておりませんので、後ほどご報告させていただきます。

町長 数値目標にできるだけ近づけていくような努力をしながら住民の皆さん方も男女とい

うかたちでなくてですね、平等の中でその中で積極的な女性の参画をいただくということの中でひとつ住民の皆さんにご理解いただくように努力をしてみたいと思います。

議長 他にございませんか。

11番 それでは先程町長触れられましたけれども、公募についての考え方ですね、この点についてお尋ねをしておきたいと思えます。ただいま時代の趨勢の中で公募型の募集ということ町長触れられましたけれども、本来のかたちでいきますとやはり審議会等におきましては、町長が提案をしてですね、その中で審議をいただくと先程13番議員が言われましたけれども、それが本来の姿であると思うんです。今回のやはりふるさとづくり審議会等においても公募委員を応募されたわけですが、非常にその時間がかかったわけで本来のかたちでいきますと白紙委任のかたちの中で審議をするということは殆どない状況だろうと思うんですね、これよほどのことがない限りそういう形式はとらないというそういう位置付けからしますと、やはり公募型というものについては十分検討しなきゃならない要因だろうと、ただ単に時代の趨勢だけでですね、この対応を求めていくというのは私はどうかかなという感じがします。そういう意味では十分公募型のひとつの審議委員会というものについては、法規審査会等で審議をされたと思うんですが、こうした経過を踏まえたかたちの中でどの程度この審議がなされてきたいのか、公募型に対するひとつの姿勢ですね、これについてお伺いしたいと思います。

助役 ご提案申し上げております各種の委員会構成の中の公募委員、これを今までの現況に照らしてですね、慎重にというご意見かと思えますが、特に過日ちょっと細部に触れてのペーパーと言いますか資料申し上げたところでございますが、この公募型の公募の委員さんの枠を新たに設けておりますものは今ご指摘のとおりですね、審議会の部門に特に力を入れてございます。特に審議会に触れて今までの経過等を踏まえてのご意見でございますが、特に審議会につきましては今ご指摘のとおりですね、理事者からのひとつの意見を求められる法的にも位置付けがしっかりしたこうしたいいわゆる各種の委員会、審議会の中でも一番重要な位置付けにあるわけでございます。したがってこの特に公募の委員さんを入れることによって町の皆さん方の意向をそこに反映していくとそういう点では審議会においてはこの公募の委員さんの位置付けというのは大変重要視をされてまいるわけでございます。そんなような観点から特に審議会につきましては公募の委員さん方を重要視したという改正内容になっております。特にこの各種の委員会の中でもですね、一般の公募に馴染まない委員会もあるわけでございます。比較的専門的な知識を有してそういう皆さんによって町長のいわゆる執行にかかる意見を聞いていくいわゆる執行機関の付属機関でなくてですね、専門的な知識を持って町長の行うということに対する方向性に対する意向を聞いていくとこういういわゆる専門委員会的な委員も多いわけですが、こういうところにつきましては公募が馴染まないというような考えでございます。今ご指摘のとおりですね、法規審査委員会等におきましてもそんな委員会の各種の正確をもとに分析をいたしまして審議の結果、そういう方向性をもって提案申し上げたところでございます。なおまた公募の委員の皆さんがなかなかこの審議会の性格等に馴染まないというような今までの経過もあったわけですが、この辺につきましては委員会の審議会の持

ち方、運営の仕方そういう中でひとつ今後なるべく円滑な運営ができますように努めてまいりたいとこのように思っております。

5 番 1つ、もう1つお聞きをしておきたいんですけども、公募の方法ですよね、どんなような方法で各審議委員さんを募集されるのかということと、その後のその公募によつての公募の委員さんの選定の仕方というのは何かもう既にこんな方法でというようなこともお決まりになって準備をされているのかどうかその点お聞きをしたいと思えます。

企画財政課長 方法につきましては、1つの例としましては前回は行いましたふるさとづくり審議会の委員さんの公募の方法、要綱を作りましてこういうことについて審議していただきますと、つきましては町民の中から委員になられる方を募集するというようなことになろうかと思えます。それらを基本に考えていきたいと思えます。それからその具体的にというお話ですすけれども、今現在条例審議中でありますので条例が決めていただいた後に順次間に合わせていきたいというふうにおもいますのでよろしく申し上げます。

議長 他にございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第1号議案 飯島町各種審議会等の委員定数の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を採決します。

本案は起立により採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 お座りください。起立全員であります。したがって第1号議案は原案のとおり可決されました。

日程第5 第2号議案 飯島町商工業振興基金条例を廃止する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

助 役 第2号議案飯島町商工業振興基金条例を廃止する条例について提案理由の説明を申し上げます。現在商工業振興基金は8千万円余を金融機関に預託することによりこれを原資の一部として中長期業経営者の皆様に安い金利で運転設備等の資金として利用いただいているところでございます。本条例案につきましては、平成17年度から同額の資金を歳入歳出予算をもって預託するように改め、この基金を廃止するものであります。このことによりまして現在の基金預託の方式による円滑な資金融資を損なうことなく、一方で廃止する基金の総額を財政調整基金に積み立てるものでありまして、財政運営上も資金のより効率的な活用が可能となります。詳しくはご質問によりまして担当課長からご説明をいたしますので、よろしくご審議の上ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長 これから質疑を行います。

2 番 それではお尋ねをいたしますが、まず1つは一般財源で預託をしていくということす

が、その方法についてですね、必要なときに要望があったときに一定の金額を預託するというようなことなのかどうかということか、あるいはその方法についてお尋ねします。もう1つこれは意味があってそのこの条例を設けてですね、それで8千万円、条例では1,650万円以上ということだったですかね、実際には8千万円余を預託してあったということでもあります。それはそれとしてきちんとその目的があったお金としてですね、運用してきたんですが、一般財源化して活用できるという意味もわかります。そこでだったら何で最初からその一般財源化してやらなかったか、別の言い方をすればそれによるデメリットはですね、どういうものが考えられるかということをお尋ねをしたいと思えます。その大ききは2点、細かくは3点くらいになりますか以上です。

産業振興課長 それではただいまのご質問に対しまして考え方を申し上げたいと思えます。まず一般財源化をいたしまして預託をしていく方法でございますけれども、基本的には一般会計の予算に基づきまして年度当初に基本的には現在と同額を予定しておりますけれども、このものを現在と同じように預託をし、そして年度末の3月31日をもって一旦取り崩すというような一般会計を通じての執行を予定をいたしております。それからデメリットということでございますけれども、まずこの中には2つご質問あったかと思えますけれども、当初の時点ではこの預託というものは信用保証協会の方に基金をもって預託して信用保証協会から保証するに際しまして町内の金融機関に預託をするというようなルールであったわけですけれども、このものが廃止になりまして保障協会としてはこの基金を求めないということになりましてそれ以降直接町が基金をもって町内の金融機関に預けてきたという経過でございます。デメリットということでございますけれども、メリットにつきましては助役の提案説明の中にもございましたけれども、デメリットという点については基本的には現在まで金融機関とも話をしたり、先進の事例等も聞きながらきておりますけれども、基本的にはデメリットの生じない今までと同じ方法でいくというかたちで考えておりますので、デメリットはないというふうに考えております。以上です。

議長 他に。

3 番 ちょっとお尋ねしますが、現在の預託しておる利用率っていうのどのぐらいあるかお知らせいただきたいと思えます。それとこの利用そのものが景気の変動によりましてだいぶその上下があると思うんですが、それが一般化予算化されて柔軟に対応できるかどうかその心配もあるわけでございますので、そこの点をお聞かせ願いたいと思えます。

産業振興課長 それでは現在のまず利用率につきまして申し上げたいと思えます。ご存知のように基金は8千万円とその金利があるわけでございますけれども、これの5倍型ということで8千万円をそれぞれ預託いたしまして融資額4億円ということで進めておりますけれども、現在の利用金融機関を通じての融資額の残高累計でございますけれども、約2億1,100万円ということで利用率が50%というような状況でございます。それからこの変動等に対する新しく対応した場合どうなるかということでございますけれども、現在約2億円の利用でございますけれども、これが4億になり5億になるということがそういう場合もあるかと思えます。こういうふうになりました場合にはこの預託方式というものに切り替えるわけですけれども、金額につきましてはそれに見合う金額を預託をしていくというかた

議 長 ちで資金需要が増えました場合には預託の額を変動させて対応するという考え方でござ
 います。以上です。
 他にございませんか。
 (なしの声)
 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
 これから討論を行います。討論ございませんか。
 (なしの声)
 議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
 第2号議案 飯島町商工業振興基金条例を廃止する条例を採決します。お諮りします。
 本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
 (異議なしの声)
 議 長 異議なしと認めます。したがって第2号議案は原案のとおり可決されました。
 日程第6 第3号議案 飯島町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する
 条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。
 町 長 それでは第3号議案 飯島町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条
 例につきまして提案理由の説明を申し上げます。去る町の下水道事業受益者負担金の不適
 切処理問題につきまして議会の皆様はじめ住民の皆様に大変ご心配をおかけしましたこ
 とに行政の責任者としてまことに遺憾に思い、改めてお詫びを申し上げる次第でございま
 す。経過や対応につきましては、その都度ご説明申し上げてまいりましたが関係する住民
 の皆様方にはご説明を申し上げて、おおかたの皆さんのご理解が得られたこと、そして今
 後この事務処理手続きを明確にしたこと、また関係した職員の責任を明確にしたこと等
 により、一連の処理を進めてまいりました。そこでこの問題により町行政に対する住民の信
 頼を損ねたことに対する私以下管理監督の立場にある理事者としての責任を果たすため
 に、町長が給料月額10分の1を2ヶ月、助役が給料月額10分の1を1ヶ月の減給
 処分を行うように提案申し上げる次第でございます。何卒ご賢察をいただきましてご議決
 賜りますようお願いを申し上げます。
 議 長 これから質疑を行います。質疑ございませんか。
 11番 大変言いにくいことを申し上げますが、今回提案されたことにつきましては、町長も助
 役時代その一端を担ってきたわけでございますけれども、今回発覚したのはそれ以前から
 の対応の中から発生した部類も実はあるわけでございます、そうした状況が今日に至
 ったかたちの中で明確化されたとこういうかたちになるわけです。常の状況の中において
 は、発覚したときにその責任をとるとというのが常の対応でありますけれども、本来のか
 たちでいきますと前理事者にわたってもですね、この対応が本来のかたちの中でやっぱり課
 せられる部分というのはあっても然るべきかなとそういう位置付けというものは果たし
 て法的なかたちの中であるのかないのか、そのことを含めてですね、ただ単なる現時点の
 対応だけでよろしいのかどうかこの点についてわかりましたらお答えをいただきたいと
 思います。
 町 長 こうした問題につきまして遡ってしかもまたそれぞれの立場でこの職にもう既がない

という立場の中でこうした行政処分ということにつきましては、色々前例等も調べたり聞
 いたりしましたけれども、ありえないとかたちの中で現にこの職にある者をこうした
 処置の対象にするということで対応させていただきました。
 11番 ありえないという町長の感覚だというお答えですけれども、もう一度お尋ねします。法
 的な根拠はあるんですか。
 町 長 法的な部分でいわゆる刑事責任を問われる場合あるいはまた賠償責任を問われる場合
 というようなことにつきましては、それぞれの法律の根拠に基づいてそうした処分はあり
 えるかと思いますが、今回の場合は事務の不適切な処理であるということの中でこうした
 判断をさせていただきました。
 議 長 他にございませんか。
 (なしの声)
 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
 これから討論を行います。討論ありませんか。
 (なしの声)
 議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
 第3号議案 飯島町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決
 します。
 お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
 (異議なしの声)
 議 長 異議なしと認めます。したがって第3号議案は原案のとおり可決されました。
 日程第7 第4号議案 飯島町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する
 条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。
 町 長 それでは第4号議案 飯島町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条
 例について提案理由の説明を申し上げます。前議案と同名の提案条例案件でございますけ
 れども、内容が違いますので別途提案をさせていただきたいと思っております。特別職職員等の
 給与につきましては、昨年町長、助役、教育長の給料月額を10%から6%また議会の議
 員の報酬月額を2%減額する条例改正を行いました、依然厳しい社会経済情勢の中で住
 民の皆さんの判断を仰ぐため去る1月14日に飯島町特別職報酬等審議会を開催をいた
 しまして、現在の給料月額または報酬月額の改正の是非と改正するとした場合の適切な額
 と時期について諮問をいたしました。審議会におきましては慎重にご審議をいただきその
 結果、町長、助役、教育長の給料月額と議員報酬月額についてともにそれぞれ3%相当の
 附則適用による減額改定を平成17年4月1日から実施することが適当であるとの答申
 を1月25日にいただいたところでございます。つきましてはこの答申を尊重いたしまし
 て答申のとおり条例改正を提案をするものでございます。なおまた非常勤の特別職に職員
 の内、中央公民館長、図書館長及び社会教育指導員の報酬月額の規定方法について変更を
 一部するものでございます。細部は担当課長から説明を申し上げますので、慎重審議をい
 ただきましてご議決をいただきますようお願い申し上げます。
 総務課長 (補足説明)

議 長 5 番 これから質疑を行います。質疑ございませんか。

1つ今後のことについてお聞きをしておきたいと思っているんですけども、これから自立ということで大変厳しい財政の中で住民の皆さんにも大きな負担をお願いしながら行政運営をしていくという状況になってくるというふうに思っているわけですけども、住民の負担とともに町長さんも理事者の立場としてご自分の報酬についても再度お考えをいただくというときがくるのかなということもよその町村のお話などを伺ってきて私自身はそんなことも感じているわけですけども、その点についてどんなお考えをお持ちなのかちょっとお聞きをしておきたいなと思っております。

町 長 4月からの私以下のこの特別職の状況ご提案でございますが、まだその先の年度のこの具体的な考え方はまだまとめてございませんが、ふるさとづくり計画の中に示しておりますその目標はもっておりますので、今後諸般の状況を十分判断をしながら慎重に検討してまいります。

議 長 他にございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第4号議案 飯島町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は起立により採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長 お座りください。起立全員です。したがって第4号議案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩をとります。再開時刻を10時40分といたします。休憩。

午前10時27分 休憩
午前10時40分 再開

議 長 会議を再開いたします。

日程第8 第5号議案 飯島町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長 第5号議案 飯島町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。引続く厳しい財政状況を踏まえて一般職の職員の給料月額について平成17年度中3%相当の減額支給を附則適用により行うため提案するものでございます。細部につきましては担当課長から説明を申し上げますので、よろしくご審議をいただきご議決賜りますようお願い申し上げます。

総務課長 (補足説明)

議 長 3 番 これから質疑を行います。

世の中みんな給料減らしゃあいい、給料減らしゃあいいっておっちょこちで流行のよう

に給料減らす条例がここへも出ておりますが、やっぱり人間というものは欲望というものは強くあるわけですが、減らすばかりで能率が上がるかどうかはなかなか疑問であります。今民間で特に言われておる年功序列の給与形態が崩れておる現在、役場の職員もそこらの点も考えて給料もそこらへ見合ったことも考えてく時代じゃないのかな、地方分権でいわゆる自立って口で言ってもなかなか難しい時代に企画力、そのようなものを問われるときに年功序列のこの給料形態でいいかどうか、真剣に考えるときが来ていると思っておりますが、そこらの点に関するお考えがありましたらお聞かせ願いたいと思っております。

町 長 現在の給与の基本的な考え方につきましては、人事院が定めるこの地方公務員制度の給与体系これに基づいて実施をしておりますが、つい最近も国の方もそうした本来の給与の公務員のあり方というものにつきまして総理自ら指示をされてこの抜本的な考え方の方向を検討しようということで動きが大きく出てまいりました。そうしたことも含めてまた地方公務員特に役場の職員の給与体系も連動して考えていく必要があると大きなひとつの課題であるというふうに認識をしております。

他にございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第5号議案 飯島町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。したがって第5号議案は原案のとおり可決されました。

日程第9 第6号議案 飯島町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長 それでは第6号議案 飯島町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。特殊勤務手当の支給につきまして著しく危険を伴う業務、不快や不健康または困難な業務また伝染病防疫及び行旅病人行旅死亡人に伴う業務等に支給範囲を限定することといたしまして、税務手当及び自動車管理手当を廃止するよう条例の一部改正するものでございます。細部につきましては担当課長から説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご議決賜りますようお願い申し上げます。

総務課長 (補足説明)

議 長 2 番 これから質疑を行います。

ちょっと提案理由の文言でお聞きしたいんですが、今説明にあったように支給の範囲をですね、特殊勤務手当の支給の範囲、著しく危険、不快、不健康または困難な業務とこういう包括的な文言があるわけですけども、これが条例の中では第6条に特殊勤務手当の

中の特殊業務手当っていうのがあってその中で謳われているかなと思ったんですが、謳われてないんですね、そこには伝染病の防疫手当とそれから行旅病人行旅死亡人の取扱い手当という具体的なものが入っているわけですね、そうするとこの包括的な著しく危険から困難な業務という部分です、これはどう判断条例の中に入らないでどう判断されているんですかね、判断というか条例をもとに判断をするにしてもちょっと難しいかなということでのどのような扱いになっているのかお聞きしたいんですが。

総務課長 特殊勤務手当に関する条例の目的のところにありますように一番のものは地方公務員法からきております。地方公務員法の中で手当の内容等についての規定がありましてその中にこういった文言が使用されてきております。それを受けて一般職の職員の給与に関する条例この中で支給の範囲だとか手当の額については、別の条例で定めるという規定がありましてこの条例にきておりますので、ここの提案理由に説明されている文言について一番のものは地方公務員法からきておりますのでよろしくお聞きしたいと思っております。

2 番 そうするとこの地方公務員法のもを適用すればそのこの条例ですね、特殊勤務手当に関する条例に基づかないでいいという判断なんですか、それとも地方公務員法の中の文言があって更にこの特殊勤務手当に関する条例に基づいてということで支給されるんですか。それとその範囲ですね、その要するに包括的なこの地方公務員法で決められているところこれに要するに判断基準をどうしているかってことを聞きたんですがね。

総務課長 地方公務員法で定めてありますのは、この提案理由の中にありますような著しく危険、不快、不健康または困難な業務こういう大きくりの規定があります。この中で各自治体の中の判断で条例で定めて規定していくということになりますので、地方公務員法の中でどういう項目のものが対象手当になるという具体的な決めがございませんので、各自治体により考え方が異なり事情がありますので、その中で判断をされているということでございますので、飯島町は今現在4つのものが条例化されているという内容になっております。

2 番 包括的なものは判断されないということですね。今のところきちんと確認しておきたいんですが、要するに地方公務員法で謳われている著しく危険、不快、不健康または困難な業務というものを飯島として解釈したときに具体的な伝染病防疫手当及び行旅病人、行旅死亡人の取扱い手当の2つと言いますか、3つか 関係だと1つとみれば2つとそれに限定されてその条例で規定されているということで、そうすると提案理由にあるその包括的なですね、地方公務員法で謳われているものをこの提案理由だと含むということに受けるんですが、それは規定されてないわけですね、そうするとこれは包括的なもので何らかの判断をして手当支給するということではできないと見るんですが、そのところが提案理由の説明と入っているのはちょっと理解苦しいんですけどもいかがでしょうか。要するにこの包括的なものを基準にですね、地方公務員法で謳われているその包括的なものを理由に手当支給できるのかどうかってことですね、突き詰めてみれば私はできないと思うんですね、したがって提案理由にこれがあるってことは提案理由ですからね、条例の中にはないですからそのところをもう一度確認、最後の質問ですからこれ以上できませんのでもう一度確認したい、要するに条例の中に入らないわけですね、この包括的なものは、だから地方公務員法にあっても文言があっても飯島町としては包括的なことでの支給はでき

ないと思うんですが。

総務課長 ちょっと質問の趣旨があんまりちょっと理解できませんけれども、先ほどから言っているようにその地方公務員法で総合的な規定をされておりますので、それを具体的に支給するには各自治体の条例で項目と支給条件、支給方法について規定をしていくということになっておりますので、当町においては特殊勤務手当に関する条例を設けて、今現在第2条で具体的な手当の区分を設け支給をしておるんですが、今回廃止するのは税務手当と自動車管理手当を廃止をしていきますので伝染病の防疫手当それから特殊業務手当この2つが残されていくという内容になりますのでそんなふうにご理解をいただきたいと思っております。

議 長 他に質疑ありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。
(なしの声)

議 長 討論を終わります。
これから第6号議案 飯島町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。したがって第6号議案は原案のとおり可決されました。
日程第10 第7号議案 飯島町税条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

助 役 第7号議案 飯島町税条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。本案は不動産登記法の施行に伴う各関係法令の整備に関する法律が平成17年3月7日から施行されることに伴い飯島町税条例の一部を改正するものであります。法改正によりまして条例第54条では土地登記簿、建物登記簿を登記簿に改め、第72条では法の全文改正により対応条文を整備するものであります。またこの改正に伴いまして飯島町墓地等の経営の許可等に関する条例についても改正条例の附則をもって土地登記簿謄本を登記簿謄本に改めるものであります。よろしくご審議の上ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議 長 これから質疑を行います。
質疑ありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから第7号議案 飯島町税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
 (異議なしの声)
 議長 異議なしと認めます。したがって第7号議案は原案のとおり可決されました。
 町長 日程第11 第8号議案 飯島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。
 それでは第8号議案 飯島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。国民健康保険に加入をしている40歳から64歳までの介護2号被保険者にかかる介護納付金が増加している現状に照らしまして平成17年度から介護納付金分にかかる国民健康保険税の税率の改定をお願いするものでございます。なお、国民健康保険税の内、医療費分については今後の医療費と財政収支の予測から据え置くことといたしております。細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしくご審議をいただきご議決賜りますようお願い申し上げます。
 (補足説明)
 住民税務課長 これから質疑を行います。
 議長 質疑ありませんか。
 (なしの声)
 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
 ただいま議題となっております第8号議案 飯島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、総務委員会へ付託したいと思っております。ご異議ございませんか。
 (異議なしの声)
 議長 異議なしと認めます。したがって第8号議案 飯島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は総務委員会へ審査を付託することに決定しました。
 日程第12 第9号議案 飯島町老人福祉センター条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。
 助役 第9号議案 飯島町老人福祉センター条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。飯島町老人福祉センター千寿荘は建設以来宿泊使用を含めまして高齢者の福祉増進のための多目的集会施設として、また最近では介護予防拠点施設として運営をいたしているところであります。本条例案につきましては、最近の施設利用の現況に照らして平成17年4月1日をもって宿泊施設としての使用を廃止するとともに、一部使用料の改定を行うものであります。詳しくは担当課長から説明をいたしますので、よろしくご審議の上ご議決を賜りますようお願い申し上げます。
 (補足説明)
 保健福祉課長 これから質疑を行います。
 5番 それではただいまも課長の報告の方から利用者の減少が見られるというふうに報告を受けたと思いますが、実際どのような現状であるのはもう少し具体的にお示しいただきまして、そうはいっても施設の改築などやってきましてこのまま利用者が減っていくからというわけにはいかない施設であるというふうに私思っておりますけれども、今後のそういう取り組みについてのお考えはないのかお聞きをしたいと思います。

助役 ただいまのご質問でございますが、次の上程議案でございます勤労者福祉センター条例の一部改正これにも関連がございますので、合わせてその辺を私の方からお話を申し上げまして細部につきましてはまた所管の方から申し上げたいと思っております。この千寿荘の宿泊部門につきましては、ご承知かと思っておりますが勤労者福祉センターの管理と一体的な管理を今お願いいたしております。管理の方法は行政財産の一時目的外許可と使用許可とこういうことでお願いをしております。その中に勤労者福祉センターの宿泊部門合わせて千寿荘の宿泊部門を合わせまして一個人にお願いをいたしてきておるところでございます。したがってこの宿泊部門につきましては、勤労者福祉センターと一体的な宿泊利用とこういうことで特に飲食部門については勤労者福祉センターの厨房を使って提供してきておるところという実態でございます。したがってひとつに勤労者福祉センターの宿泊の利用これが千寿荘の宿泊利用とこういうことになるわけでございますが、その辺勤労者福祉センターの宿泊利用の方をメインに据えまして所管の方から説明を申し上げます。
 保健福祉課長 それでは利用の実態でございますけれども、お知らせいたします。まず全体でございますけれども、このいわゆる日帰りの関係は特に生きがいサービスこれを社会福祉協議会に委託して実施しておりますものでございますが、これは12回ほど実施しております。これが全体では160人ほど延で使うというものでございます。その他では地区の老人クラブとかまた障害者の団体こういったもので使っております100人強でございます。また宿泊の関係でありますけれども、これは4月から11月ということでございまして12月以降になりますと非常にお風呂等がですね効率がというようなことでなかなか難しい面があるんですけれども、これは全体では173人ということであります。これ特に勤労者福祉センターの宿泊部門の補完的な役割を果たしておるところというようにご理解いただきたいと思っております。その他入浴の関係でございますけれども、これは全体で608人ということであります。これは特にこれもやはり福祉センターにお風呂施設が使えないというような状態ありますので、福祉センターの宿泊客も含めてお風呂を利用していただくとこういう状況でございますのでお願いをしたいと思います。以上であります。
 議長 他にございませんか。
 2番 ちょっとお聞きします。施設使用料をですね、個人から団体にしたというのは意味があって団体単位にしたと思うんですが、この辺についてのお考えをお尋ねしています。
 保健福祉課長 これはやはり利用の実態から改正をさせていただくということでございます。通年を見てみましてこのいわゆる有料でこの施設をですね、利用していただくというものは宿泊と入浴以外はございません。これは特に免除規定がございまして介護保険関係とかまた老人の健康増進、障害者の健康増進そういったものについては免除規定で0とこういうことになっておりますので、そうしますとそれ以外の団体が使うという事例があまりない、殆どないといったことで少しでも料金を軽減して使っていただきたいなとこういふ願ひもあるわけでございますのでお願いをしたいと思います。
 議長 他にございませんか。
 (なしの声)
 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。
 (なしの声)
 議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
 これから第9号議案 飯島町老人福祉センター条例の一部を改正する条例を採決いたします。
 お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
 (異議なしの声)
 議長 異議なしと認めます。したがって第9号議案は原案のとおり可決されました。
 助役 日程第13 第10号議案 飯島町勤労者福祉センター条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。
 第10号議案 飯島町勤労者福祉センター条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。飯島町勤労者福祉センターは勤労者の福祉増進のための多目的集会施設として、また千人塚一帯の観光の拠点施設として長年にわたる運営をいたしてきたところであります。当施設も建設後40年を経て老朽化が進んでおり合わせて最近の施設利用の状況に照らして検討を重ねてまいりました結果、利用者の安全性の観点から平成17年4月1日をもって宿泊施設としての使用を廃止し、使用料にかかる規定を削除するものでございます。詳しくはご質問によりまして担当課長から説明をいたしますので、よろしくご審議の上ご議決を賜りますようお願い申し上げます。
 議長 これから質疑を行います。
 質疑ございませんか。
 2番 それではお尋ねします。この勤労者福祉センターは今まで、今もそうだと思いますが、その老人福祉センターと合わせて志をへ委託していたと思うんですが、そのこの宿泊利用のですね、先程福祉センターの方もお聞きしますと結構な人数が使っておりました。で勤労者福祉センターの方の宿泊利用もやめるということになると、これはこれで理由がありますので、やむない部分はあると思うんですが、その委託先のいわゆる収入委託が継続できるかっていう問題があるやにも思われますので、その点どういうふうに配慮されているのってことと、千人塚のせつかく桜があったり景観もいいというような千人塚の利用をもっと促進して飯島町のために飯島町の観光開発と言いますかね、そういうののために宿泊施設は当然あった方がいいと当然他にも宿泊施設はないわけじゃないんですが、そこら辺が今後その観光開発と言いますかね、観光客誘致に対しても影響もある程度ありうるのかなというふうに思いますが、そこら辺についてのですね、見解と言いますかね、どんなような配慮をしておられるのかそこら辺をお聞きしたいと思えます。それからこれは飯島町振興公社への委託もできるようになっているんですね、今条例ではそうなっていると思うんですが、個人への委託でということは振興公社を経由して委託されているのかどうかでことですが、ちょっとそこら辺のその解釈も合わせてお尋ねしたいと、要するに条例の委託に関する部分のその解釈なんですが、以上です。
 産業振興課長 3点のお尋ねでございます。まず一番私共としても心配されるのが委託先のことでございますので、回数重ねまして話し合いをしてきております。その中では特に委託先につき

ましては食堂の営業が主でございますので、その点についてはご理解いただいた中でのことでございます。それから2つ目のご質問でございますけれども、千人塚として宿泊施設が必要ということではないのかなということでございますけれども、確かにそういうことでございますけれども、先程から説明を提案理由の中でもさせていただいておりますとおり安全上の対応というようなものも含めましてする中ではやむを得ない判断になるのかなということでございます。この上宿泊を重ねていくということになりますと、やはり施設の改修という問題も出てまいりますので、そんな点も判断した中での結論でございます。それから振興公社につきましては、ここに書いてございますように条例にございますように振興公社へ委託することができるということになっておりますけれども、先程助役の提案説明の中にもありましたけれども、公共施設の目的外使用というようなかたちの中での許可を今は直接とらせていただいておりますのでよろしく願いいたします。
 議長 他にございませんか。
 (なしの声)
 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
 これから討論を行います。討論ございませんか。
 (なしの声)
 議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
 これから第10号議案 飯島町勤労者福祉センター条例の一部を改正する条例を採決いたします。
 お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
 (異議なしの声)
 議長 異議なしと認めます。したがって第10号議案は原案のとおり可決されました。
 町長 日程第14 第11号議案 飯島町福祉金給付条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。
 第11号議案 飯島町福祉金給付条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。飯島町福祉金は高齢者、障害者及び母子家庭等の福祉の増進に寄与することを目的に昭和54年度から支給をしてまいりましたが、この度のふるさとづくり計画に基づく金品給付の見直しの一環として従来の一律的な給付から節目支給を重点的に考えまして平成17年4月1日から敬老福祉金及び障害者福祉金の給付対象範囲並びに母子家庭等福祉金の給付金額について所要の改正を行うものでございます。詳しくは担当課長から説明申し上げますので、よろしくご審議をいただきご議決賜りますようお願い申し上げます。
 保健福祉課長 (補足説明)
 議長 これから質疑を行います。
 2番 それではですね、ふるさとづくり計画との関連で質問をしたいと思えます。そのまずふるさとづくり計画では住民にこれ説明をされておりますけれども、今提案の内容は敬老福祉金についてはですね、平成17年度からすべて廃止ということだったと思えます。それから障害福祉金のその身体障害者手帳の交付を受けた3級に該当するものというこれも

ですね、廃止だったというふうに記憶しておるんですが、その町長の今日ですね、挨拶にもあったようにふるさとづくり計画を基本にこの厳しいですね、財源その中で行政改革を敢行していくということだったように思いますし、しかもそれも聖域を設けずふるさとづくり計画を基本にということだったと思います。したがってその何か新たに財源ができたということでやはり福祉は大事だということでそのふるさとづくり計画どおりになってないのってことですね、勿論私はその福祉をですね、その計画は計画だけれども充実したいということはそれだけ聞いておてみれば結構に思いますがね、しかし聖域を設けずにやるっていうそういう決意とそれからそうならないってものの整合性がまず取れてない、もっとうがった見方をすればふるさとづくり計画はそれじゃことによたら偽者ではなかったかというような疑いを持たれてもこれもまたよろしくないわけですね、そこら辺のところはどう整合性をまずその当初のですね、ふるさとづくり計画のまず第一弾からそういうことで果たしているのかという疑問に思うわけですが、その決意についてですね、その疑問に持たれないようなやっぱり回答をいただきたいと思うんですがいかがでしょうか。

町長 ふるさとづくり計画で審議をいただきました内容は、中長期的にみてそうした目標をもってそのことを実践して住民の皆さんのご協力を得ていくという位置付けになってございます。そこでこの敬老祝い金等につきましては、基本的には廃止をしていくというひとつの表現でなされておりますけれども、そうは言ってもこの長年続けてきましたこの福祉金の考え方、即全廃ということではなくてですね、この今まで一律的な考え方をやはり節目的には少し捉えてですね、80歳については即全廃そして88歳と100歳それぞれ米寿であり白寿でありという大変ご長命のお祝いの部分についてはやはりこのすぐでなくて残してお祝いしたいという気持ちも含めてですね、いずれ将来の考え方はまたふるさとづくり計画の基本に沿ってやってまいりますけれども、最小限度の部分については初年度からは一部こうしたかたちで考えてやっていくという考え方を持ちまして、したがってふるさとづくり計画それぞれ色々他の分野にわたってあるわけでございますけれども、すべてその初年度からそのものを即実行というわけにはまいりません。その他にも膨大な色んな改革があるわけでございますからできることから、しかもまたスピードをこうした自立の道を選択したわけでありますからスピードを速めてやっていくということは当然でありまして、この部分については今回こういう考え方で計上いたしました。

2番 お考えのところはわからないでもないんですが、その財源のことですね、ふるさとづくり計画私は評価をしてきました。なかなか今までではなかったその考え方を盛り込んであるということで評価をしてきましたので、この実現についてですね、きちんとまた見守っていききたいというふうに思っております。そのただそのすべてをそのまま杓子定規にということかね、いいかどうかというのはそれは情勢も変わってきますから町長おっしゃるように状況が変わったと言いますが、そのふるさとづくり計画を見据えた上で多少の手直しをしていくってことですね、勿論理解はできるんですが、当然財源というのがふるさとづくり計画の中では非常に厳しいものが出ておりますので、こっちをまた見直して新たにその盛り込めばまた別が削るとこういうことをしないと当然帳尻が合わないと思

うんですが、そこら辺の財源についてのお考え、要するに当然思いつきではないと思うんですが、そういったその裏付け等もう一回第1回目の質問で聞きたいんですが、ふるさとづくり計画を聖域なく実現していくというその決意のことですね、それはいかがでしょうか。

企画財政課長 ちょっと私の方から補足説明させていただきますけれども、17年度予算編成をする段階では一方で自立の考え方、一方で合併協議を継続中でありました。したがってこの編成をするにあたりましては、2つの計画を両にらみながらその1年ごとにサービスが変動してはまずいので、今の現行のサービスの水準とそれから自立の計画のサービスの水準それから合併協議で調整した水準これを比べまして一旦合併協議の中でサービスを低下する項目がありますのでこの項目もそうですけれども、まず合併協議の項目まで落とす、そしてそれ以降様子を見ながら自立計画まで下げようということやってまいりました。したがって今回のこの提案内容につきましても中立的な合併協議で調整した項目内容に合わせさせていただいておりますのでよろしく願います。

議長 他にございませんか。
5番 まずお聞きしておきたいと思っておりますのは、身体障害者手帳の交付を受け3級に該当する者ということでこの皆さんについては、廃止ということにこの提案ではなっているわけですが、この対象になっている皆さんがどのくらいおいでになってどのくらいの財源で影響があるのかということについてお聞きをしたいと思います。

保健福祉課長 3級の関係でございますけれども、54~5人でございます。したがって45万ぐらいと以下というような数字になっております。

議長 他にございませんか。
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
ただいま議題となっております第11号議案 飯島町福祉金給付条例の一部を改正する条例につきましては、社会文教委員会へ付託したいと思います。ご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。したがって第11号議案 飯島町福祉金給付条例の一部を改正する条例は社会文教委員会へ審査を付託することに決定いたしました。

日程第15 第12号議案 飯島町農村環境改善センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

助役 第12号議案 飯島町農村環境改善センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。本条例案につきましては、公の施設として設置をいたしております農村環境改善センターの使用料について見直しを行いました結果、現在は徴収をしていない冷暖房施設の使用料について、平成17年4月1日より実費の一部として現行の使用料に1回の使用につき300円を加算して徴収するよう改正をするものであります。詳しくはご質問によりまして担当課長から説明をいたしますので、よろしくご審議の上ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

議長 これから質疑を行います。

2 番 お尋ねをいたします。冷暖房については利用者負担の原則ということで徴収することは私はやむを得ないというふうに思っておりますが、この 300 円ですね、冷房費暖房費についてこれが一言で言えば根拠なんです、どの程度賄えるものかっていうですね、算定根拠をまずひとつ伺いをしていきたいということです。以上。

産業振興課長 この根拠ということでございますけれども、まず制度の整備でございますけれども、私共農村センターにつきましては基本的にはこの貸館的な利用というのは今のところはないうえでございますけれども、条例の中ではそのことが整備をされております。そういうことにつきまして他の公共施設を使う場合のものに合わせるというかたちの中で整備をしたということでございます。経過はそういうことでございますので、根拠につきましては所管の方からお答えいただくようお願いしたいと思います。

議長 他にございませんか。

13 番 私も使用料についてはですね、実費を徴収していくという考え方で結構と思いますが、ただ今の環境改善センターの実態を見ますに、この使用区分の談話喫茶コーナーの件なんですけれど、当時環境改善センターを建設するという計画の過程の中でこの喫茶コーナーについての利用方法ですね、について町側からのお考えもお聞きしながら議会としては認めてきたんですが、いざ開けてみたらそういう使い方ができないということもあったと、希望者もなかなかいないということもあって現在談話喫茶コーナーは使用区分で定められておりますけれども、会議室またはその職員の休憩室並に使われているのが現状のわけでありまして。そういう過程の中で障害を持たれている方達の社会の中で活躍していく場として喫茶室として使えないかというようなお考えも検討した経過もありますけれども、なかなか現実的にできなかった。そういう中で無駄と言えれば無駄であったというふうに言われても仕方ない施設になっているわけでありまして、今後のこの談話喫茶コーナーの利用方法について今まで検討された経過があるのか、またこのままで推移してやむを得ないというふうにお考えになっておられるのか、この条例を改正する検討の段階の中で協議されておりましたらご報告いただきたいと思ひますし、町長のお考えをお聞かせいただければと思ひます。以上です。

町長 この喫茶コーナーの使用現況につきましては、今お話のあった内容かと思ひます。当初の描いておった目的がなかなか果たせなくて入っていただいて喫茶経営をお願いするその募集もしたりして模索をいたしましたけれども、結果的にそれが適わなくて現状になっておるといふことございます。これは今後とも有効に生かしていかしていかんやならないといふことは当然でございますし、今後新しい方向が出てまいりましたのでこの庁舎と一体となって今後の各課の配置それから事務の振り分け等も考える中で色々この改善センターそのものの今後の利用的なものも検討してございます。まだ具体的には煮詰まっておりますけれども、町内にある色々な施設を一部集約整理するかたちの中で将来方向出していきたいといふような検討もしておりますので、今後のひとつの課題として捉えております。そんなふうにご理解をいただきたいと思ひます。

13 番 建設してしまいましたからこれから有効活用ということが結構かと思ひますが、実は先程千寿荘の福祉センターですね、老人福祉センターのお話も出ていましたが、やはり補助

事業というのは得てしてその計画の段階ですね、補助事業だからせつかくだからということで取り入れていくことがあるわけでありまして、やはりその補助事業で許される範囲をよく精査し、今後どういふふうに使われるのかということを見極める中で取り入れていくことといふことが私は一層必要になってくると思ひますねこれから厳しい中では、その点についてはやはり反省を踏まえて今後の国県の補助事業の取り入れ方といふものをぜひ慎重に対応していただきたいと思いますと思ひますが、その点について町長のお考えがありましたら再度お答えいただきたいと思ひます。

町長 今後補助事業を取り入れていく場合も非常に国県の施策が厳しくなつてまいりますし、決して無駄なものを作つてはならないといふことでございます。またあとのメンテナンス管理運営も含めて今後こうした事業を取り入れていく場合には慎重の上にも慎重に検討してしかいかなきゃならぬとそういうふうにお考えしております。

議長 他にございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第 12 号議案 飯島町農村環境改善センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。したがつて第 12 号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 16 第 13 号議案 飯島町文化館条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

助役 第 13 号議案 飯島町文化館条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。文化館は平成 5 年に開館以来多くの皆さんに社会教育や文化活動の振興あるいは事業活動の場を提供してまいりましたが、これの開館使用料について利用者負担の公平を規す観点から平成 17 年 4 月 1 日から冷暖房を使用する場合は従来の使用料に冷暖房にかかる実費の一部を加算して徴収することといたすものでございます。詳しくは担当課長から説明をいたしますので、よろしくご審議の上ご議決賜りますようお願い申し上げます。

教育次長 (補足説明)

議長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

10 番 ただいまの提案内容については異議はありませんが、このふるさとづくり計画に基づいて使用料が定められたと思ひますが、実は非常に冷暖房文化館のかなり効率が悪いといふか効率が悪いといふふうにお聞きをしておるし現実だと思ひます。これでやはり使用料を取ることによるとやはりその改革もなされると思ひますが、やはり 1 万円から 3 万円それで冷暖房に要する金があることになった場合やはりそれはその責任があると思ひます

のでそのような管理とかこれからの補修に対する計画がありましたらちょっとお答え願いたいと思います。

教育次長 特に大ホール等それから他のホールにつきましても特にいわゆる暖房の部分でございますが、こういったものについては大ホールにつきましてもいわゆる補助的な暖房器具として灯油のいります暖房設備それから小ホールにつきましてもいわゆるブルーヒーターと言いますか、いわゆる補助的なストーブこういったもので対応してまいりたいというふうに考えております。特に毎日使用しておりますと建物そのものがある程度暖っているわけでございますけれども、特に大寒の寒いとき等に時たま使用がしばらくなくて使用するような場合には非常に建物自体が冷えきっておりますので、そういったものに対する暖房について非常にそうとうの時間をかけて暖めないという効果が上がってこないというような実態もあるようでございますので、そういった部分についてそういった補助材を使いまして対応してまいりたいとそんなふうに考えております。

議 長 他にございませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから第13号議案 飯島町文化館条例の一部を改正する条例を採決いたします。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。したがって第13号議案は原案のとおり可決されました。
日程第17 第14号議案 長野県町村総合事務組合を組織する町村数の減少及び組合規約の変更についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

助 役 第14号議案 長野県町村総合事務組合を組織する町村数の減少及び組合規約の変更について提案理由の説明を申し上げます。平成17年3月20日付をもって南佐久郡佐久町及び同郡八千穂村が合併し、新たに南佐久郡佐久穂町が発足いたします。また平成17年4月1日付をもって南佐久郡臼田町、北佐久郡望月町及び同郡浅科村が佐久市と合併いたしまして新たに佐久市が発足し、木曾郡榑川村が塩尻市へ合併、東筑摩郡四賀村、南安曇郡奈川村、同郡安曇村及び同郡梓川村が松本市へ合併、下水内郡豊田村が中野市と合併いたしまして新たに中野市が発足いたします。以上の市町村合併に伴いまして3町8村の脱退及び1町の加入により長野県町村総合事務組合を組織する町村数が94町村から84町村に減少いたします。また組合の議会議員及び執行機関の選出部隊である長野県町村会及び長野県町村議会議長会の組織改編等に伴いまして条文の変更を行う必要があることからそれぞれ市町村の合併に特例に関する法律第9条の2第1項及び地方自治法第28条第1項の規定による協議がございました。つきましては市町村の合併の特例に関する法律第9条の2第2項の規定及び地方自治法第290条の規定によりまして議会の議決をお願いするものでございます。よろしくご審議の上ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。

ます。

議 長 これから質疑を行います。
質疑ありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから第14号議案 長野県町村総合事務組合を組織する町村数の減少及び組合規約の変更についてを採決いたします。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。したがって第14号議案は原案のとおり可決されました。
ここで昼食のため休憩をとります。再開時刻を午後1時30分といたします。休憩。
午前11時54分 休憩
午後 1時30分 再開

議 長 会議を再開いたします。
日程第18 第15号議案 平成16年度飯島町一般会計補正予算(第7号)を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長 それでは第15号議案 平成16年度一般会計の第7号補正予算について提案理由の説明を申し上げます。予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,340万9千円を追加し、歳入歳出それぞれ43億6,438万7千円とするものでございます。まず平成16年度事業につきましては、極めて厳しい財政環境のもとではありましたが、概ね計画通りの行財政運営ができましたことに心より感謝を申し上げます。今回の補正では特に第2号議案でお認めをいただきました商工業振興基金条例の廃止に伴う基金等を財政調整基金に積み立てること、及び1年間事業を実施をしてまいりまして概ね町税収入及び事業費等が固まってまいりましたので、精算を含めてこれに伴う必要な補正をするものが中心でございます。なお、3月末にならないと確定をしない内容もございますので、これらにつきましては3月末の専決で最終補正予算を編成をさせていただきたいと考えております。その他の補正の予算の内容及び細部につきましてそれぞれ担当課長から説明を申し上げますので、よろしくご審議をいただきご議決賜りますようお願いを申し上げます。

企画財政課長 (補足説明)
(以下、総務課長、住民税務課長、保健福祉課長、産業振興課長、建設水道課長、教育次長、補足説明)

議 長 これから質疑を行います。質疑ございませんか。
15番 何点かにつきましてご質問したいと思います。まず債務負担行為の中の地方特定道路整備事業いわゆる堂前線の関係でございますが、いわゆるこの改良事業については一応

予算処置がなされまして17年度で軌道までは完了するというような予定だろうと思いますが、ただ153号線のバイパスに関わるアクセス道路石曾根線それから軌道から東の線ですね、果たして今の財政状況からみてあのバイパスまでに通じる改良工事計画が予定どおりできるかどうかというようにことについて懸念をするものでございますし、したがって特定財源いわゆる特例債で当時計画を立てているわけでございますけれども、これらについて現在の町の財政状況からみまして果たしてこのバイパスに通じる改良工事これらに対する見通しですね、これはどのような理解をしたらいいかその点についてまずお考えをお聞きしたいと思います。それと次に森林居住環境保全整備事業536万円というものが減額でございますが、国の制度の改正によりまして若干その内容が変わってきたということでございますけれども、これから森林における森林施業におけるこの町の考え取扱いについてですね、単に減額するということじゃなくて今後指導的な立場でこれをしていかなくちやならんと思うんですが、これらについての更に考え方を考えをお聞きしておきたいと思えます。次に土木費の県施行事業負担金について280万円の減額でございますけれども、いわゆる田中県政においての施行事業が減量になったというようなことも考えられるわけでございますけれども、これらについて280万円という減額についてはどの箇所が適用にならないのか、あるいはこの今後の県単事業における新年度においてまた議論がされますけれども、今年度の280万円かかるこの減額の内容ですね、これについてお聞きをしておきたいと思えます。もう1点は特別交付税これらの最後の特交について見通しはどうであるか、更に財政調整基金については4億何がし積み立てがあるうかと思えますけれども、これらについてですね、新年度においてまた議論はされますけれども、今後これらについての財政をどういうふうに分析してこの4億という余の財政調整基金というものをどういうふうに使途していくかということについてもまずお聞きをしておきたいと思えます。以上でございます。

町 長

まず堂前線の改良見通しについてでございます。お話にございましたように今後仮に合併が実現すればあの路線整備は10年以内に何とか実現をしたい153のバイパス全線開通これに合わせてアクセスとしての改良を予定をしておったところでございますが、こうした事態になりましたので軌道までは何とか計画通り当分進めていくことになりまして、それ以降については非常に多額な財源を要するまた国の補助事業あるいは起債事業がどういうふうに進んでいくかということも未知数でございますし、非常に心配をし危惧をしておるところでございます。したがってこれからこのふるさとづくり計画を進めていく上で年次別の計画の中でまた国土交通省等とも十分協議をしていかなければなりませんけれども、これが通常の起債枠でできるのかとまたそれに対する補助が得られるのかどうか、無論この町の一般財源が充当できるのであるか、非常に心配をして厳しい状況にはあると思えますが、ちょっと今ここでどのくらいのこの影響で事業が推進できるかということが目途が立ちません。したがって4月以降ふるさとづくり計画の実践計画の中いわゆる実施計画の中でその位置付けをしていかなきゃなりませんけれども、もう既にこのことが着手をしておる用地買収補償等着手をしておりますので、何とか踏ん張って実現をしていかなきゃなりませんけれども、これはそうとうの繰り延べ年数的にも繰り延べ

ていざるを得ないとそのことが153の全面開通のかなりの影響を及ぼすのではないかというふうには私は考えておりますので、ちょっと今のところそうしたはっきりの見通しは立たないのが現況でございます。同様にこの森林整備等につきましても同じ考え方が言えるわけございまして、この単なる森林資源の問題だけでなく非常にこれは生活環境上からの環境問題とも絡んだ大きな使命をみる森林整備環境整備でございますので、何とかこれは後世に残す大切な息の長い事業でございます。当然県、国の補助頼みという部分が多いわけでありまして、一般財源充当だけでもってこのことはできることは到底不可能でございます。今県も国も厳しい状況の中でこの予算の中にもそうした減額がなっております。したがってこれは地方全体がひとつの大きな力となってこうしたものについては、国県へ呼びかけて要望をして何とか予算付けをお願いしていきたいということの努力をしていかなきゃならないというふうに考えております。町有林の整備にしても然りでございます。それから県施工の土木事業これ特に県単事業が中心になりますけれども、また箇所付けについてはまた後ほど課長の方から申し上げまして、これまでも16年度30%以上の県単事業の特に公共事業減ということの影響がここに出てきておりますし、また新年度につきましてもそうした考え方が今県の予算で審議されておりますので、非常にこのことも153号の県管理の部分についての事業もそうでございます。土木以外の農政林務の事業についても勿論そうでございます。非常に危惧しておりますけれども、何とか継続的なものについては予定どおりお願いして新規以降については見通しは立ちませんけれども、県も市町村も同様苦しい状況にあることは変わりございません。できるだけ努力をしていかなきゃならないというふうに思います。あと特交の問題それから財政調整基金の今後の財源対策とのかねての見通しにつきましては担当課長の方から申し上げます。

企画財政課長

それでは特別交付税の見通しでございますけれども、既に12月交付がありまして、そして3月交付分と合わせますと現在の見通しでは2千万から3千万円の既決予算に比べて増額が見込まれるのではないかとということで、前年度に比べますと7割程度の交付率になるうかと考えております。次に財政調整基金の関係であります。今回補正をお願いいたした額を積み立てますと16年末には約6億円となります。ただこれは今回の分は基金を変えただけでありますので、実質増えたものではございません。今後自立して持続可能な町づくりを進めるということを申し上げております。持続可能ということは積立金を取り崩すことなくある財源で賄っていくとこれを基本にしてやっていかなければ持続してやっていけないということでもありますので、まず基本として基金は取り崩さないことを基本に財政運営をしていくことが肝要かと私は考えております。

建設水道課長

県施工の関係の箇所の関係でございますけれども、千人塚公園線また共同側溝が153今の国道にあるわけですが、その改修を計画をしておったわけでございますけれども、その箇所につきまして減額というかできなかったという部分があります。そして負担金の関係につきましては、堂前線の改良工事繰越になりますけれどもその部分が負担金を払うという状況になっております。

議 長
2 番

他にございませんか。
それでは1点お聞きします。道の駅のいわゆる管理費と言いますかね、そういったも

きましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 105 万 4 千円を減額しまして歳入歳出それぞれ 6 億 9,748 万 5 千円とするものでございます。ご質問によりまして担当課長から申し上げます。よろしくご審議をいただきましてご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長 これから質疑を行います。
質疑ございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第 16 号議案 平成 16 年度飯島町介護保険特別会計補正予算(第 3 号)を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。したがって第 16 号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 20 第 17 号議案 平成 16 年度飯島町水道事業会計補正予算(第 4 号)を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町長 それでは第 17 号議案 平成 16 年度水道事業会計補正予算第 4 号について提案理由の説明を申し上げます。今回の補正につきましては資本的収支に関する補正でございます。収入につきましては、繰入金を 4,100 万円減額をして支出につきましては 5,600 万円を減額するものでございます。この補正によりまして資本的収入の予定額は 1 億 9,519 万 7 千円、また資本的支出の予定額は 2 億 7,426 万円となり資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 7,906 万 3 千円は過年度分の損益勘定留保資金で賄う補填するものとして補正をお願いするものでございます。ご質問によりまして担当課長から申し上げますので、よろしくご審議の上ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長 これから質疑を行います。
質疑ございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第 17 号議案 平成 16 年度飯島町水道事業会計補正予算(第 4 号)を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。したがって第 17 号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 21 第 25 号議案 飯島町道路線の認定について、日程第 22 第 26 号議案

飯島町道路線の変更について、日程第 23 第 27 号議案 飯島町道路線の廃止について、以上 3 議案を一括議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

助 役 第 25 号議案、第 26 号議案及び第 27 号議案につきまして一括して提案説明を申し上げます。第 25 号議案の町道認定につきましては、道路法第 8 条第 2 項の規定により町道 広小路南線他 2 路線、第 26 号議案の町道変更につきましては道路法第 10 条第 2 項の規定により町道秋葉線他 3 路線、また 27 号議案の町道廃止につきましては道路法第 10 条第 3 項の規定により町道万年西線をそれぞれお願いをするものでございます。詳しくはご質問によりまして担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長 これから質疑を行います。
質疑ございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第 25 号議案 飯島町道路線の認定について、第 26 号議案 飯島町道路線の変更について、第 27 号議案 飯島町道路線の廃止についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。したがって第 25 号議案から第 27 号議案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会とします。ご苦労様でした。

午後 2 時 26 分 散会

平成17年3月飯島町議会定例会議事日程(第2号)

平成17年3月7日 午前10時00分開議

議事日程

開議宣告

議事日程の報告

- 日程第1 第18号議案 平成17年度飯島町一般会計予算
- 日程第2 第19号議案 平成17年度飯島町国民健康保険特別会計予算
- 日程第3 第20号議案 平成17年度飯島町介護保険特別会計予算
- 日程第4 第21号議案 平成17年度飯島町老人保健医療特別会計予算
- 日程第5 第22号議案 平成17年度飯島町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第6 第23号議案 平成17年度飯島町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第7 第24号議案 平成17年度飯島町水道事業会計予算

出席議員(14名)

- | | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 内山 淳 司 | 2番 | 松村 澄 人 |
| 3番 | 熊谷 初 男 | 5番 | 三浦 寿美子 |
| 6番 | 松下 寿 雄 | 7番 | 森岡 一 雄 |
| 8番 | 宮下 覚 一 | 9番 | 大沢 喜 一 |
| 10番 | 平沢 晃 | 11番 | 星野 光 希 |
| 12番 | 野村 利 夫 | 13番 | 桃沢 あや子 |
| 14番 | 織田 信 行 | 15番 | 高坂 俊 雄 |

説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
飯島町長 高坂宗昭	助 役 山田敏明 総務課長 箕浦税夫 企画財政課長 高坂浩 住民税務課長 滝本英司 保健福祉課長 米沢長実 産業振興課長 斉藤久夫 建設水道課長 松下一人
飯島町農業委員会 会長 森岡一雄	飯島町農業委員会事務局長 (産業振興課長兼)
飯島町教育委員会 教育委員長 河野道昭	教育長 大沢利光 教育次長 北沢正文
飯島町監査委員 代表監査委員 林良雄	飯島町監査委員事務局長 (議会事務局長兼)

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小林 廣 美
書 記 小林 美 恵

本会議再開

開 議 平成17年3月7日 午前10時00分
議 長 皆さんおはようございます。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きたいと思いを。実は本日堀越議長から体調不良のために終日欠席の届出がただいまありました。このために地方自治法第106条第1項の規定によりまして副議長が変わって議長の職務を行いますので、よろしくご協力を賜りたいと思いを。

なお、本日の欠席者の報告を申し上げたいと思いを。曾我弘議員が病氣入院のために終日欠席の届出がありました。なお、桃沢あや子議員から都合により午後欠席する旨の届出がありましたので以上報告いたします。

それでは本日の議事日程については、お手元に配布のとおりであります。

議事進行につきましてお諮らいをいたします。これから議案になります。第18号議案から第24号議案までの7議案につきましては、いずれも平成17年度予算に関わる議案でありますので、これを一括議題といたしまして総括質疑の後、各常任委員会へ審査を付託したいと思いを。これにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数)

議 長 異議なしと認めます。したがって第18号議案から第24号議案までの7議案については、これを一括議題として総括質疑の後、各常任委員会へ審査を付託することに決定をいたしました。

町 長 日程第1 第18号議案 平成17年度飯島町一般会計予算、日程第2 第19号議案 平成17年度飯島町国民健康保険特別会計予算、日程第3 第20号議案 平成17年度飯島町介護保険特別会計予算、日程第4 第21号議案 平成17年度飯島町老人保健医療特別会計予算、日程第5 第22号議案 平成17年度飯島町公共下水道事業特別会計予算、日程第6 第23号議案 平成17年度飯島町農業集落排水事業特別会計予算、日程第7 第24号議案 平成17年度飯島町水道事業会計予算、以上平成17年度予算7議案を一括議題といたします。ここで町長の施政方針並びに本7議案にかかる提案理由の説明を求めます。

おはようございます。平成17年3月飯島町議会定例会を招集し、平成17年度の予算案をはじめ関係諸議案のご審議をお願いをするにあたり、新年度の施策に関する私の所信の一端とこれに基づく予算案の大綱について申し上げ、議員各位に並びに町民の皆さんのご理解とご協力を賜りたいと思いを。お手元にも配布をさせていただいておりますので、あわせてご覧をいただきたいと存じます。

さて、飯島町の今後進むべき道がはっきりした今、平成17年度の予算の性格は長期的な視野にたち、自立し持続可能な町づくりを進めるための礎を築くことにあります。町民の皆様のご信頼と期待に応えるべく決意を新たに、愛する飯島町の更なる発展のため、全力を傾注して参る所存でありますので、議員各位並びに町民の皆さんに格段のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

最初に平成17年度以降の飯島町の行財政運営につきましては、国や県の状況が大きく影響を及ぼしてまいりますので、冒頭に申し上げたいと思いを。

国の経済見通しによれば、平成17年度の日本経済は、世界経済の回復が続く中、生産や設備投資が増加するなど企業部門が引続き改善されることを背景に景気回復が、雇用・取得環境の改善を通じて、家計部門へ波及する動きが強まり、消費は着実に増加すると見込まれております。また、我が国の経済は、引続き民間需要中心の穏やかな回復が続くものと見込まれております。物価につきましては、政府と日銀が一体となってデフレからの脱却を図るとし、これらにより平成17年度の国内総生産の実質経済成長率は、1.6%名目では1.3%を見込んでおります。

しかし、地域の経済は、必ずしも国の動向とは一致しておらず、雇用・所得環境ともに判断予測にはかなりの相違があると実感をしているところであります。

次に平成17年度の国の予算編成は2010年台初頭における基礎的財政収支の黒字化を念頭に置きつつ、構造改革を一層推進するためこれまでの「改革断行予算」という基本的路線を継続し、活力ある経済社会と持続的な財政構造の構築を図るため、歳出全般にわたる徹底的な見直しを行っております。一般会計については、前年度水準以下に抑制をするとともに、特別会計についても、歳出の効率化合理化を図りながら編成をされております。

このため「官から民へ」、「国から地方へ」の観点にたち、制度政策の抜本的な見直しを行うとともに、歳出全般にわたる徹底した見直しを行い、予算配分の重点化・効率化を実現することとしています。

その具体的指標として、一般歳出を「公共投資関係費」、「義務的経費」及び「裁量的経費」に区分し、公共投資関係費は、概算要求基準時から更に4%減、平成16年度は3%減であります。としております。

しかし、国債発行額は、34兆4千億円であり、前年度に比べ6%の減となりましたが、依然として30兆円を大きく上回る水準となっております。また、公債依存度は41.8%、平成16年度は44.6%であり、主要先進国の中でも極めて深刻な状況にあります。さらに、平成17年度末の長期債務残高は572兆円、地方の長期債務を合わせますと744兆円に達する見込みであり、危機的な状況が続いております。

こうした状況下で、国の平成17年度予算編成における地方財政については、地方の権限と責任を大幅に拡大し、自らの責任で自主的、効率的に選択できる幅を拡大することとしています。また、三位一体の改革については、「基本方針2004」及び昨年11月末の政府・与党合意を踏まえ、新年度予算に反映されております。

具体的には、地方財政計画において、国庫補助負担金の改革については、平成17年度及び18年度において、3兆円程度の廃止縮減等を行い、税源移譲は平成16年度に措置した額を含め、概ね3兆円規模を目指すとしています。この税源移譲は、所得税から個人住民税への移譲によって行うものとし、個人住民税所得割の税率をフラット化することを基本として実施するとしています。また、地方交付税につきましては、地方団体の安定的な税制運営に必要な地方交付税、地方税等の一般財源の総額を確保するとして前年度と比較して総額で、0.1%増額しております。しかしながら、地方債のうち、財源不足を解消

するための臨時財政対策債は、前年度に比較して23.1%の減少となっています。

これらのことから、平成17年度の地方財政計画の規模は、83兆8千億円で前年度対比1.1%の減となっております。年々減少しております地方交付税と臨時財政対策債の合計額は、前年度に比べて4.5%減少しており、厳しい予算編成を余儀なくされたところであります。

さて、当町の財政状況は、今までになく極めて厳しい状況にあります。

歳入面では先程から申し上げますように、地方財政計画では、地方交付税は平成16年度の水準を維持したものの、臨時財政対策債の削減や国庫補助負担金の改革により、当町の財政運営にも大きな影響を及ぼしております。

さらに、地域経済情勢が低迷する中で、町税等の増収も期待が持てず、加えて長野県の財政事情も大変厳しく、平成17年度予算は事務的経費や投資的経費の削減で歳出を抑制する一方で、多額の基金取崩による歳入の確保により編成されたところであります。これにより、県施工事業の縮小など、町の生活基盤整備を進める上で支障が出てきております。

一方、行政需要は、国の諸施策や住民ニーズの多様化とともに毎年増加の一途にあり、加えて、質の高い行政サービスが求められております。特に福祉・医療・環境・IT関係経費の大幅増加など、経常的経費が増加しております。

以上のことから、今後、町税、地方交付税及び国県支出金などが減少していく中で、増加する一方の財政需要に当町がどう対応していくかが最大の課題であり、現在の行政サービスの水準を維持していくことは極めて困難な状況となっております。

今後の当町の行財政運営につきましては、経済情勢はもとより「三位一体の改革」や「合併の推進」など国の地方財政政策に大きく左右されるところであり、見通しは極めてつきにくい状況であります。

平成15年度の起債制限比率は、10.8%で前年度より0.8ポイント改善され、経常収支比率も84.4%となり前年度より2.3ポイント改善されましたが、ことに経常収支比率は依然高水準となっております。今後、起債制限比率は、平成17年度以降再び上昇する見込みであります。また、起債残高も減少は望めない状況にあります。さらに、経常収支比率は、経常経費の削減に努めているものの、それ以上に一般財源の減少が著しいことからさらに悪化することが懸念されるところであります。

平成16年度の予算は、突然ともいえる地方交付税等の大幅削減を盛り込んだ「三位一体の改革」により大きな財源不足を生ずる状況下で、「改革の第1幕」として、住民サービスを低下させることなく、「内なる改革」を行った編成でございました。

平成17年度予算は、前年度に引続き「改革の第2幕」と位置付け、基本的には聖域を設けず、町が昨年策定いたしました「飯島町ふるさとづくり計画」に基づき、現状でできる最大限の改革を行いました。ただし、並行して行われてきました合併協議会での調整事項も念頭に入れて住民サービスに混乱をきたさないように編成を行ってきたところであります。

地方自治体を取り巻く大変厳しい財政事情の中で、当町としては、全職員がこうした財政事情を共通の課題として認識するとともに、予算編成に先立ち、昨年8月から中期総合

計画に基づく実施計画の見直しを行い、この実施計画素案を基本として編成を行ったところであります。

さらに、予算編成にあたっては、合併しても、しなくても必要とされている経常経費の削減はもとより、常勤特別職及び一般職職員の給与月額を一律3%削減いたしました。また、町議会議員定数を現行の16名から12名にし、報酬も特別職報酬等審議会の答申を受けて3%削減いたしました。さらに、一般職職員の管理職手当の削減継続や、特殊勤務手当の削減を新たに実施するほか、各種委員会の委員定数の全面見直しも行うなど、多くの人件費等の削減を行いました。また、金品給付に係るサービスについて見直すとともに、補助・負担金の見直しなども行いました。

さらに、歳入面では、社会体育施設や文化館の使用料の見直しも行き、「ふるさとづくり計画」の一部を先行実施する内容となっております。

その結果、歳出の一般財源の総額を大幅に減少させ、住民福祉を中心とする継続事業については、その影響を最小にとどめた予算編成を行うことができました。

それでは、提案いたしました平成17年度の各会計の予算概要について総括的に説明を申し上げます。

各会計の予算規模であります。一般会計は、42億2千万円で、ほぼ前年度並であり、国民健康保険特別会計は、8億4千万円で13.8%の増、介護保険特別会計は、7億2千万円で4.7%の増、老人医療特別会計は、9億9千万円で6.1%の減となっております。また、公共下水道事業特別会計は、7億6千万円で17.4%の減、農業集落排水事業特別会計は、2億2千万円で16.6%の増となりました。また、水道事業関係は、5億4千万円で2.9%の増であります。

これら7会計の合計予算規模は、83億円で、全体としては0.5%減として編成をいたしました。

一般会計の当初予算が新たに保育園建設事業を組み込んで前年度規模となったのは、中学校の耐震補強等大規模改造事業が終了したこと及び行財政改革等によるものであります。

国民健康保険特別会計の予算規模が増加し老人保健医療特別会計の規模が減少したのは、老人保健の対象年齢の引上げに伴う制度改正が主な要因となっております。

介護保険特別会計は、認定者数の増加や保険給付費の増額により予算規模が増加をいたしました。

また、公共下水道事業特別会計につきましては、平成16年度から七久保地区の管渠工事に着手しており、引き続き飯島地区と併せて管渠工事を中心に予算を編成をいたしました。

農業集落排水事業特別会計は、建設事業が終了したものの、維持管理業務や起債の償還を中心とした経費が増加し、予算規模が増加をいたしました。

また、水道事業会計につきましては、新たに配水池を築造し地震等の有事に備えるとともに、公共下水道事業に併せての水道管布設替工事や老朽石綿管更新事業等を行うことにより平成16年度をやや上回る予算規模となっております。

それでは最初に、一般会計の主な歳入について説明を申し上げます。町税では、一部で景気回復がみられるものの、地域経済は依然として好転しているとはいえない状況であり、町民税は平成16年度に比べわずかに減少する見込みであります。特に、個人町民税は2.9%減を見込んでおります。なお、法人町民税及び固定資産税は、平成16年度並を見込み、また軽自動車税及び町たばこ税は微増を見込んでおり、これらにより町全体では0.8%の減収を見込んだところであります。また、地方譲与税は平成16年度の国庫補助負担金の改革に伴う税源移譲として所得譲与税が創設されましたが、平成17年度はさらに税源移譲額が増えるため、この所得譲与税が増加をしております。地方消費税交付金は平成16年度の収入見込から増額を、自動車取得交付金は前年度並を見込んでおります。

次に地方交付税のうち普通交付税であります。先程申し上げていますように平成16年度並の収入額を計上いたしました。ただし、関連する臨時財政対策債につきましては、25.1%の減収を見込んだところであります。これらを合わせますと大幅に削減された平成16年度決算ベースに比較して、さらに1億1千万円余りの減額を見込んでいるところであります。

国庫支出金につきましては、東部保育園建設事業が新規事業として増額となりますが、中学校施設整備事業が終了し、特定交通安全施設整備事業が平成17年度はないことに加えて国庫補助負担金の改革に伴う減額も影響して全体で11.7%の減となりました。県支出金についても平成16年度に比較して、26.9%の大幅減となっております。また繰入金につきましては、大幅な財源不足を補うため、高齢者福祉等に地域福祉基金から1千8百万円を、東部保育園建設事業に社会福祉基金から5千2百万円を、七久保小学校施設整備事業に義務教育施設改築基金から1千百万円を繰入れることとし、財政調整基金からは5千万円を繰入れることといたしました。町債は6億6千万円で前年度に比べて11.6%の減少となっております。平成16年度は借換債1億6千万円余がありましたので、これを差引いた実質額は8千万円ほどの増になっております。また、減税補てん債及び臨時財政対策が約30%、2億円を占め、建設事業に充てる町債は4億6千万円余となっております。

以上、歳入について申し上げましたが、制度改正や景気の動向など、今までにない不確定要素を多く含んでおります。予算編成時における情報を基に、慎重に精査し、それぞれの予算額を計上したところであります。

次に重点施策別予算の概要について、説明を申し上げます。

「地域と共に築く協働のまちづくりの推進」の関係であります。地方分権の時代が到来し、地方自治体が自己決定と自己責任を負いつつ行財政運営をしていくこととなりました。同時に、町民の皆さんや地域コミュニティー等それぞれの主体が自らの責任と役割を認識し、協働しながらまちづくりを推進する重要性が拡大しています。新しい時代のまちづくりを目指して、町民の皆さんが自主的にまちづくりへ参加することを期待しております。特に平成17年度は、地域総合計画の前期分が平成17年度に終了することから、平成18年度から平成22年までの後期分の計画策定をいたしますが、この中へも反映させてまいりたいと考えております。

また、地域コミュニティー施設を充実させるため、本郷第2耕地のコミュニティーセンター建設に対する補助金を計上をいたしました。広報・公聴面ではCATV、議会、町の両広報のほか、インターネットを活用したホームページの充実も図ってまいります。さらに、男女共同参画社会の構築や都市と農村との共生交流促進事業も引き続き実施し、友好都市交流などの交流事業にも取り組んでまいります。

次に「安心して暮らせる健康と福祉の充実」の項でございますが、乳幼児から高齢者までの住民誰もが、障害のあるなし、性別や年齢にかかわらず、ともに支えあい、ともに安心して健康で暮らせるよう保健・医療・福祉の連携のもとに各事業の推進のための諸施策を講じてまいります。

平成17年度は、懸案でありました飯島東部保育園建設事業に着手することといたしました。国の指導により平成17年・18年度の2年計画により実施をいたします。この保育園は、施設の老朽化が進み園児数の大きな増加が見込めない田切、本郷保育園を統合し、併せて子育て支援センター機能も併設する保育園であります。総事業費6億2千万円のうち平成17年度において、4億7千万円を計上をいたしました。

障害者福祉においては、障害者支援事業及び身体障害者デイサービス事業等の事業費が大幅に増加してまいります。いずれも対象者の増加によるものであり、今後も増加することが見込まれております。

また、町内両小学校を対象として実施しております放課後児童育成事業についても、指導員の配置を充実させました。さらに、子育て支援策の充実を図るため、平成15年度から実施しています就学前までの入院・通院を対象とした福祉医療費給付金制度を引き続き実施をしていくことといたします。しかし、高齢者祝品や敬老福祉金につきましては、金品給付の見直しにより廃止あるいは給付範囲を限定することといたしました。

この他、チャイルドシートの購入補助、出産祝金の支給、3歳児子育て未来飛行、子育て相談などの施策を引き続き実施をいたします。

また、新たに認知症高齢者支援事業を実施するとともに、介護慰労金や送迎福祉バスの運行、訪問理美容料補助、食の自立支援事業による配食サービス事業、外出支援事業など数々の福祉関係事業を継続実施してまいります。

次に介護保険事業につきましては、制度の定着とともに介護認定者も増加し、介護保険サービスが居宅及び施設サービスともに増加をしております。今後も介護保険事業計画に沿って給付の適正化に努めるとともに、介護予防にも力を入れてまいります。なお、平成17年度は次期介護保険事業計画の策定年度にあっております。10年後の平成27年の高齢者介護の姿を念頭に、平成18年度から平成20年までの3ヵ年の計画を策定いたします。

障害者福祉面では、平成15年度から新たに始まった支援費制度は定着してきましたが、今後さらに障害者の障害程度の応じた支援をしてまいります。こまくさ園は平成15年度に共同作業所から、小規模授産施設となり、また、新たに精神障害者を対象とする共同作業所やすらぎが開設され、平成16年度からは本格的な運営を行っております。人的配置を充実させるなど、障害者福祉の増進を図ってまいります。継続事業といたしまして、

身体障害者デイサービス事業や介護慰労金を計上いたしました。障害者福祉金につきましては一部見直しを行いました。

この他、町民の皆様いつまでも健康で暮らせるための各種検診の実施や保健指導にも力を注いでまいります。さらに、国民健康特別会計、老人保健医療特別会計などにおける医療費や保険給付費等に対応する繰出金の予算措置を講じたところであります。

次に「心豊かな子供の育成と生涯教育学習の振興」についてであります。町民の自主的な参加による学習・スポーツ活動の活性化を図り、文化芸術活動の推進や伝統芸能等の継承及び保全ができるよう諸施策を講じました。

また、子供達が自立し、自ら考え、行動することができる学校教育の充実や自然・歴史・文化・地域社会に触れる学習の場の充実を図るための予算措置を講じたところであります。

学校教育面では、引き続き「教育相談員」の配置や中学校に「こころの教室相談員」を配置し、さらに、「AET」の設置など町費支弁の教職員を配置してまいります。平成17年度におきましては、小学校30人規模学級を第5学年まで拡大をし、少人数学級によるいきとどいた教育の推進に努めます。さらに、新入学児童へのランドセルの贈呈も例年どおり行います。

また、平成14年度から実施してまいりました「中学校耐震補強大規模改造事業」は、平成17年度の管理棟と屋内運動場の改造をもってすべて終了いたしました。新たに、七久保小学校の耐震補強大規模改造工事に向けての耐震診断、実施設計費を盛り込みました。

社会教育面においては、充実している町内各運動施設の有効利用を図るよう、各種スポーツの普及に取り組んでまいります。なお、平成17年度から施設の維持管理方法の見直しを行い、一部屋内体育施設につきまして、利用者自らが責任を持って管理することといたしました。

生涯学習・社会教育面では、地域教育活動の国の補助制度の改正により従来まで予算計上していた各種講座の一部が町地域教育活動推進協議会へ直接委託されたため、大幅な減額となっています。しかし、地域の課題に即した各種講座を実施する必要があることから、この委託事業対象とならない講座を公民館活動推進事業として計上いたしました。

また、図書館では子育て支援の一環としてのブックスターと事業や図書館まつり、お話の森、絵本と遊ぶ集いなどの事業を実施するほか、図書資料等の充実整備を図ってまいります。

地域文化面では、「いいじま文化サロン」の取り組みや歴史民俗資料の保存管理に努める一方で、新たにこれまで調査してまいりました石造物に関する報告書を発刊する予定であります。

なお、歴史民族資料館「飯島陣屋」の開館時間について、見直しを行い、12月中旬から3月中旬の3ヶ月間を試行として、完全予約制での対応をすることといたしました。

次に「商工業の振興と安心安全農業の推進」の項目でございます。

農業、林業、商業、工業の各産業がバランスのとれた発展を目指して、農業では地域複

合営農の再構築により他産業との連携による新たな農業の展開を図り、林業では、健全な森林の育成を促進するための諸施策を講じてまいります。

また、商工業では、技術力の高い工業振興と地域のふれあいを基本とした魅力ある商業展開を進めるとともに、交流事業等を通じて農業・商工業・観光の各産業がお互いに連携しあい、地域の特色と資源を生かした産業の展開を図るための諸施策を予算化いたしました。

特に、農業については、1,000ヘクタール自然共生農場との位置付けのもと、営農センターや農業協同組合、農家と連携をとりながら、安心安全農業を推進してまいります。平成17年度においては、新たに平成16年度より調査・研究をしておりました「栗の里づくり事業」を支援してまいります。今後新たな町を代表する農産物の一つとして育成をするとともに、遊休農地対策として推進してまいります。

「道の駅花の里いいじま」は、オープンして満3年を迎えます。お陰様でこれまでに42万人の方に地元産の農産物等を購入していただくとともに、さらに多くの方々に各施設を利用していただいております。また、平成15年度にオープンいたしました「アグリネイチャーいいじま」も、都市との交流拠点として利用者が増加しておりますので、町といたしましても引き続き支援してまいります。

また、平成16年4月に発生いたしました凍霜害による多くの被害を受けましたが、この災害に対する資金融資の利子補給について予算計上をいたしました。

この他、本郷地区の農道整備事業や七久保片桐地区の中山間地域総合防災事業、平成16年度より農業用水路改修事業として着工いたしました飯島新井の農業用水路改修事業などを継続実施してまいります。

林業面では、松くい虫の被害に対応するため、重点地区及び道路等に接する危険箇所等を中心に対応してまいります。この他、間伐事業に対する補助や町有林の保育事業も実施してまいります。

商工業面では、町内中小企業の極めて厳しい経営環境の踏まえ、引き続き商工会への支援事業を継続し、中心商店街地域活性化事業の補助、商工業振興資金などの支援策を講じたところであります。商工業振興資金制度の方式を基金の預託から毎年度の予算方式に変更するため、商工費が大幅に増加しておりますが、実質的な内容は従来までと同様であります。

次に「暮らしを支える居住環境の充実」の項でございます。

秩序ある土地利用計画を図り、快適かつ活力のあるまちづくりを進めるため、道路改良に始まり、上下水道の整備、住宅、環境衛生から防災に至るまで、居住環境の整備をするための諸施策を講じました。

国道153号伊南バイパス建設事業につきましては、本郷地籍の用地買収2年目を迎え平成17年度からは町の土地開発公社による先行取得を実施いたします。また、飯島地籍については、用地測量単価調印の運びとなります。バイパス沿線の土地利用計画についての検討もしつつ早期着手に向けて強力に働きかけをしてまいります。主要地方道竜東線は平成17年度においては引き続きふれあい橋の建設となります。

また、一般町道につきましても北上の原線、堂前線及び芝宮線の改良改修事業を進める一方、本郷幹線及び広域2号線の調査費を計上し、次年度以降に備えてまいります。

消防・防災面や交通安全・防犯対策につきましては、新たに「すまいの安全『とうかい』」防止対策事業を実施し、一般住宅の簡易・精密診断補助や、耐震工事補助をし、町民の皆さんが安心して暮らせる環境づくりに努めてまいります。消防施設面においては、消防団車両を新たに購入をいたします。

また、与田切川・中田切川の治水砂防事業の促進、さらに、西山地帯をはじめ百間ナギの崩落対策等についても、国・県へ引き続き積極的に働きかけをしてまいります。

公共下水道事業につきましては、飯島処理区及び七久保処理区の管渠工事が中心となっています。また、平成17年度においては、七久保浄化センターを平成18年度から着手するための詳細設計も盛り込んでいただいております。

また、農業集落排水事業は、維持管理を中心とした業務が中心となります。なお、両事業とも供用開始以来年数を経過しておりますので、排水管内の清掃を計画的に実施してまいります。

まだ接続をしていないご家庭は、一日も早く接続をし、ご利用いただくようお願いを申し上げます。

合併浄化処理槽の設置整備事業は、区域を変更した地区も含め引き続き設置促進をしてまいります。

一方、上水道事業では、取水停止後の各地域間での配水時間の格差是正を図るため、七久保工区及び日曽利に配水池を新たに築造してまいります。これは、地震等の有事の際の飲料水確保も兼ねるものであります。また、下水道事業関連の配水管布設替工事を行うほか、老朽石綿管更新事業として林道横根山線に布設してあります送水管の布設替工事を継続実施し、水道水の安定供給に向けて更なる努力をしてまいります。

次に、住宅対策面では若者の定住促進対策として、Iターン者に対する定住奨励事業及び遠距離給水管町費施工事業を引き続き実施してまいります。町外から一人でも多くの若者たちが、この地を「第二のふるさと」として定住していただくことを切に願っております。

環境衛生面においては、平成15年度から始まりました「ごみの有料化」のさらなる定着化と塵芥処理費等に要する予算を計上したところであります。町民の皆さんの生活環境に対する意識が高まっていることから、是非ごみの減量化による「資源循環型社会」の形成にご協力いただきたいと思います。

「これからのまちづくりの課題」として、これからの重点施策は、町の総合計画に沿ったものでありますが、これを実効あるものにするには、行財政改革の一層の推進と町民の皆さんのまちづくりに対する積極的な参加や建設的な発言をお願いするところであります。このためにも町として今まで以上に公正で開かれた行政を推進するために、行政情報の一層の公開やわかりやすい資料の提供に意を注いでまいります。

また、町税などの徴収率の低下や、滞納者の増加が懸念されることから、税などの公平な負担を保つとともに、滞納額の縮減を図るため、庁内に設置してあります収納対策会議

の強化を図り、徴収が困難な高額及び長期の滞納者への対応をしてまいります。

最後に繰返して申し上げます。

当町は、2月の27日に重大な決断をいたしました。この決断は、決して刹那的でも、感情的、感傷的なものでもなく、町民の皆様が真剣に考え、悩んだ末に得た結論であると確信をいたしております。これからのまちづくりの手法として、合併の道を選ばず、苦しくても厳しくとも、自立をする道を選択をされました。私自身、2.27この日を深く心に刻み気持ちを切り替えて、新たなまちづくりの出発点にしたいと考えております。そのためには、二つの町民の皆様のご心・気持ちをひとつにまとめることが、当面私に課せられた最大の任務であると認識をしております。具体的には、公表しております「ふるさとづくり計画」を基本にして、最新の情報を加味した中長期的な展望に立った計画をこの9月までにまとめてまいりたいと考えております。

以上、平成17年度の施策に関する所信の一端と、予算案の大綱について申し上げます。

平成17年度の諸施策、諸事業の推進にあたり、職員に一層の自覚と研鑽、そして意識改革を求めながら、私自身が先頭に立って町民の皆様とともに力強く調整を推進してまいりたいと思います。

町民の皆様、議員の皆様のご理解とご協力を切にお願いを申し上げます。平成17年度の施政方針と一般会計並びに特別会計予算の大綱の説明といたします。よろしくご審議をいただきご議決賜りますようお願いを申し上げます。ありがとうございました。

議長 それでは引き続き各課長から補足の説明を求めます。説明に当りましては、主要なじむ事業を中心に要点を捕らえて、的確な説明に努めていただくようお願いをしたいと思います。

企画財政課長 (補足説明)
(以下、総務課長、住民税務課長、保健福祉課長、補足説明)

議長 ここで昼食のため休憩といたしたいと思います。再開時刻を1時30分といたします。休憩。

午前11時55分 休憩

午後 1時30分 再開

議長 定刻がまいりましたので、休憩を解きまして会議を再開をいたしたいと思います。午前中に引き続きまして担当課長よりの説明を求めます。

産業振興課長 (補足説明)
(以下、建設水道課長、教育次長、議会事務局長、補足説明)

議長 以上、一般会計予算の説明が終わりました。

続きまして書く特別会計についての補足説明を求めたいと思います。最初に住民税務課長。

住民税務課長 (補足説明)
(以下、保健福祉課長、水道課長、補足説明)

議長 以上で、平成17年度予算7議案に係る提案説明を終わります。大変お疲れでもあろうかと思しますので、ここで休憩といたします。再開時刻を午後3時30分といたします。ただ今から休憩と致します。

午後3時10分 休憩

午後3時30分 再開

議長 それでは休憩を解きまして、会議を再開したいと思います。

これから予算7議案につきまして、一括して総括質疑を行いたいと思います。なお、先に決定しておりますように、この後に各委員会へ審査を付託することになっておりますので、本日は皆さん方に先に予算書を配布してございまして、十分な自宅審査されていると思われまので、本日は総括的な事項のみについて質疑されることをご協力をいただきたいと思ひます。質疑に入ります。

2番 それではいくつか質問をいたします。まず、その質問のですね、その仕方なんですけれども、私はふるさとづくり計画というものとの関連でですね、特に質問をしたいと思ひます。町長の施政方針演説にも2005年度の予算ふるさとづくり計画というのが基本になっているというお言葉がございましたし、それからこれはもうホームページにも公開されておりますが、2005年度の予算編成方針これも特に留意する事項というところで飯島町ふるさとづくり計画の第3章それから第4章ですかね、その目標年度平成17年度の目標年度をその盛り込んでいくということがありました。ただ、若干その今回のですね、3市町村の合併協議会これの協議結果こちら辺も先の3月4日の条例改正案のあたりの答弁それから今日の施政方針演説の中にも若干考慮するというようなことが述べられておりました。そこでですね、そのこの予算の性格についての確認でありますけれども、大変その厳しいということであるさとづくり計画の説明が始まってずっとそれが続いておるわけであります。何が厳しいかっていったら財源として非常に厳しい、今日の報告でもそのある程度の概要が地方交付税それから若干町税がですね、全体として上向き傾向があるってというようなお話はございましたけれども、やはりまだ地方については依然その税収の方も厳しいというお話でございました。そこでではですね、ふるさとづくり計画平成17年度の目標がたくさん掲げられておまして、いわゆる負担増それからサービス減というような性格が強かったわけですが、これがみますとですね、盛り込まれているものもあるし、まだその十分その入っていないというものがあるように見受けられるんですね、こちら辺のところはですね、そのどういうふうに基本的に考えられたのかっていうことをまづお聞きしたいと思ひます。特にその財政調整基金の取り崩しって言いますか、繰入というのが5千万円あり、他に幾つかの基金のその目的別の使用があるってということで、その基金というのはそのやはりかなり慎重にこう考えていかなきゃいかんだろうと、でふるさとづくり計画の財政シュミレーションでもこの予算枠って言いますか、その財政枠ってというのが急激にですね、あれは平成15年だったですかね、15年から落ちていくわけであります。平成22年3年辺りには計画では財政再建団体になるんではないかとかいうような予測もされておるわけですから、そういう中で基金の取り崩しっていうのをやってまでも、その合併協議会がですね、幾つかサービス向上って言いますか維持するってい

ような協議もございましたが、そこまでする、そのサービスを維持するできるものなのかっていうことが心配されるわけです。要するにその平成17年ってのが過度期ということであつても平成18年以降ですね、負担を先送りするってことは私は許されないんじゃないかと思ひます。ですから言ってみれば平成17年2005年にきちんとしたですね、自立の形が決まりましたからそこできちんとしたふるさとづくり計画の目標をですね、一つ一つこなしていくとこういふことがですね、基金の取崩しも控えるとかいう姿勢が大事ではないかと思ひますが、そこら辺のところをですね、どういふふうにかえられたかかっていふのがまず1つ目の質問であります。

議長 質問の要旨は簡潔にひとつお願いしたいと思います。

2番

あと項目だけでいきますが、ふるさとづくり計画行財政改革大綱のですね、3本柱がありました。その1本に住民との協働というのがございましたので、その予算の中でどう実現をされたかと、具現化されたかかってことを次に聞きたい。もう1つ同様にですね、3本の行財政改革大綱の3本の柱の1つに簡素っていうこと、これは民間でできるものは民間にという小泉内閣も言ってる言葉なんですけれども、郵政の民営化というもののひとつの国の民営化ですけども、その飯島町としてはですね、そのこれがどういふふうにか具現化されているかということをお聞きしたいですね。それから組織改革については、平成17年度当初からですね、4課を統合して2課にするというような計画でありました。それがまだ見えてこないで、この辺をどういふふうにお考えかかっていふことをお聞きしたいと思ひます。これは重要なところだと思ひます。組織の簡素化、効率上げるといふことは大きな計画の中のひとつの重要な要素だといふふうにも思ひます。それから次ですが、5つ目になりますか、合併はなくなりましたけれども、その行政の効率化のためにですね、いわゆるそのより一層の広域化スケールメリットを求めて広域化ってことは当然考えられるわけですね、広域行政をさらに一層進めていくってことは当然私は必要だと思ひますが、例えばその環境行政ですとか、あるいは合併協議会の中でも出ておりましたが図書館の検索のネットワークですね、こういったものは有効な広域化の要素だと思ひますが、こういったその広域化ですね、今言ったような例を挙げましたが、そういったものを含めた広域化のお考えについてですね、お聞きしたい。自立の中ではさらにやはり重要な私は要素だといふふうに思ひます。それからあと2つ、3つになりますか、ふるさとづくり計画の中でやはり私は、重要な要素の中のと位置付けておりますふるさとづくり計画をかなり評価してるひとつですが、行政評価というのがあります。これの2005年度の取り組みということですね、実現へ平成18年度と平成とその西暦とごっちゃになって大変申し訳ないんですけども、そういう計画であります。箕輪町ではもう既に来月から始まるかという、失礼ちょっとそこところは訂正です。駒ヶ根ですね、そういう計画でもありますし、ぜひ私は飯島町でも目標に挙げた以上は進めてもらいたいと思ひます。それからもう1つはやはり重要な評価をしている1つに人事評価制度というのがございまして。これも目標管理制度と私は組み合わせてやっていけばかなり強力な武器になると効率って言いますか、行政のですね、要になると思ひます。これについて2005年度の取り組みはどうか。最後にもう1つですが、先程下水道の関係の予算説明ありました。七久保公共下水道ふる

町 長

さとづくり計画では、ことによると供用開始が遅れるかなとこんなようなお話がありましたけれども、その点についてですね、自立が決まった上でじゃそうなのかどうかというあたりの見通しをお聞きしたい。以上であります。

松村議員から大変多くの項目のご質問をいただきましたが、総括的なことは私の方から申し上げて、またこの問題については必要に応じてまた担当課長の方から申し上げたいと思います。まず今年度の、今年度と申しますか新年度の予算の編成の基本的な考え方があります。同時にまたこのふるさとづくり計画との関連の中でどういうふうに位置付けたかということでございます。初日の本会議のときにも申し上げておりますけれども、非常に厳しい財政状況の中で大変苦慮した予算編成ということですが、懸案の基幹的な事業を入れながら徹底した行政改革を行いながら、そして国の地方交付税、財源対策債の動向もぎりぎりの線まで見極めながらという非常に多面にわたっての分析をしながら財源確保をした上での予算編成ということで行いました。基本的には昨年16年度の前年度の予算編成のひとつの大きな考え方で行いました行財政改革の第1幕という位置付けを引継ぎまして、平成17年度第2幕これをできるだけぎりぎりの線まで改革することによってこの財源カバをしていかなきゃならないという考え方でもちました。同時にまた基幹目玉事業でございますこの保育園の統合整備事業をどうしても当初予算から入れたいということの中でやってまいりました。同時のこの予算編成の考え方が話にも出ておりましたように基本的には自立をしていくという前提でもっての予算編成に着手をしました。これ昨年の秋過ぎから実施計画のローリングの考え方、それから予算編成作業の考え方である、同時にご承知のように合併協議が進められておるこの途上においてその辺の政策調整をどういうふうにつけていくかということでもございました。両にらみのような少し難しい予算編成であったわけですが、仮に合併をいたしましても3市町村の政策の一元化調整の中で合併してもこのサービス負担を落とさなきゃならないと、負担を上げなきゃならないという部分もございましたので、内部的な人件費その他議会にもご協力いただいての行財政改革はぎりぎり徹底的にやりましたけれども、そうした一元化調整の部分については一旦合併協議の水準まで落としてですね、で予算編成をして住民サービス負担の問題については考えたということがこの予算の内容であるわけでございますので、今後じゃあ即それを自立を決めたからこの予算の中でまちづくり計画の中で反映してというわけには時間的なタイミングもございましてそうはいかないわけでございます。当然これの基本的な考え方は自立の飯島町のふるさとづくり計画に沿って今後中長期的に見直しをして年度別なひとつの実践計画というものをきちんとたてて、そして18年度以降にこのことをまた更に継続してやっていこうということでもございますから、目標とするところはこのふるさとづくり計画であるというふうに認識をいただきたいと思うわけでございます。それから協働のまちづくりについての予算上の反映、これ非常のソフト的な部分が多いわけでもございまして、この辺もこれから住民の皆様方とよくご意見を聞いてその方向を出していかなきゃなりませんけれども、色々物を作ること、作業をすることそれから色々なアイデアを出していただくこと協働といってもなかなか広いわけでもございませぬ。自立の計画にも謳われておるわけでもございますが、こちらの方で一方的にこのことを

協働でというふうに押し付けてもなかなか住民の皆さんはそれに応えたくない部分もある、したがって今後色々なその場面場面をお願いをして住民の皆さん方がひとつの自立の覚悟を決めた以上ですね、自分たちにできるこの自立のメニューというようなものをひとつ積極的に出していただいて、そしてこちらの考え方のすり合わせながらやっていくことが大事ではないかというふうに考えておりますので、もう少しこれは時間をかけて検討する必要があると、簡素化にしても全く同様でございます。できるだけ無駄を省いてスリムな行政経費をできりだけ削減をしていくことが、この自立のまちづくりの計画の基本になっておるわけでもございます。組織の改革につきましても、当然この計画に入っております。4月以降さらに検討を重ねてまいりまして、できるだけ速やかな対応をしてかなきゃということでもございますけれども、人事面等も含めまして今年1年間さらに詰めながらひとつ研究をさせていただき、方向としてはできるだけ早い段階で出してまいりたいというふうに考えております。それから広域化のことにつきまして確かに色々な業務現在広域連合、伊南行政組合その他伊南福祉会等でも取り上げてやっておるわけでもございますけれども、今後メニュー的にもさらに増やしていく必要があるんじゃないかということも考えておりました、またこれは広域連合なり行政組合の内部でもまたひとつ十分研究をして対応していくというふうに考えております。行政評価、人事評価それぞれ国の動きもあるわけでもございますし、この自立のまちづくり計画の中にも行政評価謳われております。これもこれからの実践計画の中で考えて取り組んでいくというふうに考えております。下水道の事業につきましても今まで進めてまいりました今後の計画最終的には何としてもこれは全線下水化を実現しなきゃならないというかたちでもございますので、進めてまいりませぬけれども、そうした今国の補助金の問題、町の一般財源の問題それからこれから起債の償還の問題非常に厳しい状況が今後さらに上乗せして続いてまいりますので、計画的に進めてまいりませぬけれども、かなり先送りをしなきゃならない事態も出てくるんじゃないか、これももう一遍このシュミレーションし直したかたちの中での下水道としてのシュミレーションをしていかなきゃというふうに考えております。以上ご質問の点について私の方からお答えをいたしました。

2 番

それでは簡単に2つですね、再質問をさせていただきます。一番最初の質問でのお答えは、ふるさとづくり計画を基本にしたということであって即それをですね、自立の計画を盛り込むということじゃなくて時間的なタイミングもあったということでもございました。それは私も理解できます。それにも拘らずかなり細かいところまでまだこれから審査をしましませぬけれども、かなりのところまで詰めてるなというような気がいたしました。とするとですね、暫定予算というふうに言うつもりはないんですけれども、ある程度今後の補正をですね、時間的に余裕がなかった分今後じっくりと言いますか、平成17年度に盛り込むべきは補正的なものでですね、そのふるさとづくり計画に近づけるとかいうようなお考えがおありなのかなというふうに思いますが、そこら辺の取り組みはどうかということが1点、それからその住民との協働これは行財政改革の大綱の3本の柱ですから非常に重要な位置付けなんです、お答えではその予算的にも入っておりませぬので、ソフト的になっていこうというふうなことのお答えでありましたけれども、やはりある程度私はその取り組みについ

てですね、きちんとしたお答えをほしんですが、もう少し具体的に言わないとそのお答え
いただけないかなと思いますので、例えば住民の参加の中でパブリックコメントこれは非
常に長野県でも効力を発しておりますし、あるいは住民の声のデータ・ベースというのも
例えば住民意向調査一昨年度ですね、これ膨大な8,000件近い声が寄せられました。そう
いったものをじっくり貯めておいて皆さんに見ていただく、あるいはその住民参加条例と
いうのもお考えになっている、私も考えておりますが、こういったところですね、ある
程度その見通しを言っていたかかないとそのせつかくですね、住民協働というふうに大き
な柱を立てておりますので、私としてはそういう希望をしますが、いかがでしょうか。

町 長 17年度の予算が自立の計画に基づいたタイム的な問題もあってその暫定的な考え方
であるかどうかということについて、暫定的な考え方では決してございません。当初予算
に盛り込むものは盛り込んで、今年1年間この姿でお願いしていきたいというかたちであ
ります。内容について補正もありうるかということですが、当然これは色々な国の
施策や国の補正がついた場合にはその連動して色々な事業については補正をいたしま
すけれども、この住民のサービスや負担やそうした基本的な部分について途中でそれを変
更して住民の皆さん方にその補正をもって対応していただくということは、これはいか
かだと思います。やはりきちんとその年度当初にその方向を示してさらに今年の前半の中
でそうしたことを次なる段階を詰めながら、また次年度の以降の中でそれはやはり政策的
には対応していくということが肝心であろうかと思っておりますので、政策的な基本の部
分については、新年度についてはこの予算でいきたいというふうに考えております。それ
から協働まちづくりでのメニューの問題であります、これは非常にすぐ協働だといって
これとこれとっていくというわけにはなかなかまいりません。住民の皆さん方に色々
な考え方をお聞きしながら、そしてこちらの考え方もお示しをしながらですね、みな
でひとつこの議論をし合ってこれは息の長く続けていかなきゃならないこれからのま
ちづくりの基本になる部分でありますから、これは当然時間をかけて議論をしてその
方向付けをしていくことが必要であるというふうに考えておりますので、その辺につ
きましても今年色々なかたちの中で住民の皆さんの意見を聞いてまいりますが、また
中長期的にもそのことを構築していかなきゃならないというふうに思っておりますけ
れども、現段階の中でこれとこれとこのメニューで協働だということはちょっとまだ
申し上げる段階ではないかというふうに考えております。

議 長 他に。

14番 前者の質問内容に尽きた面もありますけれども、1つ2つ伺います。ふるさと計画
いわゆるナンバ5ですね、これからの飯島町自立する自治体を目指したまちづくりを考
えるとこれを基本にということですが、今の町長答弁でだいぶわかってきた内容があ
ります。ですが、これをこの内容については、3年経つと見直さなきゃならないとい
うようなこともあります。ですが、さっきの住民の皆さんの意向の中で自立が方向付
けられましたので、その内容については真摯に受け止めて今後に対応していくことが
大事だと思うし、そうあるべきだと思います。それでこのふるさと計画づくりにつ
いて、いわゆる見直しながらも町民の皆さん方いわゆる住民の皆さん方がもう少し理
解を

深めて取り組んでもらうことが大事じゃないかと思えます。ただ合併論議の中でどう
だということな中できた、上っ滑りできたようなこともありますので、内容を深
めて自分たちが協働できることは何だとかいうことし、我慢をするところは我慢し、
あるいは提言することは提言してということでそうしたことで、このふるさと計画
づくりの理解浸透見直しということについて、改めてもう1回伺いたいします。特
にこの17年度については、この経過からみると若干その何とかもてたのかなとい
うような感じもしますし、18年度以降本当に例えば自治機能のあれでしたら中央公
民館を廃止するとか、中学校のAETの先生を廃止するとか、それから農業環境改
善センターの管理費をもうあっちの管理じゃなくてこっちの総体的なところへ
移して何をするとか色々としてそうしたことで廃止だとかいうことになってお
るものもあるんですけども、そうした内容については今年度あるいは助走期間を
おいて実質みますと18年度からが大変だなというようなことも思わけるので、
そこら辺のことも含めて伺いたいします。それから町長が最後の19ページでこれ
からのまちづくりの課題という中で、町の決断をしたそれからご自分の心境も述
べられております。私も同様な心境でございます。こうした気持ちで新たなま
ちづくりの出発点に立つということは同様な心境でございますけれども、その
後段に2つの町民の皆様心をひとつにまとめることが当面の最大の私の課題だ
ということで、今まで論議してきた何年か論議してきたこの町の方向付けにつ
いての町民の気持ちをまとめていく、そうしたことを謳われております。これは
非常に大事なことだと思いますので、このことについて、今後の計画の中でど
のように反映されていくかその点について2点伺いたいします。

町 長 このふるさとづくり計画自立を選択したあとのそのふるさとづくり計画
の住民の皆さんへの周知徹底、そして関連しますけれども、賛成か反対かとい
うこのそれぞれの意思表示をされた方への今後の対応、ひとつにして新しい
地域づくりをしていくという私の願い関連しておりますので、精一杯の努力を
してまいりたいと思っておりますけれども、自立の中身なかなか耕地の出席を
いただいた方にも約40%ぐらい近くということでございまして、まだまだ浸透
しているというふうには思っておりませんので、できるだけ色々な機会を見つ
けてですね、また話し合いなり色々な出前講座なりの機会を捉えて、これから
のこの飯島町の姿というものを財政の裏付け的なものも含めて是非ご理解をい
ただくような努力はしていかなきゃいけないと、住民懇談会も然りでございます。
そうしたことをお話を申し上げながらだんだんに理解をしていただいて、先ほど
の協働のまちづくりということにもご理解を経て繋がっていくんだらうとい
うふうに考えておりますので、そうした努力を精一杯させていただきたいとい
うふうに考えておりますけれども、やはりこれは当初にシュミレーションした
とおり財政は孤立が故に非常に厳しいということは住民の皆さん基本的な認識
としておっていただかないと、そんなはずではなかったということでは困
りますので、そうしたこともひとつの説明責任としてこれからやっていき
たいと思っております。今年度の予算は昨年現在の16年度の予算が改革の第
1幕ということでございましてけれども、この自立に向けたまちづくりの予
算としてはこの17年度が第1幕である。したがって当然これは2年目3年目
そして見直

議 長
5 番

しがしながら更に。その辺の作業をまた今年度のと申しますか、新年度の4月以降の前半の中で方向を固めていくという助走の段階になるというふうにご認識いただきたいと思っております。

よろしいですか。

ただいまお二人から質問がありましてだいぶ私のお尋ねしたいことが減りましたので、幾つかお聞きをしたいと思っております。ふるさとづくり計画は本当にこれから住民の皆さんの自立のための大きな指針だと思うんですけども、その中で今までどちらかといえば合併を研究をしなければならぬという気持ちで先行しましたので、住民の皆さんがそこにこのところはどうしたいかという提案もかなり持っておられる方もおりましたが、多分吸い上げられてはいないと思うんです。これからのふるさとづくり計画を作るにあたっては住民の皆さんの声が生かされる仕組みづくりとかそういうことが大事になってくるのではないかなというふうに考えて私はおるんですけども、その辺について具体的にどうしろというふうにまだなっていないかもしれませんが、方向としてもう少しどんなふうにして住民の皆さんの声を吸い上げていきたいのかというふうについてお考えがありましたらお示しいただきたいなと思っております。それから今までのふるさとづくり計画のもとになっている基礎となっている財政のシュミレーションがかなり今の現状とは違っていたというふうには私は把握しているんですけども、現時点でこれから積上げたふるさとづくり計画にそれを照らし合わせていくとどんなふうに変っていくのかということはずごく重要なことだと思いますので、これから現状に合わせたふるさとづくり計画を先ほども実践計画を作られておられるということですので、もう既にそういうかたちになっているのかとも思いますが、ぜひ早く住民の皆さんにそういうもののお示しいただいて、また工夫もしていただかなければならないところは住民の皆さんと一緒にそこが協働だと思いますけれども、頑張っていけるような方向付けをしていけるようなかたちが必要と思っておりますが、その点についてどんなふうにお考えなのかお聞きをしたいと思っております。2点でお願いします。

町 長

最初のこの住民の声を如何に吸い上げていくかということでございます。今申し上げたような精一杯の努力を色んな場面でやっていかなきゃならないというふうに考えておりますが、具体的には予算の中でも示されておりますように新しいこの今度は自立ということが方向付けがされましたので、中期総合計画の樹立作業策定作業に入っていかなきゃならない、これには各種委員の中にも公募も含めて広い層から参画をいただくというようなことでございますからこの辺でもひとつその方向付けを大変重要な作業になるわけでございますが、捉えてご意見をお聞きしていくというかたちになります。当然その審議の中途では色んなかたちで住民の意見を聞く機会も出てこようかと思っておりますけれども、同時にまたふるさとづくり審議会も常設機関としてあるわけでありまして、それらの方にもこの自立の、ただこの今のご質問にございましたふるさとづくり計画が現実とかが離れておる、少し違っておるのではないかというようなことを今話されましたけれども、決してこれは基本になるペースは変わっておるわけではございません。慎重審議にふるさとづくり審議会に練っていただいたこの素々案に対しての答申をいただいております。この計

画でございますから、その内容に沿ってやっていくということは間違いのないわけでありまして、決してかき離しておるわけではない、ただ今後の国の財政対策色々政策もございまして、今後の地方交付税の動向がどうなるのかあるいはまた三位一体がどうなるのかということは注意深く見守りながら必要な修正は加えていかなきゃならないというふうには思っておりますけれども、このふるさとづくり計画はあくまでもこれからの自立の基本であるということは全然これはかき離しておるということではないというふうに思っております。

議 長
1 2 番

よろしいですか。

それでは私の方から2点ほど質問いたします。まず第1点は昨年の11月14日こども議会この場でありましたけれども、この中には17人が色々な質問が出ております。中でも机の問題、地震の問題、街頭の問題また町の安全の問題、PRの問題等々出ております。その中で今回私予算書を見ますと飯島の学校の中に児童机・椅子ということで31万9千円ほど載っております。そうしてまた子供達が最後の発言の中で私たちの意見が町政に反映する、させていただくことは本当にうれしいことだとこんな発言も出ておりました。それで机の關係は間違っておらないと思っておりますけれども、どのようにこれ具体的に反映されておるかどうかが、子供の夢を破らないように落とさないようにぜひ反映しておると思っておりますので、どのように反映されておるかお聞きしたいと思っております。もう1点は先程から今度の予算編成について改革第1幕、第2幕と申しておりますけれども、私はこの3月定例会を一口に言って総称した場合に何々議会とこう何々定例会ということが非常にはっきりしてくるかと思っております。そこで町長にお聞きしたいんですけども、この議会を先程から言ったように改革第2幕議会とこのように総称していくことがいいか、それとも保育園とか色々な大きい問題がありますので、何かそのような問題で何々議会、例えば国会あたりでは国民年金議会とかこういうことを言いますけれども、この町のこの議会を総称した場合に何てつけたらいいか町長はどのようにお考え持っておるかお聞きしたいと思っております。以上2点です。

教育次長

ただいまのご質問でこども議会に出されました机の問題でございます。予算の折にも若干要点をもって説明をさせていただきましたが、七久保小学校におきましては児童用の机の天板につきまして小学校1年生の机につきましては、天板を変えて1年生全員に新しい天板でやっていくとこということ、それから全体的に悪くなっている机、椅子等がございまして、机・椅子のセット21セットを購入するように予算上で配慮してございます。それから中学校につきましては、先程言いましたように年次計画をもって更新をいたしております。飯島小学校等につきましては、また様子を見させていただくこととございましてよろしくお願いたします。

1 2 番

私はね、机の問題もありましたので、全体に色々な問題が出ておりますけれどもね、全体にどのように反映しているかだけで結構です。

町 長

11月に実施いたしましたこども議会、色々子供達の将来の夢をこれからを担う子供達の意見を聞いて大変参考になりましたし、また即お約束できたものとなかなかお約束できなかったのとあるように記憶しておりますが、今の机の問題もひとつ対応させていただ

きました。ちょっと振り返って思い出してみますに、ひとつに合併問題が何人かの子供さんから出たようが気がいたします。非常にどちらかと言えば慎重な意見も多かったように記憶しておりますけれども、このことにつきましてはもうこうした結果が outcome して自立をしていくという方向になりましたので、できたら教育現場全体にもこの町が自立をしていくんだと、そしてその心構え気構えだけはひとつ子供達も今から持っていてくださいね、一旦外へ出てまたおられてもまたぜひひとつ地元へ帰ってきていただいてひとつ地域づくりをしていってほしいなというふうに思っております。そうしたまた受け皿的な就職の場所であるとか色んな面については、また行政の責任でできるだけ精一杯を今からしていかなきゃならないというふうに思っております。それからあと安心安全というようなことで非常に色々な事件も発生しております、通学道路の街頭の問題やらあるいはまたこうした交通安全の歩道の問題やらというようなことも多く出されました。12月の議会でも議決をいただきましたこの安心して住めるこのまちづくり条例を制定していただきまして、この間も第1回の会議をいたしました。町の責務それから町民の皆さんの責務それから色々各種団体の責務というようなことで任務分担の中でひとつ取り組んでいこうということを確認をしていただきましたので、当然校長先生たちも出席をされておりました。それぞれの立場でやってまいり、そんなことで具体的には歩道もまた次の研究段階として入っておりますし、街頭もそれぞれまた地域に下ろしていただいてそこから要望していただくということで予算付けもしております。そういうことでひとつご理解をいただいたと思っております。それからまた環境この素晴らしい環境をぜひひとつ維持してというようなお話もあったように聞いておりますけれども、これも色々な環境行政ごみも含めてですね、それから不法投棄の監視等につきましても新しいまた監視員体制の試みでもって予算計上しております。山林の保全の問題、河川の浄化の問題それぞれの科目にもって予算計上してございますのでひとつご理解いただきたいと思っております。ただ1つ与田切の公園のテニスコートを全天候制にしてというようなご意見もあったように記憶しておりますが、これはあの時も申し上げましたけれども、非常に数千万のような多額のお金がかかるというようなことでこれについては、ちょっとご容赦いただきたいなということで予算計上には含まれておりません。ちょっと思いついた内容で恐縮でございますけれども、お願いいたします。

議 長

他に。

1 2 番

第2点目のまだ回答いただきません。

町 長

ちょっとその前に地震対策があつた直前にあつたものですから非常に地震対策のことでもございましたけれども、さっきの住まいの倒壊の問題やらそれから小学校の耐震改造等の問題も含まれておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。それで新年度の予算を含めての議会の位置付けでございますが、私の方で今ここで名前というにもなかなか思いつきませんが、昨年がこの予算編成上では第1段階としての行政改革であるんだ。で今年がこの第2幕としてできるだけの捉え方をさせていただいて同時にまたこれは新年度予算が自立に向けた第1幕のスタートであるという私のひとつの思いであり認識であるということをお願いして名前の方は野村議員の方へお任せをしたいと思ってお

ります。

議 長

よろしいですか。

1 2 番

はい。

1 0 番

私は毎年予算決算という問題になっておりますこの7会計を共通しております滞納繰越分についてお聞きしたいと思います。この滞納繰越分になったものは、結局毎年度の来年度分の並に収納されることはこれは理解をしますけれども、このずるずるずるずるこの滞納が続くことによりまして最終的にはこの不納欠損金処分とかになるわけでございます。それで当然課税されるべき事実があったものをこの不納欠損にすることはこれは町民のこの負担公平の原則に反するわけでございます。それで収納率をこの引き上げるためのこの対策それからまたその方策はないということと、それからこの累増していくこの滞納金についてどのように対処していくかまずこの基本方針をお伺いします。それからこの先ほどの町長の施政方針にありましたこれからのまちづくりの課題でこの町税などの徴収率の低下や滞納者の増加が懸念されることから、庁内に設置してあります収納対策会議ですね、この位置付けについても併せてお聞きしたいと思います。以上です。

町 長

未収金対策につきましては、非常に税をはじめ胸を痛めておる内容でございます、都度精一杯の努力はいたしておりますけれども、こうした色々なご時世の背景もあって厳しい状況が続いておることは事実でございますが、年度末、出納閉鎖、お盆というようなこの節目を捉えて従来からもやっておりますし、今後さらにまたその頻度をさらに密にしてやっておるということで職員をあげてやっておるわけでございますけれども、なかなか現実には厳しいということでございますが、今言われましたようにやはりこれは税の公平の原則ということから考えるとどうしても滞納が増えてくるということは好ましいわけにはまいりません。したがって精一杯の努力をして、そのためにこの収納対策会議組織を設けてまして庁内全課を網羅してその対策を講じているところでございますが、一応従来から助役がこのチーフでやっておりますので、今の具体的な色々な取り組みをしております内容について助役の方からご答弁させていただきたいと思っております。

助 役

大綱を町長からご答弁ございました。滞納整理につきましては、大変頭を痛めておるところでございますが、現実にはやはり現在の経済情勢大変厳しいものを反映いたしまして、本年度も現段階におきましては昨年の金額を上回るような滞納額があるわけでございます。庁内には収納対策会議を置きまして各公金を取り扱う所管の課長、係長それから担当者をもって組織をし、具体的にどういう方法をもってこの収納を進めていくかってことを毎年重ねてやっておるわけでございますけれども、なかなか滞納の整理につきましては難しい一面がありまして、各市町村とも大変頭を悩ませております。ひとつ広域的な収納組織をとというようなことも検討をしてみたいと思っておりますけれども、やはり地域に合って人と人との繋がりの中でやはり収納の効果を上げていくということもなかなか大切なわけでございます、その点につきましても各市町村足並みが揃っていない状況でございます。本年度も年度末それから間もなく会計年度が終わるわけでございますが、3月に向けまして2回ほどの収納対策会議をもち色々打ち合わせをしております。基本的には小さな滞納額がやはりだんだん大きくなってですね、焦げ付きになってしまうという例が非常

に多いわけでございますので、現段階におきましては大きな滞納額につきましては、特別班を各課長クラスで組織をして電話のローラー作戦あるいは個別の訪問等も実施をしていくことにいたしております。特に本年度のところは、それぞれの小さな滞納をですね、大きくしないように各所管の中に担当者の班を作りまして、なおかつまた大変困難なものにつきましては、それぞれの課長連で課長のグループで組織をします特別担当を組織をして強力にそういうお願いをしてまいりたいとこんなふうにも思っております。3月につきましては、会計年度締めそれから出納整理期間が2ヶ月ございまして5月の末がいわゆる会計の終了ということになるわけでございますが、この2ヶ月間が一応毎年のことでありますけれども、大変重要な時期でございます。3月末から5月の時期にかけてましてそんなことでひとつ徴収の出向く頻度もかなり上げるようなことでまた具体的な計画を示し対応してまいりたいと思っております。いずれにいたしましても大変年々増えておりますが、ぜひひとつこれを横ばいに持っていくあるいはまた前年度にしてですね、滞納額をひとつ減少させていくとこうすることでまた努力はしてまいりたいと思っております。具体的な内容についてお示しができませんけれども、現段階そういうことで十分取付けをしてまいりたいとこんなふうにも思っております。

8 番 次年度の一番の目玉事業であります東部保育園の建設についてでございますが、一番目玉ということは一番町民の皆さんも関心があるわけでございます。自立を決まった以上やはり今までの反省を踏まえた中の箱物行政という私は仕事上今までお世話になっている中でこんなことは言いたくありませんけれども、その辺が一番町民の皆さんが関心を持っておられるというふうに思います。内容につきましては、委員会で精査審査させていただきましますので、町長にですね、今回のこの予算について盛り上げた段階のご質問をさせていただきたいと思っておりますけれども、4億7千万余という金額ですね、これは当初計画とですね、殆ど変わってないとかむしろ増額になっておるといふふうに思います。この厳しい財政の中で如何に内容的にですね、内容とかその機能的じゃなくて内容的に精査をするというその辺の根本的な課せられた課題があるかと思っております。そういったことで内容的に理事者として精査をした予算付けなのかその辺をお聞きしたいと思っております。それからもう1点、ちょっと細かい点になりますけれども、50周年の関係であります。45周年のときは記念事業をしたり、それから歌を作ったり色々したと思っております。財政的に厳しい中でやりますので、その辺のことはどうかと思っておりますし、今回は一応100万の予算計上でありますけれども、それについての内容を何かお考えかどうかお聞きしたいと思っております。

町 長 統合保育園の建設につきましては、一応国の考え方から現在の状況からいくと2年計画で建設というような7:3割合というようなことを言われておりますが、まだ確定ではございません。若干の流動的な部分もあるわけでございますけれども、これが従来の補助金から交付金化一般財源化されたという位置付けになるわけでございます。内容につきましておっしゃるとおりもう十分に今までそのことを研究委員会の中でも研究をしていただきました。できるだけ質素に構造的にもそう難しい構造でなくてですね、利便性にとんだ本当に保育の現場として使いやすい施設にすると、このことを一番のモットーにして研究

を重ねてきていただいたわけでございます。今おっしゃる6億7千万が当初とあんまり変わってというふうにはちょっと当初の数字という、全体では6億7千万円という数字だと思いますが、今年度については4億台というようなことです。それですね、この中には1億約5千万円、土地代が入っておるわけでございます。総事業費として、その辺のところでは前回と比べてどうのこうのというふうにご質問されたかちょっと定かではありませんけれども、一応かなり絞った額であるというふうには、また必要に応じて課長の方から申し上げますけれども、そういうふうにはひとつご理解いただきたいと思っております。それから50周年の記念事業に向けてはまだ白紙でございます。一応記念誌はひとつの記録として残していきたいというようなことの中で着手をするための予算ということでございますが、その記念セレモニー的なものについては全然まだ白紙の状況である予算上は白紙であるというふうにはお願いしたいと思っております。

議 長 よろしいですか。
保健福祉課長 それではお答えいたします。東部保育所の事業費の関係でございまして町長6億7千万というような数字でございますけれども、これ当初の数字だと思っております。何回か見直しいたしまして全体では6億2,600万まで落としたというものでございます。特に当初は用地の関係でございますが、一部というか町有地を使っていくとで不足分について購入していくという計画だったんでございますけれども、これを全面積9,300平米全部購入するということによってこれが事業費的には全体ではですね、この部分は伸びておるとこういふようにご理解をいただきたいと思っております。また、建築の工事本体でございまして、これらにつきましても当初よりかなり3千万近く落としておると、これはそれぞれ査定をされた内容を検討いたしました。先程町長申し上げましたように質素これを旨として、また使いやすさで特に屋根のかたちとか具体的に言えばそして窓のかたちこういったものについてもやはり精査して設計に織り込んでいくとこういふように考えておるわけでございます。またそういった中で設計のいわゆる設監の委託料こういったものについてもかなり落ちておるといふ状況でありますので、ご承知おきをいただきたいと思っております。以上です。

8 番 確かに担当委員会でございまして、土地代の増は聞いておりますし、その辺は理解しているつもりでございますけれども、この自立の計画のですね、ナンバー5の中に総事業費5億7,600万というふうには載っております。それで今回においては、約6億2千万という数字になってきたわけでございます。この自立計画の中ではですね、今年の1月でしたね、1月から3月の間の計画でございますので、このへんの数字の違いをですね、町民の皆さんに理解していただかないとまずいかなということでございますので、その辺をお聞きしているわけでございます。

議 長 担当課長お答えできる範囲内で、今の質問に対して町長からお答えできますか。
議 長 ちょっとお待ち願いたいと思っております。ちょっと休憩を致します。
保健福祉課長 それでは再開をいたします。課長答弁をお願いします。
保健福祉課長 失礼いたしました。事業費の関係でございまして、この関係につきましては当初の数字でございまして、先程も申し上げましたけれども、用地の関係でございまして

て用地が既存の敷地プラス購入の敷地ということであったんでございますけれども、これが全面積購入するところというものの差額というものが主なものでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議 長 理解つかないと思いますが、町長何かお答え願いたいと思います。
わかりました宮下議員。

8 番 ちょっと数字のことですので、やっぱりはっきりしておかないとちょっとまずいと思うんだけれども、これ17年度実施年度ということではっきり謳っておるもんですからね、それで1月の段階では用地交渉はもう終わっておったと思うんですよ。1月ですか、これ自立計画作った段階ではね。終わってない。そうですか。用地交渉という契約できたのはいつですか。

町 長 この自立の計画の素々案を作ったときにはですね、16、17で何とか建設したいという希望をもって進めてまいりました。したがって今その表示にもそういうふうになっておるわけでありまして、用地が最初予定しておった今の東部保育所を少し拡張をして用地をお願いしてそこへ建てようというかたちで基本的にはその数字でやってきたわけでありまして、その用地がちょっとなかなか難しく全面的に少し移転しにやならんというようなことと、それから年度的にも16、17は無理で17、18の2年間ということに切り替わったためにその数字の差が出ておると表示が出ておりますので、この辺についてはまた今後ですね、色んな機会の中でまた住民説明をしていかなきゃいけないということでありまして、基本線は変わっていないわけでありまして、数字の差はそういう理由であるというふうにお願ひしたいと思っております。

議 長 宮下議員、ご理解いただけましたか。よろしいですか。

8 番 はい。

議 長 他に。

5 番 今ただいまの宮下議員からの質問がありましてちょっとまだ最後のところ私納得できかねるところがありますので、もう1回伺います。現在ある東部保育所の位置から場所を移すということが決まったのはいつだったのかもう1回明確にお答えをいただきたいと思ひます。

保健福祉課長 正確に、正確というか正式に決まったのは当然4月以降でございます。それで内諾というかたちで3月のうちに内諾を得てあるということでございます、契約は12月というような状況でありますので、お願いをしたいと思ひます。16年の3月でございます。

議 長 よろしいですね。
他にありませんか。

11 番 それでは歳入面についてお尋ねをしておきたいと思ひます。国の三位一体の改革によりまして非常に内容が揺れ動いている状況の中で予算形成をするということは、大変な努力だったと思ひますが、ひとつの見通しとしてある程度の予測をしながらシュミレーションをかけてきたわけでございます。そういう状況の中で地方への財源移譲の問題それから地方交付税の色んな論議、また臨時対策債等色々あるわけでございますが、こういう状況の中でのまだ不確定な部分というのは相当あるはずでございます。そういう状況を踏まえたかたちの

中での予算形成ということになるわけで、その1つが昨年度の状況の中におきましても地方交付税の一応当初見込み額13億5千万で予測したと思うんです。それが最終的には約5千万増えたかたちになったわけですね。増える分については、大変ありがたいわけでございます、そういう状況であればいいわけですが、そういうものを踏まえてですね、今国においてもあるいは県においても非常に微妙な発言が出てきております。そういう状況を踏まえて一応県に税源移譲がされた状況の中で今後の動向によっては非常に不確定な部分がある、そういう部分も踏まえてですね、一応これは基本的なその数字として確信を持ったかたちの中でやっていかのどうかという点が1点。その状況の中でさらに県の中でコモンズ事業というのが出てきました。こういう状況の中で10億という一つの設定が一応されて今まさに論議をされている状況であります。しかし、県知事の発言の内容におきましては、7:3の状況の中ですね、この最低なそれぞれ各市町村の中で色々微妙に違ってきている。質問内容におきましても県に同乗する部門については一応予算見積りをするとかそういう面も一応出てきておりますけれども、こちら辺を含めてですね、今年度の国県の税源移譲を含めた見通しが確定したかたちの中での確信をもったかたちの中でその対応が求められてきたのかどうか。この点についてだけお尋ねをしておきたいと思ひます。

町 長 三位一体の改革では国の予算編成の中で、地方財政計画の策定とともに出されておる内容を今年度この予算の中では取り入れておるということでございます、その後の色んなこれからの動きっていうものはまだ承知をいたしておりませんし、まだまだ国としても固まった状況ではないというふうに判断しております。財源移譲がどうなるのか、それからそれから一般財源化した県への従来の補助金が県の方へ交付税と配分されたあとに、どうなるということは我々今の段階では知る由もないわけでありまして、したがってこの予算編成時現在ご審議しておる内容は今知るゆるあらゆるこの分析の中で情報を得た中での確信をもった数字であるというふうにご理解をいただきたいと思ひます。今後のまた情勢の変化によっては、その対応をしていかなきゃならないというふうに思ひます。それからコモンズ支援金の問題、これは今まで新しい10億プラスの補正でまた5億加えて15億ぐらいということやってまいります。今見解中で盛んにこの議論がされておまして、知事サイドの答弁も色々あるわけでございますし、若干の資料も流れてきてはおるわけでございますけれども、これを取り組んだ事業を飯島町で予算化しておるものは全然ございません。したがって今までの地域づくり総合支援事業というようなことで補助をいただいたものも全部白紙にして一部これに還元していくということがございますけれども、メニューとしては考えて持っておるんですけれども、一応現在のところ白紙、できるだけこの事業の恩恵にも預かっていきたいなというふうには思っておりますけれども、まだ細部説明もなされておりますせんし、今後新年度入ってからの早い時期に県が説明して取りまとめるというようなことは言っておるようでありまして、そんなふうにとつとちらとしても対応していきたいというふうにご考慮しております。

議 長 よろしいですか。
他にございませんか。

(なしの声)

議長 それではまた審査の中で十分にやっていただくようにいたしまして、これで質疑を終わります。

議長 議案を付託するにあたりまして各常任委員会の審査区分につきましては、事務局長から申し上げたいと思います。

事務局長 (審査区分説明)

議長 お諮りいたします。予算7議案の委員会審査区分につきましては、ただいま局長説明の審査区分のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議ないと認めます。したがって、第18号議案から第24号議案までの平成17年度予算7議案につきましては、この審査区分によりまして各常任委員会へ審査を付託いたします。

議長 以上で本日の日程は全部終了しました。

議長 本日はこれまで散会といたします。お疲れでございました。ご苦労さまでございました。

午後4時35分 散会

平成17年3月飯島町議会定例会議事日程(第3号)

平成17年3月9日 午前9時10分開議

出席議員(15名)

議事日程

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 一般質問

1番	内山 淳 司	2番	松村 澄 人
3番	熊谷 初 男	5番	三浦 寿美子
6番	松下 寿 雄	7番	森岡 一 雄
8番	宮下 覚 一	9番	大沢 喜 一
10番	平沢 晃	11番	星野 光 希
12番	野村 利 夫	13番	桃沢 あや子
14番	織田 信 行	15番	高坂 俊 雄
16番	堀越 幸 夫		

通告者 松村 議員

野村 議員

平澤 議員

熊谷 議員

三浦 議員

松下 議員

説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
飯島町長 高坂 宗昭	助 役 山田 敏 明
	総務課長 箕浦 税 夫
	企画財政課長 高坂 浩
	住民税務課長 滝本 英 司
	保健福祉課長 米沢 長 実
	産業振興課長 斉藤 久 夫
	建設水道課長 松下 一 人
飯島町教育委員会	教 育 長 大沢 利 光
	教 育 次 長 北沢 正 文

本会議に職務のため出席した者

議会議務局長 小林 廣 美
書 記 小林 美 恵

本会議再開

開 議 平成17年3月9日 午前9時10分
議 長 おはようございます。
定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。
議事日程については、お手元に配布のとおりです。
ここで欠席通告のあった議員等の報告をします。曾我弘議員が病氣療養のため欠席の旨、桃沢あや子議員が都合により午後欠席の旨、届出がありました。
日程第1 一般質問を行います。
通告順に質問を許します。2番 松村澄人議員。
2 番 議員の任期中の一般質問の最後の機会でございます。私はまだ多くの一般質問の候補を積み残しておりますけれども、今回は特に行政に重責を持つ町長、助役、教育長3役の方にそれぞれ若干の議論の手掛かりを提供しながら質問をして締めくりたいと思っております。ことによると30分では足りないかもしれませんが、いつもながらですね、時間ぎりぎりということでもありますけれども、今回もできるだけですね、効率よく質問していきたいと思っております。町長には新しいその行政運営ということについて質問をいたします。助役には人事の要諦とそういう題で質問です。教育長には義務教育の役割と範囲これについて質問をいたします。
まず始めに新しい行政運営についてであります。どうしてこの新しい行政運営という言葉を持ち出してきたかということについて若干触れておかなければなりません。今時代は様々な面で目まぐるしく変化をしております。大きな枠組みで捉えて、社会面、経済面、技術面での変化細かい例を挙げると限がありませんが、とにかく激しい変化をしております。そのスピードが情報化社会になってから特に速くなったのかなというふうに思います。そういう変化ですね、これは実感として多くの方が感じておられるのではないかと思います。さて、社会面、経済面を公共サービスの提供ということで支える行政面ではどうかと言いますとこれがなかなかですね、時代についていくのが遅いのではないかと思うんですね。行政というのはそういうひとつの宿命を持った存在かなという一種の諦めを持ってしまおうという方も実際には少なくないと思います。住民の福祉のために行政面を時代に合ったしっかりした行政運営でもって支えるそういう必要があると言ってしまうればこれは当り前のことですが、残念ながら行政というのはなかなかですね、新しいものを取り入れるというのに積極的ではないのではないかという傾向があると思います。しかし最近ですね、新しい行政運営の手法を積極的に取り入れて効果を上げている自治体が多くなってまいりました。大変私は結構なことだと思います。この時代に合った新しい行政運営の手法、大きなくくりで代表的なものは少しその国のレベルの話になりますけれども、1980年代から本格的に実施されてきました新公共経営あるいは新公共管理論NPMニューパブリックマネジメントこういうふうに言っておりますが、これであると思っております。このNPMは一言で言いますとですね、民間企業で活用されております経営理念や手法を可能な限り公共部門へと適用することによって公共部門のマネジメントの革新を図る

うとする新しい公共経営を総称して言っておるわけでありまして。新公共経営NPMであります。このNPMの特徴は4つ挙げられます。1つは顧客主義であります。つまり住民を公共サービスの顧客と見ることであります。それから2つ目は業績や成果をきちんとですね、反省材料としてそれから前に進むこと、これは数値目標の設定と行政評価をきちんとするというであります。それから3つ目ですが、これは組織の簡素化なんですね、組織を統合して特にですね、組織の階層を少なくすることです。1900早くは70年代からですね、民間企業では取り入れてきました。つまりフラット化することです。これによって意思伝達が非常に早くなります。勿論権限移譲をどんどんやるということも合わせて行わなければいけません。4つ目は市場メカニズムの活用であります。これは小泉首相も言っておりますけれども、民でできることは民です、民営化ですね、民間委託あるいはP F Yプライベートフィナンシャルイニシアティブ、こういったですね、いわゆる民間手法の活用これがP F Yの特徴であります。この全体としてですね、NPMの走りはイギリスのサッチャー政権ですね、これを重要な政策でありました。多くの国営企業民営化しました。そして小さな政府を目指したわけですね、それから次にアメリカのレーガン政権が引継ぎました。レーガンも小さな政府に邁進しました。日本はということですね、その20年近く遅れてようやく近頃本格的に取り組もうとしております。橋本内閣の行財政改革は残念ながらバブル崩壊で頓挫をいたしました。しかし小泉内閣がいわゆる聖域なき構造改革、構造改革なくして成長なし民間でできることは民間へという路線で突き進んでおります。はっきり申し上げてついていけない人も多いような状況でもありますけれども、多くの国立の機関、公共機関、例えば造幣局ですとか印刷局、国立博物館などが独立行政法人になりました。また大学も国立水産大学こういったものが独立行政法人になってそれから東京大学やその他多くの国立大学はこれから独立行政法人とはちょっと違うんですが国立大学法人というような形態に変わろうとしております。これはイギリスのサッチャー政権が取り組んだエージェンシー制度このですね、完全に近い真似なんですね。郵政事業の民営化もこの大きなNPMの流れの中にあるわけでありまして。さて、前置きが長くなりましたが、地方自治体でも地方自治体でもですね、意欲的にこのNPM新公共経営の手法を取り入れるところが増えてまいりました。そのきっかけは多くは首長の考え、あるいはその首長の意欲に依存しております。私が驚いたんですけれども、新公共経営担当課とこういうものを作った自治体も現れております。当飯島町でもですね、実はこのNPMの片鱗が表れてきております。飯島町のふるさとづくり計画であります。この計画は町長のおそらく強い意向があったと思いますけれども、担当職員だけでなく各部局のですね、職員が非常に勉強されて断片的ではありますが、NPMが唱えているところのいくつかの手法、即ち行政評価あるいは民間委託、住民参加こういったものを採用しております。私としては断片的な採用でなくてですね、理念としての採用を期待したいところでありまして。この点いよいよ質問ですけれども、町長としてはどうお考えかをお尋ねをしたいと思います。ただ心配なことはですね、町長は行政職務経験が長いためにですね、大変失礼ながら民間感覚豊かというふうにはですね、言えないのではないかと思います。このため新しいその今まで述べてきた行政運営の本格的な取り組みに必要な視点と言いますか、心構

えというのが失礼ながら得にくいのではないかと心配するわけですが、端的に言ってしまえばそれが町長のことによったら弱点ではないかと思うわけではありますが、もしそうだとしたらですね、その克服方法はそれを克服すると勿論すべて完璧な首長を望むというのはなかなか難しいんですが、もしそうだとしたらそういった克服方法ですね、どういうふうなことを考えておられるかその点についても付け加えてお尋ねをいたします。

大きなタイトルの次の質問です。ターゲットは主に助役であります。人事の要諦と言う題目で質問します。一昨年に4市町村の合併の枠組みで住民意向調査が行われました。そのときにですね、なんと8,000件近い7,800幾つだったと思いますけれども、住民の貴重な意見が寄せられました。その中には役場職員へですね、色んな側面からの見ると批判あるいは思いですね、そういうふうに見受けられるものがたくさんぶつけられおりました。住民が役場職員をどのように見ているのかの一端を垣間見たわけであります。果たしてそれが正当な評価かどうかということにも課題を残したと思います。今、住民への行政サービスを支えているのは役場の職員であります。この方達に如何に住民サービスへの使命とそれからやる気を持って仕事をしていただくかが人事の課題と思います。税金を払っている住民に対してそれに見合うか、あるいはそれ以上のサービスを提供する義務があるわけであります。私は人事についてはこれもですね、残念ながら民間の方が時代に合った人事管理を積極的にこれまで取り入れてきたとっております。古くは人を機械のように考えていた如何に細分化した仕事をですね、効率よくこなしてもらうかということに主眼を置いたこれはテーラーリズムっていうのがありましたけれども、アメリカのフレディックテーラーという方が提唱しましたわけですね、テーラーリズムって言っておりますが、自動車の会社でフォードっていうのがありますが、これが生産内容をですね、そういったものを応用して作ったっていうのがよく引き合いに出されております。今はですね、しかし人間性を重視しました人的資源管理と言いますか英語ではヒューマンリソースマネジメントと言いますが、英語の頭文字取ってHRMこういうほうが通りはよいと思いますけれども、そういうふうには人事管理は変わってきております。民間の人事管理に行政が学ぶ点は非常に多いと思っております。私は基本的にはですね、民間の人事管理も行政の人事管理もですね、変わらないと思っております。さて、そこで質問はですね1つとしてまず人事の要諦は何かということでありまして、2つ目として人事考課の意味は何か、当町の人事考課の仕組みとその抱えている課題は何か、もし民間の優れた人事考課に学ぶべきところがあるとすればですね、それは何かということでありまして、そして3つ目人事異動について適度のローテーションと専門的養成のバランスをどう考えるか、ローテーションはですね、一般的に一般職の総合力のですね、養成にはよいと思っておりますが専門的知識の養成には向いていないという矛盾をどう克服するかという質問であります。4つ目は仕事への意欲ややる気ですね、これを出させる動機付けです。つまり職員に優れたモチベーションを持ってもらうのですね、どのように創意工夫しておられるかということでありまして、

さて、大きなタイトルの次の質問です。ターゲットは教育長であります。義務教育の役割と範囲はという題目で質問をいたします。町長への質問で時代は様々な面で目まぐるしく変化をしていることを思いまして教育を取り巻く環境も例外ではありません。そこで質

問は1つとして戦後時代の進展と共に家庭、地域、学校の役割分担はどう変わってきたと認識しておられるでしょうか。そして今この地飯島町で義務教育の役割と範囲をどう認識すべきかということでありまして、次に2つ目です。地方分権の流れの中で教育行政も地方の力が試されています。またある面ではちょっと過激な表現をあえて使わせていただきますけれども、今は少子化の中で優れた教育サービスの提供を餌にですね、若い人のひいては子供の獲得競争であるかもしれないんですね、人口増加のための施策の展開ということでも言わせてもらいました。そういったことを背景にですね、地方に任させた義務教育の中で飯島町の課題とそれにこの地で取り組むべき創意工夫は何でしょうか。そして3つ目ゆとり教育についてであります。中山文部科学大臣が今年になってからえらいことを言い出しました。始まって高々3年ゆとり教育が失敗だったというような発言をしております。教育長2002年度から始まったゆとり教育の意義は改めて何だったのでしょうか。ゆとり教育の当地でのこれまでの成果とこれからの課題は何でしょうか。導入された当時と今教育長のお考えは変わっておられるでしょうか。課題を克服するための今後の展開については、どうお考えなのでしょうかお尋ねをいたします。最後の質問です。ゆとり教育の一環で同じ時期に始まった総合学習の見直し論議も喧しくなっておりまして、総合学習の当地でのこれまでの成果と今後の課題は何でしょうか。見直し論議への教育長のお考えはいかがでしょうか。課題を克服するための今後の展開についてはどうお考えでしょうか。以上が1回目の質問です。

町長

それでは最初の質問者であります松村議員の質問にお答えをしてみたいと思っております。松村議員からは新しい行政運営それから人事の要諦、義務教育の役割と範囲ということで3つの質問をいただきました。人事の要諦の一部につきましては助役から、また教育問題につきましては教育長の方からご答弁をさせていただきたいと思っております。まずこの新公共経営この導入についての考え方はどうかということでございます。松村議員時代が激しくこの変化をする中で、新公共経営について国際先進国の例も挙げながら日本の取り組みも含めて色々とお話ございました。それぞれ拝聴をさせていただきましたけれども、まず当町が行政運営を行っていく上で最も大切なことは、町民に対する安定的継続的な行政サービスの提供であるとまずもって認識をいたしておるところでございます。また行政サービスの提供にあたりましては、町民を顧客として位置付けましてより質の高いサービスそしてより安価に提供をして顧客たる町民の満足度を高めることが重要というふうに考えております。これはこれまで費用対効果という視点で個々の事業を検討をして新規にあるいは継続、そして拡大するもの縮小廃止をするものという方向で色々検討をしてみいたしました。使い分けをしてきたところでございます。しかしながら昨今の町の財政を取り巻く厳しい環境下にありますとしましては、なお一層の工夫が求められるということでございます。そのひとつの方法といたしまして民間企業などの成功例これからその経営方法や考え方そしていわゆる松村議員がおっしゃるこの新公共経営というものを当町の行政運営のひとつの手法として導入をしてみたいと思っております。当町における取り組みは比較的早くありまして平成11年度において当時の自治省からバランスシートの作成手法が示されたことでもございまして、県下の市町村に先駆けてこれを作成して公表をしてみたいと思っております。

からまたバランスシートでは説明のできないこの人的あるいは給付的サービス等にかかる行政コストを住民の皆さんにご理解いただく資料として行政コストの計算書これを作成してこれも公表をいたしました。更には平成15年度決算時からはキャッシュフロー計算書を作成をいたしました。財政分析に現在役立てております。このことは政策や施策の決定にかかる住民の皆さんとの合意を形成をする際に際しまして基礎的な資料として住民説明会や出前講座などあらゆる場面で活用をしております。今後は当町の規模に見合ったこの行政評価システムそして職務の成果主義の導入等について、それに検討していくことを課題といたしております。また当町では様々な工夫をもって行政運営のあらゆる場面で競争の原理を導入いたしまして、コストの削減を進めてまいりましたし、これからもそれに努めていかなければならないというふうに考えております。このように新公共経営の導入につきましては、その理念に立ちまして民間企業の手法でありましても学ぶべきは学んで、この姿勢で引続き積極的な取り組みを進めていく所存でございます。しかし、一方ではですね、民間の利潤追求の精神や手法そのままをこの行政運営に持ち込むことは、この直接収益に繋がらない福祉や環境行政等色々あるわけありますので、この分野のややもすると軽視に繋がるとも予想されますので、新公共経営を理念とした行政運営を進めるにあたりましては、その点のバランス感覚を失わないように判断していくことが大きな課題であるというふうに私は認識をしております。名実共にこの地方分権の時代が到来をいたしました。これまでの横並び的な地方自治体の行政運営はもはや財政面から不可能となってまいりました。どのように飯島町を活性化をしていくのか、飯島町の行政運営がどうあるべきか、自らの責任をもって財源を確保して自らの判断をもって政策を決定をしていかなければなりません。そのためには自立のふるさとづくり計画の推進を基本といたしまして、これまで以上に町民の皆様と様々な段階分野において合意を築き上げてまいらなければならないというふうに感じて考えております。次のご質問の新しい行政運営の取り組みに際しまして民間経営感覚これについての私を含めてのご質問でございます。私はこれまで行政運営にあたりましては、すべてこのトップダウン方式この方式で決定してきたつもりはもうとうございませぬ。常に政策の決定方においては、議会や住民の皆さんと共に十分に議論をして、職員も内部協議を進める中で合意の形成を図りながら進めることに重きを置いてまいりました。私に対する評価は人それぞれかと思いますが、私の行政経験が長いことをもって民間経営感覚が乏しいという指摘これは民間の経営感覚に卓越された松村議員からご覧になればそのとおりかもしれませんけれども、しかしながら先程申し上げましたとおり町長として政策決定を進める過程においては、今日までの行政経験を必要として生かしていかなければならない場面も多々ございました。これからも長年の固定概念に捉われることなくですね、議会や住民の皆さんに企業経営者をはじめとする各界各層の皆様から優れた知恵と力をいただきまして、町政運営の舵取りをしていく所存でございます。町民の皆さんはすべからず画一的ではない様々な価値観がございまして、行政運営の手法の導入ひとつをとりますとも様々な考え方があることは当然でございます。しかし最終的にはそれぞれの考え方を集約をいたしまして、決断すべきときは決断をして舵取りをしていかなければならないのが町長の使命であるというふう

に心得ております。今後とも行政に意見提言をくださる町民の皆様や各階各層の皆様のお恵をお借りいたしまして幅広い情報に基づく施策の選択をしてまいる所存でございます。そのことが民間経験の不足といわれる点を克服することに必ず繋がるというふうに考えておるところでございます。次に2つ目のご質問であります人事の要諦、助役の方からまた答弁申し上げますけれども、総括的に若干私の方から申し上げたいと思います。人事では職務遂行能力に応じた適材適所の人事がやはり大切であるというふうに考えます。少子高齢化そして情報化、国際化それぞれ地方自治体を取り巻く環境も大きく変わらして国地方を通じて厳しい財政状況の中で、我が国の地方自治の仕組みは変革の時代を迎えております。国においては能力、実績主義の人事管理評価制度や天下りの規制強化などを柱とする公務員制度改革の検討がなされ、また地方公務員についても地方公務員制度の見直しが進められる一方で、地方自治体においては能力、業績を重視したこの人事評価システムの導入が図られる中、地方分権時代に対応した公務員制度の構築を目指す取り組みが進められておるところでございます。このように自治体を取り巻く環境が大きく変化する中で、従来の年功序列的な人事管理システムや求められる地方公務員の姿に変化が生じてきておりました。こうした中で新たな人事管理システムの構築と能力と業績による人事評価というものが強くと求められてまいりました。人事評価システムの機能目的としては、人材の計画的な育成、組織の活性化など数多くあるわけありますけれども、中でも重要なのはこの組織の活性化と職務の遂行能力の自立的な向上、そして職員の意識改革による組織改革である、そのために如何に職員のやる気を起こすこの目標設定をするのか、職員が納得する業績評価を行うかどうかこれが大きな観点と考えております。しかし人事評価については、利潤を目的とする企業とは多少異なりまして地方公務員の場合には何をもちこの成果として業績としたらよいのかという問題もございまして、こうした公務員の人事評価の困難性やその結果の信頼性に対する疑問もあることも事実であります。このことが全国の自治体において人事評価システムの導入あるいは評価結果の活用が進まない理由のひとつであるというふうになるわけあります。現在この自治体が直面する多くの課題に対処するためには、やはり職員の意識改革を図るとともに、透明性や客観性そして公平性や納得のある人事管理、人事評価のシステムが不可欠であるというふうに考えまして、多くの困難があるとはいえこの構築に向けて努力していく必要があるというふうに考えております。要は職員お互いが切磋琢磨この気持ちを持ってですね、全体の奉仕者としての自覚と責任の中でよい意味でのこの強制性を発揮していくことが即ちこの人事の活性化、人事の要諦であるというふうに私は思うところでございます。以下の件につきましては、助役また教育の問題につきましては教育長の方からお答えをさせていただきます。第1回のお答えとさせていただきます。

助 役

人事の要諦という大変難しいご質問をいただいたところでございますが、ただいま町長から包括的な答弁があったわけでございます。人事につきましては、ご承知のとおりこの定員管理には始まりまして人材の確保と育成、そして適正な配置とその範囲は大変に広汎に及んでおるところでございます。これを長期的な視野に立ってしかも継続的、体系的にこれを展開していくここにより大きな効果が得られるとこんなように考えているとこ

るでございます。当職場におきまして、このことを念頭に置きつつ常に時局の要請に迅速的確に対応できる柔軟な組織機構を整えまして、そこに適材適所の人員配置をするこれを基本に努めているところでございます。しかしながらすべてこの適材適所でポストが充足できるというわけにはまいらないわけでございます。ここにも様々な制約がありますし、自ずと限界というものがあるわけでございます。そこでこの人事管理におきましては、職員個々の優れた特性を生かしながらもまずは職員全体の組織力、総合力そうした力を向上させるあるいは活性化していくこれをより重要していくことが肝要であるところのように考えております。1人の優れた専門家を育てる人事よりも組織全体の能力、活力、資質を向上させていくこれがより大切であるところのように考えているところでございます。それから人事考課の意義は何かというご質問でございます。これからの人事管理におきましては、職員の能力と業績に基づきます新たな人事管理システムが組織の活性化を図るためには極めて重要でありまして、組織の活性化を図っていくにこの人事考課の必要性が出てまいります。これは議員のご指摘のとおりでございます。また職員が自らの職務遂行能力を高めようとする意識改革に取り組み、職場がこれを助長していくということからも人事管理この制度を採用していくことが大変大きな意義があるわけございまして、裏返して言いますればこの制度にそうしたいいわゆる機能を大いに期待をするところでもございます。しかしながら個人のこの能力、資質を客観的に計ることこれ大変に難しいわけございまして、この人事評価の手法につきましては透明性、公平性そうした観点から十分に研究検討しなければならぬわけでございます。当然職員にもこの制度が十分受け入れていただく妥当性が求められるところでもございます。先程来議員からお話のあります業績を第一とするこの民間の手法、あるいはまた役場におきましては住民福祉を増進するための多様な業務この間に自ずと大きな相違点もあるわけでございます。したがって一様にはこの民間の手法を相容れない要素も多分にはあるのではないかと考えております。その辺を十分に踏まえながら今後検討において、民間に学ぶべきは大いに学び研究をしてまいりたいとこんなように考えておるところでございます。次に人事の人事異動のローテーションということでございますけれども、このローテーションには一定のルールをもって行っているということではございません。現実問題としてなかなか困難な一面があるわけでございます。自治体の仕事はご承知のように大変に幅広く多用でございまして、適材適所を踏まえて養成期間を考慮した所要の期間にわたって在籍していただくことが大変望ましいわけではございますが、現実には限られたこの職員構成の内では様々な事由に思うに任せないケースが多いわけでございます。職員がそれぞれの適正に合った部署において十分に力を出していくためには、多くの職場を経験する中から職員自らが自分に合った部署を発見していくという努力が必要であります。また一方では職場全体の職務の知識を広く備えていくことも役場の職員に求められるわけでございます。こうした観点から人事面におきましては、なるべく早い時期にできる限りの部署を体験をしていただく、また幅広く学んでいただくそういう機会を持つことが大変大切であるところのように考えているところであります。最後に職員の意欲をどのように引き出すかというご質問であります。ご指摘のとおり大変この時代の大きな変革期にあたりまして、職員個人個人がよ

教育長

り一層住民の目線に立って日々の仕事にあたっていくこれが大変求められておりまして、大切なことであるわけでございます。これらの問題はそれぞれの職員の自覚にまつところが大変大きな要素であるわけでありまして、そうした意識を一層喚起をしながら考えていく必要に迫られているところでございます。人事管理面からは先程来町長からもお答えしておりますとおり、大変難しい側面もあります。しかしながらこの職員の意欲向上にも大きな成果を期待する制度であるということでありましてこの人事評価システムこの実施について、先に策定しておりますふるさとづくり計画の中にも人事改革というような項目の中にはっきりそういうことを明記いたしてお示しをした経過がございます。今後この計画に沿って検討を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

家庭、地域、学校の役割分担ということでありまして、私はそれぞれの役割分担というものの変っていないんじゃないかなというふうに思っております。役割分担が変わったというよりも家庭や地域や学校のそれぞれの機能が低下したと、教育力が低下したというふうに考えていった方がいいんじゃないかなというふうに私は考えております。特に家庭と地域の教育力の低下はご存じのようにずっと指摘されているところでありまして、それらの多くを学校が背負うことにより学校の教育力も低下してしまったとそういうふうに私は捉えております。それから義務教育の範囲ということでありまして、これは指導要領に示されている指導内容、主にいえばそれが義務教育の範囲だというふうに私は捉えております。地方に任された義務教育の中で飯島町の課題とそれに取り組むべき創意工夫は何かというようなご質問ありましたが、特に議員の質問の中で子供獲得競争というような言葉が出て私はちょっと驚いたわけでありまして、子供を物として見ないで、確たる人権と人格を有した1人1人の子供を育てるそういう教育、その世界では私は子供の獲得競争というような言葉は馴染まないんじゃないかなというふうに思っているところであります。議員が前の質問でもありました教育特区とかそういうふうに地方に任されているそういう教育範囲が広がってまいりました。しかし私は今特に教育特区について実施する考えは持ち合わせておりません。小学校に英語教育というようなそういう議員お考えもあるようでございますけれども、そういう目新しいことを追わないで今基礎基本をしっかり身に付けるその着実な教育実践に力を注ぐべきであるというふうに私は思っております。この飯島町でも県との共同で30人規模学級の実施17年度から5年生にも取り入れます。それから中学の数学の学力アップのための講師AET日本語教室の補助員等教育相談員等々町の単独での配置もかなりやっているわけでありまして。そういう意味で私は今申し上げましたように子供達の基礎基本をしっかり身に付ける着実な教育実践これが今うんと大事なことはないかなというふうに思っております。課題でありますけれども、これらの方策がよい結果を生み出すようにすること、何回も申し上げておりますけれども、基礎基本の定着と学ぶ意欲を持った児童生徒の育成に努めてまいりたいと思っております。ゆとり教育とは、それからその成果と課題という質問でございますけれども、平成8年の中教審答申でゆとり教育というものが打ち出されてきてその精神をずっと実現するために、文部科学省もそれからそれぞれの地域の教育でも頑張っているところがございます。特に学校においてはですね、指導内容の精選によって1つの課題に対して継続的に

深く関わることができることになったということ、それから意欲的な活動が多く見られる、また課題が達成されても更に発展課題が出てくるといったようなそういう学習に連続性ができたというような報告もあります。特に中学校では週5日制によって学習とスポーツそして休日というメリハリがつくようになったと、嘗ては日曜日に部活を行えばもう1週間のうち休日がないというような状態であったわけでありましてけれども、そういう点で子供達の生活にメリハリがつくようになったというような報告もございます。家庭や地域の場面でありますけれども、子供の体験の場が今まで以上に確保されその中で子供達の活動が充実したものになってきているというふうに捉えております。育成会とか公民館とかPTAとかそれぞれの地区公民館の子供に対する活動、それから先日もありましたけれども、私も参加しましたがお手玉遊び大会のように本当に子供とそれから大人お爺ちゃんお婆ちゃんまで一緒になって活動ができるそういう場面が多く取り入れられてきているわけでありまして。課題でありますけれども、総合的学習と関連いたしますけれども、今盛んに言われております学力問題それに押し流されないように今の状態を私は維持していることが大事かなというふうに思います。したがって今学力問題が盛んに言われておりますけれども、このゆとり学習に対する教育長の考えは前と変わっておりません。総合学習の成果と課題についてでございますけれども、総合学習のその目的等については議員もご存知だと思いますので省略いたしますけれども、成果についてであります先日NBSで飯島小学校の実践が放映されました。ご覧になった方も多いかと思っておりますけれども、3年生がザリガニに取り組んで、そしてそのために子供達が本当に主体的に取り組んでいくというようなそういう場面でありまして、それぞれの学校で子供の発想を大事にした取り組みがなされるようになってきております。このことは総合的学習が狙うその自己形成力を獲得するものとなりつつあるように私は思っております。課題でありますけれども、子供の興味や関心をもとにした課題設定や活動時間の確保、それからそのためのカリキュラムの作成が非常に難しいということでありまして。そういうふうにするためには教師の力量の向上、それから先生たちの研修制度の充実、それから自己研修への意欲への期待を私はこれからはもっていかなくちゃいけないというふうに思っているわけでありまして。それから基礎学力というようなものが今盛んに言われておりますけれども、読み書き計算の基礎の徹底もこれに合わせてやっていかなくちゃいけないかなというふうに思います。世界の学力検査というかそれで日本が非常に低くなってきているというような問題も提起されておりますけれども、スウェーデンは学力がかなり上がってきているようでありまして。その背景にはですね、子供達の読書量がうんと増えてきているということ、そういう施策をとっているということでありまして。それからどちらかと言えば理解力の乏しいというか遅い子供達の方に焦点を当ててその底辺学力のアップを図ったというような結果スウェーデンでは学力がアップしたというふうに報じられております。いずれにしても議員のご質問のとおり色々問題はありますけれども、これからもしっかりと義務教育について取り組んでまいりたいとそういうふうに思っております。以上であります。

2 番

それでは第2回目の質問に入ります。最初の新しい行政運営の考え方については、おおまかなところでですね、民間のいいところを取り入れて今までもバランスシート、キャッ

シュフロー、行政コスト計算書などでやってきたとこれはもう1つ行政評価のその前段である事務事業の評価の事業別にですね、予算を組んできたということもあると思います。そういうことを含めて概ねですね、了承をしたいというふうに思います。あとはですね、やはり私はふるさとづくり計画というものを高く評価しているということは何度も申し上げました。その中で載せられている町長もそのご答弁のありましたそれを着実にやっていくということでありまして、実はもう平成16年度から着手し平成17年度の予算ももう組み立てておりますので、そこにもう少し具体的な方針なりですね、その考えがあっても私はいいのではないかとというふうに思い予算の総括質問でもですね、若干触れたわけなんです、そこはちょっと残念なところでありましてですね、したがってそのもう少し突っ込んだことを2回目の質問でしたいと思いますが、その行政評価についてはですね、何度も申し上げてきましたので、その町長の言うておられる住民の目線とこれは新しい行政経営、新公共管理論の中でもですね、顧客主義ということの中の一環であるわけでありまして。したがってその住民との協働という柱の施策で再度お聞きしたいんですけども、そのいい施策があるんですね、パブリックコメントこれパブリックコメントと言ってもですね、なかなか日本語でないでわかりにくいかもしれませんが、県で非常によくやっている制度であります。住民の声もデータベースですとかあるいは住民参加条例そういったその住民との協働というものを条例というもので位置付けるとそれも大変結構なことだと思います。もう1つですね、町づくり100人委員会というのが載っているんですね、これも私結構だと思いますのでせめてどれか1つでももう少し具体的に平成17年度すぐですからね、お答えをいただきたいと思うんですが、仮にその近くでどういうふうにやっているかということのを例を挙げれば、箕輪町ではですね、町民とその行政との協働、ふるさとづくり計画で言っている協働と同じで協同組合の協働と協働って言う協働ですね、その町民と行政との協働を考える会っていうのをこれ立ち上げようとしておりまして、明日の10日から公募ですか、町民の公募を始めるということでありまして。したがってこれに相当するのが私は町づくり100人委員会ではないかというふうに思っているんですが、そこら辺のところをですね、もう少し具体的に私は具体的に言ってもその計画よりもその町長ですね、お考えを突っ込んだお考えを聞きたいということでありまして。もう1つですね、同じその住民との協働の一環でふるさとづくり計画では住民との直接対話の機会の充実ということのを挙げているんですね、今までのその現行の町政懇談会というのがございました。これを名前を町づくり懇談会というふうに変えるようです。名前変えればかなりその中身も変わったように思えるというところは効果があると思っておりますけれども、あるいはその住民に関心の高いテーマをもとにですね、町民と町長のホット懇談会とこのホットというところにまた面白いなというふうに私は思っておりますが、そのホット懇談会を開催するとかですね、ふるさとづくり計画には住民との協働の中でいい施策は私はあると思っております。ただ町政懇談会というイメージが強いんで質問はあえてですね、ここのところをじゃどういう反省として捉えてですね、それを今申し上げたような町づくり懇談会あるいは町長と住民とのホット懇談会ですか、これにそのかたちを変えていくのか、どういうものなのかですね、これをお聞きしたいと思います。あるいはです

ね、やはり町民との懇談会あるいは町民の声をよく吸い上げるというひとつ手法でこれも提案になるんですけども、駒ヶ根市では市長の手紙っていうのがあります。これは合併協議会でもですね、出てまいりました。私もですね、今から8年位前になりますかね、駒ヶ根の商工会議所の関係で今の市長に情報化についてですね、壮大な構想を手紙で提案をしたことがございます。すぐ返事を返ってきましたですね、幾つかは実現されております。このようなですね、町長の手紙というのをですね、ぜひ飯島町でもどうかという提案なんです、町長の考えはいかがかということをお聞きをしたいと思います。

それから次はですね、人事の要諦の方でお聞きをしたいんですが、町長、助役のお考えは私はだいたいそのようなものかなということで受け止めます。これもですね、ただどういふふうにやるかというところの問題なんです、やる気を出すそういったものですね、どういう手法でやったらいいかっていうことで、結局その手法が間違くと効果が上がらないということになってくるんです。そこでですね、時間もありませんので1つだけお聞きしたいのはですね、人事評価制度は確かにふるさとづくり計画にあって能力主義ですね、性格主義今までの年功序列でないところのものをやっていくとこういうものは当然私はいいと思うんですよ、そこでですね、大切なはその測定ですね、人事考課のためのその性格主義のもとになるそこでどうするかというところが肝心なんです、助役のご答弁では民間とやはり違うってというようなお答えだったんですが、私は民間と同じ民間にもですね、行政と殆ど変わらないようなサービスを提供しているところがあるんですね、その老人福祉のサービスというものありますし色々あるんです。総務部門ではホワイトカラーの部門ではですね、行政と同じようになかなか測定が難しいんですね、成果の測定、いわゆる間接部門というのは民間ではどこも測定は難しいんです。しかしこれでもちゃんとやっているところはあるんですね、それはですね目標管理制度っていうのとうまく組み合わせないといけいんですね、目標管理制度と人事考課というのは結局はかなり一体化したものでありまして、目標管理制度というものではふるさとづくり計画では謳ってないんですが、1つ例を挙げるとすると、箕輪町がですね、やっておりましてそのこは民間の町長ですのでそこら辺が発想が私は素晴らしいと思っておりますけれども、一昨年の秋からですね、2003年の秋から研究を始めて来年4月1日から本格的な目標管理制度スタートをしております。スタートします。飯島町でもですね、やはり目標を皆さんが持ってもらって達成したらその喜びを皆さんで味わってもらおうと同時にその成果を測定し人事考課に制度にですね、人事評価に役立てるところら辺の目標管理制度の考えが当然あるんじゃないかと思うんですが、それについてですね、どういうお考えなのかということをお聞きしたいと思います。加えてですね、現在その当然勤務成績の評定というのは行っていると思うんですが、その評定に仕組みですね、何となくってということじゃいけないんで、その評定の仕組みをどういふふうにやっていくのかってことをできればですね、こんなもんだということをお伝いただけると、私の考えるその目標管理制度と言いますかね、そこら辺とのつながりがわかってくるんでそういったことを背景にお答えをいただければと思います。

それから教育長にも2回目の質問をやったりしないと公平でありませぬのでしたいと

思いますが、1つだけそれじゃたくさんありますけれども、質問いたします。昨日ですね発表されましたその共同通信者の全国無作為電話調査ではですね、ゆとり教育の見直すべきだという論議が高まっております、その75.1%がですね、見直すべきであるところいふふうなお答えでありました。それから反面見直すべきじゃないというのが10.3%でありました。圧倒的な差がついております。というふうにはですね、これ保護者相手ということじゃないんですが、一般者からの答えなんですけれども、大きな国民とのですね、そのそれから文部科学省が考えているところの相違があるというふうには私は思っているんですね、そこらへのギャップをどうしても埋めなきゃいけないと、基本的には私は教育長のお考えでですね、そのやはりこのゆとり教育の方向は間違っていないし、あとはそのやり方の問題だということに私は同意をするわけですが、それではですね、やはり国民や町民が納得できない部分があるということで質問はですね、その飯島町はじゃ主に保護者対象でいいと思うんですが、どういふふうにはですね、その保護者が考えているか、やはりまだ始めて3年ばかりですか、ですから色々論議があってもいいと思うんですよ、ただやはりこれは顧客主義という立場からしても保護者のね、お考えを捉えていかなきゃいけないところをどういふふうにお考えなのか、もう調査されてある程度つかんでいるのかそれをお聞きして2回目の質問といたします。

町 長

それでは最初の新経営ということに関連して再質問にお答えをいたします。自立を決めたこの町の行政運営方向付けについて、一番やはり基本になるのはこの住民の皆さんとの協働積極的な行政参加の町づくりということになるわけでありまして、ふるさとづくり計画にもございますように自助、共助そして公助この3つがうまく機能して組み合わさって進んでいかないとなかなかこれは口で言っておるだけで実践を伴わないかたちになってしまいますので、そのところを十分にひとつ住民の皆さん方とコンセンサスを経てですね、ひとつこの話し合いをしてまた住民の皆さんからもその具体的なアイデアを投げ掛けていただいて、こちらも考えそして新しい実践計画の中でこのことを生かしていきたいということで具体的にはもう少し時間をいただいて、できるだけ速やかにそのことを実現に向けてやっていきたいというふうには考えております。その手法として100人委員会というのも位置付けてございます。それからまた今までの懇談会をひとつの新しいまた形骸化したものでなくてですね、先程も申し上げましたように本当に住民の皆様方の知恵や考え方や意見を取り入れてやっていくのがこれからからひとつの自立の町づくりになるわけでありまして、きめ細かくあらゆる機会を捉えてそのこと意見の集約をしていくような努力をやっていきたいというふうには思います。また町長への手紙あるいはメールでの意見交換というようなことも、これは嘗てはその専門の用紙をお配りしてやっておりましたけれども、なかなか大勢の皆さんからいただけないというようなこともございまして、現在はPRをして任意な方たちいつでも自由に町長室へおいでいただいて結構でありますし、また手紙をいただくことも1年間の中にはかなり件数としてはございます。それから最近多いのはメールでございまして、これらのメディアを使って今後ともぜひひとつ住民の皆さん方とのひとつの意見交換キャッチボールを進めていきたいというふうには考えております。以上であります。

助 役 能力評価の中に目標管理制度を取り入れていくべきだというご提言であります。目標管理制度はこの能力評価の中の2つの大きな部門の中の大切な部門であるわけでございます。今ご指摘のとおり自らその自分の年間の目標を設定をし、それを達成度をどのくらいであったということを総合的に評価をする。これは客観的な評価じゃなくてはならないわけでございますが、これが大変大切な部門であることをご指摘のとおりでございます。その他に当然これは本人の申告には基づくものではありませんけれども、仕事におきます創意工夫だとか判断力、決断力あるいはまた市民の満足指向をどれだけ充足しているかとかこういうような項目幾つか考えるわけでございますが、現段階町におきましてはご承知のとおりこのシステムがないわけございまして、これだけの職域でございますので常々顔の見える職場で共に仕事に勤しんでおるとこういうことでございます。その中で総合的ないわゆる評価というものは当然あるわけでございますが、これをシステム的に確立していくこれがこれからの仕事になるわけでございます。先程申し上げましたとおりこのシステム化には公平性、透明性、それから本人にも受けられる妥当性というものが求められるわけでございますので、その点を先程申し上げておりますように民間で学ぶべきところは大きいに学びつつ、自治体の特殊性も加味をしながら先進の自治体先程もお話がありました。そういうものを取り入れながらなるべく早い時期に実施をするよう検討してまいりたいとこんなように考えております。

教 育 長 ゆとりそれから総合的学習の件でありますけれども、この考え方が出されてきた背景というものを考えますと、私はしっかりと守っていくべきものだというふうに先程も申しましたけれども、そういうふうに思っております。そういう今まで町の小学校、中学校でもそうでありますけれども、色々成果は出てきておりますのでそれをしっかりと保護者等にアピールしながらその必要性を説いていきたいとそういうふうに考えております。しかし学力問題はこれは大事な問題であります。基礎学力の定着というのはこれもそのゆとりとそれから総合的学習と同時にしっかりと考えていかなきゃいけないとそういうふうに考えておりますので、それをセットにしながら私は保護者等に理解を求めていきたいというふうに考えております。調査についてでありますけれども、ほぼ全国的な趨勢というか聞くとだいたい町民も飯島町の皆さんも同じ考えを持っているという傾向にあるんじゃないかなというふうに思いますので、改めて調査はしなくてもいいんじゃないかと、それよりも本当に総合的ゆとりのその成果というものをしっかりと先程申しましたけれども、アピールしながらしかも基礎学力をしっかりと身に付けていくという実践をしっかりとやっていくとそういうことが大事だとそういうふうに思っております。

議 長 残り時間37秒です。
2 番 質問を終わります。
議 長 ここで休憩をとります。再開時刻は10時30分といたします。休憩。
午前10時17分 休憩
午前10時30分 再開
議 長 休憩を解き、会議を再開します。
一般質問を続けます。12番 野村利夫議員。

1 2 番 それでは一般質問通告書に基づきまして第1点は協働の町づくりの推進について、2点目は中央アルプスのアルプスの国立国定公園化の推進について、3点目は国民健康保険証のカード化について3点について質問いたします。前者は世界的な質問がありましたけれども、私はひとつ下げて国、町関係について質問してまいりたいと思います。

まず第1点の協働の町づくりの推進について、これについては住民と行政が共通の目標を持ち役割分担を早期に明確にして強力な行政運営を推進してはということでございます。今回の合併問題につきましては、ふるさとづくり審議会これは20人答申、建議という流れてまいったわけでございます。また飯島町が自立する自治体を目指した町づくりの住民懇談会、これからの飯島町未来への選択、合併しない場合また合併した場合この対比について住民説明会が行われ長期の経過をたどってきたわけでございます。町民が町政に対する大きな関心を持ったことはこれはひとつはプラスになったのではないかと私は考えます。このような中であって町民の判断は現状の苦しさを知る中で、なお苦しい道を選択したわけであります。私は自立覚悟が町民にできているのか心配しているわけでございます。またそこまで考えている人は少ないのではないかとこの面についても心配をするわけであります。しかし住民の判断を得たわけでありますので、ふるさとづくり計画の実行だと私は考えます。私もこのふるさとづくり計画については、評価をしているものであります。実行にあたっては役割分担を明確また周知して今までのように行政任せではなく、自分のことは自分でやる先程も町長の方から話がありましたけれども、やはり自助また地域や団体の力を結集して助け合う地域でできることは地域でやるんだということで共助また町全体のことや他にできないことを行政が補う公助これは先程質問のお答えのとおりであります。どう住民参加であるか、住民参加に向かって協力体制これはひとつの大きな問題であります。自立を選んだ以上、協働の町づくりを早期にやり、また躊躇することはありません。計画を前倒ししてそれなりの行政運営、町制運営を強力に推進することが、してほしいと私は考えますが町長のお考えをまずお伺いいたします。

第2点目はこれは国の問題でありますけれども、また身近な問題でもあります。中央アルプスの国立国定公園化の推進についてであります。私たちの身近な問題でありますので、伊那谷と木曾谷の間を南北に縦断する中央アルプス木曾山脈であります。ここは昭和26年8月には県立公園となっている地域であります。内容を見ますと、36の峰36個また8,000という大きな渓谷をもっておるわけでございます。また高山植物、自然天然林また動物も生息するなど多くははじめアルプスへの登山口も非常にこの山は多いわけでございます。中でも駒ヶ岳ロープウェイを利用した南北への縦走そしてまた各カールにおける花畑等高山植物も豊富でございます。現在観光のスポットとなっており、四季折々の姿をその我々の地に映し出している自然豊かな雄大なアルプスであります。このアルプスの国立公園また国定公園化の推進について私は町長のお考えをお聞きしたいと思います。まず第1点として南北約90キロ、本によると100キロと書いてあるところもありますけれども、中央アルプスの中心に位置する飯島町が関係市町村に呼びかけて国立公園また国定公園推進に図ってはということであります。内容を申し上げますと、北アルプスと南アルプスの中間にあるから中央アルプスということも言われております。また北

は塩尻市になるかと思いき、と辰野町の境と思いきすけれども、霧の訪れる山と書いて霧訪山、南は岐阜県の恵那山そしてまたこの山脈は日本最大また最高の花崗岩の山であります。特徴の山であります。このアルプスは南北約90キロ、幅は約広いところで東西約20キロこの連峰を計算してみますと面積は約1,800平方キロ約なるんじゃないかと思いきす。少し解説をしてみますけれども、自然公園法に基づいて国立公園この指定については環境大臣ですけれども、が関係都道府県及び中央環境審議会の意見を聞いて区域を定めるわけでありす。また国定公園の指定については、ランク1ランク下がるわけでありすけれども、環境大臣が関係都道府県に申し出て中央審議会の意見を聞いて指定していくわけでありす。また国の直轄でありすので、地元の総意これは陳情とか要請要望が主体の活動になってくるんじゃないかと思いきす。そして県知事から環境大臣という手順になっていくかと思いきす。今現在国立公園は28あります。また国定公園は55を数えてあります。現在長野県には国立公園が4地区、これは中部山岳、上信越高原、秩父多摩甲斐また南アルプス、そしてまた国定公園は3地域八ヶ岳中信高原、天竜三河、妙義、荒船佐久高原とこの3つが長野県には関係してあります。この中央アルプスのその中心ひとつのへそと言ってもいいかと思いきすが、この地が飯島町に当ります。定規から計算してみてもちょうど中心に当ります。地のこの利を生かして町民に夢を与える事業として関係市町村に呼びかけ、公園化の推進を図ってはと私は考えますが町長のお考えをまずお伺いいたします。2点目は将来は中心土地して知名度のアップを図ってはとということでありす。公園化の推進を起爆剤として中心都市の形成を図り、あらゆる産業を結びつけて知名度のアップを図ってはと考えますが、町長のお考えをお伺いいたします。1つは国立公園あるいは国定公園推進の町としていったらどうでしょうか。

3点目、国民健康保険証のカード化についてであります。このカード化については、平成13年4月1日国民健康保険法施行規則の改正により国民健康保険の保険証は1人1枚のカードとして持つことができるようになってあります。近隣市町村では実施はみえてありませんが、全国的には多くの市町村が実施されており、概ね好評と聞いてあります。しかし飯島町ではまだカード化の話すら出ておりません。家族の病院にかかる者が複数いる場合など、また今二世帯住宅こうなった今は上に伸びるんじゃないなくて別棟を建てておるような今飯島町の現状でございます。1枚の保険証では不便であることは以前から指摘されておるわけでありすけれども、カード化の実施が求められておるわけでありす。それで私は2点の質問をいたします。まず第1点は実施しない理由であります。これをお聞きしたいと思いきす。これは金銭の問題等かと私は考えてありますけれども、これが第1点。第2点は直ちに実施できないとしても方向性と実施時期の見通しはどうであるかとの2点についてお伺いいたします。第1回の質問を終わります。

町長 それでは野村議員からは協働の町づくりの推進、それから中央アルプスの国立国定公園化の推進についてどうか、また国民健康保険証のカード化に関する問題の3点をご質問をいただきました。順次お答えをしてみたいです。

まず協働の町づくりについて住民と行政が共通の目標にたって強力な行政運営を推進してはどうかというご提言もいただきました。今後の町づくりには住民との協働は欠かせ

ない手法のひとつであるとともに、極めて重要な課題であるというふうに考えてあります。この自立を決めた飯島町の将来の方向についてその基本的な考え方につきましては、既にお示しをしてあります町の自立の姿であるふるさとづくり計画の中で明らかにしておりますとおり、住民と行政の果たす役割を明確にする中で1つに自助、2つに共助、3つに公助のこの3つの考えを基本として取り組んでまいりたいと思っております。少し繰返しになりますけれども、つまり自助とは住民の皆さんが中心となつてまず自分のできることは自分でするしていただく、また家族が協力をし合つて自らの暮らしをよくしていくと、次の共助とは地域や団体などが主体となつて地域のことは地域が協力し合つたり助け合つて課題を解決していく中で地域づくりを進めていくということ、3つ目の公助とは自助、共助でもできないことを町が補完的役割を果たしながら町全体の基盤整備をしたりすることを基本にしているわけでありす。これらの計画の内容につきましては既に資料を全戸配布をするともに、地域別の懇談会あるいはCATVなどを通じて説明をさせていただいてきてあります。また区会や公民館の関係者にも説明を行つたり、出前講座等も通じたりして色々意見をお聞きをしてみたいです。更にふるさとづくり計画の中では今まで行政で行つていたことで民間ができることは民間が行うということや、イベントや農業観光を含む各種団体などの事務局的な運営につきましても住民の手によって自らが行うことなどが計画をされてあります。いずれにいたしましても具体的にどのようなかたちで進めていくかは行政のみで一方向的に決めつけることはできない課題でもございすので、何よりも住民の皆さんがやる気を出していただかないとこのことが果たせない課題でもあるわけでありす。何でも行政頼み、行政任せでは地域をよくすることは到底できないばかりか、町の職員の数や行政経費も削減することはできませんので、ぜひご理解ご協力いただき住民と行政が信頼協力し合つて町づくりを進めていくことをお願いを申し上げる次第であります。したがいましてふるさとづくり計画を着実に推進していくことを基本といたしまして、具体的には施政方針で申し上げましたように新年度前半において中長期的な視野に立った具体策をまとめていきたいというふうに考えてあります。

次の中央アルプスの国立国定公園化の推進に関して2つほど内容的なご質問をいただいております。色々調査をされましてそのとおりであるというふうに思います。この国立国定公園ともに、自然公園法という法律の中で定められた公園でございまして国立公園の定義としては国の風景を代表するに足りうるこの傑出した自然の風景地であるというふうに定められてあります。これは環境大臣が国の自然環境保全審議会の意見を聞き、区域を定めて指定をするようになっておると先程のお話のとおりであります。また国定公園につきましては、関係する都道府県の申し出によりまして環境大臣が自然環境保全審議会の意見を聞いて定めることとなつておるというふうになります。そこで改めて今回この県を通じて国に確認をいたしましたところ、国は国立公園についてはこれ以上増やす意向は持つておらない、国立公園についての可能性がないということでありす。また国定公園については、上下伊那それから木曾の関係市町村の意見がまとまってですね、県に申し出れば可能でもあるというふうに聞いてありますが、国定公園は実質的にはこの管理運営や公園事業についても特定のものを除いて県が行うというようなことになっておると、

その内容の実質的な部分につきましては許認可手続きのみでございます。県が実施するという内容でございます、実際の管理運営は市町村に委ねられているこれが実態でございます。よってその面ではあまりメリットがないというふうに思われますけれども、この壮大な中央アルプスが国立公園という呼ばれ方の方が非常にこれは知名度のアップや言葉の響きとして大きなこのインパクトを与えるということも考えられますので、今後機会をみて関係市町村とも検討をしてみたいというふうに思っております。しかし今のところ中央アルプス県立公園の千人塚及び与田切溪谷そして更には七久保地籍に建設した道の駅花の里いいじまなど飯島にとっては重要な観光資源、情報発信基地もございますので、これらと連携をしながら上手に活用することによってこの中央部に位置する素晴らしい壮大な景観を有するふるさとの山並みである中央アルプスこの知名度アップを図っていかねばならないというふうに考えております。またそのことが町の知名度いわゆる企業誘致等の場合にも非常に大きなインパクトを与えるというふうにも思っております。

3つ目のご質問でございます国民保険証のカード化でございます、これを実施していない理由等のご質問でございますが、国民健康保険の保険証につきましては平成13年の4月国民健康保険法の施行規則の改正によりまして被保険者ごとに交付するということになりました。この実施にあたっては当分の間は従来の1世帯1枚の保険証でもよいというふうになっております。これは国民健康保険が資格異動の届出や国保税の納入などが世帯主の義務としてされておりまして、管理面では現状の方式の必要性も多分にありまして、県内においてもカード化しているのは10カ市町村というところで留まっておりというふうに聞いております。制度上従来の方法も当面はなくなるのではないかとというふうに思われます。現在国保の資格管理と保険証の発行につきましては、上伊那情報センターの住民情報と連動したシステムでやっております、当町だけがこのカード化を進めるというわけにはまいりません。国保の保険証のみをカード化すれば費用が大きくなることに加えまして資格の取得喪失等の異動が社会保険に比べて非常に多い国保カード、国保ではカード化しても保険証を毎年更新するとされておりまして、無駄がどうしても多くなるというようなことから現時点では上伊那の中ではカード化に積極的な検討をしておられないのが実情でございます。また住民基本台帳カードの普及有効活用を図る中で、国民健康保険証の共有化も考えられておりますけれども、これは医療機関側の対応が伴わなければ実施もこれもできないというかたちになっておりまして、国民健康保険の保険者を県単位に統合することが検討されつつこと等今後諸々な事情がある中で現在の世帯単位の保険証で対応していく実情というものをぜひご理解をいただきたいと思っております。従いまして先に申し上げましたこの状況の中で住民基本台帳カードに保険証機能を付加することについては、具体的な実施スケジュールはまだございませんけれども、また国保保険証の県単位での統一については、平成19年から検討をすると言われております。現段階では具体的にカード化の実施時期等について明確な確定的なことを申し上げることはできませんが、他の健康保険の保険証もだいたいカード化されているという状況の中から被保険者の利便性、費用の面それから国保制度の動向等を総合的にみながらカード化は今後の検討課題というふうに思っております。以上第1回目の質問に対するお答え

12 番

といたします。

それでは第2回目の質問をいたします。今ご回答をいただきましたけれども、国立公園、協働の関係については町の関係についてはそのとおりだと思います。また国立公園国立公園については、確かに国立公園は難しいと私も聞いております。それでは今後は国立公園メリットもあまりないというお答えでございましたけれども、私は大いにあると考えておりますので、この点またカードについても質問をいたします。

まず第1点は協働町づくりの関係でありますけれども、町長の施政方針の中でこれからの町づくりの展望としてふるさとづくり計画を基本とした中で中長期計画を9月までにまとめたいとしております。16年3月の私は定例会の一般質問で提案をいたしました。耕地担当職員制度を活用してはと提案しておるわけでありましてけれども、この問題はふるさとづくり計画の中にも1項目としてやっていくようになっております。採用されております。今が私はチャンスだと思っております。私の提案したのは町の待っている姿勢ではなく出向く姿勢への転換が必要だと、もう1つは住民の声を反映したコミュニティーづくり、もう1点は住民との信頼関係の構築これが大事なことでありますよという私は提案いたしました。今町長の回答の中でも申しておりますけれども、やはり住民のやる気、信頼、協調関係これが大事だと思います。私はこの担当制度を提案しております。その中でふるさとづくり計画での住民との協調の町づくりの中で本制度の導入が謳われておりますので、それによって中身をこう見てみますと職員が自治組織と関わることで協働の意識改革を進めると共に、住民サービスの向上へと努めますとなっております。全く私の提案したとおりと今同じであります。職員は陳情は受けるものでなくあくまでも地域全体の共通の課題、問題について職員の立場で助言あるいは協力することであると私は思います。この制度の活用で9月まで計画立案を待たずに現計画で前倒し可能なものについては、前倒しをし推進したらと私は考えます。今度の予算案の中にも一部には前倒しもありますけれども、前倒しをしてどんどん進めるべきだと私は考えますが町長のお考えをお伺いいたします。

第2点目は飯島町のキャッチフレーズであります中央アルプスと南アルプスの「2つのアルプスが見える町」、隣の駒ヶ根は「アルプスが2つ映える町」このようになっておるわけでございますけれども、やはり飯島の言葉のキャッチフレーズがいいと私は思います。見えるということは非常に素晴らしいくまた感じるものがあるのではないかと私は思います。駒ヶ根市は1994年これは平成6年になるかと思っておりますけれども、中央アルプスの国立国立公園化を視野に指定手続きなどを調べておるわけでありまして。これはちょうど宮下代議士が環境庁長官の頃かと思っております。そのときの報告書では国立公園はハードルが高い、先程町長が調べた結果のお話でありましたけれども、高い国立公園が現実的で可能性が高いと駒ヶ根でもしておったわけでありまして。指定までには実態調査や地元の合意形成など10年あるいはそれ以上の期間を想定する必要があるとも指摘されております。そこで駒ヶ根市は具体的な論議は先送りされている経緯があります。北また中央、南アルプスはいずれも3,000m級の山々が連なり優れた先程も話されましたように景観美が誇っているアルプスであります、北アルプスと南アルプスは国立公園今現在なっております。

でありますけれども、指定されております。中、中央アルプスは県立公園であります。難しいことはわかりませんが、八ヶ岳先程申しました霧が峰、美ヶ原の県立公園は八ヶ岳中信高原国定公園ということに昇格した例もあります。また権兵衛峠のトンネルがいよいよ開通の運びになってきたわけでございます。木曽谷が身近になってきてこの木曽谷のネーミングというのは非常に五木もありますけれども、素朴なところということで非常に知名度は伊那谷より私も生活したことありますけれども、高いのではないかと私は思っておりますけれども、これらを活用することが非常にまた合流してきますので伊那谷側についても大事じゃないかと思っております。このように活用すると共に呼びかけるにはよい環境に今各市町村に呼びかける、または住民に呼びかけるにしてもいい環境になってきているのではないかと私は考えますが、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

もう1点は保険証の関係でありますけれども、金銭的な面住民管理色々関係ございますけれども、長野県では10市町村というようにまだまだ少ないわけでありますけれども、飯島町としてどのくらいの費用がかかるものかどうかというような試算はしたことがあるかどうか、この点についてもお聞きしたいと思います。以上第2回目の質問を終わります。

町長

協働の町づくりの推進ということに関して再質問でございますが、特に色々盛り込まれております中で、この耕地担当の職員制度いわゆる地元と町の行政とのパイプ役を果たしながらコンセンサスを図っていくという考え方の中で自立の計画の中では盛り込んであるわけでございます。それからそのことが協働の意識改革に繋がるということでございます。再三申し上げておりますようにこのふるさとづくり計画の実践面については、中長期的な展望の方向を定めるためのひとつの実践計画これを新年度前半の中で方向を出していきたいというふうに申し上げておるわけございまして、できるものは一部予算の中では取り組んだものもあるわけでございますけれども、いずれにいたしましてもこの職員制度の問題につきまして持続可能な手法で方法で慎重にやっていく必要があるというようなことでございます。なんせ自立が決まったのは10日前でございますので、まだそうしたその実践の中の部分をじゃあ具体的にどうのこうのというわけにはなかなか現時点ではまいりません。十分にこれは新年度に入って研究を重ねて全体的な部分をひとつ持続可能な制度として、また住民の理解を得てやっていかなきゃならないというかたちになるものですからぜひそこそこをご理解いただいてそうした中でこの耕地役員担当職員制度についても位置付けてまいりたいというふうに考えております。

それから中央アルプスのこの国定公園化確かにおっしゃるように国道の361号権兵衛峠のトンネルがこの秋に開通をいたします。非常に木曽側との連携も深まってまいりますし、この伊那谷、木曽谷両方の壮大なこの景観アルプスというものをやはりまた更に一緒になってこの地域が全国的に発信していくということは、ちょうど環境的にもチャンスであるということはおっしゃるとおりだと思いますので、色々またこれは広域連合の問題もでございます。木曽側の問題もでございます。十分ひとつ投げ掛けて協議に加えていってみたいというふうに思っております。

国保の内容につきましては、先程お答えしたとおりでございます。具体的な費用の問題

担当課長の方からご説明申し上げます。

住民税務課長

国保のカード化についての試算の内容でございますけれども、一応現在上伊那情報センターを中心として実施をいたしておりますけれども、現在上伊那としては具体的なそこまでの考え方は持っておりませんので、試算しては上伊那としては試算はしてございません。住民基本台帳カードと連動させてということでありまして、それを個々にカードをお渡しするということになりますとそうとう高額な費用になるということでございますし、それと同時にまだ医療機関の方の対応も整っていないということもあまして、ちょっと具体的な数字は申し上げるわけにはまいりませんのでお願いいたします。

12番

それでは3回目の質問をいたします。まず1点は国保の関係、今説明ございましたけれども、やはり町民の皆さんがカード化の問題が出たときにどのくらいかかるもんだと、どうしてできないかと、こういう質問が出た場合にはどうお答えするか、その辺の準備だけはお願いをしておきたいと思っております。やはり金額がこうかかるから大変だよということもこの今の厳しい時期ですとお話を願いたいと思っております。

次に2点目は、協働の町づくりの関係してもう1点を質問したいと思います。実は「山高ければ谷深し」という言葉がありますけれども、この自立の問題は非常に高い山に今ぶつかってあるわけでございます。知恵または創造色々あります。絞っていただかなきゃいけませんけれども、やはり完全に谷底まで落ちないうちに途中で這い上がればそれだけ軽いわけでございます。落ちるところまで落ちるということも必要かもしれませんけれども、やはり完全に落ちなくて途中で上がれば費用すべての面で軽く怪我は済むということがあります。そういうことからみてやはり町長は9月まで色々計画作るということになっております。言っておりますけれども、またこうなってから10日くらいと今発言ございましたけれども、やはりそういうことはあるかもしれませんけれども、どんどん前倒しができるものはして進めてほしいということで私は考えますので、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

もう1点はアルプスの今度は国定公園で私は質問いたしますけれども、今まで色々なキャッチフレーズを使っております、飯島町では「2つのアルプスに抱かれた町」これを置き換えて今度は「2つの国定公園に抱かれた町」もう1つは「2つのアルプスが見える町」先程申し上げました。これを「2つの国定公園が見える町」そして国定公園を推進する町とこんなことを頭に浮かべてみてください。素晴らしい展望の夢のある町が想像できるかと私は思います。そこで私は国定公園を進めるにあたって、今この飯島町がどうして私がこの問題を取り上げているかということは、先程少し申し上げましたけれどももう1つ大きな問題があります。飯島町に言葉は悪いかもしれませんが、うごめく独特な霧こういう言葉にしておきます。これを晴らすために国を動かす、国定公園は国を動かすことですので、身近で夢のある事案を考えたとき将来の展望のある国定公園化の推進ではないかと私は考えます。とにかくこの小さいことで色々霧がたくさんございます。やはりこういうときには天高く大きな問題を抱えて気持ちを大きく持ってもらわなきゃいけないということからして私はこの問題を取り上げてきておるわけでございますので、この推進についてもう一度町長のお考えをお聞きして私の質問を終わります。

町長 自立の推進計画新年度前半の中で方向付けをしていきたいということは先程申し上げたとおりでございますが、確かにこれはこのスピードの時代当然色々と要求されてまいります。事務的な面も含めましてですね、できるものは積極的に速やかに対応してすることといたします。基本的には半年間のひとつの期間の中で方向付けの設定をしていきたいというふうに考えております。

それから中央アルプスの国立公園化おっしゃる趣旨は十分私も受け止めて理解できるわけでありまして。ただ南アルプスも含めて2つの国立公園が見える町という言い方につきましては、南アルプスは現在国立公園でございますのでちょっとそういう語呂にはならないかと思っておりますので、お含みしてお願いしたいと思っておりますが、いずれにいたしましても少し従来のこの県立公園中央アルプスの環境が変わってまいりました。したがってこれをまさに国の方へ全国的に発信をしていくということは非常に大きな色んな面でインパクトがある内容だと思っております。そうお金もかかるお話でもございませんので、精一杯の関係市町村とも協調する中で努力させていただきたいというふうに考えております。

12番 終わります。

議長 10番 平沢晃議員。

10番 それではただいまより通告にしたがいまして以下大きく2点について質問をさせていただきます。私は身近な問題に視点を置いて、まず1つには新年度の予算に伴う統合保育園建設について、それから2つ目として介護保険制度が2000年の合併創立以来初の見直しに迎えるにあたりまして予防重視の介護保険改革この町の対応について質問をしていきたいと思っております。

最初に新年度に向けての予算案が上程されましたので、これに伴う統合保育園建設について質問をいたします。町長の施政方針で安心して暮らせる健康と福祉の充実、この中でこの懸案でありました飯島東部保育園建設事業について触れられました。平成17年度の最重点施策の取り組みでこの新規事業として平成17年から18年度の2年計画でこの国の指導により総事業費6億2千万円で実施するものです。昨年末に厚生労働省と文科省の合同検討会議が就学前の教育、保育を一体として捉えた一貫した総合施設についてをまとめてあります。幼稚園と保育園の機能を包括する新たな選択肢になるこの総合施設のあり方についてこの方針が示されております。保育所とこの幼稚園の一元化に向けて新年度の政府予算案に総合施設モデル事業が盛り込まれました。これは2006年度のこの本格実施を目指し来年度の政府予算案に30箇所でのこのモデル事業が盛り込まれております。保育園と幼稚園のこの垣根を越えたこの連携がこの進められている背景には、現在の親の働き方や子育てニーズが多様化し、既存の施設のこの枠組みでは対応しきれなくなっているこの現状があるからです。この児童福祉法に基づくこの保育所とそれから学校教育法に基づく幼稚園では、これ目的や機能が異なります。この所管も厚労省と文科省の縦割りでの様々な制約があります。そうした中で都市部を中心に2万人を超える保育所待機児童この受け皿として、またこの定員割れで閉鎖が相次ぐこの幼稚園の有効活用策としてこの従来の枠組みを越えたこの総合施設の可能性にこの注目が集まっているのです。当町でもこの重点施策として本年度4億7,500万余の予算が計上され、このそれぞれ住民が

待ちに待ったこの東部保育園建設事業が始まりますが、この総合施設モデル事業と合わせて建設ができないものか、まず町長のこの所信をお伺いいたします。子供を預かるこの幼稚園の預かり保育の実施件数は年々増えて昨年6月の時点でこの約7割に増加しているというふうでございます。保育事業に後押しされてこの実質的に一元化に近いこの状況になっている、またこの1998年にこの両施設の共有化に関する指針が出されて以降、同じ施設内に幼稚園とこの保育園を併設する地域も2003年度では既に200箇所を越えるなど、この相互の交流も活発化している現状であります。この地域ニーズに応じて長時間保育と幼児教育のこのメリットを取り入れる動きも広がっております。親の雇用形態によって限られる保育所の入所条件や3歳以上とされるこの幼稚園の対象年齢等の限定的な枠を取り払い、保護者の就労の有無そして形態に関わりなくすべての子供の育ちを支える共通の教育保育時間を打ち出しております。この具体的には0歳から就学前の子供とその保護者を対象に多様な利用方法を想定し、利便性を図るとともに、この地域の子育て支援を本格化させるためにこの親子が一緒に集える交流拠点としての役割も盛り込んでおられます。職員資格も保育士とこの幼稚園の教諭を併せ持つことが望ましいとした上で、基本的にはいずれかの資格で従事可能とこの要件も緩和し、この利用料については各施設で設定することが適当とした上で社会全体の負担を求めているものでございます。更に方針ではこの総合施設の新設に留まるのではなく現在ありますこの既存の保育園や幼稚園にも必要に応じて適切な検討が加えられるべくとし、幼児教育の充実と社会全体で次世代育成を支える視点からすべての施設のあり方を見直す方向性も示されております。そこで当町としてもこのような多様な保育ニーズに対応できる施設計画がなされているか、合わせて町長のお考えをお聞きしたいと思います。次に地域ネットワークを活用した今後の対応策についてお伺いいたします。この総合施設はこの保育所機能それから幼稚園機能、子育て支援機能というこの多様な機能を合わせ持っております。しかし様々な機能を担う肝心の保育者について必要な十分な配慮ができていないかといえば財政面それからその他の事情からこれはどうも難しいのではないかと考えられます。それだけに総合施設がすべての機能を背負い込むのではなくて、基本的な機能を充実させながら地域の様々なこの社会資源との連携を深めて、そのネットワークを生かすことが結果としてこの多様な機能を発揮することが期待されると思っております。すべての子供に対して質の高い教育、保育が提供できるようその内容と方法を工夫し、保育の資質を高め親の育ちを支援するというまさに子供のための総合的な取り組みが求められていると思っております。そしてそれを常に検証しながら改善していけるようなこの評価の仕組みや、この充実した情報提供も必要になると思われますので、地域ネットワークの活用をこれらの問題に結びつける対応策をお持ちだったらお伺いしたいと思います。総合施設が今後地域社会に不可欠な存在となるためには単に総合施設この自体のレベルアップに留まらずに、少子化対策も視野に入れた子供や子育てに優しい町づくり、あるいは地域の生活文化の再構築という視点から地域社会の活性化に繋がるようなこの役割を果たすことが何よりも重要になり、東部保育園がそういう存在になれば既存の保育園もいずれ総合設備化していくことになり、結果として子供のための一元化ということになると私は思っております。当町でもこの自立の町づくりの具体的計画の中に子育て支

援の充実で東部保育園に併設して子育て支援センターの設置を謳い、総合的な支援の計画がなされており、この多様な保育ニーズに対応できる施設の計画について、町長はこの厚生労働省と文部科学省の合同検討会議のこの新基準とこの照合した計画はお持ちかどうか合わせてお伺いいたします。

続いて予防重視の介護保険改革についてこの当町の対応をお伺いいたします。当町の介護保険事業はこの制度の定着と共に、介護認定者が増加し介護保険サービスが居宅及び施設サービスと共に増加している状況にあり、平成17年度は次期介護保険事業計画の策定年度であり、この10年後の平成27年の高齢者介護の姿を念頭において平成18年から20年度のこの3ヵ年計画が策定とお聞きしております。政府はこの本格的な高齢化社会への到来を控えて、介護予防サービスの強化等を柱とする介護保険制度改革関連法案をこの2月8日に閣議決定しております。介護保険制度はこの施行5年後にこの見直すことが法律で定められているそうでもあります。実際にこの間に介護保険認定者は約この400万人に拡大してこのスタート時に比べて飛躍的に伸びているのが現状でございます。こうしたサービス需要の拡大に対応した見直しが必要と迫られているところです。今後更にこの高齢化が進み要介護者が増大する中で、この介護保険制度の安定経営がこの大きな課題となっております。とりわけ介護保険の保険料負担は全国平均で65歳以上の保険料が月額3,300円が2012年には4,900円まで上がると推定されております。こうした保険料の負担の上昇をできる限り抑制するためには、介護保険の給付の効率化と重点化は避けることができません。予防重視のこの中身については、給付の効率化を図る観点から介護サービスの中に予防の視点を明確に位置付け、要介護者の減少を目指して要介護予備軍やこの軽度の要介護者に筋力トレーニング等の新たな予防給付を創設して要介護状態に陥ることを防いだり、要介護度の軽減を計っておりこの介護予防10年戦略を踏まえてそのような内容になっております。これはこのまさにこの当町の介護保険事業計画、施政方針にありましたこの提案と時期的には一致するもので高齢化社会に向けてのこの予防事業の拡大に対応したこの見直しについて、具体的な取組みがなされるのかこの先に示されたこの平成17年度重点施策の中の介護保険事業として介護保険会計で7億2,441万6千円これは前年度より3,252万円の増で計上されておりましたが、この国の介護保険改革を睨んでこれ策定したものであるのか町長のお考えをお伺いいたします。平成13年度10月からこの特例による減額処置がなくなったことによりましてこの保険料の支払にこの難渋をしている低所得者層のこの実態が先達での新聞に大きく報道されておりました。これ決して多くない年金から天引きされますので、苦しい生活が更に苦しくなることを余儀なくされているのです。保険料の減免は厚生労働省からはこれ禁じられているともお聞きしていますが、町内においてこの保険料の支払のために生活が圧迫されるだろうと考えられるこの低所得者層はこれどのくらいおられるのか、これ差し支えなかったら実態をご説明願いたいと思います。また減免について検討しているかも合わせてお伺いをしたいと思います。次に低所得者の負担配慮と制度の問題点についてお聞きしたいと思います。介護保険制度がスタートしてこの施設から在宅へこの流れが示されましたが、在宅生活を継続していくためのサービス体制がこれは十分に整っておりません。施設重視のあり方が変わっていない

との指摘もあります。今回の改革では地域密着型サービスを創設し、小規模多機能型居宅介護、認知症、高齢者グループホームそれから夜間対応型訪問介護などの在宅サービスやこの施設と在宅の中間的なサービスをこの地域に整備する計画もなされております。更に在宅生活全体のマネジメントを行う地域のセンターとしてこの従来の在宅介護支援センターの機能強化をし、地域包括支援センターの創設も打ち出されておりますが、これ果たして当町でこの介護保険改革がマッチしたのか多くの問題があると思います。こうした問題点を洗い出し、改善に向けてどのように働きかけていく所存かお伺いしたいと思います。また要支援、要介護1とこの認定される方に対してもこのサービスの見直しについて具体的には家事代行サービスが高齢者の方々の残存する能力を低下させてしまうというこのそういう指摘もあります。ヘルパーが全面的に家事代行するのではなく、高齢者が潜在的に持っているこの能力を活性化させる、この予防給付を軸とする支援に切り替えていく方針が打ち出されております。介護予防を効果的に行うにはやはり市町村の取り組みがこれ大切になってくると思います。地域支援事業や介護サービスのこの対象者のスクリーニングのこの取り組みの実態や介護予防サービスのマネージメントといったこの包括的な支援事業で必要な人に必要なサービスが確保できていくのか合わせてお伺いいたします。1回目の質問を終わります。

町長

それでは平澤議員のご質問にお答えをいたします。新年度の予算にもございます統合保育園の建設の件、それから予防重視の介護保険改革それに対する町の対応ということで2つのご質問をいただきました。大綱は私の方から申し上げて内容的なことにつきまして細部は担当課長の方からお答えをさせていただきたいと思っております。

まず統合保育園の建設にかかるこの総合施設のモデル事業この整合性の問題でございます。お話にございましたように就学前の教育保育を一体として捉えたこの一貫した総合施設の設置を行うと、いわゆる国の総合施設モデル事業これは平成17年度に全国30箇所で行った事業を行いました。教育保育内容や施設設備等のあり方など課題を検証の上で、平成18年度から実施の方向で進めておるといふふうにされております。現状では具体的な内容がまだ示されてきておりませんので、今後の町内全体の保育園の今後の取り組みの課題としては出てくるかと思っておりますけれども、この統合保育園に関しても現在も既に施設設計等の事前のヒアリングも済んでおる段階でございますので、統合する保育園建設にはこの総合施設としての位置付けは今のところ考えておらないというふうにご理解をいただきたいと思います。それから多様な保育ニーズに対応できるような施設計画にすべきであるということもございました。近年のこの核家族化の進行と男女の雇用機会均等法等によりまして女性の社会進出が進む中で、多様なニーズへの対応とよりよい環境での保育を目指した飯島東部保育園の建設計画を進めております。具体的な保育内容といたしましては、生後10ヶ月から1歳までの乳児保育それから1歳から3歳までの未満児保育そして病気等で保育ができない場合の一時保育、更には午前7時30分からの早朝保育、午後7時までの延長保育というそれぞれのメニューの中で世代間の交流等が行うふれあい保育等に対応できるように施設として計画を進めておるといふところでございます。それから地域ネットワークを活用した今後の対応策についてでありますけれども、この近年の核家

族化や雇用形態の変化によりまして多様な保育への対応が求められておる中で、この多様化する保育ニーズに対応するために現在も中央公民館のフレッシュセミナーそれからリフレッシュセミナー、子育て広場それから保健福祉課での担当しますおしゃべりいずみの会、子育て支援ネットワーク更には3歳児子育て未来飛行これらを通じまして常にニーズの把握を行っておるところでございます。特に年1カ月おきに6回定期的に開催をしております3歳児の子育て未来飛行、私も毎回その都度出席をいたしまして、若いお母さんの皆さんのご意見や要望、悩みを直接お聞きする機会を設けてできる限りのこれを行政運営に反映しておるところでございます。また保育園の保護者会や子育てサークル等の皆さんのご意見、要望それからまた現場の保育士、保健師等現場の声を聞く中で保育内容につきましては、常に検討を行いまして保育園運営審議会等にも諮って一層効率的効果的な保育を行いたいというふうに考えております。それから次の東部保育園に併設する子育て支援センターの開設の内容でございます。少子化問題は家庭、職場、地域社会のあり方にも大きな関わりを持つことから、子育てはどこでも子供を育てる家庭だけの問題ではなくて、地域社会全体で取り組む課題であるというふうに考えております。こうした中で地域全体で少子化について考えながら子供を生み育ててこの子供の成長を見守り、夢を育てて子供のできる環境づくりを子育てのできる環境づくりを作り出していくためにそうした目標を持って子育て支援センターというものを併設して設置してまいるわけでございます。子育てに関する総合支援体制の充実強化という視点で捉えておるわけでございます。なお、この保育園に関しても総合施設と子育て支援センターの中身、いわゆる基準等の細部につきましては、担当課長の方からお答えをさせていただきたいと思っております。

次の大きな質問でございますこの予防重視の介護保険改革それとそれに対する町の対応についてでございます。まず高齢化社会に向けての予防サービスの事業拡大に対応した見直しについてでありますけれども、今通常国会に提出をされております介護保険法等の一部を改正する法律案これは明るく活力のある超高齢化社会、また制度の持続の可能性それから社会保障の総合化とこれらを見直しの基本的な視点として介護保険制度の改革として進められておるわけございまして、その中身は予防重視型システムへの転換、それから施設給付の見直し、新たなサービス体系の確立、更にはサービスの質の向上、負担のあり方、制度運営の見直しそれから被保険者受給者の範囲についてというようなことの中で総合的に検討されておるわけございまして、平成21年度を目途として所要の処置を講じるというふうに位置付けられております。この改正案の成立後に政令や省令としてより具体的な内容が国から示されることになっておりますので、その内容を十分精査して次期老人保健福祉計画あるいは介護保険事業計画では介護予防に重点を置いた高齢者の方々が安心して住みなれたこの飯島町の地域で元気に生活できる、共に支え共に生きる健康福祉の町づくりを実現する事業計画となるように見直しを図ってまいる所存でございます。それから次に保険料の支払い困難者数と減免の状況でございます。これにつきましては担当課長の方からお答えをさせていただきたいと思っております。また低所得者の負担配慮と制度の問題でございますけれども、今度の介護保険法等の一部改正法案では介護保険と年金給付の重複の是正、更には在宅と施設の利用者負担の公平性という観点から平成17年の1

0月から介護保険施設の短期入所利用を含めた居住費や食費について、保険給付の対象外となることになっております。但し、低所得者に対しましては負担軽減が図られまして、現在の介護保険料所得段階の第1及び第2の段階の方たちを対象にして所得段階に応じた基準額から負担の上限を差引いた額が補足的な給付としてされことになるという考え方になっておりまして、この具体的な所得段階での減額の内容は担当課長の方からお答えをさせていただきたいと思っております。最後のこの真に必要な方への必要なサービスが確保しておるのかどうかということにつきましてではありますが、平成16年度今年度でございますが、この給付につきましては平成15年度の決算に対しまして1割を越える利用増加がございます。特に在宅サービスにおきましては、利用の状況が量的に増加をしております、また施設サービスにつきましては昨年11月駒ヶ根市に特別養護老人ホームと介護老人保険施設ができました。中川村に認知症の高齢者グループホームがそれぞれ開設もされ、飯島町からも入所者がおられるわけでございます。介護者の施設指向の圧力は依然として強くございまして、待機者が大変多くなっているということでございます。施設利用に限らず介護保険サービスの利用につきましては、利用者の意向を踏まえて介護者それから主治医等の意見を参考にして状態の改善や維持がされるよう介護支援専門員が調整計画をするように指導しておるわけでございますが、今後は更に適切なサービス利用がされるように給付の適正化を積極的に進めてまいりたいと考えております。なおまたサービスの量の確保等を含むこの見直しメニュー等につきましては、担当課長の方からお答えをさせていただきたいと思っております。以上第1回のご質問に対するお答えとさせていただきます。

保健福祉課長

それでは補足の説明をさせていただきます。まずはじめに保育園の関係でございますが、統合保育園建設についての関係でございますけれども、これ基準というようなことでありますが、具体的にはまだ文書というかそういったものはまいっておりません。情報程度でございますので、先程平沢議員のお話のあったとおりだということ考えておりますけれども、特に保育所と幼稚園の一元化そういったことで効果的な子育てを進めていくということについては承っておりますし、また施設共有の関係とかそういったことも聞いておりますけれども、具体的な内容こういったことについてはまだ情報として入っておりませんのでご承知おきをいただきたいと思います。

次に介護保険の関係でございますけれども、まず1点は保険料の支払の困難者数と減免の状況ということでございますけれども、これにつきましては町の介護保険条例の7条に規定がされておましてこの1号被保険者の減免の基準につきましては平成15年の6月から基準を定めて運用をしております。そういった中で現在のところ条例による減免の対象となった被保険者はいないということでもありますのでお願いをしたいと思います。またもう1つはこの介護保険料の支払が困難だというようなためにですね、減免等の相談とこういったことについても現在のところは具体的なものは無いというような状況でありますので、ご承知をいただきたいと思います。段階ご承知のように第1段階の生活保護家庭等にあたる第1段階につきましては、月額が10回でお支払していただきますと1,900円くらいというような額になっておりますので、ご承知おきをいただきたいと思います。

それでもう1つは予防サービスの事業の拡大に対応した見直しという内容でございますけれども、この始めに予防重視型のシステムこういったものの転換につきましては介護認定における軽度者として大幅な増加とかまたサービスの状態が改善に繋がっていないというような問題があるわけでございまして、この特に改善の可能性の高い軽度者こういった人に対して新たな介護予防給付が創設をされるとこういうものでございます。また廃用症候群とそういったものになる恐れの大きい生活機能を低下させるような家事の代行、特に訪問介護こういったものについては、原則的には行わないようにしていくというようなことで既存の在宅サービスについては生活機能の維持とか向上そういった観点からいわゆる内容とか提供の方法、提供の期間こういったものを見直すことになっておるわけでございます。また新しいサービスといたしまして筋力の向上とか栄養の改善また口腔機能の向上とこういったようなもの追加されるといふものであります。そしてまた通所介護などの既存のサービスでありますけれども、このプログラムの一環として実施されるといふようなことが言われておるわけでございます。その他要支援要介護の状態になる前から介護予防に重点をおくということは先程申し上げましたけれども、そうした中で地域における包括的とかまた継続的な支援、調整とこういった機能を強化するというで、この介護の状態になる恐れのある高齢者について地域の支援事業とこういわれるものが創設されて、一定の限度を設けて介護保険の給付の対象にしていくとこういうようなことも言われておるわけでございます。以上でございます。

10 番

それでは2回目の質問をさせていただきます。それぞれ細部にわたってご答弁をいただきましたが、もう少しお答えをいただければ幸いです。統合保育園のあり方について質問をしましたが、私はもう少し将来を見据えた町の計画がお聞きできるのではなからうかと思いましたがちょっとまだヒアリングの段階中ということで、まだ少し建設についてはまだ見えないというようなご答弁でございました。夕方まで子供を預かってほしい、また小学校それから入学前の教育をこの充実してほしいとこの様々な要望があると思えます。これで国も長時間保育を公認したり、そのための予算を増額しております。しかし長時間保育のノウハウもこれ十分ではありませんし、これ1人が受け持つ子供の数も幼稚園と保育所では異なっております。幼稚園と保育所を併設したりこの一本化カリキュラムの採用に踏み切ったところでは、やはりこれもう10年以上前からこの綿密な取り組みが行われていたと言います。やはりそうでないとこの実現は難しいということだと思えます。先程子育て支援のための事業内容について説明がありました。子育て相談それから子育てセミナー、子育てサークルの育成、活動支援や子育て情報の交流の場と様々な素晴らしい計画がなされております。このしかしこの飯島からもこのお聞きしますと多くの方が駒ヶ根のアルパにあるこの多目ホールで行っているサークルとかそれからいなっせの子育てサークルこれにも行かれておるそうでございますので、できるだけ早くこの子育て支援のための拠点施設として1日も早いこの完成を願うものであります。今後もこの少子化とこの女性の社会進出が進む中でこの要望は多様化する一方でありましようが、やはりこの十分な準備のもとで将来を見据えてこの朝令暮改にならないようにこの施設の準備をこれしていかなければならないと思えますが、このような多様化に対応した方針がありま

したらちょっと具体的にお答えをいただきたいと思えます。

それから介護保険改正の背面にはこの一昨年6月に厚生労働省労連局長のこの私的研究会である高齢者介護研究会がまとめた2015年の高齢者介護がこの今回の改正の出発点になっているということでございます。それはこの戦後生まれのこの通称言われておりますこの団塊の世代、この戦後のベビーブームの世代がこの方たちがこの65歳になるのがこの2015年に向けてこの急激な高齢化が進むのに合わせて高齢者の尊厳を支えるケアこれを提言して生活の継続性を維持するためのこの介護サービスの改革をこの主張してきたもので、住み慣れた地域では住み続けられる環境を作り出すためのこの未来志向的な改革であるとのこととです。これまでケアは身体的生活機能が低下し、この家族介護に限界が起こったときにこれはいよいよやむを得ないということで特別養護老人ホームへの施設にこのお世話になるというこの通称後始末型であったと思えます。それでこの今回の考えはこの生活機能の低下を防ぐこの予防重視型これへの転換で予防というこの事前対応型、この仕組みに切り替わることによって1人でも多くの高齢者が元気で暮らせるこの環境を作ろうとそういうものであります。その結果の成否はこの介護保険運営の主役であるやはり市町村がこれどれだけ今回の改革に主体的に取り組むかにかかっていると私は考えます。先々日のこの総括質疑の折にこの私滞納繰越についてご質問をし、ご答弁をいただきましたが、当町として利用者の負担を減らすこの助成制度それから必要な人に必要なサービスができるようなこの改善ちょっと先程申しましたけれども、それに向けてのこのどのようにこの働きかけていく所存かちょっと再度お聞きし、町村会等へのこのやはり大きな広域的なニーズの中で考えていかなければいけませんので、そういう改善に向けてのこの最善の努力をこの要望して質問を終わります。

町 長

再質問の中で今度の保育園の建設する施設、多様な保育のニーズに答えてというだけの努力をというこでございました。そのとおりに考えております。当町としては初めての試みでありますこの子育て支援センター今までは他の市町村にもお世話になって出向いておった向きもでございますけれども、今度は初めてこうした施設が対応できますのでぜひひとつ効率利用をいただいて本当に身のある保育子育て支援ができたというふうにご期待をしておるところでございますので、どうかひとつ利用者の皆さん方もそうした視点に立ってご活用いただきたいというふうにご考えております。

それから介護保険制度の改正、今度の法改正をもって更にまた政令や規則でもって具体的なメニューが流れてくるかと思えますので、そうしたことを十分にひとつ精査をしまして、特に今回の改正では予防を主眼にした事前の介護的な措置を講じるということがひとつの主眼であるわけでございますので、関係機関十分横の連携を取りながらそしてまたニーズにお答えをするかたちの中で最善の努力をしまいるというふうにご考えております。以上です。

10 番
議 長

終わります。
ここで昼食のため休憩をとります。再開時刻を1時30分といたします。休憩。
午前 11時56分 休憩
午後 1時30分 再開

議長 会議を再開します。

3番 休憩前に引続き一般質問を行います。3番 熊谷初男議員。

それでは私一般質問を進めさせていただきます。私も何点が通告してございますが、通告以外のことは質問いたしませんので、よろしくお願いたします。今こそ時代の変化にどのようにどのように対応したらよいかという大事なときにありまして、合併問題について物心両面にたくさんのエネルギーを費やして取り組んでまいりました。誠にご苦労様でございました。結果はご承知の如く合併はノーとの答えが出ました。町民の半数の人がノーの意思を明確に打ち出したので、町長の言葉のとおりこの結果は尊重しなければならないし、また尊重すべきと私も思います。合併問題は目的ではなく手段であると再三にわたって言ってきました。手段として3カ市町村合併して新しい町づくりを進めるには反対の結論が出たわけでございます。それでは自立していくのに町の行政財政運営をどのようにしていくのか、具体案は何ひとつ示しておりません。再三具体案を示すように要求した何ひとつ示されず自立の道を選択いたしました。このことを町長は現実として考えて対処する必要があります。町民は豊かさより厳しさを選択したと考えられるわけでございます。時代は早いスピードで動いております。地方分権、少子高齢化、国際化等の動きの中で町を取り巻く問題も環境、福祉、産業、教育と多種多様でどれひとつとっても後回してよいという問題はありません。そこで問われるのは変化に素早く現実対応できる心構え、意識改革が切実に求められております。午前中の議論の中でも意識改革が口に出ておりましたが、意識改革は言葉としては耳にたこができるほどしておりますが、実際は口でいうほど簡単ではないと思います。物、心に大きな変化苦しみもあれば別ですが、普通に生活している中から自発的に改革することは並大抵のことではありません。仕方ないことです。人間の性であります。仮に今回アルプス市が生まれていれば町長はじめ職員、町民も大きな意識の変化を味わうことができたと思いますが、後の祭りであります。幸せは歩いてきません。自立という今までの延長線で意識改革を唱えても効果は薄いと思います。長々と意識改革を言ってきましたが、問題はこれからです。まず町長からここでスイッチを切り替えて問題解決に過去を忘れ意識を新たに、新しい飯島を作る心意気で取り組むことを切望するものでございます。リーダーが自信を失えば組織は滅びると言われております。ここで現在抱えている緊急な課題について3点ほど質問をいたします。

まず財政健全化について、自立を進める上に厳しい財政運営と町民要望をどのような観点から健全化を図っていくのかどうかお答えください。

次に耕地懇談会でも多くの会場で問題になっている耕地未加入世帯でござますが、その現状と対応についてお答えください。

次に景気の悪さと意識の低下等の原因からか滞納が増えている現状はこのまま放置していくわけにはもう限界であります。平沢議員の方から再三この問題について質問もありましたが、私もあえて質問をいたします。税金各種料金の滞納状況及び整理の取り組みについてお尋ねします。

また助役には意識改革を促す職員対応についてどのように現在やっているか、またどのような取り組みを進めようとしているのかお尋ねをしたいと思っております。

次に私は長い懸案の自分自身の夢として飯島を馬の里づくりということに関心を持ってまいりました。いわゆる馬の里づくり構想のその後の経過と現状取り組みについて農業公園構想に取り組みされた経過がありましたが、その取り組みはどうなっていますか。あいにく皮肉にもふるさとCM大賞に輝いて年間365本1日1本のABNからコマーシャルが流されている現状「ばばんがばばん、ばん、ばん」と威勢のよく飯島の馬として宣伝されていますが、宣伝に偽りはないと言えるでしょうか。現状馬関連の取り組みについてお尋ねをします。

次に地球温暖化はもうあらゆる場面で議論されてきておる課題でございますが、地球規模の気象の異変は温暖化によるところが多いと憂慮されております。あらゆる現象で環境問題を抜きにしては成り立たないところにあります。全世界で京都議定書の発行実施で地球温暖化への影響が心配されてその対応が真剣になってきております。企業といってもこの対応は会社の命運をかける問題にまでなっております。この大事な問題を私達個人としても家庭においても、また地域にしてもそして町とし対処せず傍観して済む問題ではないと思っております。町としての現状の取り組みについてお尋ねをします。以上第1回の質問です。

町長 それでは熊谷議員のご質問にお答えをいたします。熊谷議員からは変化の時代に対応するこの意識改革をして取り組む町の町づくりを進める諸問題ということで幾つかの質問をいただきました。

まず町が抱える緊急課題の問題の1つとして財政健全化をどのように推進をしていくかということについてであります。最初に自立を決定した今、まず町長がスイッチを切り替えて意識改革を自ら率先して行わなければ職員や住民の意識改革はあり得ないというご指摘をいただきました。そのとおりであります。私もそのことを肝に銘じて先頭に立って精一杯の努力をしてまいりたいと考えております。そこで飯島町が持続可能な町づくりをするためには、ご質問のように財政問題を切り離して議論することは不可能でございます。一般論としては財政の健全な運営とは、この予算の編成と執行が法令に適合いたして、合理的かつ的確に行われることでございまして、次の3点が確保されていかなければならないその必要があるということになります。まず1つとして収支の均衡が保たれていることとあります。要するに過剰なサービスを提供するあまりに赤字を出してしまったというような団体は健全な財政運営をしているとは申しません。また2つには適正な行政水準であります。いわゆる身の丈行政というふうにも言えましょうか。地方公共団体の存立意義は住民福祉の向上に尽きるわけでありまして、収支の均衡を保ちつつ最大のサービスを提供するよう努めていかなければなりません。3つ目には財政構造の弾力性の問題であります。行政水準向上のための持続的な財政活動を行うには経済の変動や行政内容の変化に耐えうる体質を備えていかなければなりません。現状においては増加する行政需要とその財源とのかい離をどう解消するかが大きな課題を言えます。今後は自立のための計画書ふるさとづくり計画を基本といたしまして、再三申し上げておりますように徹底した行財政改革を進めると共に、住民負担行政サービスについてぜひとも住民の皆さんのご理解ご協力をお願いしていかなければなりません。今後の行財政運営については、先に申し上げました事項を考慮しつつ最小の経費で最大の効果を上げるように努めるとともに、財政健全化

に向け最大限の努力をしてみたいと考えております。当然ながら国の三位一体をはじめとする地方財政に対する色んな改革の方向が日々転々として打ち出されてまいりますけれども、これを的確に捉えて町のふるさとづくり計画に沿ったシュミレーションの中でその経済効果を果たしてみたいというふうに考えておるところであります。

次に耕地の未加入世帯への対応について対策でございます。この問題につきましては、これまでも何回となく議員の方からもご質問いただき地域の中でも大変難しい問題として存在しておるわけございまして、その都度お答えをしてきたところでございますが、大変難しい頭を痛めておる問題でございまして、現在でも転入された方に対する窓口指導とともに、その承諾を得られた場合に住所等を町から区長さんや総代さんまた厚生組合長さんに連絡をいたしまして各自治組織の役員から加入を勧めていただいております。前にも申しましたが行政だけでこのことを加入促進が図れるわけでもございませぬし、地域にとっても難しい問題もございまして、今後住民との協働の町づくりを推進する中で各耕地が抱えている問題の実態を把握しながら、未加入世帯の皆さんにもこの自立した町の一員としての地域の中での生活をしているという自覚と責任を持っていただくように促すとともに、自立の実践計画策定段階でもそのことを位置付けてまいりました。更に各耕地との連携を密にいたしまして、加入促進に向けての精一杯の努力を共々にしてみたいというふうに考えております。なお、税金他各種料金の滞納の状況、取り組みあるいは職員の姿勢の問題につきましては、助役の方からお答えをさせていただきます。

次のご質問であるこの馬の里に関してのご質問でございまして、先程お話にございましたようにふるさとコマーシャル大賞の受賞を契機にいたしまして、馬に関連した振興策についてのお尋ねをいただきました。現在町内の3箇所ですべて約10頭の馬が飼育をされておる状況でございまして、それはアグリネイチャー飯島の馬の里の事業部では8頭の飼育施設と馬場があるわけでありまして、現在その中で5頭が飼育をされており観光の乗馬、障害者乗馬の体験が行われて上級者には場外コースも設定をされており、本年の利用者は459人だったと報告を受けておるところでございます。今後馬の里事業部の充実のために飼育頭数の拡大に向けた馬オーナー制度の立ち上げや乗馬愛好者の育成等について検討を進めてまいりたいと考えております。また馬肉料理をメニューに加えている料理店は多くございますし、全国の馬刺しの60%近くを町内企業が扱っておるというふうにも聞いております。今回の民放のコマーシャル大賞の放映を契機に新たな馬肉を使った料理メニューを考えて、また今日の新聞にも出ておりますけれども、このことを組織的に立て上げていこうとする町内有志の皆さんの動きも聞いておりますので、大いに期待しておると同時にできる支援策や馬による飯島町の様々な情報の発信について検討をしてみたいというふうに考えております。馬の里等の具体的な内容とこれまでの経過、今の動きにつきましては、また担当課長の方から説明を申し上げます。

次のご質問である地球温暖化に対しての自治体としての役割の問題でございます。本年2月16日に1997年に地球温暖化防止に関する国際会議ここで採択された京都の議定書の効力が発生をいたしました。これにより2012年までに日本も温室効果ガスを1990年に

比べて6%削減をしなければならないという目標が設定をされております。現実的には非常に現在の状況からいくと更に厳しいという状況になるわけでございますが、そこで現在上伊那広域連合でもごみ処理基本計画の見直しを行っておるところでございます。その中で資源循環型社会の実現による人と自然に優しい上伊那これを基本にごみ減量化資源化のより一層の推進を基本方針に据えまして、具体的には廃棄物の発生の抑制、循環利用、廃棄物中に含まれる資源物の徹底的な資源化を図ることを前提にごみの排出量の目標数値を定めましてその達成に向けて努力をすることといたしております。当町としてもこの方針にしたがひまして、一層の分別収集等の徹底を図ることにより具体的に地球温暖化防止に貢献したいと考えております。また広報や有線テレビ、出前講座等を利用して節電、節水、不要なアイドリングストップ、自然エネルギーの活用、買い物をする際のマイバック持参など地球温暖化防止の必要性を住民の皆さんに周知してPRしていきたいと考えております。なお、今年に入りまして2月に改定をいたしました飯島町生活改善推進委員会の新しい申し合わせ事項におきましても、日常生活での環境問題を自ら取り組むよう循環型社会への目標を掲げて、ごみの再資源化やショッピングバックの持参などを生活改善の目標として取り入れることとして考えておるところでございます。以上第1回目の質問に対する私からのお答えとさせていただきます。

助 役

緊急を要する問題ということで税あるいは各種料金の滞納状況あるいはこれに取り組んでおります状況こういうご質問でございます。滞納の現況でございますけれども、税のほか公共料金といたしまして保育料あるいは介護保険料、住宅料、上下水道の使用料あるいはこれにかかる下水道の分担金、学校給食費、こういうものがあるわけでございます。現段階まだ年度の中途でございますが、2月当初現在におきまして約8千万円という多額の金額でございます。この状況から言いますと決算におきましても前年度を若干上回るというような傾向が読んで取られるわけございまして、大変心配をし、その対応に今取り組んでおるところでございます。この8千万円の内訳をちょっと申し上げますと、町税が国保税等も含めまして約70%に当りますけれども、5,600万円ほどになります。それから下水道の負担金こちら大変多額の料金を納めてもらうものでございますが、これが約20%に当たる1,600万円ほどということになっておりまして、大部分がこの町税と下水道の受益者負担金これが占めている現況にあるわけでございます。ご指摘のとおりこれが町の財政運営上大変大きな課題となっております。抜本的な対策が求められておるところでございます。この町税の収納率につきましてもただいま議員からご指摘のありましたとおり納税者の意識の低下、あるいはまた現下の大変厳しいこの経済情勢の影響によりまして年毎に徴収率が落ちていくという現況にあるところでございます。こうした中におきましても町では滞納額の減少を図るという以前からの大きな命題でございまして、これに対応いたします各担当課の対応はもとよりでございますけれども、それぞれの公金を扱います関係課の課長、係長それから担当者によりまして収納対策会議というものをもってこれに対応をいたしておるわけございまして、徴収率の向上に何とかもっていきたいということで努めておるところでございます。国の財政改革の進む中でありまして町税は唯一の自主財源でございます。その町税も今後の見通し大変厳しい状況に

あることはご案内のとおりでございます、これから一層より適正な課税とそれからまた賦課徴収を決定いたしました税に対しましては、徴収率を上げていくということにぜひ町民の皆様の一層のご理解をいただかなければならないという時代を迎えておるところでございます。徴収対策会議におきましては、特に滞納者のいわゆる情報交換をまず行うこと、それからまたこういう方達により協力をいただくために効果的な徴収のあるいは納付の働きかけの方法、あるいはまた特別徴収班を編成をいたしまして具体的なその行動計画こういうことについて協議をし、それを実行に移しているところでございます。2月現在先程ちょっと数字を申し上げましたけれども、この中には14年度以前の滞納者で滞納額が50万円を超えるという多額な滞納を抱えておられる方約35件ほどございます。それぞれに滞納の滞納となっている根底にある状況等も担当の方では十分状況を承知をいたしておるわけでございますが、その上に立って会を重ねて足を運び、納税に向けての協力を要請をいたしておるところでございます。会計年度末3月でございますが、合わせて4月5月の出納整理期間中これが一番の山場になるわけでございますが、関係課をあげまして一層の努力をしてみたいと思っておるところでございます。なおまたこうした課題についての職員の意識改革というようなご指摘もあつたわけでございますが、ひとつにあらゆる場面にこの意識改革を求められる中でございます。特にこの税の徴収につきましては、ひとつ抽象的な職員の意識改革ということに終始するわけにはまいりませんので、極力滞納者に足を運びまして理解をいただいた上でご協力をお願いしていくとひとつこれに尽きると思っておりまして、今後とも一層の努力を続けてまいりたいとこんなふうに現在思っておるところでございます。

産業振興
課長

それでは私の方からは馬に関連した現状について補足の説明をさせていただきます。町長説明にございましたように現在このCM大賞受けましてこれが契機になりました町の中の特に飲食関係の皆さん自主的にこのことについて検討して、また町おこしに繋げたいというような動きが出てまいりました。今日も検討会があるということでございますけれども、このものに対しましてそしてその組織化の活動また特産づくりというような部分で町の制度持ち合わせておりますので、様子を見ながら支援をしてみたいというようなふうにも考えております。また私共職員もその場に参加をしていくというふうなことで人的な支援もしていきたいというふうに考えております。また馬の里というかたちの中では、アグリネイチャーということで平成15年できまして馬の里というのがあの中にあります。特にアグリネイチャーの馬の里を中心に飯島町の馬というものを発信しているわけですけれども、この中でまた熊谷議員さんの長年の夢というようなこともございましたけれども、そういった意味での実現が少しずつできていくわけでございます。ちょっとここでその現状を申し上げたいと思っておりますけれども、あそこに馬房がありましてそこに8頭は入れるようになっているんですけれども、現在駒ヶ根に居た人が撤退というような状況にありまして今3頭空くというような状況になっておりますので、この部分にぜひ馬を入れていきたいということであります。馬の預かり料金ですけれども、餌代管理を含めて月3万5千円ということで決まっておりますので、年間ですると40万円くらいいるわけですけれども、こういう前提の中でぜひ地元またその他でも含めて馬の愛好者による馬オー

ナーというものを何とか募集をしていきたいと、そして馬房を埋めたいというような考え方を持っております。また利用の中では町長の説明の中にもありましたけれども、約460回というようなことで今までは0だったものが乗馬ということも出てきております。その中では一般の方々の乗馬という中でぜひ馬のその乗馬を愛する会、愛好会というものを作っていきなさいということ、またそれでは加えて障害者乗馬ということで特に馬とのふれあいの中で障害を癒していくというようなかたちの中で大きな効果があるおということ、でこういったことも進めてきておりますので、これも発展をさせていきたいというふうなふうに考えております。いずれにしても馬を飼うということはそこで馬に乗っていただく方、また馬と触れ合っていた方というところを作らないとこのものは成り立っていきませんので、そんなところを進めていきたいというふうに考えております。特に熊谷議員さんの言われておる馬の里というようなことですけれども、なかなか馬を各農家で飼っていくということは大変なことでございますので、ぜひアグリネイチャー周辺そこで15頭以上いますのであの辺りのところにそのあそこ一帯の馬が見られるというような里づくりというものをしていきたいということ、でただいま申し上げたようなものとまとめて何とか進めていきたいということ、でその取り組みを進めたいというふうに考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

3 番

それでは2回目の質問をいたします。私はこの今度の質問については、あくまでも意識改革をいっていかねばこれからの時代には合っていないんだよということを強調したいわけなんです。過去の例で確かに耕地未加入問題にしても税金の問題にしても今までのことではもう行き詰まっているというのが現実ではないかと思うんです。そこらの点をぜひ意識を改革していただいて新しい時代に対応していく心構えというものがなくてはこれから解決できない問題が多々あると思うんですが、そこらを強調したいわけでございます。私の思いとしましては、それでは2回目ですが、町長は施政方針で17年度予算は改革の第二幕と位置付けて聖域を設けずふるさと計画に基づき最大限の改革を行ったと明言しております。多種多様の町民要望と健全財政堅持を守り、新しい飯島の推進のために決意のほどをお伺ひしたわけでございますが、先程の答弁の中にも収支の均衡、適正な行政水準、財政の弾力化というような項目を挙げてお答えいただきましたが、現実町政を預かっておって町民要望と健全財政の量りにかけたとき色々な場面が想像されるんですが、そこらの決意がそうとうしっかりしていなければ健全財政の維持が難しいような気がするんですが、再度町長のご答弁をいただきたいと思ひます。

次に耕地の未加入問題ですが、今も申し上げましたように再三議論してまいりました。また飯島だけではありません。決め手となる対策のないまま現在に至っていることも事実でございます。このような状態で人口が増えていくとするならば考えさせる問題も出てくるかと思ひます。また自立についても午前中から色々協働のことが話題になっておりますが、この町づくりについても町民の協働という町づくりを進める上において未加入者が増えていくという状態は絵に書いた餅であるような気がします。そこでお尋ねをいたしますが、今までの取り組みで未加入世帯に対し何の理由で耕地に加入しないか聞き取りアンケート調査を実施したことがありますか。先程ちらっとそんなことも出ておりましたが、

また役場内でこの問題を担当する部署はどこになるわけですか。窓口の転入のときだけの説明だけで済んでいるのではないかと憂慮されるわけですが、その点をお尋ねいたします。それで先程町長の方から戸別訪問という話も出ましたが、何回も足を運んでよく理解してもらおうということが大事ではないかと思いますが、そこらに対する対応をお尋ねいたします。

また税金各種料金の滞納問題ですが、この問題もまた全国的な問題で頭を痛めている状況です。しかしいつまでも正直者がばかをみるというようなことは許されません。また職員の努力も十分に認めますが、結果として滞納額が増えていく状況があるわけですが、これ以上放置するわけにはいきません。また耕地未加入世帯にも言えることですが、滞納者に対しても行政サービスの制限を実施したらどうか、やり方、方法は色々ありますが、まず実行するという気があるならプライバシーの問題も考慮しながら行政として強い決意を表す手段として考えてみる必要があるような気がいたします。ここに今月7日の日本経済新聞に出ております。やっぱり沖縄県平良市でこの問題に非常に苦労して税滞納者には制限をと、農薬購入費の補助や乳幼児の生活費の支援をカットしようとしておられる自治体もあるわけですが、これらも真剣に考えて対応していかなければ解決できないのではないかと、耕地の未加入者にしてもやっぱりそれなりきの理由はあるうとも、この飯島の里の協働の一員として加入していただくように努力していかなければならないのではないかと真剣に思うわけですが、

また馬の里づくりを私も先程課長のように提唱してきました。私は農業をやっておりませんので、本当に専門外で馬のことは何にも知らないわけですが、私は血液型がA Bでありますので、A Bというのは夢を見ることが好きですとこの夢を見続けてきておりましたので、あえて申し上げます。農業公園構想で取り上げたことがあったわけですが、国の補助金の関係で断ち切れになっている状態かと思いますが、全国どこの自治体でも何か目玉になるものがないかと探している現状であります。ふるさとCM大賞受賞を機会にもう一度見直すことはできないかどうか真剣に考えていただきたいと思えます。西の南駒ヶ岳、東の陣馬形と午前中国定公園どうだという議論もありましたが、いずれも馬の名がついております。そしてまた飯島陣屋の歴史の中で中馬街道としてまた農家で馬と寝起きをした時代そんなに古いことではありません。物質文明だけみただけでなく、馬が我々に与えてくれる心の安らぎの大きいに活用し観光に都市交流にそしてあらゆる療養のアニマルセラピーの活用と多くの利用が考えられます。また馬を通して木曽地域また国際的にはモンゴルとの交流も夢は大きく広がるわけですが、食文化でさくら井、馬刺しだけでなく今日の信毎にも町内の業者がこれに取り組んでおるという報道もありましたが、いわゆる食文化だけでなしにこの飯島の里に馬がある、全国から馬の好きな写真を撮りに来る、また絵を書きに来るといようなことも考えられるわけですが、それで先程町長、課長の方から馬のオーナー制度ということも言われておりましたが、オーナー制度も一遍だけでなしに総合的に考えていく必要があるのではないかと、りんごのオーナーそれぞれりんごだけに頼るでなしにやっぱり馬もまたそれらも取り組んだひとつのオーナー制度ということもこの花の里に相応しいようなオーナー制度というこ

とも考えていく必要があるのではないかとというふうに私は考えております。そこで質問をいたしますが、私今申し上げましたように新たな視点から馬の里づくりに課長の方から答弁いただきましたが、私にはほど遠い答弁でございますのでもう少し突っ込んでこれに取り組む姿勢をまずお聞かせ願いたいと、まず始めに馬による確かに金がかかります。しかし山やあの西山の散歩道を開設整備してそれを利用したらどうか、これにはそんなに金はかからないと思いますが、そこらのことも検討し現在行政で財政を伴わなくてもある程度できる馬の里づくりというものを考えられないかお答えをいただきます。

次に環境問題についてです。環境問題は早くから町としても精力的に取り組んでおり、その成果も上がりごみ減量化ができていく現状は誠に嬉しい限りであります。しかし今の取り組みではとても心配されている地球温暖化の対策としてはまだまだ不十分で、温暖化の影響を廃止するまでにはほど遠い処置かと思われま。地球ができて何十億年か知りませんが、活動してきて人間が石炭石油とエネルギーの利便性を求め100年足らずに知らず知らずに大気に撒き散らした結果として温暖化の減少となって問題視されておるわけで、これは大変と対応するところですが、年間1度か2度の温度の変化でなかなか気がつかない内に過ごしてります。その積もった現象が温暖化として現れてきております。また我々に与える影響は莫大なもので、人類の生存に計り知れない影響があると言われております。そこでその対応を急ぐ必要があります。今日のニュースでも国の試算によるとこれだけで当初の目標の6%がとても達成できない、もう14%になるうとしております。このようなときに町とし、個人とし家庭地域での対応をどう進めていくべきか真剣に考えてなければならぬときに来ておると思えます。そこで先程お尋ねをしますが、町で取り組んでいる環境基本計画の対応で十分だと思っておるかどうか。条例は作ったがその運用はまだかいな状態として写りますが、また環境基本計画を作った当時は公害が問題になっていた時期で町としても重点は公害防止に重きを置いてる条例ではないか、温暖化に取り組むには物足りない面がありはしないか、基本計画を見直す考えがあるかどうか、今後の対応はいわゆる地球温暖化という大きな観点から条例なり、また町民に理解してもらうことが必要ではないかと思えます。そこで私は2つ目のお尋ねとして平成14年の12月定例会の一般質問で提案しました家庭版スーパーISOの検討結果、どのような対応したかどのように検討したかお答えをいただきたいと、また今後の取り組みについてもどのように取り組んでいくかお答えをいただきたいと思えます。家庭版スーパーISOは経費があまりかからなくてやる気がありさえすれば明確にその実効が上がる手段でございます。そこらのことも合わせてお答えいただきたいと思ひまして2回目の質問を終わります。

町 長

再質問にお答えをいたしますが、細部につきましてはまた助役、担当課長の方からお答えをさせていただきますけれども、まずこの健全な財政の上になつての行政財政運営ということでございます。当然のことながらこの地方自治の原点使命はいかに限られたこの財源の中で住民福祉の向上につなげていくかということに尽きるわけでございます。精一杯のあらゆる角度からの財源確保を目指しながら、そしてその入りを図って出を考えていかなきゃならないということになるわけでございます。当然のことながら住民の皆さんの要望は非常に多種多様多岐にわたっておるわけでありまして、これらを全部叶えてい

くということは財源上とてもこれはできる技ではないわけでございまして、しかもまたこうした自立の道を選択した場合には厳しいこの財政環境の中でそれぞれの今までも計画しておいた事務事業というものを新規は勿論でありますし、継続につましても限りなく延ばさざるを得ないというような一部は廃止というような見直しも含めてのことも余儀なくされることはもう当然のことでございますので、そうした面でこの協働の町づくりということを原点にして住民の皆さん方のご協力をいただかないと飯島町の財政は成り立たないということでございますので、ぜひそのところをひとつ創意工夫は当然常にやっていかなければなりませんけれども、ご理解をいただいてもどうしてもこれは健全財政の維持は維持していかなくちゃならないという使命感でもって対応してまいりたいと思います。

それからこの耕地の未加入問題、非常にそれぞれお話にもございましたように頭を痛めておるわけでございます。やはりこの飯島町がよくて好きで住んでいただくということこれは大変ありがたいわけであるわけでございますけれども、その上にたつてやはりこれはここに住んでいただく以上その住民としての権利と義務はそれぞれに果たしていただくということになるわけでございますので、ぜひひとつその責任を持った対応についてこれからは努めて未加入の皆さんに対しての働きかけを色々な面で地域とともにしていかなきゃならんというふうには思っております。先程も申しましたように自立のこの計画の実践計画の中でその辺のところも十分ひとつの盛り込みをいたしまして、対応をしていきたいというふうには思っております。なお、この所管については窓口業務との関係もございしますので一応現在のところは住民税務課がこの任に当たっておるわけでありまして、今後はそうした町全体の問題として捉えていく必要があるということの中で役場組織全体の問題としてひとつそしてその所掌をどこに置くかということの中で検討をしてまいりたいと思っております。それからアンケート等につきましては、今まで実施したことがございませぬ。色々な窓口に見える方への指導や意向の調査は聞き取りはしてございませぬけれども、体系的なアンケートをしたことはまだございませぬので、今度のそうした実践計画の中をしていく上にもやはりその実態というものを掌握していかないと本当の対策が講じられないかというふうには思っておりますので、検討をしていくふうにしてまいりたいと思っております。

それから馬の里につままして色々ご提案も含めてお話がございました。確かにこのコマール大賞を取ったというようなこと、そしてこの一部の有志の皆さんが積極的にこの馬の料理を中心にしたことへの取り組みというものが気運として出てまいりましたので、ひとつのこれは大きなチャンスでありタイミングであるというふうにも捉えていく必要があると思っております。今後とも今ご提案のありましたようなコース整備等のことも含めてですね、できうる支援と側面協力というものを惜しまずにひとつ色々相談に乗ったり、また取り上げて検討をしていきたいというふうには思っております。

地球温暖化の問題につましてもごみの減量化、循環型社会の構築ということで住民の皆さんに努めてPRをしてご理解をいただけておるわけでございますけれども、その基本になっておる飯島の場合の環境基本計画策定をして少し時間が経過いたしました。基本理念は掲げられておるわけでございますけれども、もう一度精査をいたしまして必要が

あればこの見直し改善をするというふうには考えてまいりたいと思っておりますし、また広域連合でも最終日のこの全員協議会のところでごみの施策について広域連合としての計画の中間報告というのをさせていただくことになっております。その辺のところも含めてこの飯島町のごみ対策と申しますか地球環境に対する考え方も含めて見直しも含めて検討をしてまいりたいというふうには思っております。最後に前にもお話のしましたこのスーパーISOの環境認証の問題であります、当時一時大変研究をいたしました。で広域全体としての取り組みというふうなこともございまして、その後研究検討は途絶えておるのが現状でございます。今後自立をした場合の町の方の方向付けの中でこのことをどう捉えていくかということとはひとつの課題としては当然考えるわけありますけれども、やはりこの書替えその他の認証にかかる経費も少なからずかなりの経費もかかるというふうには当時試算がされておりましたので、そうした面も含めて中座をしておるわけでございます。その辺のところはひとつご理解をいただきたいと思っております。以上私の方からは第2回目の質問のお答えとさせていただきます。

助 役

滞納の解消あるいは徴収率の向上方策ということで沖縄県の例等も挙げられまして行政サービスの制限をある程度加えることによって効果が上がらないかというようなご質問でございます。この色々な方法があるわけでございますけれども、当町の場合にはこれに至る前に当然のことでございますけれども、分納方策の採用だとかあるいはまた納付誓約書によります約束の取付けを行いましてそれに基づいて納めやすい環境を醸成していくとこんなようなこともやっておるところでございます。具体的には行政サービスの制限という点では、上水道の使用料等につまましては度重なる督促にも関わらずなかなか納付がいただけないこういう世帯に対しましては給水停止というような方策も実行いたしておりまして、この方につまましてはそれなりの効果を認めておるところでございます。各種の補助金等につまましては、現段階におきましてはこの税の関係においては非常に該当も少ないということもございまして採用いたしてはおりませんが、当然といえば当然のことでございます町の方から色々な許認可を行うあるいは資格を付与するそういう点におきましては、そういう点を十分チェックした上で行っておるところでございます。対象となる行政サービスが滞納者にいかほど影響があるものかというのはちょっと疑問でございまして、この方につましてもまたひとつ検討はしてまいりたいと思っております。いずれにいたしましても大変厳しい状況下にあるわけでございます。ぜひひとつ町の皆さん方も十分その辺のご理解をいただき、収めれる方にはぜひひとつ税を納めていただくというご理解をいただき、合わせまして町の方とすれば法令に基づきますこのひとつの権能というものがあつてございまして、その辺については厳正に執行をし納税者の場合によれば納税者のいわゆる資産の状況の調査あるいはそれに関わる強制の執行というようなことも具体化をしていくルールがあるわけでございますので、そういう点につまましてはやはり厳正な執行をしていわれる税の公平そんな点には十分に配慮してまいりたいとこんなふうには思っております。

住民税務課長

耕地未加入者の状態について実態について申し上げたいと思っておりますけれども、本年の3月1日現在であります、世帯数が3,407戸でございます。その内の未加入世帯これが

569戸あります。ただしこれは外国人世帯も含まれた数字でございます、日本人世帯でのみ申し上げますと282戸という状況でございます。それで窓口等で加入しない理由等聞いてみますと、やはり多いのが地域との協働等のそういうわずらわしいことに関わりたくないというようなちょっと現在協働の町づくりということから逆の発想の方がおいでになるというふうに聞いております。あるいは耕地によっては耕地加入金というのがかなり高いということがございますので、そういう部分で二の足を踏むというようなことをみております。ですけれども、実質的には協働でやっていただくということもありますし、特にごみ問題等については当然地域の中で協力し合ってやっていただくという必要がございますので、耕地のには加入しないけれども環境衛生に自治会には加入していただいでごみの共同分別あるいは排出そういうことなことで努力はしていただいでしております。ただどうしても耕地へ加入ということについて強制をするという部分では難しいということがございますので、そこで苦慮しているという状況でございます。

それから税の関係でございますけれども、行政サービスの制限やなんかにつきまして実は辰野町で12月議会条例化ということで提案がありました。それについては継続審議になっておりまして現在は今度の3月議会で明日だそうでありますけれども再度審議をしていただく、それによって対応を決めていくということで辰野の方は考えておるようでございますので、その辺の動き等もお聞きする中で検討をしてみたいと思っております。

それから地球温暖化の問題につきましても今まで広報等色々な方法を使って周知をしてまいってきたところでございますけれども、効果が大きかったなと思われまますものは出前講座の中でも特に老人クラブ対象の出前講座あるいは小学校の生徒さんのところへ出向いての温暖化に対する出前講座こういうものについては効果があったというふうに思っておりますので、今後も機会あるごとにそういうことについては対応してみたいというふうに思います。それから環境基本計画につきましては、熊谷議員さんのときに第1回目の委員長のときに第1回目の計画を策定いたしまして5年経過いたしましたので、昨年度見直しを行っております。その中で今後もなお見直しが必要だということであれば検討してみたいと思っております。以上であります。

産業振興
課長

それでは私の方からは馬の里づくり構想の再構築の考えはないかということでございますので、補足の説明をさせていただきたいと思っております。まずこのことを言ったときには飯島に馬の里はなかったわけでございます。そんなかたちの中でありまして、馬を飼っていくという中で一番難しいというのは時代が変わっておりまして個人の住宅ではなかなか飼える家庭が少なくなっているというかたち、また1頭飼うのに約40万円いると、そしてまたそれを飼っていく人の費用はまた別にいるというようなかたちがありますので、なかなか一般的な農家とかの中へは難しいということではないかというふうに思います。そこで先程も申し上げましたように馬の里ということがアグリネイチャーの中でできましたので、当面あの部分を充実をさせていきたいということで考えております。それは先程も言いましたようにオーナー等も募りながらまずあの馬房を8頭入れまして、そしてその活動も障害者乗馬等のも含めてやっていきたいと、馬の遊歩道という話もありまし

たけれどもこれらにつきましても林道等の活用も含めてやっていきたいと、このことがアグリネイチャーの魅力作りの大きなひとつにもなっておりますし、また外から飯島の方を見ていただきときに飯島の魅力作りにもなるということでございますので、当面の問題としてぜひこのところからやっていきたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いたします。

3 番

それぞれご答弁をいただきましたので、第3回目の質問をいたします。色々問題提起をして質問をしてきましたが、いずれの問題もできるかどうかということよりはまずやる気があるかどうかこれが根本だと思うんです。未加入問題にしても税金の滞納にしてもこの問題は再三もう言い尽くされております。それでなおかつ解決できないということはそこになんらかの原因があると思っておりますけれども、これからの町づくりを進めていくのに解決をして取り組まなければならない重要課題だと私は認識しておりますので、そこらの点も今後十分検討して、いわゆる新しい町づくりになるんだと、するんだという気持ちを出していただきたいそう願するものですが、そこらの心構えを再度お尋ねをしますが、それとまた馬の里にしてもいわゆる長年の補助金行政の付けがここへきておるわけでございます、補助金がなければなんにもできないという実態がさらけ出しておるわけでございます。これからの自己決定、自己責任の町づくりを進めていくには私が再三申し上げておるように意識の改革が必要ではないか、町長はじめ職員一人一人が自覚して町づくりに取り組む姿勢が求められているのが今だと思っております。それと更にこれはお尋ねしておきますが、財政健全化、耕地未加入問題、税金その他の滞納、馬の里づくり、環境問題と色々私は質問をまいりましたが、明確な町長の方針答弁を求めるとともに、新たな町づくりの決意をもう一度うかがわしていただきたい。私は二度とこの立場に立つ席がないわけでございますので、そこらも踏まえて安心して町民として暮らせるようにご答弁をお願いしたいと切に望むものでございます。さて、大変長らくお待たせをいたしました教育長にお尋ねします。戦後教育の反省すべき点が多い中ですが、意識の中また教育の中に私のこれは見解です。年寄りの見解かもしれませんが、あまりにも個人主義また公に尽くすという学習と言おうか家庭のしつけと言おうかそういうものがおろそかになっておるのではないかと、その結果未加入問題、税金滞納、環境問題と結果が表面化しておるのではないかと、なかなかこれは教育問題であって根の深い問題ではありまするが、学校教育、社会学習に対して取り組む姿勢をお聞かせ願いたいと思っております。また、午前中ゆとり教育の議題がありましたですが、確かにゆとり教育が必要かもしれません。だけど基本となる読み書きそろばんの上にどうしてもしつけということが大事ではないかと私は考えますが、教育長のご答弁をお願いしまして私の質問は終わりにしたいと思っております。

町 長

色々ご質問の中で、要は町長以下職員がやる気があるかないのかにかかっておるんだということでそのとおりでございます。これまで精一杯の努力をしてみましたが、こうして自立の町の方向付けが出されましたので、今まで以上にそうした意識改革を伴って職員一丸となって精一杯の努力をして、そしてその健全化財政の上に立って住民の福祉の向上のために精一杯努力をしていくと、安心しておっていただきたいというふうには申し上げられませんかもしもせんけれども、ぜひひとつまたどうい立場に立たら

教 育 長

れてもご指導ご鞭撻をいただくようお願い申し上げたいと思います。ありがとうございました。

どんなご質問をいただくか緊張してお待ちしておりましたが、大変なご質問をいただきました。個人主義とそれから協調性というか社会人としての責務とかそういうことについての関連の質問でございますが、私も議員と同じように非常に今の子供達、子供達だけじゃなくて大人の考え方については憂慮しているところでございます。特に個性教育といひまして個性個性という言葉が非常にこの頃多く使われようになりました。これはですね、私は非常に履き違えている点もございまして、このことについてはしっかり大人もそれから先生も考えていかなきゃいけないことだというふうに思っておりますけれども、今個性言われているものが人間の我とか癖とかそういうものと混同されているというふうに私は思っております。それを許すと非常に自分勝手な行動を取るようになりますので、その辺のところをしっかりと個性とは何かということをもう一度しっかり考え直していく必要があると、本当に個性教育ならいいんですが、本当の個性教育ならいいんですが、今申し上げましたように癖とか我を野放図にほうりっぱなしにしておく大変なことになるということでありますので、その辺のところはしっかり私も考えていきたいと思っております。そういうことをしっかりやることによって協調性も社会性も身に付いていくなきゃいけないというふうに考えております。なお、しつけの問題でありますけれども、これも大変今の問題と関わりがあると思っておりますけれども、ただ学問をすればいいだけではありませんので、今の総合的学習とかゆとりの教育もそうでありますけれども、そういう中で子供達が本当に体験を通して大人とそれからお爺ちゃんお婆ちゃん達とも一緒に生活をしながら身に付けていくものはいっぱいありますので、その辺のところを気をつけていきたいというふうに思っております。私は今世の中でしつけが非常におそろそかになっているというふうに言われておりますけれども、昔はあまり理屈ではしつけはしませんでしたね、それぞれ諺があったりしてどんな親でもその諺を使えばすぐしつけがついたというような時代があったわけでありまして、しつけが何て言うかだめになってきたのはそういう諺が消えたのと比例してそうなってきたというふうに思いますので、改めてやはり家庭教育の重要性ということをしっかりと言いたいというふうに考えております。

3 番

終わります。

議 長

5 番 三浦寿美子議員。

5 番

それでは通告をいたしましたように元気な町づくりを進めるために行政が取り組むべき課題についてという大きな主題と、もう1つは住民の暮らしに根ざした行政のあり方についてを質問をいたしていきたいと思っております。

まず自立の町づくりを今後どのように進めていくかということについて幾つか質問をしていきたいと思っております。自立に向けて基本的な町づくりの方向を作り上げる今は非常によいチャンスだというふうに私は捉えております。町長は一昨年町長選での公約の中では合併は推進ではない、住民の意向を尊重すると言われましたし、町民の立場、町民の目線に立った町政を進めると明言をされておりました。また町長の所信表明でも同様な公約を

されまして今日の至っております。住民の皆さんの立場に立った町政運営をこの1年間行ってきたのかどうか、本当に住民と同じ目線で町政を行ってきたのかどうかということについて降り返ってみたいとこのように思っております。今までも何度も同じことを私指摘をしまいでございますので、今回はあまりそのことについては触れませんが、今回の投票の結果を町長はどのように受け止めているかということについてもう少し深く町長の見解をお聞きしたいと思っております。施政方針の一文だけではどうも私には伝わってこない部分がありますのでお願いをしたいと思います。特に住民の皆さんの立場や住民の目線について、この1年間の合併問題で様々な住民の皆さんの運動やご意見、ご要望もあつたことを踏まえての今回の結果をどう受け止めておられるのかそういう点からもお答えをいただきたいと思っております。また町長は施政方針で「私自身は2・27この日を深く心に刻み気持ちを切り替えて新たな町づくりの出発点にしていきたい」とこのように言っておられます。住民の皆さんこれで本当に納得ができない方がこれでは納得できない方が私はいるというふうに感じているわけですね。おそらく自立を選んだ方々は納得できていないとこのように私は思っております。これから一自治体としての自立をするためのする町の首長として全町民の皆さんと協働の町づくりをしようとするなら、住民の皆さんの声を真摯に受け止めるとしながらも、合併問題については合併ありきのかたちで取り組んできたということを住民の皆さんは感じておりますので、そのところについてはきちんとして謝罪をするという姿勢も必要ではないかと私は思っております。2つの町民の皆さんの心と気持ちを一つにまとめるという町長の施政方針の中にもありますが、何よりもまずこの住民の皆さんの自立を選んだそういう皆さんの気持ちをこれから一つに結んでいくのであるならばこのことはすごく大事なことになると思っております。このことなしに合併を推進してきた町長のもとでの自立の町づくりを考えるということに集中をして住民の皆さんがこれからやってくれるかどうか、このことはこれからの町づくりに大きな影響を与えると私は考えております。町長がどう責任を取るのかということについても多くの方から私も町長はどういうふうに言っておられるのかと聞かれておりますが、このことはそういう意味でも多くの皆さんが注目しているそういう点でもあります。私はこの1年間あの意向調査以来住民の皆さんと気持ちが同じ目線に町長はなっていないかと前にも言ったことがあります。そういう点でもきちんとして住民の皆さんにこの時点で町長自身が今までの1年間のあり方について、けじめをつけるときがなければこれからの協働の町づくりはできないと私は住民の皆さんの声を聞きながら感じておりますので、その点についてのご見解をお聞きしたいと思います。それからふるさとづくり計画のことでございます。私は先日もお聞きをいたしました。ふるさとづくり計画をこれから見直す必要があるのではないかというふうにお聞きをしたら、ふるさとづくり審議会で慎重に議論をし答申をしたものであると尊重しなければならぬと答弁をいただきました。私はあのふるさとづくり審議会がどのように進められてきたかということが、これから大きな町づくりに影響を与えてくるというふうに考えております。あのふるさとづくり審議会に参加をいたしました公募で起用をされた真面目に自立のためにふるさとづくり計画の素々案をよりよき計画にしようと奮闘をされた方々がおいでになりました。よく合併に

についても学習もされておりましたし、住民の皆さんの声も聞くなどの積極的な意欲的な活動をされておりました。しかしあのふるさとづくり審議会では答申をするために、合併を研究するという方向に進んでいったというふうにそのためのものであったというふうにも感じられる中身でした。殆どの委員さんが合併を推進するそういう立場の方で構成されていたというふうに私はみております。建議では自立とともに合併も研究する必要があるとそういう一文がありますが、自立とともにという文言を入れるために大変なエネルギーを費やしたというふうに聞いております。自立のためのふるさとづくり計画を審議する審議会で、自立のためにというそういう言葉を入れることに時間を要したというこれはそこに町長の意向がそのまま反映した合併ありきの審議会であったということの証明ではないかと私は感じておるわけです。このようにして出された答申をまったくそのまま尊重するということでは、自立を選択された住民の皆さんにとっては納得できないのは当然だと私は思っております。住民の皆さんが納得いく方法でこれからふるさとづくり計画の見直しをする必要が私はあるとこのように考えておりますので、先達でも質問をしたわけですが、先達でも町長の答弁を再度求めます。また機構改革についてでございます。自立が決定をいたしましたので、抜本的な機構改革に着手をするときがやってきたとこのように私は考えております。昨年3月にも私は機構改革について抜本的な見直しをするべきだというふうに主張をさせていただきましたが、1年経ちましたし、自立の方向も決まりましたので、住民の皆さんが納得のできるような機構改革をしていただける方向をぜひ示していただきたい。それには全体の連携のとれるような効率のよい機構改革が求められているというふうに私は思っております。課の数やまた関連する事業についてなどの課を越えた協働や係の協働、横の繋がりやそういうことを密にして総合的な窓口も設置をするということが必要になってくると私はこのように思っておりますが、どのような機構改革を考えておられるのかお聞きをしたいと思っております。

それからもう1つの住民の暮らしに根ざした行政のあり方ということについてですけれども、財政は厳しいというけれども、誰もが人間らしく生きる権利を持っております。特に社会的な弱者の方々を大変なときだからこそ行政が手を差し伸べなければならないということがあるわけです。私はまだまだ今の町の財政計画の中では見直すべき無駄があるのではないかとこのようにみております。聖域のない行政改革などは私はやってはいけないうとこのように考えているわけです。確かにすべてのものを見直すということは大事です。それにこの厳しいときですから我慢のできることは我慢もしていただくことも大事です。しかしこれだけは譲れないという大事な聖域というものが私はあるというふうに考えております。地方自治の本旨から外れないという地方自治としての飯島町のこれから姿が大事だと私は思っておりますが、その点についての考え方をお聞きしたいと思います。行政の役割は私は憲法に基づいた地方自治法に基づいている一番大事なところが住民の生きる権利をどう自治体が守っていくかとそのところにあるのではないかとこのように私は思っておりますが、その点について町長はどのように考えておられるのかお聞きをして1回目の質問を終わります。

町長 三浦議員からは元気な町づくりのための行政が取り組む課題とそれから住民の暮らしに

根ざした行政のあり方ということで質問をいただきました。

質問の冒頭に私が就任をして1年あまりの間、何かこの飯島町の独裁者のようなイメージで質問をされたように感じますけれども、それぞれの議員の皆様方お感じになっておられるかと思っております。決してそんなつもりはもうとうございませぬ。常に住民の皆さんのために思いこの行政を進め、そして議会にもお諮りをしてそして進めてきたところでございますので、決してそのようなことはないというふうに私は思って確信を持って思っております。合併問題にしてもですね、本当にこのじゃ自立の中身というものを示しをして、そしてそれに対する私のコメントも申し上げてまいりました。非常に厳しいと、住民のこの町の活力ある方向を出すためにはやはりこれは大きな財政力とスケールメリットというようなことも申し上げて色々と思慮もしていただきました。ただ最終的にはこれは住民の皆さん方の意向を持ってそれを尊重して町の方向付けをしていくということでもって2月の27日の投票方式によるアンケートに委ねたわけでありますから、まさにその結果は尊重して厳粛に重く受け止めて今日この日があるということでございますから、決して町長の姿勢が責任上問われるんだというふうなではないと思っております。今この町長の責任としてはこれからのこの自立の決まった町の将来、皆さんと共に汗とずくと知恵を出して軌道に乗せていくということが最大の私の与えられた使命であり責任であるというふうに心得ておりますので、そのようにひとつご理解をいただきたいと思っております。したがってそれぞれご質問の中にも触れておりますが、自立の町づくりの進め方については、再三にわたってこのふるさとづくり計画に基づいて進めていくことを議会をはじめ町民の皆さんにも説明をまいりました。このふるさとづくり審議会のことにも触れましたですね、非常にこの合併誘導型の審議会であり、その公募の委員の方についても一部の意見が認められなかったというようなお話もございましたが、この経過を見ていただければ歴然としておるわけであります。諮問に対する答申内容、それから加えていただいた建議の内容いずれもこれは全会一致でみんなの委員の皆さんの総意として示されたことを私は重く受け止めて、そして次のステップに進んだということでございますから、決してそこに偏見があったとか一部の人のご意見が葬られたとかというようなことはないと思っております。もう一度その辺につきましてはご検証をいただきたいと思っております。したがってこうした方向の中でですね、町民の皆さんも内容を十分にこの自立の町づくり計画というものを承知をしていただいた上で責任をもって自らの判断でこの自立の道を選んで選択をしていただいたわけでありますから、今後はこの計画に基づいて町づくりを進めていただく、住民の皆さんの責任と義務をぜひひとつ共々に一緒になって進めていきたいと心からお願いをする次第であります。次にふるさとづくり計画の見直しについての問題でありますけれども、この計画の策定にあたりましては、私が自ら耕地へも出向きまして内容を説明して計画に対する意見などをお聞きしてきたところでありまして、更に計画の内容につきましても資料を全戸配布してございますし、CATVなどでも何回も内容を説明してきたところであります。各耕地で出されましたご意見などにつきましては、都度ふるさとづくり審議会にも報告をしてこうした意見を踏まえて審議をいただいたところであります。審議会では3月から8月5ヶ月間という大変長い期間をかけていただいて次ごう13回にわたっ

での調査審議をしていただき8月31日に千野文美会長からこの計画は概ね妥当であるとの答申をいただき、合わせて合併も選択肢の一つとして考えていく必要があるとその後には情報公開と、そして説明責任ということでございましたので、そのように重く受け止めて実施をしてきたところでございまして、9月1日付をもってこのふるさとづくり計画を正式な町の決定計画として交付したところでございます。ふるさとづくりのこの計画は基本的には平成17年度から実施をすることというふうになっておりますが、当然財源かい離との問題もございまして国の動きとの問題もございまして。したがって3年後には見直しをするということと位置付けてございまして、今ご質問の中にありました住民の目線からこのことを直ちにこの変更をしてですね、見直していくというようなことは今のところまったく考えておりません。今後は住民自治や住民協働がより重要な課題となってまいりますので、まず住民の皆さんにこの自立のふるさとづくり計画を更によく知っていただくことが大切であろうというふうに思っております。なかなか現実問題としては理解していただけない方もかなりおられるというふうには思いますので、その努力はしていかなければならないというふうに考えております。このふるさとづくり計画の実施にあたりましては、既に実践計画具体的な年度別事業別の計画の素案を作成しております。今後はこれらの実践計画の細部調整や整合性を図りながら、必要な条例規則等の改正の手続きなどを行う準備をしていくこととなります。また必要に応じて区や公民館関係者をはじめ関係機関等の意見交換や調整も必要となってまいりますので、すべてを一気に実施することはできませんけれども、国の動向を見ながら計画に沿って順次改革を進めてまいります。なお、機構の改革の問題につきましては、自立してこの持続可能な行政運営を進めていくための必要な組織機構というふうに考えまして、4月以降の新年度においてこれまでも実践ふるさとづくり計画の中で一部素案的には検討してまいりましたけれども、更に検討を重ねて住民のためになる、わかりやすいこの効率性のある組織の改善をもって自立の実践計画と共に検討をして、その時期については年度の節目切り替え等色々事情もあるかと思っておりますので、そうしたことを検討しながら年度切り替えを目的に今後検討をしていきたいというふうに感じております。ふるさとづくり計画の実施にあたりましては、住民の皆さんもかなりの部分で住民自らが町づくりや活性化に取り組んだり行政にご協力をいただかないと計画は実施できませんので、この点よろしくご理解をいただいでご協力をいただきたいというふうに考えております。

次のご質問である暮しの中から望むこと、そして厳しいときこそ行政の役割は大きいということでございます。私は町長として先程も常に申し上げました常に住民福祉の維持向上を旨として行政運営に取り組んでいるところでございまして、また町長としての提案をすると同時に住民の皆さんの意見を聞く姿勢も常に持ち続けていかなければならないというふうに思っております。行政としては住民要望に基づく住民福祉の向上のために少しでも多くの財源を確保して、その実現を目指しているところでございます。どうか住民の皆さんも行政に対して批判をするだけであつたり、要望だすだけでなくてですね、そしてまた行政任せにするのではなくてぜひ自らも住民協働の町づくりに積極的にご参加をいただいで同時に建設的なご提案をお願いをしたいというところでございます。この要望の

実施にあたりましては、財源は無視することはできませんので、その辺も十分検討の上提案をいただければ幸いであるというふうに思っております。また行政としては一部の皆さんの要望だけを適えるというわけにはまいりません。町全体としての公益性や各種の施策の均衡などを十分に検討した上で判断をさせていただくつもりで考えております。くどいようでありますけれども、今後の町づくりにつきましては再三申し上げたとおり基本的に飯島町ふるさとづくり計画に基づいて厳しくてもこの基本をもって進めていくということをご確認いただきたいと思っております。以上第1回目の質問に対してのお答えとさせていただきます。

5 番

それでは2回目の質問をいたします。ただいま町長の方から答弁がありましたので、これから質問いたしますことは、ふるさとづくり計画の見直しを確かに町長の言われるとおり審議会の中で、また住民の皆さんに説明をしながらふるさとづくり計画は生まれたと私も思っておりますし、大変に厳しい中で作られたふるさとづくり計画だと私も認めております。しかしそういう中で世の中の流れも変わってきました。当時作られましたときの財政計画シュミレーションと先達でも説明がありましたが、現在の財政の推計とは変わっているというふうには私はその中から読み取ったわけですが、そういうことでそういうもにした財政計画が作られなければやはりこれからまた厳しい厳しいといわれたまんまの財政計画で住民の皆さんに負担が益々重く押し掛かると、しかしそのところがこれから先今までの計画だと7億不足するとだからこれだけの皆さんに負担もしてもらわなければならないという内容のふるさとづくり計画であったというふうに私は感じているわけですが、しかし世の中の流れが変わるごとに地方交付税の出方もまた国の様子も変わってきます。様々な条件の中で財政計画はその都度その都度、年毎にやはり作り直されてそれに基づいて作り上げられていくのがこの毎年毎年の問題ですから、特にこのふるさとづくり計画新たな道を踏み出す自立のための計画ですから、そういう部分でも見直しをする必要があるというふうに私は感じています。またもう一つにまだまだ見直すべき問題があるという点では、例えばのことですが、例えばと言っても事実私はここに持っているものがあるわけですが、懇談会の中などで質問に出されております下水道のマンホールの蓋の問題が時々私のおところで出ておりました。私調べてみましたが、例えばこの庁舎の前の道路にある陣屋の模様のあるマンホールのオリジナルの蓋ですね、これは60cmの経口の蓋なんですけれども、1つ当然ご存知と思いますが5万9,500円ですね。30cmの同じ形状のもので3万9千円です。模様のない一般的なものは60cm大きな方は5万8千円で1,500円お安くできます。小さい方の30cmの方ですが、模様がないと2万4,500円ですので1万4,500円の差額が出るんです。昨年9月の13日付でここに資料があるんですけど、これ大小合わせて計画では2,420個9,699万円かかります。模様のないものを使つたとしますと3,078万8千円の差が出ます。その他に公共柵の蓋がありますが、その分を合わせますと約3,200万円も模様のあるものと町のオリジナルのものとは差額が出るという驚くような額でございました。この厳しい厳しいという財政の中でこの蓋については当り前のように今も下水道の工事がされますとマンホールができてこのオリジナルの蓋がされております。こういうことが行われているわけです。このことに

については、昨年からのマンホールの蓋については指摘をする方がおりました。それについては全く検討もされてこなかったということではないでしょうか。他にも私は特に建設事業に無駄が多いのではないかとこのように感じているわけです。ある制御版を作られる専門の方がおりましたお聞きをしましたら、中はどれも同じだとしかし外回りを華美にしようと思えばいくらでお金をかけられるとそういうふうになっておられました。いかに質素にお金をかけずにやるかということになれば事前のチェックをする機関が私は必要だとこのように思うわけです。こういうことが当り前のように今までも行われてきたと思いますし、これは大きな建設事業の事業費の中にも含まれ、そのしわ寄せが例えば福祉、慰労金であったりそういうところに現れてくるのではないかと、こういうところをもっと切り詰めたりよく精査をすれば、一番先程私言いましたが、守らなければならないそういう部分は守れるというふうを感じるわけです。ですから私はまだまだふるさとづくり計画を検討する必要があると住民の皆さんのお声も知恵もお借りをしてもっともっと精査をして住民の皆さんが納得のいくふるさとづくり計画をこれから作り上げていかなければ自立の飯島町をこれから長く進めていくには大変な問題も起きてくるというふうに私は言いたいのです。この点について町長の見解を再度お聞きしたいと思います。それから庁内の先程も環境の問題で地球温暖化の問題が出ましたが、庁内の冷暖房の問題とかそういうことについてもそのことも含めて経費の節減という点でもきちっと設定の温度をどのくらいにしたら本当に住民の皆さんも納得でき中で仕事をされる職員の皆さんも快適に過ごせるのかというような研究をする必要があるとこのように私は思っております。今までも役場の庁舎に入ったところで暖かいなとこんなに暖かくていいのかなと思って暖房の温度を見てみますと26度に設定してありました。他の外から来た住民の皆さんにお聞きをしましたら「こんなに暑くなくてもいい」と「私は寒いからたくさん着て入ってきているので、そんなに暑くなくてもいいんだ」というふうにも言うておられました。そういうことを考えましてももっともっと庁内でも研究することがたくさんあると、そういうことを精査し庁内でも一生懸命皆さんが全員揃って頑張っているということが伝われば住民の皆さんも自ら自分たちも我慢しなければならぬことは我慢しようという気持ちにもなれる私は思っておりますし、そのようなお声も聞いております。色々なお声がありますが、例えばある方からは人件費の問題では「町長は厳しい厳しいと言いながら何で自ら身を削らないのか」と私が言われましたので、そういうお声もあったことはお伝えしておきます。色々なお電話もかかってまいります。ぜひ町長には住民の皆さんがどういう気持ちでおられるのかと、どこに気持ちがあるのかということをよくお聞きになっていただいて皆さんと一緒にこれから町づくりを手を携えてやっていけるそういう気持ちに住民の皆さんがなれるような気持ちと一緒にできるようにしていただきたいとこのように思いますが、次に住民の皆さんにそういう厳しい中でも元氣な町づくりを私は一緒にみんな進めていきたいというそういう前向きな気持ちになっていただくために、ぜひふるさとづくり計画をそういう意味でも見直しを住民の皆さんと一緒にできるそういう仕組みづくりをぜひ具体的に指導するようにふるさとづくり審議会も開催しながら研究をしていただきたいというふうに思いますがいかがでしょうか。先程は職員の適材適所の配置を大事だというふ

町長

うにお答えになっておられましたので、その点についてはぜひそういうご配慮をいただいて担当者の方が変わってもきちっと住民の皆さんの相談にのれるような仕組みづくりもぜひ配慮をしていただきたいと思いますし、また職員さんのそういう意味でも意識を高めるそういう取り組みもこれから進めていっていただきたいと様々なそういうお声も聞いておりますので、またぜひ職員さんも一緒に住民の皆さんと信頼され愛されるようなそういう意識改革をぜひ理事者を含めてお願いをしたいなというふうに、そういうお声も聞いておりますのでその点について町長にぜひ新たな町づくりとしてのそういう意味でのこれらの所信をお聞きしたいと思います。2回目の質問を終わります。

このふるさとづくり計画の見直しを即ということを再三言われるわけでありましてけれども、ぜひお願いしたいのはこの3回目の質問でどこをどのようにこの見直しんだということをちょっとご提案をいただきたいと思っております。もうこれは色んな分析をしながらかけて確かにこれは昨年と申しますか今年の3月時点での色んなメニュー的にはそういうことで盛り込んできたものがございまして。それも三位一体のこの町財政に対する考え方の部分的には国の考え方が少し数字的には移動している部分もありますので、これは今後実践計画を立てていく段階では数値的なその部分についての問題、今年の交付税がどういう動向になるのかというようなことも含めてですね、ある程度のこの財政計画は常に見直していくということになります。大きなひとつのこの町の自立の計画の枠組みというものは十分にこれは時間をかけて研究をしていただいて答申をいただいた内容でございましてから、ひとつこれを基本に据えて、ただ3年のぐらいの内にはまた社会情勢も変わってしまうし、そしてまだまだこのかい離をしておるこのふるさとづくり計画では入れれない部分もまだ財源かい離が実際問題としてあるわけですから、そのことは3年をひとつの目途にまたやっていくということを明らかにしておるわけでありまして、今すぐこの新年度入ってどこをどういうふうにその体系枠組みというものを見直しするかということもぜひひとつ三浦議員の方からご提案いただきたいなというふうに思っております。当然のことながらこう無駄はいけません。行政限られた財源を有効に使って無駄を省いてそして職員の意識も改革をして私自らも勿論であります。そして住民のためにこの町の行政を進めていくことは議員の皆さんも私共と同じこれは考え方でございまして、その原点は決して忘れることなく常に今言われました前向きに取り組んでいきたいというふうに考えております。下水道のマンホールのデザインの問題これにはちょっと経過が色々あると思っておりますので、建設水道課長の方から申し上げますし、また経常経費もできるだけ抑えて我慢をしてやっていかなきゃならないということの中でまいります。必要に応じてまた総務課長の方からお答え申し上げますけれども、今も精一杯のところまでひとつ常にそうした経常経費の節減については、削減の努力はしておるということでございますのでご理解をいただきたいと思っております。

建設水道課長

下水道のマンホールの単価の関係でございまして、この関係につきましても設計につきましても、全国統一の標準単価をもって設計をし発注をしておりますので、そのような差はありません。ただ物価単価市場での単価につきましても、要するにそういう特注であればそういう差が出るということでございますけれども、町で発注する下水道の事業

5 番

につきましては、全国統一のそのマンホールの単価で設計をし発注しておりますので、そのようなことはありませんのでご理解をいただきたいと思ひます。

それでは3回目の質問をいたします。最初にではマンホールの今の件につきまして先にお聞きをしておきます。今全国統一の価格ということでしたので、それがお幾らになっているのということについてお聞きをしておきたいと思ひますのでお願ひします。それから町長が先程計画をどこをどうすればよいのかというお話でした。私は年度当初からどんどん計画そのものを作り直せということではないんです。私は時間をかけてもやはり住民の皆さんが自立をするためにふるさとづくり計画このままではこのことはやっぱり続けてほしいというものがあれば、じゃどこをどういうふうにしたらそれができるのかと、ここは無駄なことがあればここはこんなふうにしたらいいじゃないかと、協働の町づくりをするためにはこういう工夫も必要じゃないかというような住民の皆さんの目線からふるさとづくり計画一緒になってこれからの自立のために頑張れる道づくりをやっていくために私はそういう見直しをする作業ということが必要になってくると、ですからこの次の4月の1日から今出てきた予算をすべて見直せとか、このところをこうしなさいということとは私は簡単には言えませんが、しかし住民の皆さんは私は町の中で歩いて色んなお声を聞いてまいりましたが、こんなところはこういうふうにしたらもっとよくなるんじゃないかと、こういうことなら自分たちでできるとかそういうお声があるんです。ですからそういう皆さんのお声が反映されるようなふるさとづくり計画に見直しをしていただきたいと思います、そのためにはやはりそういう進め方をまずしていただかなければそういうふうにはなりませんので、その仕組みづくりをぜひしていただきたいということを言っているわけです。それで私は幾つかご提案をするというかあるんですけども、ふるさとづくり計画をまずそういうことで見直しをしていただいて住民の皆さんの合意を取り付けられるような一緒に頑張れるような自立の計画の策定にすること、それからふるさとづくり審議会をぜひ開催をして住民が主体で町づくりを進めるための仕組みづくりの研究をふるさとづくり審議会でしてはどうかということ、先程町づくり100人委員会ということも言われましたが、そういう中でそういうことについてもどのような方法があるのかということについても研究をされたらよいのではないかと、それから今後寄せられるでありましょう住民の皆さんの提案とか意見とか様々これから出てくると思ひます。そういうものをまず受け止める、これはおかしいとかこれはできないとかっていうのはでなくて、まず住民の皆さんがどういう思いでそういう提案をされたりご意見を言われるのかということについては、まず受け止めてそれからその提案について住民の皆さんが自由にこのことについては本当に自分たちの要求なのか、このことは必要ないことなのか、様々な議論の場を経てまた改めてこう提案のできるような仕組みがこれから考えていくことが大事ではないかというふうに考えるんですがその点について、それから経費の節減という点ではこの庁内のチェックのシステムやまた先程も言いましたが建設事業などに対する事前のチェックをするような専門的な専門家を入れたようなチェックのシステムそういうのも必要ではないかというふうに考えておるところですがその点について、また行政改革については住民のためにやはり住民の福祉を守るために行われなければならないと思

っておりますので、この点について、いよいよ厳しくでどうにもならないというときまではぜひ福祉の住民の暮らしを守るための部分については頑張っていたきたいということ、あとはもう1つは町民の皆さんの奉仕者であるという立場からぜひ職員の皆さんのこれから意識改革と接遇の改善、一定期間の研修の期間を設けるなどの住民の皆さんに対する今までの批判などもありますので、そういう点も含めてこれからの対応についても取り組んでいただきたい、この点について提案ということでもたまたまそういうことを踏まえてできることがありますがすぐにでもできることに実施をじきにしていきたいと思います、研究をしていただきたいと思ひますので、その点について見解をお聞きしたいと思ひます。それからもう1つ、私教育長や各課長にさんこれから自立のためにどんな抱負をお持ちなんかということについてお聞きをして質問を終わりたいと思ひますのでよろしくお願ひいたします。

町長

今、お聞きをしておりますこのふるさとづくり計画を見直すということの考え方について、どうもその計画そのもの見直しということではなくて、今後細かい実践計画を詰めていく上で住民の声の一部意見を取り入れてというようなこの努力をいただきたいというふうに聞こえておるわけですが、そういうことでよろしいわけですね、当然そういうことだと思います。今後実践計画詰めていく場合には審議会等にも中間的に色々ご相談かけていく部分もあると思ひますので、これ極細かい部分の積み重ねになっていく作業だと思ひますので、できるだけそうしたことは取り入れながらも基本はあくまでもこのふるさとづくり計画というものを中心に据えてですね、その枝葉の部分でどう財政を構築しながらやっていくべきか、その姿を描いていくのが実践計画ということでございますのでひとつご理解をいただきたいと思ひます。なおまた町長の給与等なぜその削減しないんだというようなご意見であります。昨年、今年とご承知のとおり議決をいただいてまいりました。決してそうしたことに疎んじておるわけではございませんので、ぜひそうしてお聞きになった方にはそのご返事をしておいていただきたいというふうに思っております。その他色々ご提案もございましたけれども、要はこの自立という厳しい内容であります福祉の面も含めてですね、やはりこれは財政が厳しくもう徹底的なこと行く前にこの手立てをしていかないとこの市町村行政成り立ちません。したがって今後はできるだけ福祉というものは維持していきたいという気持ちは山々持っておりますけれども、一方でやはり聖域を設けることなく全体的なバランスの中で見直しながらひとつ行政運営に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、ぜひひとつご協力をいただきたいと思ひます。以上であります。

教育長

私の抱負ということでもありますけれども、自立計画に則って協働の町づくりをしっかりと進めていくことが私の今の気持ちであります。特にですね、こういう厳しい状況の中でもありますので自分のやってもらいたいことだけを主張するのではなくて相手が何を望んでいるかということも十分理解し合いながらみんなで協働していくのが民主主義の私は政治のやり方だというふうに思っておりますので、そういうことで力を注いでいくというふうに思っております。

建設水道

今下水道のマンホールの関係の単価でございますけれども、資料を持ち合わせてござい

課長 ませんので後でお願いをしたいと思います。

5 番 各課の課長にお答えいただこうと思いましたが、今抱負についてありましたらと思いましたが。

議 長 先程発言してありません。質問してありません。

町当局の方からまだ答弁することがありましたらですがいかがですか。よろしいございますか。

5 番 質問を終わります。

議 長 ここで休憩をとります。再開時刻を3時45分といたします。休憩。

午後3時28分 休憩

午後3時45分 再開

議 長 休憩を解き、会議を再開します。

一般質問を続けます。6番 松下寿雄議員。

6 番 それでは一般質問を通告書に基づいて質問をいたします。今回の住民意向調査の結果についてこれからの対応について3点ほどお伺いをいたします。同僚議員から色々な角度で質問がなされておりまして同じような内容のものもあると思いますが、手抜きのないようにお答えを願いたいと思いますのでよろしくお伺いをいたします。

1つとして今回の住民意向調査の結果、多くの方が自立の道を選択いたしました。町長就任以来自立の道に向けてのプロジェクトチームを編成し、資料を作成それをもとにふるさとづくり審議会を立ち上げ、審議会では何回かにわたり検討をされたわけでございます。それと並行いたしまして住民説明会も行い、住民に理解を求めてきたという経過があります。飯島町ふるさとづくり審議会からは答申と共に建議がなされました。建議の内容を町民の方々が理解をしていただけていないといけませんので、内容をここでちょっと取り上げてみたいと思います。1つとして飯島町が自立を目指す計画では非常に厳しく、住民に大きな負担と犠牲を強いる内容となっています。更に自立の研究と同時にもう1つの選択肢として近隣市町村との合併についても研究する必要があるとの建議が出されました。2つとしてこの場合研究内容の住民への情報公開と説明責任を臨機に果たしてくださいと提言もされております。3つといたしましてこの重大な議論に鑑み、住民の将来に禍根を残さないよう最終判断は平等な情報に基づく住民の選択を尊重してくださいとあります。当の飯島町の今後の進むべき道についての建議があったわけであります。そこで町長は耕地懇談会、ふるさとづくり審議会の答申、建議等を踏まえた中で、3市町村の合併協議会を立ち上げ1月から2月初旬にかけて住民説明会を行ってきたという経過であります。その間には色々と問題点もありましたが、投票方式による住民意向調査が行われたわけであります。結果はここで申すまでもなく既にご承知のとおりであります。1年余りをかけて自立か合併かの協議を重ねた結果でありますから、住民の皆様方の選択を真摯に受け止め尊重するのは当然と思えます。今回の結果を町長どのように考えておられるのか改めてお伺いをいたします。合併問題は結果として自立に決まりましたが、ただ方向が決まったということでありましてこれが終着点ではありません。未来への競争これからの飯島町の出発点であると私は思っております。飯島町ふるさとづくり計画にあります中身の

厳しさを今後どのようにして住民の方々に再度理解をしていただくのか、住民とのコンセンサスをどのようなかたちでとっていくのかについてどのようなお考えをお伺いをいたします。

2といたしまして財政問題についてお伺いをいたします。7日の本会議においての町長の施政方針で政策、財政問題についてのご説明に対しては一応理解はできますが、合併、自立に限らず財政がすべてではない何かやっつけけるこのようなことを今まで町民の方々からも聞いております。自立の選択をした限り何とかすればやっつけけるそんな言葉は私は通用するものではないと思われまます。町長以下職員また住民の方々の協力を得ながらこれからは更に一步も二歩と進んだ行財政改革に取り組んでいかなければと私は考えまますが町長どのようなお考えをお伺いをいたします。住民負担を求める前に当然これはできうる限りの行財政改革をし、今後何年かの財政見直しはどうかふるさとづくり計画でいけるのか、また今後更なる見直しを迫られるのか、現時点ではどのような見通しなのかをお伺いをいたします。ふるさとづくり計画でいくのか、それでいくとしたら殆どの事業サービスが縮小、先送りまた廃止となり夢も希望もない自治体となってしまうのですが、それでは行政の責任を問われることとなります。今後新規の事業、継続事業また住民サービス、住民負担等をどのように考えているのかお伺いをいたします。3番目の質問といたしまして今回の結果を厳粛に受け止めるのは当然といたしましても、大変厳しい事態が待ち受けていることは想像されるまでもありません。しかし厳しいから何もできないということではなく、私はいつまでも2つのアルプスばかりをキャッチフレーズにしてばかりでいいのか、先程も同僚議員からアルプスについての山についての質問もございましたが、2つのアルプスは他の町村でも同じような意味合いで使っておるのも事実でございます。町民から何かいいアイデアを募りこれこそ飯島町だというシンボリックなものを作るとか、発想の転換をしていかないと生き残ってはいけないのではないかとと思われまます。例えば小さなことですが、国土交通省道路局長の谷口局長が飯島で講演をなされた中で「伊那谷は非常に美しいところだ。しかし気になるものがある。皆さんそれは何だと思えますか。」と問われたときに私達はそれに対して答えられませんでした。「それは道路端の看板だ」と言われました。私は住民は気がつかないようなことをよそから見えた方はすぐに気がつく、そして指摘してくれております。県の屋外広告物条例とか景観条例とか色々あるわけですが、関係者とも話し合っ中中で看板の撤去をするとか、そんなことも考えてみて「飯島町はすっきりした町だ」ということをよそから来た人に印象付けるのもひとつの考えではないかとそんなことも提案をしてみたいと思います。金がなければ何もできないということではなく、みんなで知恵を出し合い夢の持てる活力ある町づくりに邁進する覚悟がおりかどうかお伺いをして1回目の質問を終わります。

町 長 松下議員から今度合併にかかる住民意向調査の結果について関連して幾つかのご質問をいただきました。まず今回の住民意向調査に多くの方が自立の道を選択したこの町長の受け止め方についてでございます。議員のお話にございましたように飯島町は自立と合併の両方について研究を行ってまいりました。その内容を住民の皆さんにお示しをして今後の飯島町の進むべき道について町民の皆さん一人一人が責任を持って判断をしていただ

きましたので、その結果については厳粛に重く受け止めるとともに、その結果に基づいて今後の町づくりを進めていかなければならないと考えております。この住民の皆さんの決断というものは、施政方針でも申し上げましたように決してこの刹那的でも感情的でもございません。町民の皆さんが真剣に考えて悩んだ末に得た結論であるというふうには私は確信をいたしております。したがって今後の町づくりの手法につきましては、基本的には国の三位一体をはじめとする改革の動向を慎重に見極めながらも、再三申し上げますように自立のふるさとづくり計画をこれに基づいて進めてまいる所存でございます。町民の皆さんにはこれまでそれぞれの立場で真剣に研究議論をされまして、地方自治で町のり方というものについてかつてない大きな関心をもって理解を深めていただき、その方向性を判断いただいたことは、今後の町の行政を進めていく上で大きな意義を持つものでありまして、議員述べられましたように勿論これが終着点ではなく未来への協奏これからの飯島町の出発点、いやむしろ気持ちをしっかり引き締めて覚悟をもった新しい飯島町の誕生のよすがとしなければならないというふうには私は考えております。したがって当然のことながら住民の皆さんには厳しさの中身をご理解をいただき、ともに汗とずくと知恵を出し合って町づくり参加をいただくためのコンセンサスというものをあらゆる機会を通じて図っていかなければならないというふうには考えております。次に今後の財政見通しにつきましては、国と地方全体の財政事情を見ると、非常に厳しく地方財政が好転することは極めて考えにくくて、地方交付税ひとつとってもみましても合併した市町村に財政支援措置として使われることもありまして、当面当町への地方交付税がどのようになるのか非常に余談を許さない、また心配をした見方をしておるところでございます。ここ何年かの財政見通しについては、こうした国の動きを注意深く見守りながら、ふるさとづくり計画を基本に実践計画を立てて進めてまいります。先にも申し上げましたようにこの流れの中で3年後を目途にまた見直しを行うという位置付けにしてあるところでございます。これまでの説明会等でも再三申し上げてまいりましたが、自立のふるさとづくり計画にもありますように今までのような行政サービスの維持は到底続けていくことは不可能でございます。住民の皆さんの理解と協力を得ながら更なる徹底した行財政改革を前提に一部事業の廃止、先送りあるいは住民サービス、住民負担を見直していかざるを得ないということでございます。具体的な数値年次別等の内容につきましては、今後策定する実践計画の中で位置付けていくこととしております。次に厳しい中にも夢と活力を持って進むべきだというお話でございます。私も全く同感でございます。当然のことながらこの地方自治、町の行政の推進の原点というものは住民がいかに夢と希望を持って活力ある地域づくりができるか否か、またそれをもって住民福祉の向上につなげることができるか否かにかかっているというふうに思います。これがなかったら自治体の存在感そのものがありえるわけではございませんし、ひたすら我慢忍耐だけの生活の繰り返しだけでは地域は疲弊してしまいます。谷口局長の講演の中からひとつの例として取られたご提案も含めて、常にこの既存概念に捉われない厳しい中にも極力この財源確保に努めながら知恵を出し合い活力のある個性的な町づくりのために邁進する覚悟であることを申し上げます。1回目のご質問に対するお答えといたします。

6 番 それでは2回目の質問をいたしましたと思います。この研究も町長就任以来1年有余をかけてやってきたわけですが、私は決して無駄ではなかったとやっぱり住民の方々にこの現状の厳しさというものをやっぱり認識していただいたということが今後の行政に対する非常に見方というものが変わってくるんじゃないかとそんなふうには希望的には私はみておりまして、遠回りはしたが自立の道を選んだということは、これは全く民主主義の手法で間違っただけでなかったとそういうふうには私は考えるものであります。財政的には大変厳しい事態が予想されるということでそれは十分理解するものであります。しかし財政問題、事業の見直しは当然行われなければならないと思います。しかしながら第4次総合計画、都市計画マスタープランまた公営住宅ストック総合計画等基本構想で中期計画を策定しておるわけでありまして、施政方針の中でも中長期的な展望に立った計画をこの9月までにまとめていきたいと各々考えを示したわけでございますが、ふるさとづくり計画との整合性をどのように考えているのか行政の継続性というものをどう捉えているのかお伺いをいたします。例えばこの飯島町の都市計画マスタープランなるものは16年の3月に策定してあるわけでありまして、このあたりもどのように取り入れていくのかその辺もお伺いをしたいと思います。私も度々これ質問をするわけですが、住宅政策についてこのふるさとづくり計画でいくと殆ど公営住宅は事業に着手できないと、工事は未定というようなそういうことになっておりますが、これは見方を変えると非常に問題なわけでありまして、Iターン、Uターン者また若者定住のためにもやっぱり住宅政策には力を入れていくべきだと私は思います。自立の道を選んだ限り将来の飯島町の発展のためにも、若い人達が住みよい住宅環境を作るということが急務ではないか、非常に町の中を歩いてみても特に公営住宅は本当に昔ながら長屋建てというか、住める状態ではないじゃないかとそんな住宅が殆どございまして、これは何とか財政が厳しい中でも一工夫をしてやっぱり住宅環境づくりをやる、これをぜひひとつの目玉として取り上げていって私はいただきたいとそんなふうには思うわけでございます。そしてやっぱり自主財源の乏しい中にもやっぱり生産人口を増やす、これがもう将来の飯島町の自立をする大原則ではないかと私は考えております。いわゆる自主財源の確保ということにおいて自治体としての体力を造成する活力ある町づくりを目指すこのふるさとづくり計画では殆どが先送りでございますけれども、若者が好む戸建て住宅を造るとか、モデル住宅等を建て若者が入居しやすい、また飯島町にはこういう施策があるよだから問い合わせをしてみたいという気持ちになってもらえるような私は施策をしていくべきではないかとそんなことを考えておりますので、財源の乏しい折とは思いますが、これはやっぱり目玉政策として何かを作っていないとこれからの町の発展はありえないそんなふうには考えますので、ぜひみんなが住みよい町づくりのために公営住宅また若者に夢を与える賃貸住宅等何件かでもいいで造ってやっぱりいくということが、これは行政の役目ではないかとそんなふうには思います。またよく例に出される高森町でございますが、先日新聞によりますと17年度の一般会計当初予算案が発表されておりました。飯島町より人口が約2,000人くらい多いわけです。予算規模で47億1,100万、当町が42億2,000万円、町税が高森町は約11億7,900万、当町が約10億であります。それで人件費を見たときに高森町が8億2,700万、職員

数が83人くらいと聞いております。当町が約10億職員数が120名、これを一概に比べることはどうかと思いますが、職員数で約35名から40名、金額にすると1億7千万余ぐらいの開きが単純に表面的な資料ではあるわけです。前々からこのようなことは指摘をされておりますし、他の定例会でも他の同僚議員からそんな質問も度々あった指摘をされた件ですが、この辺りをどのように考えておられるのか条件が違うからやむを得ないのか、その辺をどのように考えているのか10月には機構改革を実行できるのか、改革する余地があるのか、しかし職員の意識改革は当然行うべきと思いますが、職員の士気をどのようにして高めていくのか、職員と理事者の対話の中から知恵を出し合うことを私は要望をいたすものであります。町長のお考えはどのようなふうでおいでかお伺いをいたします。また住民の声といたしまして、各種審議会のあり方について色々ご意見がございます。委員選任等運営方法また目的内容においてかなりの批判がございまして先日も私はそのようなご意見を伺ったところでございます。初日にもありましたように各審議会の委員の構成とか色々を改革をしたことも承知をしておりますが、そういう声があるということをお伺いをしていただいでどのようにお考えかお伺いをいたします。それから自立の町づくりこれはそれぞれ口では簡単ではございますが、大変住民にとっては厳しい選択だったのではないかとこれは本当に先程からも言われておりますように協働の精神がないとなかなかこれからやっていけないのではないかとそんなふう思うわけでございます。町長自らその礎になるべきと思いますが、町長の決意の程をお伺いをいたします。以上2回目の質問を終わります。

町長

2回目のご質問に対してお答えいたしますが、まず財政的に非常に厳しいこの状況の中で現在ある各種の計画との整合性をどう図っていくかということについてのご質問がございました。第4次総合計画の中で前半の中期総合計画これにつきましては、予算編成方針の中でもちょっと触れましたけれども、17年度をもって現在の5年間の中期総合計画が終了をするわけございまして、18年度からは新たに平成22年までの後期分を策定をしていくというこの準備作業を17年度において行うということで申し上げておるわけでございます。またその他にもお話のございました都市計画のマスタープランであるとか、それから住宅のストック計画等も中長期のビジョンとしてあるわけでありまして、その実現性に向けましてはですね、当然のことながらこのふるさとづくり計画の財政のシュミレーションの枠の中で検討していかざるを得ないという基本的な考え方でございました。したがって見直し先送り等も含めて実施計画のローリング作業の中で調整をしていく予定でございます。なおまたそうは言っても目玉としてのこの住宅政策のお話もございました。このことも含めて若者定住あるいはそのための環境づくりそのことが生産人口の増に繋がって自主財源の確保、引いてはこの町の活性化につながっていくというふうに考えておられてお話を伺い申し上げるというふうに考えております。そのためには優良企業の導入やIターン、Uターンの方への支援も含めて最大限の努力をしていかなきゃならんというふうに考えております。それから高森町の例も出されましたが、吉川町長この住民投票の直前に町へみえて講演をされまして色々勉強をされたかたもおられるわけでございます。高森町より広大なこの中山間地域を有する当町といたしまして行政経費の

面で一概にこれを比較するということではできない部分も多いわけでありまして、従来から職員数においてこの非常に臨時職員というものを多く雇用して、正規職員を抑えているというこれは十分今までも私共も承知しておる聞いておるところでございます。特に保育園の保育士現場の保育士ですけれども、これはチーフになる保育士がおる以外は殆ど臨時職員でこの対応をしておるという従来からの職員体制があるようございまして、その分の人件費が飯島町に比べて大きくこの影響して差のあるところというふう理解をいたしております。同様にして一般役場の職場の事務職としても同様な傾向があるというふうにお聞きしております、その分がこのいわゆる住民自治組織を中心にした公園管理であるとか河川や道路の維持補修、あるいはその管理整理住民の皆さんが率先して取り組んでいると聞いておる、今度飯島町の自立して協働の町づくりを進めていく上でもこうした考え方はどうしても欠かせないということございまして。したがって自立の計画では職員の更なる削減も計画に入れてございます。したがって住民の皆さんのこうした理解をぜひひとつお願いをしてご協力をいただかなくてはならないというふうに思っておりますし、また職員自身も私以下意識改革をもって本当にやる気を起こして取り組んでいかなければならないというふうに思っております。それから各種委員会に對のご意見を求めたりということございまして、この審議会というのは行政の責任逃れではないかというご意見があるふうにお聞きいたしました。これに対しては行政を進めていく上で住民の皆さんの各層から広くご意見をお聞かせ願って、それを反映していくことは民主主義の最も原点であるという必要な最小限必要なことであるというふうには思っております。したがってこの審議会、委員会等を置くことによって意見を徴していくということが、即この行政の責任逃れということにはあたらないというふうに思っております。最後にこの町長本当に自立できる町づくりの礎となるべきその決意はということでございます。再三申し上げてまいりました。改めて住民の皆様とともに自立して持続可能な町づくりをする、そのためにはその私は礎となる決意であることを申し上げて住民の皆さんとともに前向きに精一杯の努力をしてまいりたいというふうに決意を申し上げたいと思います。以上。

6番

ただいま町長から大変強い決意を述べていただきました。とにかく過度期の大変これから大変な時期に向かうときの町長が大変苦勞が多いと思いますけれども、それにめげずとにかくファイトをもってやっていただきたいとそんなふうには私は思います。突然でございますけれども、教育長にこの先程から非常にいい答弁をいただいておりますので、真の民主主義というものはどういうものかももう一度お聞きをしたいと思っております。それで私の質問を終わりたいと思っております。ぜひわかりやすい表現で民主主義を説いていただきたいそんなふうには思います。

議長

通告内の範囲内で答弁願います。

教育長

民主主義というのは非常に私自身も非常に難しくなかなか理解できないところがあるかもしれませんが私が今考えている範囲で、民主主義の基本というのは私は国民の自由権と平等権それが保障され認められていなければいけないということと、もう1つはそれを実現する手段として思想言論の自由を前提としたその自由な討論とその自由な意見を

述べ合う討論とそれから説明が大事じゃないかなというふうに思っておるところであります。特に後段の方の自由に話し合うということも必要なんですが、相手を理解させるといふか相手に理解してもらおうその説明というのがうんと大事じゃないかなと、それはですね、何ていふか資料を十分持ってで相手に説明しなくちゃいけないというふうに思っているところでもあります。例えば今度の合併論議でもしっかり町側は資料を揃えて説明をしたわけですが、例えば反対する方としましてはそれに十分その反対の資料があったかどうかというようなこともございますので、私はその辺のところはお互いに十分資料を揃えた上で討論し、説明し合うとそういうことが大事じゃないかなというふうに思っております。そういうことで相手を納得させるだけの努力がいかにかにできるか、そしてまた相手の意見をどれだけ真摯に受け止めていけるかと、そのお互いのその心の通い合いが私は民主主義を支えていくところだというように考えているところでもあります。それしか今のところ答えられません。

6 番
議 長

終わります。

以上で本日の日程はすべて終了しました。

これをもって散会といたします。ご苦労様でした。

午後4時23分 散会

平成17年3月飯島町議会定例会議事日程(第4号)

平成17年3月10日 午前9時10分開議

出席議員(15名)

議事日程

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 一般質問

1番	内山 淳 司	2番	松 村 澄 人
3番	熊 谷 初 男	4番	曾 我 弘
5番	三 浦 寿美子	6番	松 下 寿 雄
7番	森 岡 一 雄	8番	宮 下 覚 一
9番	大 沢 喜 一	10番	平 沢 晃
11番	星 野 光 希	12番	野 村 利 夫
14番	織 田 信 行	15番	高 坂 俊 雄
16番	堀 越 幸 夫		

通告者 内山 議員

星野 議員

説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
飯島町長 高坂宗昭	助 役 山田敏明
	総務課長 箕浦税夫
	企画財政課長 高坂 浩
	住民税務課長 滝本英司
	保健福祉課長 米沢長実
	産業振興課長 斉藤久夫
	建設水道課長 松下一人
飯島町教育委員会	教 育 長 大沢利光
	教 育 次 長 北沢正文

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小林 廣 美
書 記 小林 美 恵

本会議再開

開 議 平成17年3月10日 午前9時10分
議 長 おはようございます。
定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。
議事日程については、お手元に配布のとおりです。
ここで、欠席通告のあった議員の報告をします。桃沢あや子議員から都合により欠席の旨、届出がありました。
ここで休憩といたします。休憩。
午前9時10分 休憩
午前9時15分 再開
議 長 会議を再開いたします。
1 番 日程第1 一般質問を行います。通告順に質問を許します。1番 内山淳司議員。
それでは通告に基づきまして質問をいたします。昨日来自立の行政運営、協働の町づくりの推進、変化の時代に対応する意識改革などなど多くの質問や提案が出されましたが、私も同様な質問が出ると思いますが、よろしくご答弁をお願いをいたしたいと思ひます。
さて、地方分権が叫ばれ市町村合併か町独自での自立についての論議、検討、研究が進められてきましたが、この2月27日投票方式による意向調査が行われ自立が決定いたしました。住民の大多数の皆様が選択された道であり、飯島町の進むべき道はもっぱら自立のためのふるさとづくり計画を基本路線に据え、その計画に沿って進められていくことになりましたが、その内容は大変厳しいものがあると思ひます。私はこの自立が決定してから改めてふるさとづくり計画を再度目を通して見ましたが、自立の内容の厳しさを改めて痛感をいたしましたところでございます。昨年自立しうる自治体を目指した素々案について、6月定例議会の一般質問の折、3、4年先は財政破綻のような計画では自立可能の計画ではないのではないかという質問をいたしました。その質問に対して町長は自立可能な町づくりの姿として向こう3カ年は財政調整基金を取崩しての対応と徹底した行財政改革を進め、住民と痛みを分ける厳しい改革を前提に計画いたしましたものであり、その後は情勢を見ながら更なる改革を進める計画となりますと答弁がいただきました。その計画を立てた時点より今更に国からの地方交付税の減額、三位一体の改革による補助金のカットと情勢は一層悪化してきております。加えて既に市町村合併されたところやこの3月いっぱい合併に名乗りを挙げる市町村への合併特例債等々の対応により自立町村へのしわ寄せが地方交付税減というような姿で現れるのではないかと懸念されるところでございます。このような懸念がなかったとしても、今国の財政状況からみて税収不足を補うため国においては30兆円余の赤字国債の発行をまた地方においても5兆円程度の地方債が発行されているといわれております。国と地方の長期債務残高は平成15年度には686兆円、国民1人当たり540万円もの借金があり、平成16年度には719兆円、国民1人当たり565万円と数字が出ております。この数字は合併問題の際に耳に聞きなれた数字であろうかと思ひますが、更に平成17年度には744兆円国民1人当たり586万円もの借金として膨れ上がる予想

といわれております。このような国県の財政状況から見ても地方交付税の一層の減額と国県の負担金、補助金は一層減ってくるものと予想されます。そこで飯島町のふるさとづくり計画に目を向けて見ますと、新年度予算から見て自主財源である町税は10億少し余りの23.7%、地方交付税の14億700万円の33.4%を筆頭に諸々の交付金、剰余金、国庫県支出金などなどに加えて町債の6億6,490万円15.8%を合わせて42億2千万円の新年度の予算が申請されています。昨年と同額の予算編成ありますので、これだけ見ただけでは何の変哲もない予算に見えますが、これは財政調整基金の切り崩しがそうとうの額含まれているわけであります。このような状態の中でふるさとづくり計画を見ましたときに、住民の負担はどのようになっていくのでしょうか。個人住民税及び軽自動車税は18年度から10%値上げと決めていますし、加えて法人税及び固定資産税の引上げも検討しておりますが、時期と税率はどのぐらいの目安としているのでしょうか。また新しい税の課税についても検討するとされていますが、どのような課税を考えているのでしょうか。また常にふるさとづくり計画の中では住民との協働による町づくりと言われますが、その手段はどのように考えておられるのかお伺いをいたします。また平等の負担はできるのでしょうか。ふるさとづくり計画の中では口を開けば自助、共助、公助と言ひ、自己決定、自己責任、自己負担とも言われています。このことを広い目で見ると住民の負担の増になる部分であろうと思ひます。さてここでふるさとづくり計画の中での道路行政はどのように進めていくのだろうか、私はこのことについて再三心配をし質問をしまいましたが、自立の場合のふるさとづくり計画の中では地方特定道路整備事業の本郷幹線寺平線の新年度実施箇所を除けば軒並み実施目標年度は未定、平成30年以降とのことであり、その中でも伊南バイパス道路予定線であります堂前線、疋石線はどのようになるのだろうか。話を聞くところによりますと地元でアクセス道路ができないようではバイパスも必要がないという判断で先送りまたは中止するとも言われる動きもありますが、このことは本当のことでしょうかお伺いをいたしたいと思ひます。また新年度において本郷側からの用地買収を起債による先行取得が計画されておりますが、これらにも大きく影響が出るのではないかと心配するものであります。どのような対処をするおつもりかお伺いをいたします。第1回目の質問といたします。

町 長 それでは内山議員からは自立の道を選択したこの飯島町のふるさとづくり計画これに基づく行政を進めるにあたって、住民負担の問題と道路行政についてのご質問をいただきました。まず税についてのご質問でございますが、自立を選択をした飯島町では平成15年から16年度現在の水準の行政サービスをこれまでと同じような住民負担で同じような住民行政サービスを維持し続けていくことはこれまでも何回も申し上げてまいりましたように到底できるものではございません。したがってふるさとづくり計画に基づいて徹底的な行政改革を行った上で実施をしていかなければならないというふうに考えております。そこでまず税にかかるふるさとづくり計画におけるこの考え方でございますが、内山議員述べられたとおりでございます、それぞれに税目ごとに増額改定の計画となっておりますわけですが、具体的な面にあたっては実践計画によってこの策定をしていくというかたちになりますけれども、今後国の三位一体等の行財政改革がどういう方向で更に進

んでいくのかということを慎重に見極めながら実施時期等を検討することとなります。現時点ではこの税負担という非常に住民の皆さんにとっての重みのことに鑑みまして、これを改定をする前に税の改定の前にやはり他の改革あるいは税以外の住民負担の改定そして他の行政サービスの削減などを中心に検討いたしまして、税以外のできるあらゆることを先に行き、その後税をどうするのかという考えを進めてまいりたいと思っております。なおまた新税の導入につきましては、現在先進事例を検討しておりますが、基本的には導入をすれば目的税が中心になるというふうに思います。今後の研究課題としてまいります。いずれにいたしましても今後の国による三位一体などの財政改革の動向を見極めながら慎重にこの税の問題は検討をしていかなければならないというふうに考えております。それから住民との協働の手段につきましては、既にふるさとづくり計画にお示した方法でございますが、1つに自助、2つ共助それから3つ目に公助を基本的な考え方として進めてまいります。住民1人1人がその考え方を持っていただかないと平等の負担はありえないことになりまして、その点ふるさとづくり計画では今まで行政で行っていたことで民間ができることは民間が行うことや、身近な道路や河川水路これらの日常の管理維持管理あるいはイベントや農業、観光を含む各種団体などの事務局的な運営につきましても住民の手によって自らが行うというようなことなどが盛り込まれて考え方等示されておるわけでありまして、自立を選択した今、自己責任、自己決定そして自己負担の基本的な考え方を今一度再認識をしていただいで出発をしていかなければなりません。何でも行政頼み、行政任せでは地域も自立はできません。そのことをあらゆる機会を通じて時間をかけてコンセンサスを築いていく努力をしなければならぬというふうに考えております。次に道路行政に関しまして今要望計画されているこの道路整備事業軒並み先送りと言われているがどうかということについてでございますが、飯島町は自立を選択をしたわけでありましてから繰り返しになりますけれども、このふるさとづくり計画に沿って行政の運営をしていかなければなりません。したがってこの要望の多い道路整備計画につきましても、廃止や先送りをしていかなざるを得ないというふうに考えておられまして、整備計画の大幅な見直しが必要であるということで今後の実施計画等のローリングの中でこのことをきちんと位置付けて考え方をお示していかなければならないというふうに思っております。またこの伊南バイパスのアクセス道路の整備につきまして、これにつきましては第一に堂前線を町としてアクセスの最も重要な幹線道路として位置付けをしてございます。国の国土交通省や県とも協議をする中で進めてまいる事業でありますので、町としてもできる限りバイパスの開通に併せて整備をできるよう努力をしたいと考えておりますが、お話にもございましたようにこの飯田線の踏切までは何とか計画通りに進められるといたしましても、この踏切の改良を含めたその先線いわゆるバイパス本線までの間には非常に町の事業として多額の建設費用が見込まれるわけでありまして、今後国の有利な補助金や起債を得るべく最大限努力をして、国の方もこのルート発表以来精力的に取り組んでいただいておりますので、何とか一般財源を含めて計画どおりに努力を最大限の努力をしてまいりたいと思っておりますけれども、大変予断を許さない本当に計画通り建設できるかどうか厳しい状況になることは間違いないと思っております。したがって財政のシュ

1 番

ミレーションと中期総合計画をこの実施の中でしっかりと見通しを立てていかなければならないと考えておりますが、私といたしましてはこの実現に向けて精一杯の努力をしていく所存でございます。以上第1回のご質問に対するお答えといたします。

それでは第2回目の質問をいたします。それぞれお答えをいただきました。私は平成15年12月の定例会の一般質問の中で自治組織加入者対策について質問をして以来何人からの同僚議員からもこの質問が出されました。また昨日もこのことについて質問がございましたが、役場窓口だけでの対応だけでは成果が上がらないように思われます。昨日も答弁されておりましたが、未加入世帯数が569世帯、うち日本人世帯が282世帯と申されておったように記憶をしておりますが、この世帯がこのような世帯があるということは1耕地70世帯と仮定しても日本人世帯だけで4耕地が離脱をしていることとなります。ふるさとづくり計画の中で耕地担当職員配置の項目がございますので、早急にその配置を願い組織への加入促進を図り、住民の権利と義務を果たすことが平等の負担であり、自立の町づくりの原動力となるのではないかと思います。そのことをちょっと計画の中では幾年からということをやちょっと私見落としておりますが、早急にそのことはしていくことがこれから厳しい財政、そして特に自治組織への依存度が高まるこのときにその基盤を早く築いていくことが一番重要な課題ではないかと、そのことにおいて自助、共助、公助が機能してくるのではないだろうかと思うわけでございます。そのことについてのお答えをいただきたい。また伊南バイパスアクセス道路の件ですが、先程もお話の中でございましたが私はこのアクセス道路が地元施工の箇所が遅れをとるようなことがあっては伊南バイパス全体の事業の遅れが生じてくることと思っております。この地域の発展に大きな影響が出るものと思っております。財政困窮のときこそあらゆる事業事務を精査をする中で、総なめ的な事業縮小でなく、重要な箇所については思い切った投資もしていくことが地域の発展に繋がることと思っております。勇断をもってこのことに対処していただきたいこんなことをお願いすると同時に、先程国からの有利な資金を導入しながら町でやらなければならないその道路の改良をしていくんだということがございましたが、総体の事業を眺める中で早急にやらなければならないことと、またまだ何とか後でもいいじゃないかというようなそういう部門をきっちりと区分けをした中で財政困窮なときほどそういった資金運用をすることが資金の有効な活用につながるのではないかと私はそんなように思っております。そんなことをお尋ねを申し上げながら第2回目の質問を終わります。

町 長

計画に予定をしておりますこの耕地担当職員制度これも検討を今実践計画などで検討しておりますけれども、このことはそうした予算がかかるというようなこともございせん。できるだけ速やかにこのことが実行できてですね、地域とのこのコンセンサスが図れるひとつの大きな効果が期待できると思っておりますので、早急にこの体制づくりを検討して実施をしてまいりたいというふうに思っております。それからアクセス、バイパスに関してのアクセスの問題でございます。これも国の方もできるだけルート発表以降は集中投資をして少しでも早くこの経済効果が上がるようなというような重点的な考え方が示されておりますので、大変厳しい状況も予想されますけれども、できるだけ財源確保をしながらこのアクセス整備も並行して進めていきたい、でないとしたアクセスバイパス全体

の経済効果が出ないというふうに国も見ておりますので、精一杯の努力をさせていただきたいと思っております。なおまたすべての事業について早期にどうしてもやらなきゃならない事業もあるわけがございますので、その辺を十分に使用者選択をしながら重点的な効率的な財政運営に努めてまいりたいというふうに考えております。

1 番 お答えをいただきましたが、最後にこの今置かれておる厳しい状況を切り抜けていくためにはどうしても住民が一丸となってこのことに取り組んでいかなければ果たし得ない、ことに今までのような社会情勢ではないこの生産体系の労働の姿、そして住民に求める負担のそのもっていき方、それから昨日来も話に出ておりました税の未納金がかかりの額に上っているということ、この上に更にこの自立の計画の中では課税をしていかなければ自立はできていけないのだとこういうことでございます。したがってこのことが本当に住民は耐えていけるのかな、私自身も税の滞納気味のような場面もございます。そのような中でこの税に対する取立てと言うとちょっと言い方が悪いんですけども、その解消のためには昨日もちょっと申されておりましたが、そうとうの心構えと適正な課税がされていくことが重要なことだとこんなように思います。何でもかんでも総なめ的に課税をすればいいのだということじゃなくて、そこらも精査をする中で行財政運営をしていっていただきたいこんなように思います。終わりにあたりまして町長のこれからの勇断をもった行動また信念をもってこの自立の町づくりのためにご活躍くださいますよう、また私共もそのことについて精一杯の協力をしてまいりたいこう考えております。先程の問題を一言答弁をいただきながら私の質問を閉じたいと思っておりますがよろしく申し上げます。

町 長 励ましのお言葉をいただきまして本当に感謝を申し上げます。公平公正な行政このことを主眼に今後精一杯の努力をしてまいる所存でございます。よろしくお願ひいたします。

議 長 ここで休憩をとります。再開時刻を10時といたします。休憩。

午前 9時47分 休憩

午前10時00分 再開

議 長 休憩を解き、会議を再開します。

一般質問を続けます。11番 星野光希議員。

11 番 昨日からの一般質問それから今までの合併問題を含めたかたちの中で、私も長年にわたります行政の一端を携わってまいりましたけれども、そうした状況の中で今までに議員としてあるいは行政として考えてきた考え方的一端についてこれから述べさせていただきますながら、それについてご答弁をいただきたいというふうに思います。

この度の合併問題は住民と行政間の信頼を根底から覆す事件であったというふうに感じております。政治が信頼を失うということは、まさに住民を混乱に陥れる何物でもないことを大変痛感した次第であります。政治家が信頼をなくして久しいところでありますが、汚職、収賄、金集め、利益誘導など今もこれらのニュースには事欠かないこととありますが、我々地方議員が真剣に取り組んでいるにも関わらず政治への住民の信頼と理解は遠のくばかりである、住民運動は国地方を問わず益々その厳しさを増してきたと感じるところであります。昭和の歴史の一端をひも解いてみれば軍国権力支配に踊らされた国民が

民主主義の名のもとに革新自治体への意向を示し始めたことについては記憶に新しいところではありますが、その象徴が美濃部都政であったり飛鳥田市政あるいは京都府政であったと思っておりますが、その人達は皆一住民の出身であり圧政の被害者、政府権力者への抵抗者そして住民の味方として華々しく登場した人達であります。革新自治体としての根拠は大型プロジェクトについては国そして地方自治体としては福祉、公害、対話の樹立であったというふうに言わざるを得ません。その結果は福祉の増大、開発事業の規制、公害防止運動の展開そして住民の政治介入、個々の主張へと発展していったというふうに考えられます。ここに甘えの構造が出来上がってきたのではないだろうかというふうに考えます。行政として当事者、反対者の意見を聞くということは一見民主的な手法に見えますが、理事者と利権者のみに通じる論議であり、公的な利益の追求には繋がらない私は考えます。対話と説得の行政は住民と自治体の対立を益々増長するばかりでなく、全く何も進まない何もできない結果に失することになっては非常に残念だという気がしてなりません。この度の合併問題におきましても過去の追及と情報の提供の不備が焦点となりました。町長、議員を無能力無資格者と決め付けて、情報提供では我が家にはテレビもない新聞も取っていない耕地隣組も参加していないというその人達はどうやって情報の提供をすればいいのか、それでも情報の提供を示せという町長職員が1件1件回って資料提供と説明をしるということでしょうか。このような要求がまかり通り許されてよいのだろうかというふうに思います。常に行政の責任として片付けられてよいのだろうか。甚だ疑問に思いますが、町長行政の良識ある見解をお尋ねしたい。足元をすくいかねない住民運動この点についても触れさせていただきたいと思っておりますが、建設開発事業に対する今のままの自然を残せという反対運動や用地確保に関しての抵抗、価格の吊り上げなど私も過去にいやというほど経験してきましたが、まさに今までの町づくり健全財政活性化などを大きく阻害してきた重大な要因であったというふうに感じます。住民意識の改革がもたらしたものは、公の利益の追求でなく、個々の利益の主張であったというふうにも考えられます。地方政治は地位擁護や個々の目先の利益の主張では成り立ちません。その人達は自らの主張が絶対正しいと信じて疑わないところがあります。ある政治家の人によりますと多数も少数も決して正義の味方ではない社会構造上の虚偽のひとつであり、このことが理解できなければ人間社会は常に争わなければならないこういう宿命にあるというふうに言っております。犠牲者はどっかの時点で決断し一方を切り捨てなければならないというふうにも言っております。この点につきましては昨日町長も触れられました。今日の自治体政治は益々金のかかる方向へと進んでおります。福祉の増大、資料の要求、委託業務の増大、個々の納得を得るまでの吏員の説得経費の増大がある、雑木1本に至るまでの補償費の積上げ、今日に経験した住民運動の長期化による事務経費の増大これらについては数え上げれば限がありません。私はこの現実に地方自治体としての財政の限界を感じます。行政の福祉とサービスの限界は一人一人の要求にすべて答えなければならないのでしょうか。この点についてお答えいただきたい。町長は昨日においても住民の意思確認をしながらサービスにならないよう万全を尽くしたいと言われましたが、これからの行政についての対応果たして本当にそれで行政が通用するのかどうかこの点についてお答えをいただきたい。町民

の多くはこの度の投票で自立の選択をしたわけですが、ここで改めて協働共助の町づくりについて考えてみたいと思います。この点につきましては何人かの議員が質問されておりますが、協働共助の町づくりとはいったい何だろうか、言葉では表現できても住民が動く、動かすことの難しさは既にいやというほど体験済みであります。自ら進んで道路、水路のごみさえ片付けることができないこの現況の中で、協働共助のことを過日自立運動の先頭に立っている人にお聞きしました。その答えは「行政が考えることで、私達が考える、やることではない。」とこうはっきり言われました。これが現実であります。行政の構想を批判する能力は備えておりまして、これらを創造する能力が失われ育っていないこう感じてなりません。最近ようやくそれらの広小路の活性化などの動きが見えてきておりますけれども、イベントイズム、ファッションイズムであって町の基盤づくりではない、町民が町の基盤づくりになれていない、これが原点だろうというふうに感じます。今後の厳しい財政事情から住民の責務は金と物と労働力の提供は現実のこととなってまいります。この協働共助を行政としてどのように指導していくのかこの点についてお尋ねをしておきたいと思えます。自治とはいったいなんだろう、歴史を重ねること、歴史は繰り返されることも事実なら歴史は常に新しいページを開くことも事実として捉えていきたいと私は思えます。事件に現時点で理解が得られなくても、分析と新しい勧告を失ってはならないのが政治だろう、常に反論を繰返すとはいずれ自らの愚かさを感じるときが来ると私は信じます。真の自治集団への脱却が今問われていると思えますがいかがでしょうか。これからの地方自治に求められるものはいったいなんだろう、甘えの構造にどっぷりと漬かった住民に対して理事者、議員はその追及の厳しさを恐れてただ善処しますと言います。これでは退歩するだけで新鮮な政治感覚が失われていくことが目に見えております。かつて橋の哲学という言葉がありました。革命家と知られたフランスファノンの言葉であります、1人でも反対があれば橋も道具も作らないとのいうのが原則であったといえます。その結果シューロミアム即ち住民多数の最低限の生活保障つまり福祉サービスの樹立が地方自治の主流となってしまったと解説しているところでもあります。開発や建設事業に反対、行政に対して批判抵抗する住民意識は、やがて町の発展を阻害することに気付くだろうというふうには私は考えます。今回の自立賛成の先導は都会から来てもう何年も暮らしていない人達が主体で進められた感もあります。都会の論理をこの地に当てはめて何とかしようとする考えなんです。長年この地で暮らしてきた私達を含めてこの点についてどう考えたらいいのか、私達は迷うばかりです。町長は今回の合併問題に対して立派に決断を下し、住民説明をしてきたと思えます。町長は施政方針の中で自立の決断に対して、決して刹那的でもなく感情的感傷的なものでもなく、町民の皆さんが真剣に考え悩んだ末に得た結論であろうと確信しているとしました。しかしこの表現は町長としても苦渋の表現だったというふうには私は感じます。これからは新たな姿勢を崩さずに住民感情に臆することなく立派な舵とり者として町政に取り組んでいただきたいということを願うものであります。民主的な行政運営とは住民感情に左右されることがあっても、それを乗り越えていくことである。その決意について伺いたい。自立の決定によってこれからの行政運営は今までの批判に見られるようにまず職員の意識改革、行政改革に一段と厳しい批判が高

まることは目に見えております。改革は限界にきていると感じておりますが、17年度予算では町長以下職員の給与カット、議員、委員の報酬など9千万余円を減額して苦肉の予算編成をいたしました。しかし毎年同じ手法で手法を使うことはできません。行政改革の内部の限界をです、どこに置くのか今後の方針についてお尋ねをしておきます。職員の意識改革と行政改革の今後の進み方については、実質責任者であります助役にお答えいただきたい。福祉の取り組みについてでございますが、住民が物を言えるようになって一番充実したのが福祉施策であったと思えます。今では一般的となった障害者用トイレ、スロープ、盲人用の点字ブロックなどそして高齢者の受け入れ施設など手厚い福祉として競って取り入れてまいりました。失礼ながら私の家の内容よりも遥かに充実した施設となっております。行政が率先して取り組んだ結果であり、立派な施設を作ることは善行であり取り組みが遅れることは悪であるような感覚になってしまったのではないだろうか私は感じるところです。本来福祉とは子供、家族、地域という絆のもとに信頼関係を築いてこそ育まれるものであり、行政は必要最小限の手助けを行うべきものと考えます。広域経済圏の拡大により遠方への転勤、海外勤務が通常化し、定年後は第二のふるさと利便のよいところへの定住、これが現代のパターンであります。過疎農村に残った高齢の人達を小さな町村では必死の思いで金のかかる福祉に取り組んでいるというのに、この人達はどんな感覚でこの村を見ているのでしょうか。福祉の充実推進には多大な労力と財政負担が伴います。一方では自立を叫びそして他方では福祉の充実を求めるといことは、何かアンバランスに思えて仕方がありません。できるに越したことはありませんが、地方自治体のこれからは無理をせず税との均衡を保てる福祉に留めたいと願うところでありますが、これからの取り組みについて伺いたいと思えます。この点については、昨日町長少し答弁をされましたけれど、併せてお願いしたいと思えます。

次に現代教育からみた指向について教育長に伺いたいと思えます。今の教育は全人教育即ちレベルを低いところに合わせて落ちこぼれを少なくする方針と伺っております。今の義務教育とは児童生徒の自主性が常に優先される教育であるのでしょうか。教育基本法に則り、すべての子供が指導要綱を基本をして人間としての基礎学習と資質の基本を学ぶところではないだろうかと思えます。昨日この点についても他の質問者からのお答えの中で、教育長少し答えておりましたけれども、更に掘り下げたかたちの中でお答えをいただければ幸いです。今の子供には3人の先生がいると言われております。学校の先生そして塾の先生更に教育ママこの3つたそうですが、今ゆとりの教育一人一人の個性を伸ばす教育が尊重されていますが、その結果個々の主張が優先され周囲への配慮ができない、責任を転嫁するそんな子供そしてその末の大人が増えてきております。まさに甘えの構造の中で育ってきた結果ではないだろうかと感じるところであります。義務教育は教師の資質が問われる時代であります。純真な子供には純真な教師が必要であると私はそう考えるものであります。国歌、国旗など教師は思想的背景をもって教えたらいったいどうなるのであろうか。教師が否定や肯定を前提として説くのでなく、基本を教えた後は生徒一人一人が社会の一員としての自覚の中で選択あるいは理解をして、その中で考えるべきことであらうと私は考えます。日教組大会に寄せられたある教師の論文であります、資本

主義は自由の束縛であると、権力は鉄砲から生まれる、現在の教育は階級制度を強いている、我々教師は未来を担う子供に資本主義は敵だと教えるべきだところを書きました。このように教えられた子供がやがて社会人教師となり自らの主張がすべて正しいと捉え、次の世代に教えるとしたら偏見と無責任な社会人となっても全く不思議ではないというふうに感じます。最近の一部の教師であろうと思います。一部の教師であります、最近のニュースで教師が起こした事件についてはことかかないところですが、生徒へのセクハラ、恐喝、児童買春などはこの教師にして理性のない社会人を産み出していると言うことではないでしょうか。自主性を重んじるあまり教師任せとなって校長の主導権、裁量権は今いったいどうなっているのだろうか。この点についてお尋ねをしたいと思います。飯島に当てはまる問題ではございませんけれども、大局的な概念から教育長にお答えをいただきたい。最後の質問になりましたが、教育長の考える民主主義とは何か、自由とは何か、このご高説を承りたいと思います。以上第1回目の質問を終わります。

町長

星野議員からは今議会一般質問最後の質問者として、同時にまた今任期における議会の一般質問の最後を締めくくる質問をいただきました。質問事項もこれからの地方政治について問うという大変大きな、また永遠なテーマについて星野議員の識見を含めてそれぞれのご質問をいただいたわけでございます。私なりにそれぞれの項目についてお答えをして、また一部には助役それから教育の現場の問題については教育長の方からお答えをさせていただきたいと思っております。

まず住民運動の捉え方とこの政治姿勢についてでございます。お話にございましたように住民運動は住民の政治への参与であり、この直接請求制度これは住民の皆さんが地方行政に直接参与する機会を与えるための手段として法律に求められたひとつの権利であるというふうに認識をしております。しかし、住民の皆さんの考え方と行政の考え方が必ずしも一致をしていない場合がございます。如何に住民の皆さんの声を行政に融合させていくかが、これからの行政には欠かせないことであるというふうに思っておりますが、最後はやはり議会制民主主義、間接民主主義のルールに基づいて方向を決めていくべきものであるというふうに考えておるところでございます。当然行政として情報の提供、説明責任は最大限果たしてまいらなければなりませんけれども、これを受け取っていただく住民の皆さん側のぜひひとつ真摯な受け止め方もお願いをしていきたいというふうに考えておるところでございます。それから次に開発行為あるいは公害問題についてでございます。開発行為は民間行政問わず発生するものでございますが、町が将来発展していくために必要な開発行為は当然あって然るべきこういうふうに理解をしております。また地球温暖化防止が話題になっておる今日、そういうことに対して最大の配慮をして町としては自然環境の保全に努めていかなければならない立場であるというふうに思っておりますが、町としましては開発行為が発生した場合には飯島町の自然環境保全条例あるいはさわやか環境保全条例に照らして、また県の公害関係基準を遵守するとともに、自然と調和のとれた開発行為をしていただくよう当事者に指導をしまっている考え方でございます。次に地方自治と財政の問題であります、地方公共団体の財政は団体の規模、権能、それから経済的歴史的的条件によって極めて多様性に富むものとなっております、したがってマクロ

で把握される地方財政の数字からだけでは地方団体の財政について論じることが到底できないというふうに思っております。地方公共団体は地域的公共活動の主体でありますので、その主な財源を税に依存をいたしております。よって財政運営の良否は住民の利害に直ちに影響をすることになってまいります。この意味から財政運営にあたっては常に財政の健全化を念頭に、最終的な経費負担者である住民の福祉の向上をさせておることにあるというふうに思います。今後は厳しい財政状況の中で適切な行政水準に配慮しつつ、中長期展望に立った財政運営に努めてまいりたいと考えております。次に地方自治と福祉の考え方についてであります、近年のこの少子高齢化によりまして福祉に対する住民の皆さんのニーズは増大をしております。地方自治体における福祉の必要性は益々増大する一方であるということございまして、この地方自治体の福祉は憲法に規定する国民の生存権を保障するために、また生活困窮者や保護を必要とする児童、母子家庭、高齢者、障害者など社会的な障害を持つ人々に対するこの援護育成厚生を図ることを目的に社会福祉というかたちで行われておるわけでありまして、これからは高齢者や障害者、児童といった対象者ごとではなくて地域という場所に注目してそこで支え合いを中心とした支援を考えて実行することが地域福祉の取り組みの最も大切なことであるというふうに考えております。また協働共助の町づくりに何を求めるかということに対してでございますが、住民との協働による町づくりは再三申し上げておりますように1つには自助、2つには共助、3つに公助を基本とした考え方でありまして、この考え方を町づくりの基本に進めてまいると考えております。これからは住民の皆さんも行政頼み、行政任せ、町への要求のみに終始するのではなくて、自らが町づくりの主体となって町づくりに参加していただきたいことを切に期待をしておるところでございます。町づくりは単に行政面だけではございません。この地域を活性化してよくしていくのは、住民一人一人や自治の組織あるいは企業団体などのそれぞれの方の取り組みにかかっているのではないかとこのように思います。続いてこれからの地方自治に求められるものは何かということでございます。大きくはこれからの地方自治は地方分権というこの時代の大きな流れ変革の中で対応していくことが名実ともに義務付けられていくこととなります。具体的には行政サービスを地方交付税という財源をもってそれぞれの市町村が従来横並び的に行ってきた、いわゆる従来型の行財政運営が今後は税源移譲、交付税の削減という分権に向けた流れの中で徐々に財政的な自立というものを強く求めていかれる時代になるわけでございます。その結果として今以上に自主財源の豊富な市町村と主要産業がなく高齢化が進み小規模といった経済的な弱小市町村との格差は益々広がっていくというふうに考えられます。そこでこれからの地方自治、特に当町のような小さな規模の町が活力ある地域づくりを進めていくためにはどうしても自主財源の確保に力を注ぎ、その財源をもって住民の多様なニーズに答えていくことが求められるわけでございます。そしてそのことを政策の柱にして考えていかなければならないというふうに考えております。また民主的な政治、行政運営についてのご質問でございますが、政治や行政運営を民主的に行うことは私を町政の舵取り役として選任をいただいた町民の皆様の付託に誠心誠意答えて、いわゆる民意を政策の場へ最優先に反映されることと考えております。しかしながら民意は多岐多様なものでございます。声なき

声の住民の声を含めて民意がどこにあるのかを情報の公開を含めて、その把握に努めることが肝要であるというふうに心得ておりますが、最終的には町長が責任もって民意に基づく政策方針を固めて代表民主制度に基づくルールによりまして議会に諮って手続きを進めていくことが民主的な政治であるというふうに考えておりますが、最終的には決断すべきときには決断して、耳を傾けるときには傾けて、そして公平公正な行政を執行していくことが最大の理事者としての責務であるというふうに考えております。職員の意識改革等の件につきましては助役から、また教育現場の問題につきましては教育長の方からお答えをさせていただきたくていたしまして第1回のご質問に対するお答えといたします。

助 役

私からは職員の意識改革の進め方とこれからの行政改革このことについてお答えを申し上げたいと思います。これまでも繰返して論じられておりますとおり、地方自治制度の発足以来大変長い間、国と地方自治体との関係は上下の関係に位置しておったところでありまして、今日では真の地方分権型社会の構築を標榜いたしまして市町村と国と県との関係は上下の関係から対等な立場に力を合わせながらそこに暮らします国民、県民、住民の福祉の向上に寄与するためのよきパートナーシップの関係構築へと変化をしてきたところでございます。そうした中におきまして最も住民の身近に存在しております基礎的自治体であります市町村また市役所こうした職場に勤めております職員この立場は住民の皆さんを行政の最大の顧客として位置付けまして、役場の事務も行政サービスをさせていただきとこういった認識のもとに職員の意識も大変変わってまいりました。つまり意識改革が求められる時代になったところでございます。しかしながらこの意識改革という言葉でございますが、これを具体的に取り組み目に見えた成果を上げていく、それにはなかなか難しい局面もあるわけでございます。しかしながらこの大きな時代の中にこの困難を乗り切りながら今後とも更なる努力を続けていく所存でございます。もとより私達の職場職員も一職業人プロの責任といたしまして自己啓発に努めながら自分の仕事の向上心あるいは問題意識を常に持ちながら勤めていることは言うまでもないわけでございます。そうした中におきまして今までと変えていかなければならない点、それはあくまでもこの住民に視線をもって問題意識を持つこと、あるいはまた民間の経営意識にたつて問題意識を持つことこういうことに考え方を切り替えていかなければならないわけでございまして、そうした中におきまして徐々に住民の皆さんが求めております役場の職員の意識改革も進んでまいり、そういう糸口がつかめてくるものと考えております。またこの意識改革をひとつのかたちとして具体的なかたちとして進めていくひとつの手法といたしまして1年程前からこの役場の職員の基本的な待遇の問題でございますが、電話の対応のマナーの改善をいたしまして実行いたしておるところでございます。これによりまして顧客である住民の皆さんに対する自分の立場、これを認識するそういう点におきましては些細なことではありますけれども、大変に効果が上がっているように感じているところでございます。こうした職員の発想をこれからも大切にいたしまして、身近なところから意識改革それに取り組んでいかなければならないとこんなふうに思っておるところでございます。ここ数年の中で意識改革も大変厳しいこの財政事情の後押しもございまして、徐々に進んできているように感じておりますが、今後におきましても引き続きこの職員の意識改革をは

じめとする行政改革これにつきましては先のふるさとづくり計画に基づきまして進めてまいりたいと思っておるところでございます。なお、これからの行政改革ということでございますが、ただいま申し上げました職員の意識改革合わせて先程来町長から申し上げております協働の町づくりこれに対する町の皆さん方の意識改革これも合わせて大きな効果が上がってくると感じております。したがって職員の意識改革合わせて住民の皆さんの意識改革相まって行革がなされるとこんなふうに感じておるところでございます、今後とも努力を惜しまないつもりでございます。よろしくお願いいたします。

教 育 長

学校教育についての非常に大きな課題を投げ掛けられました。義務教育の基本は私はやっぱり基礎学力の定着とそれから子供達の自主性を涵養しながら本当の個性を伸ばしていく、そこに義務教育の大事なところがあるというふうに信じております。今個性という話が出ましたけれども、昨日も個性についてお話させていただきました教育現場で非常に今個性個性という言葉が盛んにこう発せられております。また学校現場だけでなくもそういう個性教育ということが叫ばれているわけでありまして、その本当の個性が伸ばされていくなればこれは本当に大事なことだというふうに思っているわけでありまして、その個性というものを正しく理解しないで子供達も持っている癖とか我とかそういうものを個性と考えるとちょっと間違った方向にいつまでも進んでいくのではないかと私は心配をしているところであります。私は書道をやっておりましたが、そのときの恩師がですね、個性というものはそう簡単なもんじゃなく、一旦自分を捨ててそしてその中で研鑽を積んで得たものが本当の個性だということをしっかりと教えられました。岸田春草の絵が非常に個性的であると同時に誰からもその素晴らしいというふうに評価されるそういうものが個性であるというふうに私は思っておるところであります。そういうことで今その個性とか色々言われておりますけれども、子供達が個性を伸ばそうというそういう思いのあまりに、子供達が何をやってもそれを押さえつけることができないというようなことではダメだと私は思っているところであります。自分勝手な行動をとり他人に迷惑かけてもそれを抑えることが個性を壊してしまうことだというようなふうに考えると私は本当の個性教育はできないというふうに思っているところであります。まず大人がそうしたことをきちんと認識した上で子供の本当の個性そして社会性を身に付けていく必要があるというふうに思っているところであります。学校教育法の第2章小学校の18条の第1項にですね、学校内外の社会生活の経験に基づき人間相互の関係について正しい理解と共働、自主及び自立の精神を養うことというふうにその目標を掲げられております。個性を大事にすると同時にやはりそうした社会性をきちんと身に付けさせていく教育をこれからもしていかなくてはいけないというふうに思うところであります。それから国旗、国歌等の問題を取り上げられまして義務教育学校教育における思想教育についてのご指摘がございました。これは教育基本法の第8条に特定の政党を支持し、またはこれを反対するための政治教育その他政治活動はしてはならないというふうに定められておりますし、宗教教育についても同じ第19条で同じ文言がございまして、そういうことをしっかりと認識した上で私は思想教育というか教育でなくてはいけないと、ある特定の考えを子供に押し付けるようなことをしてはならないというふうに思っております。特に小

学校においては非常にまだそういう社会性とかそういうこと自治教養とかそういうことについての判断能力が低いわけでありますから、私はある事象について子供達に教える場合でも両方の資料を十分に用意してこの問題についてはこういう意見とこういう意見があるけれども、あるんだよというようなそういう説明それであとは子供達が例えばうちに帰ってお父さんやお母さんと一緒にこのことを話し合っただけで判断することがいいよというようなことになれば私はいい教育になるんじゃないかなというふうに思っております。そこで先生が特定の考えをこういう意見とこういう意見があるけれども、私はこっちの意見だよというようなそういうふうな教え方をすることは間違っているというふうに考えております。毎週土曜日になりますとNHKの週間子供ニュースありますけれども、あれは非常にいい番組でありましてあの手法が私は特に自治に関する問題等教えるときにはあの手法でやるのが私は求めらるんじゃないかなというふうに思っておるわけでありまして。最後に民主主義についてご質問ありました。昨日もお答えしたところがございますけれども、私の考える民主主義というよりは一般の社会通念としての民主主義の定義あるいは中学校でも民主主義について教えておりますので、そうした中で私の理解している範囲での民主主義についてのお答えをしたいと思います。民主主義の基本には、国民の自由権とそれから平等権が保障され認められていなければならないわけでありまして、それは言い換えれば一人一人を尊重する基本的人権のその尊重が不可欠だと言えるわけでありまして。またこの民主主義を実現する手段としましては、思想言論の自由を前提としたその自由な意見を述べ合う討論とそれから相手を説得するそういう努力というかそういう過程が必要となってくるわけでありまして。したがってある事柄について賛成する側も反対する側もその相手を説得するための資料を十分に用意して討論することが求められておるわけでありまして。相手が十分な資料を双方がですね、十分な資料を用意しないその討論というのはやはり感情論に流れやすく、それから内容が深まらないと、例えば一方が十分な資料を用意しても片方が十分な資料が用意してない場合にはやはり十分な討論ができずに感情論に陥るそういう危険性が非常にあるというふうに私は思っております。自己主張だけでなく、相手を理解しようとする努力もこれも欠かせないと私は思っております。民主主義の根本価値である自由と平等というのはその裏に責任と義務との共生の上に成り立つと、それがあつたということをしかり認識してやっぱり自分を律するそういう働きなくして相手を理解することはできないわけでありまして、民主主義というのは私は今申し上げましたようなかたちでしかり私達がそういうことを認識して進めていかななくちゃいけないというふうに思っておるわけでありまして。なお、あと教師の資質の問題もございました。私もことあるごとに言っておりますけれども、子供を教えるのは先生であります。先生の質がしかりと高まったものになっていなければやっぱりいい教育はできないわけでありまして、これはもう当然なことでありまして。これからは先生方の学校の教師の資質向上に向けてどんな方策があるのか探りながら、しかりとその点は進めてまいりたいとそういうふうに考えております。

11番 それぞれのお立場の中でご高説をいただきまして大変恐縮に思います。そういう状況の中でですね、一番大事な部分それぞれ今までの中にも触れられておりますけれども、私は

住民運動や福祉を真っ向から否定するつもりもありませんし、それぞれの考え方の中での違いというものを理解しながらですね、その対応を求めていくとこれが基本だろうと、最初からその中に決め付けようというかたちの中で論議をしても全く始まらない、その状況から長年の経験の中から生み出されるやはり行政手法であつてほしいなということを痛切に感じるところであります。そうした状況を踏まえながら今回の合併問題を含めたやっぱり住民意識というものをどう理解していくかと、どう解釈するか、住民ばかりの考え方の中にどっぷりと漬かってその中で行政を行うということはなかなかできるものではない、先程も申し上げたように進まないという原点というものをもう一度考え直さなきゃならない時期に来ているんじゃないかと私はそういうふうに思うんです。昨日の質問の中におきまして先程ちょっと触れましたけれども、やはり町長の責任を問う声もございました。過去に私も反対論争をやった経過もございます。しかしそうした状況の中でですね、議会として議決を得た次の日から協力者でありたいということをときの町長と論議をしたことがありました。早稲田町長の時代でありますけれども、非常に町長喜ばれた「やあ、星野君そう考えてくれるか」こういって言われました。これが今の要するに民主主義のルールであると議会制民主主義のルールであると私はそういうふうに感じます。その状況を徹底的な交戦体制の中でやるということ、そしてその中で住民運動とすべてそれが行政の責任であるということについての手法については、私は非常に疑問を感じる場所です。私も一住民としてその中で言いたいことはいくらでもあります。しかし総体的な総体感の中からやはり社会というものを見つめ直して法的に公に欲をかけるものは何だろうかというものを基本的に論議する、それがやはり政治であり議会であろうと私はそういうふうに思います。そうした状況の中でですね、これからの町づくりについてまだ少し時間がありますので、述べさせていただきたいと思いますが、要するにこれからの町づくりの教訓として捉えておきたいことが幾つかございます。すべて人づくりの材料と考えられる人の多い町は伸びる育てる、他人のために汗を流させるようなことを仕組んでいける町は伸びる、足元を見つめることができる町は伸びる、目的と手段をわきまえている町であつてほしい、そして当町でも議員選挙がございますけれども、選挙を手段としてわきまえている町は伸びる、この最後の選挙を手段として考えられる町づくりこれの意味についてももう一回説きたいと思っております。選挙と言いますとどうしてもやっぱり相手を中傷し、けなすその根底の中においては、非常に浅い政治学がある。これからの町づくりをどういう手法でやっていくのかというやはりセンスがない、今の選挙の形態は殆どそうなっていますよね。政策を手段として作り出してそしてその中での選択権を得られるのか要するに選挙だ、このことが実態としてできてこそ初めて素晴らしい町づくりの選択ができるわけ、そして1票の重みがそこに生まれるわけですね。その状態がいつまでも選挙戦の結果を過去に引っ張り出してその状況の中で相手を責めるほど私は卑怯な方法はないとそう感じます。1票の重みがそこに生まれてこそ、これはやはり町長以下私共議員も反省しなければならぬ点だろうと思っております。政策を論じた結果の中において町長あるいは議員の資質が問われるこの選挙であつてほしい、これが一番これから求められる政治の手段として大事だろうというふうに私は感じます。その点について改めて住民も我々行政マンとし

ての一員としても考えていかなければならない一因だろうと私はそういうふうに町民の皆さんにも含めても訴えていきたい、この点を強調したいと思います。こうした状況の中でのこれからの町づくりということになるわけですが、色々それぞれ論議があると思います。しかしどこでその切り替えをしていくのか、どうかたちの中で手法取るのかということはやはりトップである町長の手腕にかかっているところであり、次の人事の中にはおいては助役のとしてやはり責務が問われる、教育段階においては教育長の基本とすべき町の基礎的な教育論ですね、これが問われるということになるわけですから、要は要するにどんなかたちの中においても人づくり、町づくりは人づくりであるという基本原点に立ったかたちの中での、よりよい良策そのかたちの中での接点を求めるということは大変なことだろうと思います。しかしそれをやはり住民意識の中ばかりでなく、行政マンとして取り上げていくこの姿勢がなければ次の体制は出来ない、このことを原点として改めて申し上げて町長の決意をお聞きして質問を終わりたいと思います。

町長 これからの町づくりについての視点から、大変ご高説を拝聴して肝に銘じてまいりたいと思います。私も選挙を通じて住民の皆さんから付託された立場でございまして、そのことを一層肝に銘じて、そして町のリーダーとして精一杯努力をしていきたい、よろしくひとつお願い申し上げます。

11番 終わります。ありがとうございました。

議長 以上で本日の日程は終了しました。

これをもって散会とします。ご苦労様でした。

午前10時54分

平成17年3月飯島町議会定例会議事日程（第5号）

平成17年3月16日 午前9時10分開議

出席議員（16名）

1番	内山 淳 司	2番	松 村 澄 人
3番	熊 谷 初 男	4番	曾 我 弘
5番	三 浦 寿美子	6番	松 下 寿 雄
7番	森 岡 一 雄	8番	宮 下 覚 一
9番	大 沢 喜 一	10番	平 沢 晃
11番	星 野 光 希	12番	野 村 利 夫
14番	織 田 信 行	15番	高 坂 俊 雄
16番	堀 越 幸 夫		

議事日程

開議宣告

議事日程の報告

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 第28号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 3 飯島町農業委員会委員の推薦について
- 日程第 4 第 8号議案 飯島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 第11号議案 飯島町福祉金給付条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 第18号議案 平成17年度飯島町一般会計予算
- 日程第 7 第19号議案 平成17年度飯島町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 8 第20号議案 平成17年度飯島町介護保険特別会計予算
- 日程第 9 第21号議案 平成17年度飯島町老人保健医療特別会計予算
- 日程第10 第22号議案 平成17年度飯島町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第11 第23号議案 平成17年度飯島町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第12 第24号議案 平成17年度飯島町水道事業会計予算
- 日程第13 第29号議案 駒ヶ根市・飯島町・中川村合併協議会の廃止について
- 日程第14 陳情等の処理について

説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
飯島町長 高坂宗昭	助 役 山田敏明
	総務課長 箕浦税夫
	企画財政課長 高坂浩
	住民税務課長 滝本英司
	保健福祉課長 米沢長実
	産業振興課長 斉藤久夫
建設水道課長 松下一人	
飯島町農業委員会 会長 森岡一雄	飯島町農業委員会事務局長 (産業振興課長兼)
飯島町教育委員会 教育委員長 河野道昭	教育長 大沢利光 教育次長 北沢正文
飯島町監査委員 代表監査委員 林良雄	飯島町監査委員事務局長 (議会事務局長兼)

平成17年3月飯島町議会定例会議事日程（追加日程第1号）

平成17年3月16日

- 追加日程第1 発議第1号 「社会保障制度の抜本改革を求める意見書」の提出について

閉会宣告

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小林 廣 美
書 記 小林 美 恵

本会議再開

開 議 長 平成17年3月16日 午前9時10分
おはようございます。
町当局並びに議員各位には、連日大変ご苦労様です。
本日をもって今定例会も最終日となりましたが、会期中はそれぞれ委員会において、付託案件につきまして大変ご熱心な審査にあたられ、感謝を申し上げます。
去る4日、7日の本会議において付託した条例案件2件、新年度予算案件7件、請願・陳情案件について、各委員長よりお手元に配布のとおり委員会審査報告書並びに請願・陳情審査報告書が提出されております。
本日はこれらの審議並びに委員長報告に基づく審議を願うことになっておりますので、議事運営の諸ルールに則り、慎重にご審議の上、適切な議決をされるようお願いをいたします。
これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程については、お手元に配布のとおりです。
日程第1 諸般の報告をします。本日、町長から2件の議案が追加提案されております。なお、桃沢あや子議員から欠席の旨通告がなされております。これで諸般の報告を終わります。
日程第2 第28号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。事務局長に議題を朗読させます。
（議案朗読）
議 長 本案について提案理由の説明を求めます。
町 長 それでは第28号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任について提案説明を申し上げます。固定資産評価審査委員は、市町村税の納税義務がある住民の内から議会の同意を得て市町村長が選任をすることとされ、任期は3年とすることが地方税法第423条に規定されており、飯島町では現在3名の委員が在任中ですが、堀越壽一氏が平成17年3月31日に任期満了となります。これまで2期6年お勤めをいただきましたが、豊富な経験と専門知識をお持ちの堀越氏に引き続き委員としてお願いをいたしたく議会の同意を求めるものでございます。何卒全員のご同意を賜りますようお願い申し上げます。
議 長 これから質疑を行います。
質疑ございませんか。
（なしの声）
議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
討論を省略し、これから第28号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案は適任者としてこれに同意することに賛成の方はご起立願います。
〔賛成者起立〕

議 長 お座りください。起立全員です。したがって第28議案は原案のとおり同意することに決定しました。
暫時休憩とします。そのままお待ちください。
〔堀越さん入場〕
議 長 再開します。
ここでただいま同意されました堀越壽一さんから挨拶をお願いいたします。堀越さんどうぞ。
堀越壽一 ただいまご紹介をいただきました堀越でございます。この場所を補選をするようなことになって誠に申し訳ございません。私も在任中は町民の皆様と一緒にとにかく喜んでいただけるように努力する所存でございます。これからも皆さん方のご支援いただきまして勤めさせていただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。
議 長 ここで暫時休憩といたします。そのままお待ちください。
〔堀越さん退場〕
議 長 再開いたします。
日程第3 飯島町農業委員会委員の推薦についてを議題とします。地方自治法第117条の規定によって森岡一雄議員の退場を求めます。
暫時休憩といたします。休憩。
〔森岡議員退席〕
議 長 再開いたします。
お諮りします。農業委員会等に関する法律第12条の規定に基づく議会推薦の農業委員は2名とし、お手元に配布の名簿のとおり上原正恵君、森岡一雄君を推薦したいと思ます。
ご異議ありませんか。
（異議なしの声）
議 長 異議なしと認めます。議会推薦の農業委員は2名とし、お手元に配布の名簿のとおり上原正恵君、森岡一雄君を推薦することに決定いたしました。
暫時休憩といたします。休憩。
〔森岡議員着席〕
議 長 再開します。
森岡議員に申し上げます。ただいま議会推薦の農業委員2名は上原正恵君、森岡一雄君を推薦することに決定いたしました。ここで推薦されました森岡一雄議員が議場におられますので、ご挨拶をお願いいたします。
7 番 ひと言ご挨拶申し上げます。ただ今は飯島町農業委員として議会より推薦をいただきました。謹んでお受けいたしたいと思っております。ご承知のように今非常に農業の取り巻く環境は厳しいものがございます。飯島町も自立の道を歩むことになりましたが、農業においては少子高齢化、財政難といったこれから飯島町が直面するであろうことに現在至っております。新たな農業の方向、転換をしていかなければならないそんなことで飯島町としては、1,000ha自然共生農場として大きな目標を抱えてこれから進んでいこうといたしております。

ます。例えば「破壊は一瞬、建設は死闘」とあります。一步一步これからの地域社会を、そして農業農村の振興について農家の皆さんとともに力を合わせて進んでまいりたいそんな気持ちを持ちまして就任させていただきたいと思います。どうか皆様方のご支援ご指導をよろしくお願い申し上げまして挨拶とさせていただきます。

議長 暫時休憩いたします。そのままお待ちください。
〔上原さん入場〕

議長 再開いたします。
ここでただいま推薦されました上原正恵さんからご挨拶をいただきます。
上原正恵 農業委員会に推薦されました上原です。微力ながら飯島町のため、また自分のために頑張りたいと思います。皆様方のご指導よろしくお願いいたします。

議長 暫時休憩いたします。そのままお待ちください。
〔上原さん退場〕

議長 再開いたします。
日程第4 第8号議案 飯島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について委員長から委員会審査報告を求めます。

総務委員長 総務委員会審査報告を申し上げます。去る3月4日本会議において本委員会に付託された第8号議案 飯島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、3月11日委員会を開き説明員として所管課職員の出席を求め、内容を慎重審議した結果、お手元の報告書に配布のとおり第8号議案については、可決すべきものと決定したので報告申し上げます。なお、審査の経過、過程に出された意見について以下申し上げます。
第8号議案 飯島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、介護保険は3年ごとの見直しだがどうしてここでどうかと、3年ごとではないのかという意見質問がありまして、介護分の支出増加により国保分も増加したため改定が必要であると。次が料金値上げもあるが、介護サービスを少し抑えたらどうか。国保の関係からは口出しのできない問題であるということ。次が税の按分率について当町の考え方は、集金税額が決まっているので諸般の実状を考慮した上で決めるとこういう回答がありました。主なものは以上であります。

議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
ありませんか。
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。総務委員長自席へお戻りください。
これから討論を行います。討論ありませんか。
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。討論を終わります。
第8号議案 飯島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。
〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。したがって第8号議案は原案のとおり可決されました。

社会文教委員長 日程第5 第11号議案 飯島町福祉金給付条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について委員長から委員会審査報告を求めます。
それでは社会文教委員会審査報告を申し上げます。去る3月4日の本会議において、本委員会に付託されました第11号議案飯島町福祉金給付条例の一部を改正する条例につきまして3月10日に委員会を開き、説明員として関係所管課職員の出席を求め、内容を慎重審議した結果、お手元の報告書のとおり可決すべきものと決定したので報告いたします。なお、審査の経過その過程に出された意見について以下申し上げます。
第一点ですけれども、敬老福祉金これについて贈呈時、お渡しするとき心の伝わる町長のメッセージを添えることを考えてはどうかということが出ております。以上主な意見でございます。以上報告を終わります。

議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。
5番 それでは1つお聞きをいたします。身体障害者手帳の交付を受け3級に該当する者ということでこの方々について8,000円の給付があるわけですが、改正をし廃止をされます。この点についてどのような論議がされたのでしょうか。それはなかったのでしょうか。身障者手帳3級に該当する方々が社会的に生活するという点ではどのような不自由があるかというようなことや、それからそういう困難の中で生活実態の中でどのような支援が必要なのかということについては、論議がされなかったのでしょうかお聞きをいたします。以上です。

社会文教委員長 こういう3級の問題については、今の現状はどのくらいおるか、それでもう1つその削減についての質問がございました。その中にはすべての3級に該当する一覧を私達は一応内容を見ました。そしてこの削減については、自立のふるさとづくり計画これにもかかっておりますし、そしてまた懇話会ですか、高齢社会等懇話会これにも一応かけて了解を得ているということで私達は了解をいたしました。その他には出ておりません。

議長 他にございませんか。
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。社会文教委員長自席へお戻りください。
これから討論を行います。討論ありませんか。
5番 私はこの条例について反対の立場から討論いたします。身体障害者3級の方々の生活実態は社会文教委員会の中でも皆さんで議論はされたと思いますけれども、非常に生活の中では不自由をされている方々です。こういう方々が社会の中で参加しながら社会生活をすることについて、やはり大きな支援を必要とする方々です。町で今までなぜ支援をしてきたかという点を考えれば、この皆さんへの支援を廃止するということは私は誤りであるというふうに考えております。例えば先日可決をされました特別職の給与の削減ですが、3%町長、助役が3%削減をされました。その金額を考えれば等しいものが削減額にあるわけです。こういう方々にその削減額が反映されれば削減することはないわけです。ぜひこれからそういう飯島町の中で頑張ってくださいというハンディのある皆さんを支援するためにはこのことをなくすことは逆の方向に向かっているというふうに私は考

議 長 えておりますので、この条例については反対をいたします。以上です。

賛成討論ございませんか。

反対討論ございませんか。

討論ありませんか。

(なしの声)

議 長 これで討論を終わります。

第11号議案 飯島町福祉金給付条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立をもって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

議 長 お座りください。起立多数です。したがって第11号議案は原案のとおり可決されました。

日程第6第18号議案 平成17年度飯島町一般会計予算、日程第7 第19号議案 平成17年度飯島町国民健康保険特別会計予算、日程第8 第20号議案 平成17年度飯島町介護保険特別会計予算、日程第9 第21号議案 平成17年度飯島町老人保健医療特別会計予算、日程第10 第22号議案 平成17年度飯島町公共下水道事業特別会計予算、日程第11 第23号議案 平成17年度飯島町農業集落排水事業特別会計予算、日程第12 第24号議案 平成17年度飯島町水道事業会計予算、以上平成17年度予算関係7議案を一括議題とします。本7議案について各委員長から委員会審査報告を求めます。

総務委員 総務委員長報告を申し上げます。去る3月7日本会議において本委員会に付託された第18号議案 平成17年度飯島町一般会計予算分割付託分、第19号議案 平成17年度飯島町国民健康保険特別会計予算、第21号議案 平成17年度飯島町老人保健医療特別会計予算については、3月11日及び14日委員会を開き説明員として関係所管課職員の出席を求め内容を慎重審議した結果お手元の報告書のとおり、第18号議案 平成17年度飯島町一般会計予算分割付託分については可決すべきもの。第19号議案 平成17年度飯島町国民健康保険特別会計予算については可決すべきもの。第21号議案 平成17年度飯島町老人保健医療特別会計予算については可決すべきものと決定したので報告をいたします。なお、委員会付託分の審査の中で出された主な意見について申し上げます。

まず、一般会計、交通安全対策費の配分のもとはどういう関係かということです。交通安全対策事業の実績、事故の実態、道路の危険度などによって配分されるということです。職員等の被服費の実態は、使用に耐えないもののみ支給する。庁舎管理費は定着してきたか。CEKの配慮もあって押さえ気味に定着、低めに定着している。消防団の訓練の日赤奉仕団の対応は、日赤奉仕団の訓練は行進とかそういうのは中止をするということです。町長交際費が少ないのではないかと、現状では我慢してもらう。住民参加条例はいつ設置するか、その手法は、ふるさとづくり計画に示しておりそのとおり実施する。広域連合の今後は、従来基本的には従来どおり。今後話し合いもある。討論として、予算編成にあたり調整中であるが、経費節減については評価することもあるが、基金取り崩しについては実

践計画の中で精査せよ。ふるさとづくりを念頭においての計画ではあるが、早い時点から検討した方がよかった。税収の減収を見込んで項目を精査し、適正な財政運営を努力せよ。財政の厳しさを町民に理解を求めよ。来年度の予算は合併することが前提で策定されている。一つ一つの予算に反対ではないが、基本的な考え方が自立が前提ではない、よって反対である。

議 長 その他国保の関係、老健の関係については、先程の条例とも関連がありまして特に申し上げることはありません。以上です。

議 長 これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。総務委員長自席へお戻りください。

社会文教 社会文教委員会審査報告を申し上げます。去る3月7日の本会議において本委員会に付託されました第18号議案 平成17年度飯島町一般会計予算分割付託分、第20号議案 平成17年度飯島町介護保険特別会計予算について、3月10日及び11、14日に委員会を開き、説明員として関係所管課職員の出席を求め内容を慎重審議した結果、お手元の報告書のとおり可決すべきものと決定したので報告をします。なお、審査の経過その過程に出された意見について以下申し上げます。

1点でございますけれども、東部保育園の建設について、これは17、18年度2年計画本年度は4億7千万が計上されておるわけでございます。申し上げます。飯島、七久保両保育園に準じて計画し、また東部保育園建設研究委員会にも図って進めてきているが、人口の推移からみて定員120人は必要か、多すぎるのではないかという点、また人口動向伊南バイパス関連による増、周辺の開発、飯島保育園との調整等から考えて現計画で進めることとし、建設費用については実施の段階で可能な限り節減をしてほしいとの意見がありました。以上意見を申し上げ報告を終わります。

議 長 これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。社会文教委員長自席へお戻りください。

産業建設 産業建設委員会報告を申し上げます。去る3月7日の本会議において本委員会に付託されました第18号議案 平成17年度飯島町一般会計予算分割付託分、第22号議案 平成17年度飯島町公共下水道事業特別会計予算、第23号議案 平成17年度飯島町農業集落排水事業特別会計予算そして第24号議案 平成17年度飯島町水道事業会計予算については、3月10日及び11、14日に委員会を開き、説明員として関係課所管職員の出席を求め、いずれの議案とも内容を慎重審議した結果、お手元の報告書のとおり可決すべきものと決定いたしましたので報告を申し上げます。審査の過程で出た意見等について若干申し上げます。

建設水道の関係については、自立の道になったが道路維持管理、河川愛護にかかる基本的な考え方を整理して自立の事業別、年度別の計画の見直しをしっかりとやっていってもら

いたい。特に本郷幹線連絡道路堂前線、疣石線等また芝宮線等に内容でございます。それから一番懸案のこれからのバイパス問題であります。17年度より本線工事に着手するというではありませんけれども、堂前線いわゆるアクセス道路としての堂前線の接続が同時になるような想定での今まで計画の推移でありましたけれども、この堂前線のアクセス工事に向けて万全を尽くしていただきたい。特に軌道から東への問題アクセスの整備については、時間がかかる内容が想定されるが、その内容に積極的に取り組んでいただきたい。それから公共下水の関係については、これも自立の道で一番苦しいのは下水道事業が段々膨らんでいくということが指摘されております。財政負担などあらゆることを考えて住民の利益との関連性を考えていかなければならないので、先送りとか代替それから設計変更について自立の計画で示されていたわけですが、改めて平成30年前と以後の計画等整理して今後の事業に取り組んでいくべきである。更に経営の安定を期するために加入率の向上、つなぎ込み率の向上に積極的に努めるべきである。それから厳しいときであるけれども、七久保地区の公共下水道工事については先送りをすることが内容に進めていくべきである。経営計画の中心の中で心配なこととして伊南バイパス関連で一段と中町の一部が足踏み状態になったときであります。その対応についても今後十分考えていくべきであると。それから農集排について、排水管の掃除が始まるが実態はどういうことだとか、それから七久保北部の処理場の法面の崩壊の問題、実態はどうであったか、特にこのことに関連しては長土連の示されたものどおりやったものだけでも、こうした結果になってしまったということであり、併せて長土連というひとつのこうした組織にすべて頼るというよりもそうした色々な他業者との比較をする中で見積りをする必要があるという意見がありました。それから水道事業については、幾つかありましたけれども特に石綿管布設換の実態について、今どのくらいかということで実施率についての問いただしがありました。実施率は140キロのうちまだ17.3%と伺いました。それから産業振興課関係であります。農地流動化事業と地域連携システムの今後の方向と考えはということで、これは非常に委員会としても前々から上がっていた重要すべき内容として今回も質疑がなされました。交流からの物流へのこの発展それからアグリネイチャー施設の活用、それから土地利用型農業の健全な発展ということで法人化への今後の動向が問いただされ、特に3月9日に七久保地区での法人化を発足をみたことは、これは今後歴史に大きく影響してくるものだということでございます。それから千人塚全体のログハウスを含めての負担金等も増えているが、見直し等をしっかりやっけていかなければならないと、それからイターン者への住宅補助についてももう少し増やしていくべきではないかということ。それから一般総括質疑でありましたけれども、いわゆる馬の里づくりについてせっかくテレビコマーシャルCM大賞も受けて放送もされているので、更に飯島の活性化の財源としてこの内容に力を入れていくべきであると。それから松くい虫防除の考え方について、今後県では平成20年以降は空中防除はしないという方向であります。その考え方をしっかり整備して今後松くい虫防除について住民への理解等を得ていく必要があると。それから農業用の用排水路整備事業これも毎回出ているわけでございますけれども、どう進めるかということですが、自立のまちづくりと住民協働ということの手法であり

ます。実質住民の理解を得てしっかりとこの内容は今後対処していかなければならないということでございます。それから農業振興総合対策事業の中で、これは飯島町の農政を特色付ける内容があります。グループ育成など重要な内容が込められているわけですが、自立で補助金がなくなっていったり削減されていく、また更に利用料、使用をいただくというようなかたちに今後なってしまうので、利用者へのしっかりした配慮と理解を得ていく対策を講じるべきであります。それから総括質疑でもありましたけれども、農業環境改善センターの管理それから今後利用のあり方について、喫茶室を含めて更に有効好意的な活用の方法を求めていくべきであると。以上掻い摘んで申し上げました。以上であります。

議長

これから委員長報告に対する質疑を行います。
質疑ありませんか。

5番

それでは2点ほどお聞きをしたいと思います。飯島町に若者の住みやすいまちづくりというような点で住宅の整備など求められていると思うんですけども、その点については意見などなかったのでしょうか。それから雇用の問題なんですけれども、今大変雇用の失業者も多かったり、雇用を求める声も多いわけなんですけれども、その点について何か町での雇用促進のような話はなかったのでしょうかお聞きをします。

産業建設

委員長

ただいまの質問の中で2点目の雇用の問題について、総体的に発言の中では産業振興それから住宅の改築だとかそういうようなことについての総体的な発言はありましたが、特に深めてそれを深めたという論議まではしませんでした。ありませんでした。それから若者についての住宅整備についてであります。これは非常に大切なことですが、先ほども申しましたようにイターン者への特にこれはイターン者と表現でありますけれども、もう少し力を今まで過去3年で8戸ほどの住宅8軒の住宅の補助についての実を結んだ経過があるので、今回1軒分の予算計上であります。もう少し計上したらどうかというような意見がありまして、いわゆる人口増対策的な中での観点からの住宅の改築とかそういうことも今後町営住宅の老朽化している内容が20余ありますので、そこらの内容も考え合わせながら住宅補助については、若者の内容含めてやっていくべきであるという意見はありました。

議長

他に質疑ございませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。産業建設委員長自席へお戻りください。以上で平成17年度予算関係7議案にかかわる委員長報告及びこれに対する質疑を終わります。

これから議案ごと討論・採決を行います。

最初に第18号議案 平成17年度飯島町一般会計予算に対する討論を行います。まず、原案に反対討論を行います。

5番

それでは私はこの一般会計予算について反対の立場から意見を申し上げます。この来年度予算については、合併することが前提で策定をされていたというふうに私は考えております。ひとつひとつの予算すべてに反対をするわけではありませんが、基本的な考え方とし

で自立をするために住民参加の協働のまちづくりを進めていくという点では片手落ちだというふうには思っております。例えばふるさとづくり審議会の開催の回数を見てもそう考えておるわけです。また、先程確定をされました福祉金給付条例の改正についても、私は反対をいたしました。可決をされたということでその点についても新たに反対をする理由ができたというふうにも思うわけですが、予算編成をするそうした住民とともにこれらまちづくりをしていくという点で基本的な考え方がまだ住民の立場で自立をしていくという前提に立っていないということがありますので、私は反対をいたします。以上です。

議 長
1 番

賛成討論ございませんか。

私は賛成の立場で意見を述べさせていただきます。全体的の厳しい財政状況の中で努力された予算編成であると評価いたします。しかし、17年度予算は暫定的要素の色が見え隠れする予算とみることができます。これも予算編成当時、時期ですが自立か合併かの論議の結論の出ない時期である、そのため折衷的な要素も色濃く現れていくことも無理からなることだとこんなように思います。また、町税の落ち込み、地方交付税の減額、国庫県補助負担金等の削減など多額の歳入面での落ち込みの中で継続事業の遂行、福祉政策の充実の事業展開これらの事業を進めるために、財政調整基金をはじめ各種基金の取崩など更には起債ももってこれら事業の推進を図るわけであり、このような状況を続けていくなればたちまち財政破綻に陥るものと思います。一日も早い段階でふるさとづくり計画に沿った行財政運営を願うものであります。また、経常経費の削減、人件費の削減等かなり思い切った予算編成になっていることは認めるものの、今後一層の庁舎内の機構改革をはじめスリムで効率のよい行財政運営改革を進められるよう期待とお願いを申し上げて賛成の討論といたします。

議 長
2 番

反対討論ございませんか。

賛成討論ございませんか。

それでは幾つか指摘申し上げて賛成討論といたします。まず、経費の削減の努力が見受けられるということで評価をしております。設備の幾つかの設備の保守管理委託で質問をさせていただきました。交渉の結果安くなっているというところを努力を認めたいと思いますし、消耗品その他経費そういったところでの削減努力というものが認められました。しかし、ふるさとづくり計画を基本にしているというふうに行っておきながらその計画に沿った前2者の討論にもあったようにその計画に沿った思い切った削減をせずにですね、合併協議会のその協議結果との先程の討論にもあったような折衷案というところですね、気になるわけであります。時間的なタイミングがあったとは言えですね、より自立の計画に沿ったものであるべきとこういうところを指摘しておきます。またそのソフト的な事業についてですね、行政評価ですとかパブリックコメント制度あるいは住民の声のデータベースそういった住民との協働というものを確立するためのですね、いい手法があるわけであります。住民参加条例もそうです。また一方、国は公務員の改革制度をやっておりますが、飯島町はいち早く人事評価制度こういったものをその実践計画でやっていこうということでありますが、私はそんな悠長なことを言っているんでなくてですね、すぐに

でもどんどん取り組んでほしいとこういうふうなことも指摘をしていきたいと思っております。年度当初からですね、ぜひ意欲的に取り組んでほしいとそんなところを指摘をしましてですね、賛成意見といたします。

議 長
7 番

反対討論ございませんか。

賛成討論ございませんか。

賛成の立場から討論申し上げたいと思っております。住民意向調査の結果を受けて飯島町は今後自立の道を進むことになりました。たとえ自立の道が選択されたといいたしましても財政運営の厳しさが解決したわけではありません。自立への道を全町民が理解するとともに、全町民参加の中で持続可能な枠組みづくりが急務であると考えます。その中で本予算につきましては、厳しい財政運営の中財源確保も努めた予算となり一定の評価をするものであります。その上で申し上げますが、財政調整基金の使い方であります。昨年本年2年引続き財政調整基金が一般会計に繰出されております。このことは本来財政調整基金の目的より外れたものであります。持続可能な財政運営を目指すものとしては、今後慎重な基金運用を求めるとあります。なお、予算執行にあたっては持続可能な財政運営への配慮をしていただき執行していただくことを申し上げ賛成といたしたいと思っております。意見といたします。

議 長
1 2 番

他に討論ございませんか。

私は本予算に賛成の立場で討論をいたします。厳しい財政事情の中、また中で経常経費の削減をはじめ人件費の削減、また新規事業の厳選、補助金また負担金との見直しなどする中で住民福祉を中心に継続事業には影響を最小限に努めるなど努力がみられます。また新規事業につきましては、東部保育園の建設、七久保小学校耐震補強大規模改造などなど将来を見据えた必要な事業をはじめ、ことに子ども議会の意見要望を新1年生の机椅子を21セットを備え付ける。この将来を担う子供達に町政に対する関心と大きな夢を与えるなど細部まで気配りなどがとられています。このように予算編成時期からみて世に合った改革第2幕の予算であると私は評価をいたします。そこで例年ですけれども、一般会計42億2千万円私は「世に合った改革第2幕の予算」と私は読み取れる飯島町がこれから自立していく第一歩の予算であると私は考えるわけでございます。17年度予算は本当に難しいながらも意義のある大事な予算であります。いずれにしても効率的な予算執行を望み本予算に賛成をいたします。

議 長
1 5 番

他にございませんか。

私も今回の17年度の予算につきましては、若干感想意見を申し上げながら賛成をするものであります。去る意向調査の結果、自立賛成によりこれからは飯島町は自立による行政運営というものを図らなければなりません。私は結果をみましてその結果をみまして、自立賛成者の判断がとても理解できない一人でありました。ここに合併が実現されているならば特例債等ももちましてハード、ソフト諸事業が計画実行され、まさに飯島町の地域振興が充実され飯島町が一層発展されるものと大いに期待できたものと思うとき、誠に残念に他ありません。財政事情は誠に厳しく特別会計への一般財源の繰出しが増大されるのみでありまして、上伊那広域行政、伊南行政への負担増みましても約3億3千万という

ものが必要とされております。特に公共下水道等負担増は余儀なく必要とされ、町税の自主財源の確保は期待できません。国県の依存財源も減少の状況を見ましたときに自立を賛成された方々これらの財源裏付けを求めたいもので私は思うのであります。これからは自立の町飯島町民が求める要望に対しましては、重要性やあるいは優先性を考慮する中で事業選択を十分にされまして限られた経営資源を有効的に活用しなければならないと思います。必要な財源を確保するために受益者負担を見直し、更に使用料や料金を値上げしなければならない状況ではないかと思えます。町税等の増税も検討しなければならない厳しい行政運営の必要とされるわけでございます。これからは長期構想を基本理念とされまして将来像と基本目標達成を目指した自立のまちづくりを住民と行政の協働によりまして情報の提供、様々な課題を町民とともに共有を願い、更には住民との信頼関係の構築を図りながら今後一層町民行政も意識改革に努め新しい自立の町飯島の建設のために理事者をはじめ全職員が生きている行政運営に努力されることを希望を申し上げまして賛成をいたしたいと思えます。以上であります。

議 長
10 番

他にございませんか。

私も賛成の立場から意見を申し添え賛成いたすものであります。この地方交付税それから町税が減少する中で行政需要にすべて応えていくことはこれは不可能な状況にあると思えます。そのような背景を鑑みこの17年度予算は立案されている予算と評価するものであります。今後はこの地方分権の行政が強いられる中で町民参加型の行政をこれは余儀されるものと思えます。職員また住民のこの意識改革の向上に努めてこの自立しうることからの飯島町の姿を求めこの施策を講じていかなければなりません。そのためにこの自主財源のこの効率的な運営を望みまして賛成いたします。

議 長

これで討論を終わります。

第18議案 平成17年度飯島町一般会計予算を採決します。この採決は起立によって行います。本議案に対する各委員長の報告はそれぞれ可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長

お座りください。起立多数です。したがって第18号議案は原案のとおり可決されました。

次に第19号議案 平成17年度飯島町国民健康保険特別会計予算に対する討論を行います。まず、原案に反対討論を行います。

反対討論ございませんか。

賛成討論ございませんか。討論ありませんか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第19号議案 平成17年度飯島町国民健康保険特別会計予算を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり決定することご異議ありませんか。

議 長

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって第19号議案は原案のとおり可決されました。

次に第20号議案 平成17年度飯島町介護保険特別会計予算に対する討論を行います。まず、原案に反対討論を行います。

賛成討論ございませんか。討論ありませんか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第20号議案 平成17年度飯島町介護保険特別会計予算を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。したがって第20号議案は原案のとおり可決されました。

次に第21号議案 平成17年度飯島町老人保健医療特別会計予算に対する討論を行います。まず、原案に反対討論を行います。

賛成討論ございませんか。討論ありませんか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第21号議案 平成17年度飯島町老人保健医療特別会計予算を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。したがって第21号議案は原案のとおり可決されました。

次に第22号議案 平成17年度飯島町公共下水道事業特別会計予算に対する討論を行います。まず、原案に反対討論を行います。

賛成討論ありませんか。

15 番

私は特に公共下水道、農業集落排水事業の経営についてひとつ意見を申し上げながら賛成をしたいと思います。委員会におきましても私申し上げましたが、公共下水道等に関わる起債がかなりピーク時を迎えて現在いるわけでございますので、これをいかにこれからの安定経営を図るかということになりますと、やはり皆さんが宅内を積極的に取り入れていただきまして安定の経営を図っていただくことがまずこれからまちの財源に対する援助策であろうということを考えるわけでございますので、ぜひ大変でありますけれども、まだ加入、加入というか宅内工事をされていないつなぎ込みをされていない方については、できるだけ努力をしていただきましてですね、いわゆる安定経営に協力していただくようなことをぜひ促進していただきたいということをお願いをいたしまして賛成するものでございます。以上でございます。

議 長

他に討論ございませんか。

議 長 (なしの声)
 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
 第22号議案 平成17年度飯島町公共下水道事業特別会計予算を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。
 お諮りします。
 本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

議 長 (異議なしの声)
 異議なしと認めます。したがって第22号議案は原案のとおり可決されました。
 次に第23号議案 平成17年度飯島町農業集落排水事業特別会計予算に対する討論を行います。まず、原案に反対討論を行います。
 賛成討論を行います。討論ありませんか。

議 長 (なしの声)
 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
 第23号議案 平成17年度飯島町農業集落排水事業特別会計予算を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。
 お諮りします。
 本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

議 長 (異議なしの声)
 異議なしと認めます。したがって第23号議案は原案のとおり可決されました。
 次に第24号議案 平成17年度飯島町水道事業会計予算に対する討論を行います。まず、原案に反対討論を行います。
 賛成討論ございませんか。討論ありませんか。

議 長 (なしの声)
 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
 第24号議案 平成17年度飯島町水道事業会計予算を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。
 お諮りします。
 本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

議 長 (異議なしの声)
 異議なしと認めます。したがって第24号議案は原案のとおり可決されました。
 ここで休憩をとります。再開時刻を10時40分といたします。休憩。
 午前10時24分 休憩
 午前10時40分 再開

議 長 会議を再開いたします。
 日程第13 第29号議案 駒ヶ根市・飯島町・中川村合併協議会の廃止についてを議題とします。事務局長に議論を朗読させます。

事務局長 (議案朗読)
 議 長 本案について提案理由の説明を求めます。

町 長 それでは第29号議案 駒ヶ根市・飯島町・中川村合併協議会の廃止に関する議案を提出するにあたりまして一言提案理由の説明を申し上げます。駒ヶ根市・飯島町・中川村合併協議会につきましては、昨年の10月の4日にそれぞれ3市町村の議会の議決を経て10月12日に発足し、3市町村が合併した場合における新たなまちづくりの姿や事務事業の調整など数多くの協議を行ってまいりました。当町におきましては、昨年の当初から自立の姿である飯島町ふるさとづくり計画と3市町村が合併した場合の姿、更には今後の行財政を取り巻く情勢や課題など様々な情報をできる限り町民の皆さんにお伝えをしてまいりました。そして去る2月27日には投票方式による住民意向調査を実施をしたところでございます。町民の皆さんは一人一人がこうした内容をよく検討をいただきました。自ら責任を持って判断をする中で投票に臨んでいただいたところでございます。その結果、合併に反対との意向が有効投票数の過半数となりましたので、町長としましては町民の皆さんの意向を尊重し、議会全員協議会にも私の意向をお伝えしたところでございます。また駒ヶ根市におきましても、合併に反対の意向が過半数を上回りましたので、これらの投票の結果を踏まえ3市町村長が協議をいたしました結果、合併協議会は3月31日をもって解散することで合意に達したところでございます。その後3月5日に開催されました第13回合併協議会において、この合併協議会は解散することが確認をされましたので、本日この解散に関する議案を提出し、議会の議決をお願いするところでございます。なお、議決後は3市町村による協議書の締結をしたいと思っております。この1年間自立のまちづくりや合併問題に関する様々な取り組みにそれぞれの立場でご理解ご協力を賜りましたことに対しまして執心より感謝申し上げますとともに、本議案の議決を賜りますようお願いを申しまして提案理由の説明といたします。よろしくお願ひいたします。

議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。
 2 番 それではお尋ねをします。この合併協議会は町長の提案のとおりですね、廃止という解散廃止ということで私も異議は特にありません。その質問まず1つはですね、これまでにかかった費用と言いますか、これまでと言いますか3月31日ということでありまして、見込み含めて協議会全体でかかった費用とそれから飯島町の負担の金額をお尋ねしたい。もう1つはですね、この3月31日廃止ということなんです、提案の説明にもありましたように2月の27日に投票の結果が出まして3月5日協議会で解散が決まったということでありまして、もっと速やかに解散をして経費削減が私はできるのではないかと、というふうに思うんですね、なんで3月31日という区切りはいいんですけども、もっと速やかに解散をしましてですね、廃止してもう3月の今頃にはもう議会もありますのでね、議会で議決してもらって速やかに解散ということであれば20日頃とかですね、1日でも早く解散をした方がいいんじゃないかと思うんですが、この点についてどういうお考えなのかお聞きしたいと思います。

町 長 これまでの経費あるいは負担等につきましては、担当課長の方から申し上げます。合併協議の解散の期日でございますが、今申し上げましたように3月31日をもって、今後この3市町村での協定締結という事務が残っておりまして、そして県の方へそのことを届出て正式解散ということになります。そうとうの残務処理も残っておりますので3月31日

を目途ということにいたしました。

企画財政課長 合併協議会の費用の件でありますけれども、今ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、議長さんをお願いしてちょっと休憩をいただければと思いますけれども。

議長 ここで休憩いたします。休憩。そのままお待ちください。

午前10時46分 休憩

午前10時50分 再開

議長 会議を再開します。

企画財政課長 大変失礼しました。決算見込でありますけれども、歳出合計額が1,400万ほどとなります。したがって歳入との差580万円ほどが不用額となりまして、最初の負担割合均等割30%、人口割70%この割合で還付を受けるとこういう運びでございますので、よろしくお願いたします。

議長 他にございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第29号議案 駒ヶ根市・飯島町・中川村合併協議会の廃止についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。したがって第29号議案は原案のとおり可決されました。

日程第14 陳情等の処理についてを議題とします。去る3月4日の本会議において所管常任委員会へ審査を付託した陳情等について、お手元に配布のとおり各委員長から請願・陳情審査報告書が提出されております。

議事進行についてお諮りします。各陳情等の審議についてはこれから各委員長より一括して委員会審査報告を求め、これに対する一括質疑の後、討論・採決をしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。これから委員長報告を求めます。

総務委員長 総務委員会審査報告を申し上げます。去る3月4日の本会議において本委員会へ付託されました17陳情第1号 低率減税の廃止・縮小を中止することを求める意見書の採択についての陳情、17陳情第2号 社会保障制度の抜本改革を求める意見書の採択についての陳情については、3月14日委員会を開き、説明員として関係所管課職員の出席を求め内容を慎重審議した結果、お手元の報告書のとおり17陳情第1号については不採択とすべきもの、17陳情第2号については採択すべきもの及び意見書提出であります、すべきものと決定したので報告申し上げます。なお、審査の経過、過程経過に出された意見については以下申し上げます。

まず、1号について、特別減税とは何か。これは所得税を計算し税額の20%を軽減す

る。これが軽減措置で低率減税の軽減措置であります。意見として景気浮揚策として取り入れたもので暫定的なもので本質的なものではない。国の負債の多さから出費を控え増収を図る見地から国家的見地としてやむを得ない。次、地方への財源確保のためやむを得ない。賛成意見として、厳しい経済の中での廃止は大変厳しい。法人税は優遇されているのにといい意見がありました。次が第2号であります。抜本改革は必要である。社会保障の充実を求めるのは当然であり、国会での論議を深めるべきである。採択。2、内容的には理解するが現時点では歴史的背景もあり社会的に論議する必要があり、端的に解決できない問題である。このような意見が出されております。

議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。質疑を終わります。総務委員長自席へお戻りください。

産業建設委員長 それでは委員会審査報告を申し上げます。去る3月4日の本委員会において本委員会に付託された16議第250号 道の駅花の里いいじまの運営に関する要望書につきまして、3月11日に委員会を開き説明員として関係課職員の出席を求め内容を慎重審議した結果、お手元の報告書のとおり採択すべきものと決定しましたので報告申し上げます。

その際出た意見等について申し上げます。この要望書につきましては、去る16年の12月議会の修了時点後において出された要望書でございました。理事者に出されそれから後刻議会に出されたという経緯がありました。よってその段階で本予算編成時にその内容が理事者要望の段階でこの要望書の内容を汲んだ予算編成をということで努力してきた経過があります。このよって組合長、利用組合長と役員との話し合いの中で大筋理解の中で対応を進めてきて本予算書に計上してあるという内容を大筋私共了承したわけでございます。よって採択すべきものと決定いたしましたのでご報告申し上げます。

議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。

11番 それでは基本的なことについてお尋ねをしてみたいと思います。今委員長の報告の中で予算編成に前段階として理事者側と組合のかたちの中である程度協議にされてきたということですが、この施設につきましては2つの基本的な考え方があったはずですが、1つについては、行政サイドから管理していかなければならない1つの施設、それからもう一方においては、JAの事業として施設運営を対応してきた施設、そして当初のかたちの中では行政との間に取り交わした書類の中においては、向こう3年間のマネジメントに関する人材の確保についての補填この点について協約がなされてきたかたちであります。この中における内容については、それぞれの立場の中で鋭意努力してきた経過があるわけですが、そういう状況を踏まえたかたちの中で非常に運営の中で厳しい状況もあるということについては察している状況でございます。そういう状況下の中で一応出された提案だろうと思っておりますし、内容については十分理解もし応援体制を持つということについてはある程度考えなければいけないことがあるのかなという感じがしますが、この内容を見ますとですね、公共的な性格をもつ施設でありということでありますが、この公共性を持つ施設という位置付けが、例えばですね、民間の営利団体の中のおいて一応公共性を一応基本としたかたちの中での対応は一応あるわけですし、道の駅だけが公的なかたちの中

での対応になっているわけではないわけです。そうした状況を背景としながらやってきた経過の中で行政側とどの程度まで具体的なかたちの中で協約を今後結んでいくのかどうかというのが非常に重要なポイントになるはずで、その位置付けの中で今後のこういう類似的なその分野の中です、行政が関わる分野というのが大きく変わってくるだろうとこういうふう理解をします。その点について委員側と理事者側とどういふかたちの中で具体的な対応質疑がなされたのか、相当詳しくお聞きしたいと思います。

産業建設
委員長

2点ほど対訳するとあったかと思えます。お尋ねの内容について、この内容につきましては、いわゆる運営に関する要望書自体についてのこうした個別審査の段階とそれから予算審査の段階で予算案としての審査の段階もあつたわけですが、この要望書に関する段階では個別のこの審査の案件の段階では予算書についての審査の内容がありましたので、それを踏まえた中での要望審査のこの要望書についての内容でありましたので、若干この個別案件についての内容についてはすでに予算審査の中で了承してきたというようなことでありましたので、その個々についての詳しい意見はありませんでしたが、その前段の今星野議員さん申された内容について若干委員会の予算審査の中に若干触れる内容として申させていただきます。このいわゆる要望書の内容にありますように公的な部分とそれからJAの事業的な部分ということがあり、また行政側がどれだけこうした施設に關与して支援していくかという非常にその広遠な目標なり実体があるわけでございます。それで行政サイドでの支援につきましては、金額的にはご案内のように当初1,500万円支援というような内容でしてきたものがありますが、それが年次ごとその300万円ずつ減じていくというようなことでありまして、今回ここに盛られている内容については600万円のまちからの支援があるわけでございます。本来から申せば3年の年限も経過している中でこうした内容については、ストレートな考え方を申せば自立してそうしたことについてもこの利用組合の中で考えていくべきだというような、いわゆる行政サイド財政サイドからの見方もありますけれども、これは非常にこれに要望書の内容に盛られている趣旨のとおり総合的な町の発信基地であり、また農業者の非常に大事な施設であるということで行政支援は必要だということでそうした支援が数字として盛られております。それで600万円くらいの町の一般財源でというような中身で確保して町として確保した予算となっております。それで行政サイドの内容についてはそういうことですので、あくまでもそうした面からの内容は続けていくこととさせていただきます。それからいわゆるその理事者間の内容によってJAの方へ町から3年を目途にお願いしてきたということでJAは1年ごとだったわけでございますけれども、3年を経過に基本的にはマネージャーを町の職員として設置するという内容であります。すなわちこの根拠一番の内容については、この施設の駅長は町の理事者たる町長が駅長というひとつの位置付けになっていることから申せるわけでありまして、それでありましたので、その理事者あるいは組合長当組合の役員との前段階での経過の内容が報告当委員会の報告についてはそんなような報告がありまして、理事者利用組合の方としても今後も継続的に内容を深めてこの要望を求めていくけれども、この内容についてはほぼ当面として了承して盛ったということとあります。ちょっと答弁

がくどくなりましたけれども。

11番

非常に厳しい質問で恐縮に思います。しかし答弁内容についてですね、当面のひとつの形態だけでこれが推移するものじゃないわけですね、理事者と確認の上でこのことについての協議が行われていかないとですね、当初のかたちの中での契約内容が一応3年を期限としたかたちの中で、あとは自助努力をするという原点があるわけですね。そういう状況の中で道の駅の県としての位置付けの中での進出についての行政責任は当然ある、どこまでが要するに施設の管理、施設利用契約ですね、これをどこまで一応締結するのか、行政サイドからの問題でなくてそれに対する補助体制まで一応求められているのかどうか。その点についての明確なその審議はしてないんですか。それだけ明確になれば私は結構ですけれども、既にその状況の中ではJA関係の施設については非常に厳しい状況になってまして、それに対する自主的な判断、内部的な要するに決済が既に行われているわけですね、それに対する支援の求め方なのか、行政サイドにある責任あるかたちの中での対応なのか、これ重大な問題だと思ふんですよ、その点が審議できないですね、ただ可決だけでは今後の対応に対して影響というのは非常に大きいと思ふんですが、この確認を行政サイドちゃんとやったんですか。もう一度お尋ねします。

議長

質疑の内容のみにし、個人的な意見は差し控えてください。

産業建設
委員長

契約内容の質疑の中で記述の中で3番に施設利用契約提携のもとということも書いてございます。今のは契約締結ということではなくて町からの許可というようなかたちのなっていて実質分をいただいているわけでございます。そうした内容の質疑の内容が応答がありましたので、それ以上については発言等意見交換はありませんでした。

議長

他にございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。産業建設委員長自席へお戻りください。以上で陳情等の処理にかかる委員長報告及びこれに対する質疑を終わります。これから案件ごとに順次討論・採決を行います。

11番

まず16議第250号道の駅花の里いじまの運営に関する要望について討論を行います。反対討論ございませんか。賛成討論ございませんか。

ただいま質疑にも申し上げましたように非常に内容については波乱含みのところがございまして、そうした状況を必至で支えているそれぞれのお立場の皆さんについても十分理解をするところとさせていただきますが、そうしたことを今後の中です、十分鋭意努力しながら新しい締結、施設内容の締結に向かってひとつ努力をしていただくということを前提にしたかたちの中で賛成とさせていただきます。

議長

他に討論ございませんか。

(討論なし)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

16議第250号道の駅花の里いじまの運営に関する要望書について採決します。本要望に対する委員長の報告は採択です。本要望を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

議 長 (異議なしの声)
異議なしと認めます。したがって16議第250号は採択することに決定しました。
次に17陳情第1号 低率減税の廃止・縮小を中止することを求める意見書の採択についての陳情について討論を行います。討論ありませんか。

5 番 私はこの定率減税の廃止・縮小を中止することを求める意見書について採択に賛成をするものです。低率減税の廃止・縮小は住民生活に大きな影響を及ぼし、また日本の経済に影響が大きいというふうに私は考えております。法人税や高額所得者の皆さんの現在税について優遇がされておりますので、こういう部分を見直しを私は求めたいというふうに思っておりますので、考えておりますので、この陳情について賛成をするものです。以上です。

議 長 反対討論ございませんか。
(討論なし)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから17陳情第1号 低率減税の廃止・縮小を中止することを求める意見書の採択についての陳情について採決します。この採決は起立によって行います。本陳情に対する委員長の報告は不採択です。本陳情を採択することに賛成の方はご起立願います。
〔賛成者起立〕

議 長 お座りください。起立少数です。したがって17陳情第1号は不採択とすることに決定しました。
次に17陳情第2号 社会保障制度の抜本改革を求める意見書の採択についての陳情について討論を行います。
討論ありませんか。
賛成討論ありませんか。反対討論ありませんか。
(討論なし)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから17陳情第2号 社会保障制度の抜本改革を求める意見書の採択についての陳情について採決します。この採決は起立によって行います。本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情を委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。
〔賛成者起立〕

議 長 お座りください。起立多数です。したがって17陳情第2号は採択することに決定しました。
ここで暫時休憩といたします。休憩。しばらくお待ちください。
会議を再開します。
ただいま松村澄人議員外から議案1件が提出されました。
お諮りします。
本案を日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思っております。ご異議ありませんか。
(異議なしの声多数)

議 長 異議なしと認めます。したがって議案1件を日程に追加して、議題とすることに決定しました。
追加日程第1 発議第1号 社会保障制度の抜本改革を求める意見書の提出についてを議題とします。事務局長に議案を朗読させます。

事務局長 (議案朗読)

議 長 本案に対する提案者の趣旨説明を求めます。
2 番 それでは社会保障制度の抜本改革を求める意見書の提案理由を説明をいたします。日本の社会保障制度の中核をなします公的年金制度は、収入を失った高齢者に対して年金受給を行い生活の保障をする制度であります。この制度の財政運営はいわゆる賦課方式といたしまして、現役世代の保険料から高齢者の年金の殆どが支払われるわけであります。それは世代間扶養という仕組みであります。急激な今の少子高齢化によって公的年金を支える財源が減少しまして、これまで1985年からだと思っておりますけれども、数度にわたって見直しが行われてきて最近では昨年改正が行われたわけでありまして、見直しのたびにですね、給付引下げと負担の引上げが提案され、そのことによって国民の中に不満や不信の声が募りそれも原因となっております。その他の原因もありますけれども、国民年金のいわゆる未納者の増大に繋がっております。また職業によりましてですね、加入する年金制度が分かれています負担と給付が異なることへの不公平感というのも問題でのひとつであるわけですね。社会保障制度の別の側面でありまして医療保険制度や老人保健医療あるいは介護保険制度また障害者福祉などの社会福祉制度これらも少なからず問題を抱えております。特に年金制度については、まだ国会でもですね、激しい議論が続いております。したがって抜本改正までまだ時間がかかるというふうに思います。本意見書は国民年金の未納者対策それをはじめとして基礎年金制度の改革、国庫負担をどうするかといったものを含めてですね、それから重要な課題である各種年金の一元化、こういったものを含む社会保障制度の一体的見直しを意見書のとおり国会や中央政府にですね、求めていくものであります。ただ、かなり包括的ということもありますので、中には非常に広すぎて実現難しいんじゃないかというようなご意見もあることは承知をしております。しかしながら、国民にとって重要な課題でありますので、地方議会としてもですね、やはり意見書として出していく必要があるというふうに思いますので、議員各位にはぜひご賛同を賜りご協力をお願いしたいと思います。以上提案説明といたします。

議 長 次に本案に賛成者の意見を求めます。5番 三浦寿美子議員。
5 番 それでは社会保障制度の抜本改革を求める意見書について賛成の立場から意見を申し上げます。昨年成立いたしました年金改革は、継続的に14年間にわたって保険料が引き上げられるという非常に厳しい内容になっております。またそういう中で相次ぐ閣僚の不祥事などがあり、多くの国民の皆さんがこうした年金制度についての現在のあり方について不信を募らせているところです。また子育て支援、雇用の問題様々な住民の生活に関わる社会保障全般について非常に大きな問題を抱えている昨今です。こうした中でこの見直しについて住民の声を正しく反映されるような国会での議論が早急に求められているように私は思っております。よってこの意見書を一刻も早く国に対して提出すべきだと考え

議 長 しておりますので賛成をいたします。以上です。

15 番 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

15 番 ちょっとお尋ねをいたしますが、現在国では国民年金の未納者が約 53 万人以上というように公表されて最近言われておりますけれども、そこでこの意見書の内容について 3 番手の国民年金の未加入者あるいは未納者が当町ではどのくらいあったのか、あるのか、プライバシーに関わることならば別として何件くらいあるかということをお聞きしたい。それと 2 の特に子育て支援充実、雇用政策、住宅政策についての連携でございますけれども、これによって当町としてどのような施策を取っていったらいいかと、あるいはこれに関わるメリットというものはどういうふうになるんだということをお聞きしたい。それと 2 の特に子育て支援充実、雇用政策、住宅政策についての連携でございますけれども、これによって当町としてどのような施策を取っていったらいいかと、あるいはこれに関わるメリットというものはどういうふうになるんだということをお聞きしたい。それと 2 の特に子育て支援充実、雇用政策、住宅政策についての連携でございますけれども、これによって当町としてどのような施策を取っていったらいいかと、あるいはこれに関わるメリットというものはどういうふうになるんだということをお聞きしたい。

2 番 審議会での検討内容でございます。それではお答えをいたします。まず国民年金の未加入者全国で 160 何万人ということございまして、当町ではどのくらいあるかということでございます。これについては承知をしております。それからもう 1 つ 2 番目のですね、子育て支援の充実、雇用対策、住宅政策もありましたと思いますが、こういったものの連携はですね、こういったことが当町としてできるかっていうことでございます。社会保障制度全般ですね、この意見書は社会保障制度全般についてですね、抜本改革ということが求められておまして特にその年金制度のことを強調しておるわけですが、いわゆる子育て支援ということについては、年金制度の中でもですね、子供さんにそれなりですね、費用を出す育成の費用を出すということでも関連をしておりますし、当町でもいわゆるその地方の時代ということで国にまず制度をきちんと置いた上でですね、地方にもそれなりの役割をってもらうということで、これからは子育て支援センターというのも当町運営ではできておりますし、できていく予定でありますし、それから各種のいわゆるその雇用とも関係しますけれども、若いお母さん特にお母さん、お父さんもそうですけれども、子育てに一生懸命励む人たちへですね、その子供さんを安心して預けて一生懸命その稼いでもらうとそういうような施策は当然その国でもですね、補助を出しておりますし、それから地方でもその充実もが求められているわけでありまして、したがって社会保障制度の中でですね、そういったことを確立するということは非常に重要なものでございます。今以上にやはり保育所ですね、充実、地方の方ではまだどちらかと言えば充足に近い方たちでありますけれども、特にその都会の方では非常に困難な状態でありまして、地方でも更にですね、充実させていく必要があるというふうに思います。特にその通常のその働いているときはいいんですが、何か会合があったりしたときですね、子供さんを預けるとかそういったまだ制度的にもそれから慣習的にもですね、確立していません。そういったところを充実する必要があるというふうに思います。住宅制度につきましてもですね、どんどんどんどん住宅の例えば国民金融公庫関係あるいはその住宅コンサルというのが民営化されておりますけれども、制度的にはですね、そのいわゆる民活というものをきちんと使った上でですね、制度的にはやはり国がある程度社会保障制度の一環の中で保

障をし、更に地方でもその地方ができることをですね、担っていくという必要があると思います。具体的には今議会の中でも論議されてましたですね、イターン者あるいは外からの若者定住とこういったことも促進するためのですね、住宅の建設というか今は住宅の用地がまだ十分ありますので、こういったものへの誘致とそこら辺の色々なアイデアをこれからは飯島町としても非常に必要とされているというところでありまして、以上です。

7 番 先程の趣旨説明からどうもはっきりしないのですが、その点 1 点お聞きしたいと思いますが、ここに出てきます 1 番の社会保障制度全般の一体的見直しとこれについては、介護医療も含むのか年金のみか、先程の説明だと年金のみのような言い回しでした。またただいまの中では介護医療というような言葉も出ましたが、どこを狙って言っているのか。それともう 1 つ町から町が議決して出す意見書であるならば町の実態というものがかかっておいて未加入者がこれからだけあるから飯島町としてもこういうことに当然配慮していかなくやなんと、わかりませんということをお聞きしたいと思いますが、その辺お答え願いたいと思います。

2 番 それでは 2 点のご質問だと思います。社会保障制度全般のことを訴えているようだが、その公的年金制度についてですね、強調しているようだという辺りのご質問であります。社会保障制度というのはですね、大きく分けて社会保険それから公的扶助それから社会福祉それから公衆衛生ということまでがだいたい含まれるわけでありまして、これは抜本的社会保障制度というのがそれだけ広範囲にわたっておりますので、その抜本改正というのはですね、それ全体にわたるといような理解であります。ただ、提案理由の説明でも申し上げましたけれども、その非常に広範にわたりますので具体性に欠けるというようない意見もありました。私も承知をしております。その中で公的年金制度についてですね、若干強調をしているとそういうことでもあります。勿論、今申し上げた各社会保障制度の各分野については、それぞれ問題を抱えているわけでありまして、それこそその広範になってしまっている、焦点が絞れないというようない意見書では確かによろしくないわけでありまして、そういう意味で公的年金制度というものを強調してそれに若干関連する国民的な課題ということをお聞きしたいと思いますが、取り上げているというふうには理解をしております。陳情者が出してきたというものをできるだけですね、大筋はやっぱり変えることはよろしくないということをお聞きしたいと思いますが、それから町が議決して出すべき意見書についてですね、当町の実状をやはり知っておかないというのはわかりませんというのはいけませんかということをお聞きいたします。全くそのとおりでございますね、十分お答えができないことをですね、申し訳なく思います。数字について。ただ、今ここで詳しく申し上げるというわけではございませんけれども、ご質問によってできる限りのお答えをしたいと思います。

7 番 そうなりますとこのね、大上段にかぶった社会保障制度の抜本的改革を求める意見書これは題名に間違いがあると思うんですよ。年金制度の抜本的改革を求める意見書ならこれはわかるわけですが、大上段に飾って社会保障制度ってこれは介護医療もすべて入るといってそれなら理解できるけれど、ここで年金制度だけ取り上げてどうのこう

の言ってもなかと、まず私の言いたいのはこの題名に異議ありということですが、いかがでしょう。

2 番 お答えいたします。ご指摘のそこはですね、私も全く感じないわけではございません。社会保障制度の抜本改革という、本当にその非常に広い範囲になりましてですね、やはりそれを出していくということには問題があるという意見もあったということはですね、申し上げたわけでありまして、しかしその年金制度だけという陳情者のですね、意向ではございません。したがって公的年金制度かなり主張されております。強調されておりますが、やはりその子育て支援から雇用対策、住宅政策ですね、社会保障制度全般にわたることですね、関わってきますのでこういったタイトルもですね、やむを得ないのかなというふうに承知を理解をしておりますので、その点ぜひご理解をお願いをしたいと思います。

議 長 他にございませんか。

6 番 それではお尋ねをいたします。基礎年金制度の改革をはじめ各種年金の一元化問題は当然わからないことはないけれども、提出者はそれじゃこの一元化の問題のその年金の基準をどこにおいてこれを提出してあるか、ちょっとお聞きしたいと思います。

2 番 参考人を呼ばなかったということもありましてですね、若干そのお答えをそれに対してですね、正確にご質問に対してお答えをできるかどうかわかりませんが、私が推測する範囲でお答えいたしますとその基礎年金制度の改革というのは、いわゆるその職業によってですね、年金が分かれている1階と2階があってですね、その1階部分しか教示していない方もおられると、1階部分については今国庫負担を3分の1から2分の1にしなければどうもやっていけないということが論議されておりますので、そういうようなですね、ところを要するに職業によって分かれているというものを不公平であるとか色んな課題がございましてですね、そういうことをできるだけですね、一元化していった基礎年金制度について果たしてその2階の部分もそうですけれども、賦課方式でいかどうかということも論議されておりますので、やはり積立方式にしなきゃいけないとかですね、税金の投入割合をどうするかということも話題になっておりますので、そういったことを全部含めてその一元化した方がすっきりすると言いますか、不公平感がなくなるんじゃないかとかこういうことでの改正でございます。基礎年金については、先程言ったように特に論議されてるのは国の関与の部分、やはり最低部分ですね、いわゆる憲法で保障されている25条でしたか保障されている部分というのは、その賦課方式積立方式ありますけれども、できれば税金と言いますかね広く集めた財源からみていくべきだとかこういう論議あります。そういったものを含めての抜本改正というふうに理解しております。

6 番 大変不満足な答弁ですけども、これ以上提出者に聞いても無理だと思いますので質問はこれで打ち切ります。

7 番 動議。休憩を求めます。

議 長 賛成者いますか。

動議は成立いたしますので、ただいまの動議、休憩動議について賛成の方起立願います。

議 長 〔賛成者起立〕
お座りください。それでは賛成多数によって休憩動議が決定いたしましたので、ここで休憩いたします。休憩。
午前11時40分 休憩
午前11時47分 再開

議 長 会議を再開致します。
質疑ございませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。提出者は自席にお戻りください。
これから討論を行います。反対討論ございませんか。

7 番 提案の内容から見ますと年金制度の抜本的改革というような意見を申し上げておるようでございます。題名において社会保障制度全般、社会保障制度の抜本的ということと内容が少し違うような気がいたしますので、とそれから飯島町の実態を掌握もなくてこういう意見書を出すということはいかなるものかと思っておりますので、反対をいたします。

議 長 賛成討論ございませんか。
討論ございませんか。

11 番 私も繰り返して申し上げたいと思っておりますけれども、非常に大きな問題です。その状況の中で国会においても非常に慎重審議の状況にございまして、この年金改革の問題については抜本的なその要因を含めたかたちの中でね、論議をしていかなきゃならん点である。ただ単純なかたちの中でこの点についての議会としての私は責任を持ってないという立場の中で反対をさせていただいた経過がございます。以上ような経過から更に引続いたかたちの中で今後の慎重審議を求めたいと思っておりますので、反対とさせていただきます。

議 長 他に討論ございませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
発議第1号 社会保障制度の抜本改革を求める意見書の提出についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方ご起立願います。

議 長 〔賛成者起立〕
お座りください。起立少数です。したがって発議第1号は否決されました。
以上で本日の日程は全部終了しましたので、会議を閉じます。
ここで町長から議会閉会のご挨拶をいただきます。

町 長 それでは3月議改定例会閉会にあたりまして一言お礼とご挨拶を申し上げます。去る3月4日から開会をいたしました本議会定例会におきまして、自立の道を住民とともに歩む改革第2幕、自立第1幕となる平成17年度各会計予算をはじめ諸施策の基本となる条例の改正等、いずれも平成17年度をスタートするための重要な案件29件をご提案をさせていただきました。議員各位には本議会並びに各常任委員会を通じて慎重審議を煩わし、連日にわたるご労苦に対し執心より経緯と感謝を申し上げます。お陰

をもちまして本日までに平成17年度予算並びに関係案件をいずれも原案どおり可決賜りましたこと重ねてお礼を申し上げます。今後の町制運営にあたりましては、私と職員が心をひとつにして厳しい中にも希望の持てる活力あるまちづくりのために一意精神努力してまいり所存でございます。なお、本議会や常任委員会の審議を通じてまた一般質問において種々賜りました各位のご貢献につきましては、心に留め置き住民と協働のまちづくりを進める中での行政運営の便とさせていただき、最善の努力をいたす所存でございます。さて、議員の各位の任期もいよいよ間近に迫りました。来る3月27日執行の飯島町議会一般選挙に引き続き立候補される方々におかれましてはご健闘を心からお祈り申し上げます。また、お伺いしますと幾人かの議員の皆さん方には後進に道を委ねる方もおいでになるとお聞きしております。今後議席を離れましても在任中と変わることなく町の発展のために従来に増してご指導お力添えをいただきますように心からお願いを申し上げます。最後になりましたが、本定例会にご出席をいただきました河野教育委員長さん、林代表監査委員さんには大変お忙しいところを誠にありがとうございました。以上申し上げまして閉会のご挨拶といたします。大変にありがとうございました。

議長

以上をもって、平成17年3月飯島町議会定例会を閉会します。

午前11時54分 閉会

上記の議事録は、事務局長 小林廣美の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するため、ここに署名する。

飯島町議会議長

署名議員

署名議員